

折居清掃工場更新施設整備運営事業

要求水準書

平成26年4月

城南衛生管理組合

折居清掃工場更新施設整備運営事業 要求水準書 目次

第1部 総則

第1章 事業の概要

第1節 基本事項	1
第2節 民間事業者の業務範囲	2
第3節 事業用地の概要	4

第2章 共通事項

第1節 全体計画	6
第2節 計画主要目	7
第3節 その他の事項	13

第2部 本施設の設計・施工業務

第1章 設計・施工に関する基本的事項

第1節 施設設計	16
第2節 ユーティリティ計画	20
第3節 施設施工	21
第4節 材料及び機器	25
第5節 試運転及び指導期間	26
第6節 性能保証	27
第7節 かし担保	33
第8節 提出図書	35
第9節 検査及び試験	38
第10節 正式引渡し	39
第11節 予備品及び消耗品等	39
第12節 関係法令等の遵守	40

第2章 プラント設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様	42
第2節 受入供給設備	47
第3節 燃焼設備	59
第4節 燃焼ガス冷却設備	66
第5節 排ガス処理設備	82
第6節 余熱利用設備	88
第7節 通風設備	97

第8節	灰出設備	104
第9節	給水設備	116
第10節	排水処理設備	118
第11節	電気設備	123
第12節	計装制御設備	137
第13節	雑設備	147
第3章 建築工事仕様		
第1節	計画基本事項	155
第2節	建築工事	157
第3節	外構工事	176
第4節	建築機械設備工事	180
第5節	建築電気設備工事	187
第4章 現折居清掃工場の解体工事等		
第1節	総則	196
第2節	工事概要	198
第3節	事前調査	201
第4節	ダイオキシン類等の解体作業管理区域	203
第5節	解体標準フロー	204
第6節	工事別仕様	205
第7節	その他の工事条件	215
第8節	提出図書	216
第9節	関係法規及び規格	218
第3部 本施設の運営業務		
第1章 運営業務に関する基本的事項		
第1節	業務計画	219
第2節	維持管理・運営体制	221
第3節	運営計画等の作成、更新	223
第4節	事業期間終了時の取扱い	224
第5節	関係法令等の遵守	227
第2章 施設運営に関する要件		
第1節	受付管理業務	228
第2節	運転管理業務	228
第3節	用役管理業務	234

第4節	維持管理業務	234
第5節	余熱利用管理業務	237
第6節	搬出管理業務	237
第7節	情報管理業務	238
第8節	その他の業務	239
第9節	組合によるモニタリングの実施	240
【添付資料一覧】		242

第1部 総則

本要求水準書は、城南衛生管理組合（以下「組合」という。）が整備する折居清掃工場更新施設の建築物及びプラント設備、構内道路等の外構の全て（以下「本施設」という。）の設計・施工及び現折居清掃工場の解体撤去及び跡地整備並びに本施設稼働後の運営を行う折居清掃工場更新施設整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、組合が要求する最低限の水準を示すものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備又は業務等については、本要求水準書等に明記されていない事項であっても、民間事業者の責任において全て完備又は遂行するものとする。また、本要求水準書を満たさない場合、民間事業者の責任において本要求水準書を満たすよう改善しなければならない。

基本契約、建設工事請負契約、運営業務委託契約、質疑回答書、入札説明書、要求水準書の間に齟齬がある場合は、基本契約、工事請負契約、運営委託契約、質疑回答書、入札説明書、要求水準書の順にその解釈が優先するものとする。

本要求水準書において使用される用語は、本要求水準書に特段の規定がある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、折居清掃工場更新施設整備運営事業入札説明書の定義によるものとする。

また、民間事業者の提出した事業提案書類及び施設設計図書は、以下の取扱いとする。

- ・契約の締結に当たり、契約図書の一部とする。
- ・事業提案書類は、民間事業者に履行義務があるものとする。ただし、組合の判断により履行義務としない場合がある。

なお、本要求水準書に明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。また、〔 〕内の表示は組合が標準と考えるものであり、協議により変更可能とする。〔 〕内の非表示は民間事業者の提案によるものとする。

第1章 事業の概要

第1節 基本事項

1.1 事業名

折居清掃工場更新施設整備運営事業

1.2 事業期間

事業期間は、契約締結日から平成50年3月31日までの約23年間とする。

1.3 事業の構成

本事業は、主として次に示す2つの業務から構成されるものであり、各業務の内容、実施期間等は次に示すとおりである。

(1) 本施設の設計・施工業務

- ① 工事内容 本施設の設計・施工及び現折居清掃工場解体撤去等工事
- ② 建設期間 契約締結日から平成32年3月31日まで
- ③ 本施設引渡し 平成30年3月31日まで
- ④ 現折居清掃工場の解体設計、解体工事及び跡地利用整備 平成30年4月1日から
平成32年3月31日まで

(2) 本施設の運營業務

- ① 委託内容 本施設の運転、点検管理、修繕・更新工事、用役管理等
- ② 運営準備期間 契約締結日から平成30年3月31日まで
- ③ 運営期間 平成30年4月1日から平成50年3月31日まで（20年間）
（運営期間終了後、5年間は大規模な修繕が不要な状態で引渡し。）

1.4 事業方式

本事業はDBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

民間事業者は、単独又は共同企業体を設立（以下「建設請負事業者」という。）し、本施設の設計・施工に係る業務（以下「設計・施工業務」という。）を行う。

民間事業者は、特別目的会社（SPC）（以下「運営事業者」という。）を設立し、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下「運營業務」という。）を行う。

なお、組合は本施設を30年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は30年間の使用を前提として各業務を行うこととする。

組合は、本施設の設計・施工業務及び運營業務に係る資金を調達し、本施設を所有するものとする。

第2節 民間事業者の業務範囲

2.1 本施設の設計・施工業務

本施設の設計・施工業務は以下のとおりであり、詳細については、第2部を参照のこと。

(1) 設計業務

プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事の設計を行う。建設請負事業者は、自らの判断により必要に応じて地質調査等の追加調査を行う。

また、現折居清掃工場の解体工事に先立ち、所轄の労働基準監督署長に提出する解体作業計画書を作成する。「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」

等に従い、現折居清掃工場のダイオキシン類、アスベスト等の汚染物の調査を行う。

(2) 施工業務

プラント設備工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事を行う。必要に応じ、現折居清掃工場の一部改造に伴う解体撤去工事を行う。また、試運転及び引渡性能試験を行い、本施設を組合に引き渡す。

(3) 解体業務

現折居清掃工場及び管理棟の解体工事を行う。また、解体で発生した有価物及び廃棄物の処理、処分を行う。

(4) 跡地利用工事業務

現折居清掃工場及び管理棟の解体後の跡地利用として、以下の工事を行う。なお、ごみ収集車の洗車場は、本施設の建設と並行して整備できる場合は先行整備してもよい。

また、跡地内に別途、新しい組合の事務所棟を現管理棟の跡地に設置する計画（別事業。事務所棟は建築面積 1,100 m²、2 階建てを想定する。また、南西部の隣接する現駐車場に新たに 80 台程度が停車できる駐車場の整備を想定する。）であることに留意のこと。

- ① ごみ収集車の洗車場整備（4 台分高圧水洗浄方式）
- ② アスファルト舗装（駐車場用線引きを含む。）
- ③ 車庫棟整備（倉庫含む。）
- ④ 緑地整備（芝張り含む。）
- ⑤ 外構工事（フェンス設置工事、雨水排水工事等）

2.2 本施設の運営業務

本施設の運営業務は以下のとおりであり、詳細については、第 3 部を参照のこと。

(1) 受付管理業務

本施設に搬入したごみの受付及び計量を行う。また、計量した記録の集計、保管、管理、報告を行う。

(2) 運転管理業務

本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に施設を運転する。本施設に処理不適物が搬入されないよう、搬入車に対して適切な誘導、指導を行う。また、搬入されたごみの性状について、定期的に分析・管理を行う。

(3) 用役管理業務

本施設の稼働に必要な助燃材、薬剤等を確保する。

(4) 維持管理業務

本施設の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む。）、補修・修繕を行う。また、消耗品、予備品の調達、管理を行う。

(5) 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電を行う。発電した電気は、本施設を稼働する上で使用し、余剰分は売却する。ただし、売電契約は組合が行い、余剰電力の売電収入は組合に属する。

また、余熱の一部を隣接する山城総合運動公園に供給する。

(6) 搬出管理業務

本施設の運転に伴い発生する焼却灰、飛灰等を場外に搬出するため、場内での積み込み作業までを行う。なお、焼却灰、飛灰等の運搬及び処分は組合が行う。

(7) 情報管理業務

上記(1)～(6)及び下記(8)の業務に関する記録等を整理、管理する。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表する。

(8) その他業務

その他の業務として、以下の業務を行う。

- ① 運営事業終了時の引継業務
- ② 本施設の安全管理及び警備業務
- ③ 清掃業務（一部、組合で実施）
- ④ 環境影響評価の事後調査
- ⑤ 周辺住民対応（一部、組合で実施）
- ⑥ 施設見学者対応支援（見学以外の住民の施設利用の支援を含む。）

第3節 事業用地の概要

3.1 事業用地

1) 場所

京都府宇治市宇治折居 18 番地（現折居清掃工場の敷地内）

2) 敷地面積

事業用地面積：30,238 m²

3.2 事業用地の状況

事業用地は、現折居清掃工場の敷地内にあり、更新施設建設予定地の現用途は主に緑地広場である。周辺は公園用地（山城総合運動公園）と林地による斜面地である。

3.3 地形・地質

事業用地は、山林を開発した盛土である。測量・地質調査の結果は添付資料 1-1 現況実測平面

図、添付資料 1-2 基準点座標、添付資料 2-1 地質調査報告書及び添付資料 2-2 地質調査巻末添付資料のとおりである。

3.4 地域地区等

事業用地の地域地区等は、次のとおりである。なお、宇治市開発事業ガイドラインを遵守すること。

- ・市街化調整区域
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%
- ・高度地区指定なし
- ・防火地域指定なし
- ・日影規制なし
- ・宅地造成規制区域
- ・都市施設（ごみ焼却場）：都市計画決定済

3.5 景観形成

「（略称）宇治市まちづくり・景観条例」及び宇治市景観計画（平成 20 年 4 月策定）の規定を遵守すること。

3.6 搬入道路

事業用地への搬入道路及び搬入口は添付資料 3 搬入道路図のとおりである。

第2章 共通事項

第1節 全体計画

1.1 本事業における基本方針

組合では、今後のごみ処理のあり方として、効率的なごみの減量を進め、適正な廃棄物処理システムを構築するとともに、管内において発生するごみを長期的かつ安定的に処理できる体制の構築を目指し、ごみ処理に関する基本方針を以下のとおり定めている。

基本方針1（排出段階での対策）：構成市町との連携による排出抑制の徹底

基本方針2（再資源化対策）：効率的かつ多様な再資源化体制の整備による循環型社会の構築

基本方針3（適正処理対策）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続による低炭素社会の構築

本事業においては、上記の基本方針の実現に向けて、「高効率ごみ発電施設」として余熱を有効利用するとともに、省エネルギーを図った環境にやさしい施設とすることで、住民にも理解される循環型社会及び低炭素社会の構築を目指す。

また、各設備は最新の技術を導入し、万全の公害対策のもと、安全で住民に親しまれる施設を目指す。本施設を30年稼働させることを念頭におき、長期にわたり連続して安定運転ができるものとする。

本施設の基本方針は、住民の理解を得ながら循環型社会及び低炭素社会を構築することを目指し、長期にわたり連続して安定運転できることを念頭において、以下の4点とする。

- ① 安全・安定的に処理できる施設
- ② 環境に配慮した施設
- ③ 経済性に優れた施設
- ④ ごみの持つエネルギーと水資源の有効利用

建設請負事業者及び運営事業者は、上記を踏まえ、本業務に取り組むこと。

1.2 一般事項

建設請負事業者及び運営事業者は、以下の計画を踏まえ、本業務に取り組むこと。

- (1) 各設備は最新の技術を導入し、本施設を30年稼働させることを念頭におき、長期にわたり連続して安定運転ができるものとする。
- (2) 建設から運転・維持管理を含めたライフサイクルコストの低減を図り、経済的効果の高い施設を目指すこと。
- (3) 施設の運転、補修・修繕等が容易に行えるように配慮すること。
- (4) 循環型社会及び低炭素社会の構築に寄与する施設として、「高効率ごみ発電施設」として余熱を有効利用するとともに、省力、省エネルギーを図った施設とすること。

- (5) 万全の事故防止対策、災害（地震・台風）対策を講じ、安全で災害に強い施設とすること。
- (6) 公害防止対策は万全を期したものとし、特にダイオキシン類をはじめとする排ガス、騒音、振動、悪臭対策については、周辺環境に影響のないよう考慮すること。
- (7) 良好な作業環境の確保のために必要な設備を設けること。
- (8) 本施設の運転員、ごみの搬入者、施設見学者等の本施設を使用する全ての人の安全性確保に努めること。また、身体障害者にも配慮した設計とすること。
- (9) ごみ問題・環境保全など総合的な環境に関する事項について市民啓発する環境学習拠点となる施設を目指すこと。
- (10) 積極的な情報発信や住民等の施設利用の支援等により、住民と信頼関係が構築でき、親しまれる施設を目指すこと。
- (11) 組合はISO適合自主宣言団体であることから、民間事業者は業務の遂行にあたり、環境保全を心がけ、環境汚染の予防に努めること、またISO活動（ISO14001 の取得等）・地球温暖化防止活動（節電活動等）の取り組み要請があった場合は協力すること。

第2節 計画主要目

2.1 処理能力

1) 公称能力

指定したごみ質の範囲内において 115 t /24 h（57.5 t /24h×2 炉）の処理能力を有すること。

2) 計画ごみ量

本施設で処理するごみの種類及び各年度の処理対象量は、以下のとおりである。

なお、計画処理量は、「クリーン21長谷山」との連携のもとで調整を行い、運営期間中（20年間）に大きな変動はない計画である。

計画処理量：30,900 t /年

家庭系 可燃ごみ	直接搬入 可燃ごみ	事業系収 集可燃ご み	破碎後の 可燃ごみ	破碎不適 物からの 可燃物	プラスチ ック製容 器包装の 選別残さ	災害廃棄 物	計
28,712 t	0 t	1,684 t	504 t	0 t	0 t	0 t	30,900 t

(参考) 組合全域

家庭系 可燃ごみ	直接搬入 可燃ごみ	事業系収 集可燃ご み	破碎後の 可燃ごみ	破碎不適 物からの 可燃物	プラスチ ック製容 器包装の 選別残さ	災害廃棄 物	計
59,721 t	19,717 t	1,684 t	6,350 t	215 t	376 t	7,337 t	95,400 t

計画処理量=95,400 t - (クリーン 21 長谷山処理可能量 64,500 t) =30,900 t

3) 計画ごみ質

ごみの性状は以下のとおりである。

	低位発熱量		3成分			単位体積重量 (見掛比重) (t/m ³)
	(kcal/kg)	(kJ/kg)	水分 (%)	可燃分 (%)	灰分 (%)	
低質ごみ	1,400	5,850	65.0	30.1	4.9	0.25
基準ごみ	2,000	8,360	50.8	42.6	6.6	0.20
高質ごみ	2,500	10,450	37.2	54.4	8.4	0.14

※1 kcal=4.186kJ

元 素	炭素	水素	窒素	酸素	硫黄	塩素
比率 (%)	50.18	7.96	0.64	40.65	0.08	0.49

※ごみ可燃分中の元素組成

※100%換算値

2.2 主要設備方式

1) 炉形式

全連続燃焼式

2) 稼働時間

1日24時間運転、年間280日稼働(1炉当たり)

3) 運転方式

本施設は、2炉で構成し、定期修理時、点検時には1炉のみ停止し、他の炉は原則として常時運転する。また、クレーン設備、飛灰処理設備等の共通設備についても複数系列として1系列が点検していても他系列が運転できるように配慮すること。複数系列とできない機器は同機器の定期修理時、点検時に安全な作業が確保できるように十分に配慮すること。

なお、本施設は90日以上連続運転が可能ないように計画すること。

4) 設備方式

(1) 受入供給設備 ピットアンドクレーン方式

(2) 燃焼設備 ストーカー方式

※焼却灰・飛灰は、大阪湾広域臨海環境整備センターへ埋立処分を委託する。(運搬を含み、別事業である。)

(3) 燃焼ガス冷却設備 廃熱ボイラ方式

(4) 排ガス処理設備 ろ過式集じん(乾式有害ガス除去方式) + 無触媒脱硝等方式(アンモニア噴霧)

- ※使用薬剤はアンモニアに限定しない。
- (5) 余熱利用設備 山城運動総合公園への温水供給
[給湯供給(場内)]
※民間事業者の提案による
- (6) 発電設備 蒸気タービンによる発電
※高効率ごみ発電施設(発電効率14%以上)
- (7) 通風設備 平衡通風方式
- (8) 灰出設備 ピットアンドクレーン方式
- (9) 飛灰処理設備 薬剤処理方式
- (10) 給水設備
- ① 生活用水 上水(宇治市上水本管より引き込み)
- ② プラント用水 上水(宇治市上水本管より引き込み)
- (11) 排水処理設備 積極的に再利用するが、確実に下水放流基準を遵守するよう排水処理を行ったうえで下水放流(プラント排水30m³/日未満を常時放流可)

2.3 余熱利用計画

本施設の処理工程等として使用する。また、余熱を利用し発電(発電効率14%以上)を行う。

また、余熱の一部(40℃以上の温水)を隣接する山城総合運動公園に供給する。ただし、可能な限り発電に影響がないようにすること。

なお、白煙防止装置は設置しないが、白煙が見えにくいよう配慮すること。

2.4 搬入出車両

1) 搬入車両

本施設への搬入車両は以下のとおりである。

(1) ごみ収集車(可燃ごみ)

2～4tパッカー車、10t車(中継車、破碎可燃運搬車)など

※10t車は、沢ごみ中継場及び(仮称)粗大ごみ処理施設から搬入されるものである。

(2) ごみ搬入日

5日/週(月、火、水、木、金)

※将来変更となる可能性もあり、土曜日、日曜日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除き、組合が指示する場合はごみを受入れること。

(3) ごみ収集台数

2～4tパッカー車：100～150台/日

10 t 車 : 5~10 台/日

(4) 薬品類等搬入車 タンクローリー車他

2) 搬出車両

本施設からの搬出車両は以下のとおりである。

- (1) 焼却灰搬出車 10 t 車
- (2) 飛灰処理物搬出車 10 t 車
- (3) その他車両（磁選物等搬出） 10 t 車

2.5 焼却条件

- (1) 燃焼室出口温度 850°C以上
- (2) 燃焼ガス滞留時間（燃焼室） 上記燃焼温度でのガス滞留時間 2 秒以上
- (3) CO濃度 煙突出口のCO濃度 1 時間平均値 100ppm以下 (O₂12%換算)
かつ 4 時間平均値 30ppm以下 (O₂12%換算)
- (4) 安定燃焼 100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させないこと。
- (5) 焼却残渣の熟しゃく減量 5 %以下

2.6 公害防止基準

1) 排ガス基準

建設請負事業者及び運営事業者は、以下の管理基準値を遵守して計画・設計を行うこと。

項目	法規制値	管理基準値
ばいじん	0.04g/m ³ N	0.01g/m ³ N
硫黄酸化物	(K値 2.34)	20ppm
窒素酸化物	250ppm	80ppm
塩化水素	700mg/m ³ N (約 430ppm)	約 33 mg/m ³ N (20ppm)
一酸化炭素	30ppm	30ppm
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N

※表中は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値

※一酸化炭素は 4 時間平均値

※ダイオキシン類の要監視基準（第 4 部第 2 章第 2 節 2.9 参照）は 0.05 ng-TEQ/m³N以下とすること。

2) 排水基準

下水放流基準は、下水道法施行令及び宇治市下水道条例による。建設請負事業者及び運営事業者は、以下の排除基準を遵守して計画・設計を行うこと。

項目	排除基準 (数値以下)	
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	
シアン化合物	1 mg/L	
有機燐化合物	1 mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	
六価クロム化合物	0.5 mg/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/L	
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	
ジクロロメタン	0.2 mg/L	
四塩化炭素	0.02 mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	
チウラム	0.06 mg/L	
シマジン	0.03 mg/L	
チオベンカルブ	0.2 mg/L	
ベンゼン	0.1 mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	
ほう素及びその化合物	10 mg/L	
ふっ素及びその化合物	8 mg/L	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	
フェノール類	1 mg/L	
銅及びその化合物	3 mg/L	
亜鉛及びその化合物	2 mg/L	
鉄及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10 mg/L	
クロム及びその化合物	2 mg/L	
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/L	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	380 mg/L未満	
水素イオン濃度 (pH)	5 を超え 9 未満	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	3000 mg/L未満	
浮遊物質 (SS)	3000 mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ. 動植物油脂類含有量	30 mg/L
	ロ. 鉱油類含有量	5 mg/L
窒素含有量	240 mg/L未満	
磷含有量	32mg/L未満	

温度	45℃未満
沃素消費量	220 mg/L未満

3) 騒音基準

本施設から発生する騒音については、市街化調整区域のため騒音規制法の対象外であるが、現折居清掃工場の管理目標値同等レベルである敷地境界線上の騒音レベルを50dB以下とすること。

地域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
敷地境界	50dB以下	50dB以下	50dB以下

4) 振動基準

本施設から発生する振動については、市街化調整区域のため振動規制法の対象外であるが、現折居清掃工場の管理目標値同等レベルである敷地境界線上の振動レベルを55dB以下とすること。

地域の区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
敷地境界	55dB以下	55dB以下

5) 悪臭基準

本施設から発生する悪臭については、敷地境界において、以下のとおりとすること。
また、臭気強度2.5以下、臭気指数10以下とする。

項目		敷地境界	
悪臭防止法	アンモニア	ppm	1 以下
	メチルメルカプタン	ppm	0.002 以下
	硫化水素	ppm	0.02 以下
	硫化メチル	ppm	0.01 以下
	二硫化メチル	ppm	0.009 以下
	トリメチルアミン	ppm	0.005 以下
	アセトアルデヒド	ppm	0.05 以下
	プロピオンアルデヒド	ppm	0.05 以下
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009 以下
	イソブチルアルデヒド	ppm	0.02 以下
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	0.009 以下
	イソバレルアルデヒド	ppm	0.003 以下
	イソブタノール	ppm	0.9 以下
	酢酸エチル	ppm	3 以下
	メチルイソブチルケトン	ppm	1 以下
	トルエン	ppm	10 以下
スチレン	ppm	0.4 以下	

キシレン	ppm	1	以下
プロピオン酸	ppm	0.03	以下
ノルマル酪酸	ppm	0.001	以下
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	以下
イソ吉草酸	ppm	0.001	以下

また、気体排出口において、特定悪臭物質の種類毎に、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次式により算出して得られた流量を許容限界とする。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q : 流量 (m ³ N/時) He : 補正された排出口の高さ (m) Cm : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)
規制対象物質 : アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

6) 飛灰処理物の溶出基準

飛灰処理物の溶出基準は、下記の基準値以下であること。

項目	基準値
アルキル水銀化合物	mg/L 検出されないこと
水銀又はその化合物	mg/L 0.005 以下
カドミウム又はその化合物	mg/L 0.3 以下
鉛又はその化合物	mg/L 0.3 以下
六価クロム又はその化合物	mg/L 1.5 以下
砒素又はその化合物	mg/L 0.3 以下
セレン又はその化合物	mg/L 0.3 以下

7) 焼却残渣のダイオキシン類含有量

焼却残渣（焼却灰、飛灰処理物、その他埋立対象物）のダイオキシン類含有量は、下記の基準値以下であること。

項目	基準値
ダイオキシン類	ng-TEQ/g 3 以下

第3節 その他の事項

(1) 関係法令に基づく許認可等申請、届出手続の協力

建設請負事業者及び運営事業者は、関係法令に基づき関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合は、速やかに手続を行い、組合に報告すること。手続に際しては、あらかじめ

組合に書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行うこと。

また、組合が直接関係官庁へ認可申請、報告、届出等を必要とする場合、建設請負事業者及び運営事業者は書類作成等について協力し、その一切の経費を負担すること。

(2) 循環型社会形成推進交付金の申請等への協力

循環型社会形成推進交付金の申請等にかかる手続は組合が実施するが、建設請負事業者は年度毎に組合が行う申請手続等に協力するものとし、関連資料等の作成を行うこと。

関係資料には、高効率ごみ発電設備の交付要件である長寿命化計画を含むものとし、環境省「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」に準じて作成すること。

(3) 環境影響評価書の遵守

建設請負事業者及び運営事業者は、事業期間を通じて組合が作成した環境影響評価書に基づき本事業を行うこと。また、環境影響評価の事後調査を実施すること。調査項目は「大気質」、「騒音」、「景観」、「温室効果ガス」、「廃棄物」を想定するが、実際は環境影響評価書を順守して行うこと。

(4) 組合のモニタリングへの協力等

組合は、事業期間を通じて、建設請負事業者及び運営事業者が行う業務の実施状況等について、モニタリング（監視）を行うため、必要な協力を行うこと。なお、組合は、モニタリング（監視）を行うに際し、第三者の協力を求める場合もある。

モニタリングの結果、組合が行う修正や作業の指示については、建設請負事業者及び運営事業者は合理的な理由がない限り指示に従うこと。

また、建設請負事業者及び運営事業者は、組合へ提出する各種報告書等作成のために自らの費用で自主モニタリングを行うこと。

(5) 連絡協議会の参加

組合は、運営業務の実施結果を検査する際に、修繕・更新工事の実施内容や実施方法等の検討、実施結果の確認、要求水準未達時の改善対策の検討等において、建設請負事業者及び運営事業者間で行われる協議等の調整を行うため、連絡協議会を必要に応じ開催する。なお、組合は、この連絡協議会に第三者を出席させる場合がある。

建設請負事業者及び運営事業者は、組合の要請に応じ、運営期間中に開催する連絡協議会へ参加すること。開催の際は、必要な協力を行うこと。

(6) 議事録の作成

建設請負事業者及び運営事業者は、組合との協議事項については、議事録を作成し、組合に提出すること。連絡協議会についても同様とする。

(7) 地元雇用・地元企業の活用

建設請負事業者及び運営事業者は、本業務の実施に当たり、可能な限り地元雇用や地元企業を活用し、工事や資材等の調達等に配慮すること。

なお、地元とは組合構成市町内を指す。

(8) 土壌汚染対策法への対応

本事業では、一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質の変更を行うことから、組合は、土壌汚染対策法第4条第1項の規定による届出を行うが、その際、京都府から同法に基づく調査命令が出る見込みである。その場合は、平成26年度に組合で現折居清掃工場工場棟の内側部分を除いた範囲の土壌汚染に関する調査を実施する。

また、建設請負事業者は、現折居清掃工場の解体工事に先立ち、本事業の中で現折居清掃工場工場棟の内側部分の土壌汚染に関する調査を実施すること。調査内容は以下を見込むこと。

項目		調査内容
調査の対象となる特定有害物質の種類		カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
調査内容	測量等	土壌汚染対策法施行規則第4条に定められた方法により、以下の土壌汚染状況調査を行う格子の設定を行う。また、以下の「試料採取等を行う区画の選定」の結果に従って、試料採取等（ボーリング）地点を現地に設定する。
	土壌汚染のおそれの把握	土壌汚染対策法施行規則第3条に定められた、調査対象地の「土壌汚染のおそれの把握」（「情報の入手・把握」「試料採取等対象物質の種類の特定」「土壌汚染のおそれの区分の分類」）を行うこと。
	試料採取等	「試料採取等を行う区画の選定」の結果に従い、「土壌溶出量調査」「土壌含有量調査」（調査地点及び深度の設定、ボーリング等による土壌試料採取、土壌溶出量・含有量分析）を行うこと。 （想定される試料採取） ・5点混合 4ヶ所 ・3点混合 3ヶ所 ・2点混合 2ヶ所
その他		本調査は、土壌汚染対策法第4条に基づく土壌汚染状況調査として、同法第3条第1項の規定により環境大臣の指定する者（指定調査機関）が実施することとし、これを証明する書類の写しを提出すること。 また調査実施者はその遂行にあたり、「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」第11条による技術管理者として登録されているものを責任者（以下「技術管理者」）として配置し、調査全般の統括管理・打合せ協議等にあたらせること。

第2部 本施設の設計・施工業務

第1章 設計・施工に関する基本的事項

本要求水準書は、本事業の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本施設の目的達成のために必要な設備、又は性能を発揮させるために当然必要と思われるものについては、建設請負事業者の責任において全て完備すること。

また、本要求水準書に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び施工の細目については、組合の指示に従うこと。

第1節 施設設計

1.1 全体計画

以下の項目に留意し、本施設の設計・施工を行うこと。

- (1) 全体配置計画は添付資料4 工事計画図（想定）を参考とし、以下の条件を踏まえ、事業用地の形状や地域の立地特性及び周辺環境に配慮した計画を提案すること。
 - ① 管理棟及び計量棟は折居清掃工場更新施設（工場棟）と合棟とする。
 - ② 本敷地の搬入出口は、現折居清掃工場と同様の位置からを原則とする。
- (2) 本施設は、環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象施設（高効率ごみ発電施設）であるため、建設請負事業者は、当該交付金交付要綱等に適合するように設計・施工を行うこと。
- (3) 設計・施工上必要な調査は、建設請負事業者の責任において実施し、組合に報告すること。
なお、組合にて地形測量、地質調査は実施済みであるが、建設請負事業者において追加調査が必要と判断する場合は、建設請負事業者の負担で調査を行うこと。また、電波障害の調査を行うこと。
- (4) 本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有したうえで高度な余熱利用を実現するとともに、省力、省エネルギー機器の導入及び管理的経費の節減、システムの簡略化を十分考慮すること。また、各機器・器具は最新製品を選定すること。
- (5) 本要求水準書に記載してある機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの（電話、TV、モニタ、AV機器、制御機器）については、各々の機器類の発注時点において最新機器を納入すること。なお、運転管理等に必要な構内連絡用無線についても、最新機器を納入すること。
- (6) 建物内部は、運転管理、保守管理が容易に行えるよう動線計画を立て、各設備を適切に配置して、本施設全体として十分に機能発揮ができるよう配慮した施設とすること。
- (7) 定期整備等に伴う工事等も容易に行えるように、動線、作業スペースを確保するとともに必要な設備を設置すること。

- (8) 本施設には自然光を多く取り入れ、明るく清潔なイメージとし機能的でゆとりのある施設とすること。また、建物や煙突の形状、色彩及び植栽計画は、周辺環境との調和を十分に考慮すること。
- (9) フェールセーフ設計の採用や監視カメラ・センサー等の設置による事前にトラブルを発見のためのシステム導入など万全の事故防止対策を講じること。
- (10) 地震・台風・雷等の災害対策を講じ、安全で災害に強い施設となるよう考慮する。特にユーティリティの確保において必要な対策を講じること。
- (11) ごみ収集運搬車両・その他車両、歩行者（施設見学者を含む。）などが安全で円滑に通行ができる動線計画とすること。

1.2 環境保全計画

本施設的设计・施工に際しては、公害関係法令（ダイオキシン類発生防止等ガイドライン含む。）及びその他関係法令に適合するとともに、これらを遵守した構造・設備とすること。

1) 騒音

騒音の発生源となる設備は極力建屋内の外壁に面していない部屋に設置することとし、設備は低騒音型を選定すること。また、二重壁や内壁等に吸音材を貼り付ける等、騒音基準を遵守すること。

2) 振動

振動の発生源となる設備は強固な基礎上に設置することとし、設備は低振動型を選定すること。特に、振動の大きい機器は独立基礎にするなど、振動が施設全体に及ばないように配慮するとともに、効果的に防振基礎を設置すること。

3) 粉じん

粉じんが発生する機器又は場所には、環境集じん対策の設備の設置や機器類の屋内配置など、対策を講じること。

4) 悪臭

悪臭の発生しやすい機器又は場所には臭気対策を講じること。

ごみピットから発生する臭気については、ピット内の空気を焼却炉の燃焼用空気として利用してピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れないようにすること。また、ピットへのごみ投入口には投入扉を設置し、ごみ搬入時のみ自動開閉できるようにするとともに、プラットホームの入口に搬入室（搬入室には室内に計量機を設置）を設置し、搬入室の出入口（外部側）に高速シャッター及びエアカーテンを設置すること。プラットホームの出口にもエアカーテンを設置すること。エアカーテンには、吹出部と吸込部とを設け、確実な効果が得られるものとする。

なお、焼却炉全停止中の悪臭対策として、脱臭装置を設けること。

5) 排水対策

設備から発生する各種の汚水は、本施設の排水処理設備に送水して処理し、本施設で積極的に再利用すること。確実に下水放流基準を遵守するよう排水処理を行ったうえで、下水放流することとし、下水道本管に接続すること。（プラント排水 30m³/日未満を常時放流可）

6) 焼却灰等の飛散防止

焼却灰等の飛散防止に留意した設計とすること。また、焼却灰と飛灰とは分離貯留とすること。

1.3 運転管理

本施設の運転管理は必要最小限の人数で運転可能なものとし、各工程は機械化、自動化に努め、安定化、安全化、省力化を図るとともに、運転効率の向上と経費の節減を図ること。また、施設管理は、施設全体のフローの制御及び監視が可能になるよう中央監視・制御装置を設置するなど運営の効率化に配慮すること。

1.4 安全衛生管理

「廃棄物処理事業における労働安全衛生対策の強化について/平成5年3月/衛環56号/厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知」等を踏まえ、安全衛生管理に配慮した設計を行うこと。

1) 安全の確保

運転管理における安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保など）に留意すること。また、労働者が感電する危険のある電気機械器具の充電部分には、絶縁覆い等を設けること。

設備、装置の配置、据付、建設は、全て労働安全衛生法令及び規則の定めるところによるとともに、運転・作業・保守点検等に必要な歩廊、階段、手摺り及び防護柵等を完備し、地下部分における酸欠等の事故防止のため換気装置を設けること。バルブの開閉札、注意札、名称札、操作順序札等を取付けること。また、必要な場所には、危険表示、酸欠表示板等を取り付けること。

2) 作業環境

関連法令に準拠して安全、衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、粉じん防止、騒音・振動防止、換気及び必要照度の確保、ゆとりあるスペースの確保を心がけ、特に機器側1mにおける騒音が80dB（A特性値）を超えると予想されるものについては、原則として、機能上及び保守点検上支障のない程度において減音対策を施すこと。また、機械騒音が特に著しい送風機やコンプレッサ等は、これを別室に収納するとともに、部屋は吸音工事等を施すこと。

労働安全衛生法等による安全標識、電気事業法による標識、薬品の取扱いに関する要領を表示するための掲示板を設置すること。

平成26年1月10日付厚生労働省の「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露

防止対策要綱」（基発第 401 号の 2）を考慮し、作業環境（通常の業務において作業者が立ち入る場所）のダイオキシン類濃度が 2.5pg-TEQ/m³N以下となるように施設側で対応できるものはその措置を講じること。また、ダイオキシン類の管理区域を明確にするとともに、非管理区域には管理区域を通過せずに往来できる動線を確保すること。

居室内については、改正建築基準法（平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）に準じたシックハウス対策を施すとともに、厚生労働省が「室内空気汚染に係るガイドライン」に示す指針値及び暫定目標値をクリアできること。

二硫化炭素・硫化水素等の発生が認められる箇所には、密閉化又は局所排気装置等を設け、発散抑制対策を十分考慮すること。特に飛灰処理剤を直接扱う箇所等、二硫化炭素にばく露する恐れのある所には、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を完備すること。また作業者等が見やすい場所に二硫化炭素が人体に及ぼす作用、飛灰処理剤の取扱い上の注意事項及び中毒が発生した場合の応急措置等を記載したパネルを必要箇所に設置する等、厚生労働省、関係官庁からの通知、指導を遵守し、二硫化炭素ばく露防止に努めること。

3) 防災設備

建築基準法、消防法その他の関連法規を遵守した防災設備を設けること。設計・施工に当たっては、建築関係を所管する関係機関と事前に協議を行い、その指示にしたがうこと。

1.5 設計及び変更

- (1) 実施設計に先立ち、基本設計図書を提出すること。なお、基本設計図書は、要求水準書の内容を遵守したうえで、本事業の事業者選定時に提出した事業提案書類と齟齬がない内容とすること。
- (2) 実施設計は、原則として事業提案書類及び契約後に提出する基本設計図書によること。事業提案書類及び基本設計図書に対して部分的な変更を必要とする場合には、機能及び施設運営上の内容が同等以上の場合において、組合の指示又は承諾を得て変更することができる。
- (3) 実施設計期間中、事業提案書類及び基本設計図書の中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合、事業提案書類及び基本設計図書に対する改善変更を建設請負事業者の負担において行うこと。
- (4) 実施設計完了後に、実施設計図書に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、建設請負事業者の負担において実施設計図書に対する改善変更を行うこと。
- (5) その他、本施設の施工に当たって変更の必要が生じた場合は、組合と契約する工事請負契約に定める条項によるものとする。

1.6 建築工事及び建築設備工事の設計業務

- (1) 建設請負事業者は、建築工事及び建築設備工事の設計業務について、管理技術者を配置する

こと。

- (2) 設計業務を行う管理技術者の資格要件は、建築士法による一級建築士、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士とする。

1.7 施工管理

- (1) 建設請負事業者は、熱回収施設の性能を発揮するために必要なものは、自らの負担で施工するものとする。
- (2) 建設請負事業者は、工事開始前に電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任し、電気工作物の施工に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに、法定検査を受検もしくは実施するものとする。なお、選任した電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、特別な事由を除き、安全管理審査が完了するまでは変更してはならない。

第2節 ユーティリティ計画

ユーティリティ条件については、以下のとおりであり、必要に応じて引き込み等の整備を行うこと。ユーティリティ確保に伴う取り合い点から本施設までの接続等工事に関する負担金については、建設事業者の負担とする。ただし、この工事負担金の清算等が必要となった場合には、その権利・義務は組合に帰属するものとする。

取り合い点は添付資料5 ユーティリティ取り合い点位置図のとおりである。

(1) 電 気

建設請負事業者は、関西電力(株)所有の高圧配電線から高圧方式にて引き込みを行うこと。なお、発電機の容量が2,000kWを上回った場合でも逆潮流の容量が2,000kWを超えない場合は、高圧方式で問題ないことを確認している。また、工事負担金は、建設請負事業者が負担すること。ただし、試運転期間中は現折居清掃工場と両方の稼働となるため、既設搬入路沿いの使用区域を現折居清掃工場分と区別できるよう引込線を新設（同一構内2受電とならないよう使用区域を明確に区分）すること。

(2) 上水道

建設請負事業者は、敷地周辺道路の上水道本管より引き込むこと。また、工事負担金は、建設請負事業者が負担すること。ただし、試運転期間中は現折居清掃工場と両方の稼働となるため、既設搬入路沿いの使用区域を現折居清掃工場分と区別できるよう給水管を新設すること。

(3) 燃 料

本施設を稼働させるうえで必要な燃料は提案によるものとする。

(4) 排 水

施設から排水される工場系（プラント）排水は、積極的に再利用するが、確実に下水放流基

準を遵守するよう排水処理を行ったうえで、下水放流することとし、下水道本管に接続すること。また、工事負担金は、建設請負事業者が負担すること。（宇治市下水道まで接続するための敷地外整備を含む。）

生活排水は公共下水道に直接放流すること。（できる限りポンプ圧送しなくてもよいよう計画すること。）

放流量は、工場系（プラント）排水は、30m³/日未満とすること。生活排水は提案とする。

(5) 雨 水

工場棟の屋根に降雨した雨水は、沈砂槽付貯留タンクを設置し、ろ過後に便所洗浄水、植栽散水、収集運搬施設の洗車用水などに利用すること。

余剰水は、敷地周辺の雨水排水管に放流し、不足する場合は、上水で自動補給すること。

(6) 通 信

通信事業者と協議のうえ敷地周辺より引き込むこと。

(7) その他

設計・施工期間を通じ、建設請負事業者が必要とするユーティリティについては、建設請負事業者等が調達し、その費用は建設請負事業者が負担すること。また、建設請負業者が必要とするユーティリティの申請、使用等に当たって資格者等が必要な場合は、建設請負業者が、必要な措置を行うこと。

また、各種設備を設置したことにより不要となる既設設備は撤去すること。

第3節 施設施工

3.1 工事範囲

本要求水準書で定める工事の工事範囲は次のとおりである。詳細は各章参照のこと。

1) 機械設備工事

- (1) 受入供給設備
- (2) 燃焼設備
- (3) 燃焼ガス冷却設備
- (4) 排ガス処理設備
- (5) 余熱利用設備
- (6) 通風設備
- (7) 灰出設備
- (8) 給水設備
- (9) 排水処理設備
- (10) 雑設備

2) 電気・計装設備工事

- (1) 電気設備
- (2) 計装設備

3) 建築工事

- (1) 建築工事（必要な整地及び外構工事を含む。）
- (2) 建築機械設備工事
- (3) 建築電気設備工事
- (4) その他設備工事

4) その他

- (1) 試運転及び運転指導
- (2) 予備品及び消耗品
- (3) 仮設工事
- (4) その他必要な工事

3.2 工事施工条件

- (1) 本要求水準書で定めのない事項については、質疑回答書、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書の優先順位で準用すること。
- (2) 本工事は、本要求水準書及び組合が承諾した実施設計図書により施工すること。
- (3) 本工事の施工に当たっては、着工前に承諾申請図書（メーカーリスト等を含む。）、施工計画等を提出し、組合の承諾を得たのち工事に着手すること。また、現場管理及び安全管理計画書を作成し提出すること。なお、安全管理計画書には以下の内容を含むこと。
 - ① 安全教育・訓練等
 - ② 安全ミーティング（日々の作業開始前に実施）
 - ③ 安全管理パトロール
 - ④ 安全表示等
 - ⑤ 交通安全
 - ⑥ 作業場の安全確保
 - ⑦ 事故等の発生時の対処方法
- (4) 適正な工期の設定を行い、確実な工程管理のもとで施工すること。また、確実な現場の品質管理、安全管理のもとで施工すること。
- (5) 工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「登録のための確認のお願い」を作成し、組合の確認及び発注者情報の記入を受けた後に、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録を行い、登録完了後、「登録内容確認書」を組合に提出すること。
- (6) その他、下記項目の対応を行うこと。

① 室内空気汚染対策

建築基準法第 28 条の 2 の規定によるホルムアルデヒド発散建築材料として国土交通省告示で定められたものを屋内で使用する場合は、F☆☆☆☆規格品（JIS・JAS規格）以上とする。

② 化学物質の濃度測定

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン等の化学物質について室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、測定結果報告書を組合に 1 部提出する。測定方法は厚生労働省の標準的測定方法とし、測定箇所は 10 箇所程度とする。具体的な測定箇所については組合との協議による。

③ 粉じん対策

工事車両や工事対象区域内から砂じんが飛散しないように、タイヤの洗浄や場内散水等の適切な対策を行うこと。造成工事の終了した法面は速やかに種子吹き付けを行い、法面緑化に努め、裸地面積を減少させること。

④ 建設作業騒音・振動対策

低騒音・低振動型の機種、工法を採用する。また、建設機械等の使用において、工事工程における集中稼働を避ける等の配慮を行うこと。

⑤ 濁水の発生防止

仮設の沈砂設備等を設置し、土砂の流出を防止すること。著しい降雨時の土工は極力避け、濁水の発生を抑制すること。造成工事の終了した法面は速やかに種子吹き付けを行い、表土流出による濁水の発生を抑制すること。

⑥ 環境影響評価の事後調査の実施

環境影響評価の事後調査を実施する。調査項目は「大気質」、「騒音」、「景観」、「温室効果ガス」、「廃棄物」を想定するが、実際は環境影響評価書を順守して行うこと。調査箇所、調査方法は、環境影響評価に基づいて実施すること。

3.3 仮設工事

1) 工事用の電力・電話及び水道

正式引渡しまでの仮設の電源、電話、給排水設備等は全て建設請負事業者の負担で関係諸官庁との協議のうえ諸手続をもって実施すること。

2) 仮設道路及び仮設事務所等

本工事に必要な仮設道路、仮設事務所、工事用駐車場、資材置場等は、組合と協議のうえ施工・設置すること。これに係る費用は、全て建設請負事業者の負担とする。組合で想定する仮設計画は添付資料 4 工事計画図（想定）のとおりである。

(1) 仮設道路の取り扱い

本工事は、現折居清掃工場を運転しながらの建設工事となることから、必要に応じて、現折

居清掃工場の搬入出路を別途確保すること。

搬入出路を敷地東部に確保し、地形を改変する場合は、必要な工事を行うとともに、関連機関への許可手続きを行うこと。また、地形の改変により発生した残土は最終処分場（グリーンヒル三郷山）で覆土材として利用する計画であり、組合の指示に従い、運搬すること。

(2) 現折居清掃工場の取り扱い

現折居清掃工場へのごみ収集車の入退出路が更新施設の工事施工範囲を阻害する場合は、事前に移設してもよい。

その場合は、組合と十分な協議の上で、通常のごみ処理及び車両・歩行者の通行に支障が生じない計画とすること。

(3) 工事中用駐車場、資材置場等の確保

本施設の敷地内に工事中用駐車場、資材置場等が確保できない場合は、借地等により建設請負事業者が確保すること。

なお、組合と事前協議の上で、駐車場としての利用に限定し、現折居清掃工場の駐車場の一部使用を認める場合がある。

(4) 仮設事務所

仮設事務所は、工事監理者の詰め所（一部、組合が第三者に委託する場合を含む。）としての利用（打合せスペースを含む。）を想定し、5名が執務できる面積を確保すること。なお、仮設事務所は、建設請負事業者の仮設事務所との合棟でもよい。

工事監督員用の仮設事務所には、給排水設備、空調設備、電気設備及び電話（LAN対応）を設け、光熱水費、電話料金等は建設請負事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器・机・椅子等も建設請負事業者が用意すること。

3.4 工事施工

本工事の施工に際しては、次の事項を遵守すること。

- (1) 工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。また、本工事の施工にあたり工事車両の搬出入口には、交通整理員を常駐させ、その他必要な場所にも配置すること。本工事の施工中、現折居清掃工場の稼働に影響のないよう案内看板の設置等の対策を講じること。
- (2) 掘削工事にあたってはガス管・上下水道管・通信送電ケーブル等の地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行い、組合に報告するとともに、その所有者と工事施工の各段階において保安上必要な措置を協議のうえ、その対策を決定した後、実施すること。
- (3) 資材置場、資材搬入路、仮設事務所などについては組合と十分協議すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難などの事故防止に努めるとともに、部外者の立入について十分注意すること。

- (4) 本工事は、現折居清掃工場を運転しながらの建設工事となるため、車両動線は、工事関係車両、ごみ収集車両、搬入出車両、一般車両等の円滑な交通を図ること。（原則、工事関係車両は区分すること。）
- (5) 施工に際しては、災害対策に万全を期し、排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等周辺環境への公害防止にも十分配慮を行うこと。
- (6) 造成工事の終了した法面は速やかに種子の吹き付け（裸地面積の減少）を行い、法面緑化、表土流出による濁水の発生抑制に努めること。
- (7) 仮設の沈砂設備等を設置し、土砂の流出を防止すること。なお、著しい降雨時の土工は極力避け、濁水の発生を抑制すること。
- (8) 工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。工事車両の出入りについては、周辺の一般道に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持出す恐れのある時は、場内で泥を落とすなど、周辺の汚損防止対策を講じること。工事に当たっては、車両等の通行に十分考慮すること。
- (9) 他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷や汚染が生じた場合は、組合にただちに報告するとともに、建設請負事業者の負担により速やかに復旧すること。
- (10) 本施設の施工に際しては、必要な保険に加入すること。
- (11) 本施設の施工に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を適正に行うこと。また可能な限り再資源化に努めること。

第4節 材料及び機器

使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠陥のない製品で、かつ全て新品とし、日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)、電気関連各種技術基準、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電気工業会標準規格(JEM)、日本水道協会規格(JWWA)、空気調和・衛生工学会規格(HASS)、日本塗料工事規格(JPMS)等の規格が定められているものはこれらの規格品を使用すること。

特に高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものを使用すること。酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料（塗装を含む。）を使用すること。

また、電気防食についても十分検討を行うこと。

なお、規格外の材料及び機器を使用する場合は、組合の承諾を受けた後、使用するものとし、組合が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を受けること。

海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記のとおりとし、事前に組合の承諾を受けること。

- ①本要求水準書で要求される機能（性能・耐用度を含む。）を確実に満足できること。

- ② J I S等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- ③ 検査立会を要する機器・材料等については、原則として組合が承諾した検査要領書に基づき、国内において検査が実施できること。（検査要領書に記載した部分については建設請負事業者が立会検査を行うこと。）
- ④ 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- ⑤ アフターサービス体制を確保し、緊急時対応が速やかにできること。（本体制は、事前に組合の承諾を得ること。）

1) 使用機材メーカー

使用機材メーカーは機種毎（ポンプ、送風機、バルブ、電動機等）に極力メーカーを統一し、メーカーの選定に当たっては、組合の承諾を得るとともに、地元メーカー等がある場合には、積極的に活用を図ること。また、アフターサービス等に万全を期すよう考慮すること。

2) 規格の統一

品質、等級、規格等は、JIS、JEC、JEM等に規定されているものはこれに適合し、規格統一が可能なものは統一すること。

3) 環境に配慮

環境に配慮した材料・機器の優先的使用を考慮すること。

第5節 試運転及び指導期間

5.1 試運転

- (1) 建設請負事業者は工事期間中に組合の立会のもと試運転を行うこと。本施設の試運転の期間は、空運転、乾燥焚、負荷運転、性能試験を含めて120日以上とする。
- (2) 試運転は、建設請負事業者が組合とあらかじめ協議のうえ作成した実施要領書に基づき行うこと。
- (3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、建設請負事業者は組合との協議を踏まえ、その指示に従い、速やかに対処すること。
- (4) 試運転に必要な処理対象物の提供は組合が行う。
- (5) 建設請負事業者は試運転期間中の運転記録を作成し、提出すること。
- (6) 試運転期間中に行われる調整及び点検において発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を組合に報告すること。なお、補修に際して、建設請負事業者はあらかじめ補修実施要領書を作成し、組合の承諾を受けること。
- (7) 試運転期間中に本施設における使用薬剤等の適正当量比を算出し、使用量と排出値のグラフ

及びその場合のコストについて協議を行い、組合の承諾を受けること。

5.2 運転指導

- (1) 建設請負事業者は、本施設に配置される運営事業者からの運転員に対し、施設を円滑に操業するため、機器の運転、管理及び取扱い（点検を含む。）について、教育指導計画書に基づき、必要な教育と指導を行うこと。教育指導計画書等はあらかじめ建設請負事業者が作成し、組合の承諾を受けること。なお、運転指導の方法は原則、机上研修、実機取扱い及び運転研修を行うこと。
- (2) 運転指導は、試運転期間内の〔 90 〕日とするが、組合と建設請負事業者で協議のうえ、変更することができる。また、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことにより効果が上がると判断される場合には、組合と建設請負事業者の協議のうえ実施すること。
- (3) 建設請負事業者は、本施設の運転マニュアルを作成し、運転指導開始の〔 30 〕日前までに組合に提出する。運転マニュアルに対し、組合から指摘がある場合は、当該指摘を十分に踏まえて運転マニュアルの補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た運転マニュアルにつき、改めて組合の確認を受けること。

5.3 試運転及び運転指導に係る費用

施設引渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用は、ごみの搬入、焼却残渣の搬出・処分（場内の積込みは除く。）については組合の負担とし、それ以外は全て建設請負事業者の負担とする。

第6節 性能保証

6.1 性能試験

建設請負事業者は工事期間中に組合の立会のもと、予備性能試験及び引渡性能試験を行うこと。

1) 予備性能試験

引渡性能試験を順調に実施し、かつ、その後の完全な運転を行うため、建設請負事業者は引渡性能試験の前に、連続3日以上予備性能試験を行い、予備性能試験成績書を引渡性能試験前に組合に提出すること。なお、予備性能試験前は、十分なならし運転を行うこと。

予備性能試験成績書は、予備性能試験期間中の本施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。なお、条件方法等については、引渡性能試験に準ずること。

2) 引渡性能試験

工事期間中に、引渡性能試験を行うこと。試験に先立って、1日前から定格運転に入るものと

し、連続24時間以上の試験を行うこと。引渡性能試験は、組合の立会のもとに本節6.2保証事項2)項に規定する性能保証事項について実施すること。

3) 引渡性能試験条件

引渡性能試験は次の条件で行うこと。

- (1) 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。なお、費用については建設請負事業者が負担すること。ただし、特殊な事項の計測及び分析で特定の機関に限定されるものについては、組合の承諾を受けて他の適切な当該機関に依頼することができるものとする。
- (2) 引渡性能試験は全炉同時運転を原則とし、試験及びサンプリングについては原則1系列毎に実施すること。
- (3) 引渡性能試験の結果、性能保証が得られない場合には、必要な改善、調整を行い、改めて引渡性能試験を行うこと。

4) 引渡性能試験方法

建設請負事業者は、引渡性能試験を行うに当たって、引渡性能試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、組合の承諾を受けること。

性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目毎に、関係法令及び規格等に準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を組合に提出し、承諾を得て実施すること。

引渡性能試験実施後に、引渡性能試験報告書を提出すること。報告書には、項目毎の合否を明示し、また公的機関等の試験を受けた項目については、その証明書等を添付すること。

5) 緊急動作試験

非常停電（受電、自家発電等の一切の停電を含む。）や機器の故障等、本施設の運転時に重大事故を想定した緊急動作試験を性能試験と併せて行い、本施設の機能と安全性を確認すること。

また、緊急動作試験を行うに当たっては、あらかじめ試験要領書を作成し組合の承諾を受けること。

6) 安定稼働試験

安定稼働（90日以上連続運転）の確認は、1炉毎に行うものとし、施設引渡し後かし担保期間中に年1回確認すること。

7) 性能試験の測定項目

各項目の分析は各炉毎に行うこと。

温度、圧力、用役等は連続（自己記録のあるもの）又は毎時とする。

騒音、振動、悪臭の各項目については、4ヶ所以上で所定の回数を行うこと。測定箇所は、敷地境界上とし、組合と協議の上、決定すること。また、振動・騒音・悪臭の発生源となる箇所も

適宜測定すること。騒音については、暗騒音を測定すること。その他、本要求水準書等の要求事項を確認するために必要により、各項目や計測内容を追加して行うこと。

性能試験の項目と方法 (1)

No.	測定項目	頻度、試料採取箇所、測定場所	予備性能試験での測定頻度	引渡性能試験での測定頻度	備考	
1	ごみ処理能力 (可燃ごみ質)	(1)採取箇所：ホップステージ (2)分析方法： 「昭52.11.4環整第95号、「ごみ焼却施設各種試験マニュアル（(社)全国都市清掃会議S58.12)に準拠する方法による。 (3)分析項目 ①三成分 ②低位発熱量 ③単位体積重量 ④可燃分中の元素組成 ⑤種類組成	1回/日以上	2回/日以上	ACCによる低位発熱量の想定値検証のためのごみ質調査を追加して行うものとする。なお、分析回数については、組合と協議すること。	
	ごみ処理能力 (破碎後の可燃ごみ)	(1)採取箇所：プラットホーム (2)分析方法： 「昭52.11.4環整第95号、「ごみ焼却施設各種試験マニュアル（(社)全国都市清掃会議S58.12)に準拠する方法による。 (3)分析項目 ①三成分 ②低位発熱量 ③可燃分中の元素組成	1回/日以上	2回/日以上	分析回数は、同上の可燃ごみ質調査に準拠すること。	
	ごみ処理能力 焼却量	(1)測定方法：ごみクレーンの投入量を集計し、計画ごみ質の範囲で焼却量を測定する。	1日分の集計	1日分の集計	試験日ごとに集計し確認する。	
2	排ガス	ばいじん	(1)測定場所：バグフィルター入口及び煙突測定口 (2)測定方法：JIS Z8808による。	1回/炉	2回/炉	1日とする。
		硫黄酸化物	(1)測定場所：バグフィルター入口及び煙突測定口 (2)測定方法：JIS K0103による。	1回/炉	2回/炉	排ガスの吸引時間は、30分/回以上とする。
		塩化水素	(1)測定場所：バグフィルター入口及び煙突測定口 (2)測定方法：JIS K0107による。	1回/炉	2回/炉	排ガスの吸引時間は、30分/回以上とする。
		窒素酸化物	(1)測定場所：煙突測定口 (2)測定方法：JIS K0104による。	1回/炉	2回/炉	
		ダイオキシン類	(1)測定場所：ボイラ出口、バグフィルター入口及び煙突測定口 (2)測定方法：JIS K0311による。	1回/炉	2回/炉	
		一酸化炭素	(1)測定場所：煙突測定口 (2)測定方法：JIS K0098による。	1回/炉	2回/炉	排ガスの吸引時間は、4時間/回以上とする。

性能試験の項目と方法 (2)

No.	測定項目		頻度、試料採取箇所、測定場所	予備性能試験での測定頻度	引渡性能試験での測定頻度	備考
3	水質	排水処理施設	(1)採取箇所：原水、処理水 (2)分析方法： 「排水基準を定める省令に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」及び「下水の水質の検定方法に関する省令」による。 (3)分析項目 ①排水基準の項目 ②ダイオキシン類	1 検体/日以上	2 検体/日以上	
		ボイラ水	(1)採取箇所：ボイラドレーン (2)分析方法：JIS B8223, 8224による。 (3)分析項目： ①pH ②電気伝導率 ③塩化物イオン ④リン酸イオン ⑤シリカ	1 検体/日以上	2 検体/日以上	ボイラ缶水、給水のそれぞれについて分析する。
4	焼却灰 (主灰)	熱しゃく減量	(1)採取箇所：灰分散機出口 (2)分析方法： 「昭和52. 11. 4環整第95号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知」による「ごみ焼却施設の熱しゃく減量の測定方法」による。 (3)分析項目： ①熱しゃく減量 ②含水率	1 検体/日・炉以上	2 検体/日・炉以上	
		重金属類	(1)採取箇所：灰分散機出口 (2)分析方法：JIS K0058による。 (3)分析項目：A-Hg, Hg, Cd, Zn, Cr ⁶⁺ , As, Se	1 検体/日・炉以上	2 検体/日・炉以上	溶出試験と含有量試験を行うこと。
		ダイオキシン類	(1)採取箇所：灰分散機出口 (2)分析方法：「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令 (H12厚生省令第1号)」による。	1 検体/日・炉以上	2 検体/日・炉以上	
5	飛灰処理物	重金属類	(1)採取箇所：混練装置出口 (2)分析方法：溶出試験は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 (S48. 2. 17環境省告示第13号のうち、埋立処分の方法)」による。含有量試験は、JIS K0058による。 (3)分析項目：A-Hg, Hg, Cd, Zn, Cr ⁶⁺ , As, Se	1 検体/日・炉以上	2 検体/日・炉以上	溶出試験と含有量試験を行うこと。
		ダイオキシン類	(1)採取箇所：混練装置出口 (2)分析方法：「廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令 (H12厚生省令第1号)」による。	1 検体/日・炉以上	2 検体/日・炉以上	

性能試験の項目と方法 (3)

No.	測定項目		頻度、試料採取箇所、測定場所	予備性能試験での測定頻度	引渡性能試験での測定頻度	備考
6	騒音		(1)測定箇所：敷地境界4か所 (2)測定回数：時間帯毎に1回 (3)測定方法：「JISZ8731に定める方法」による。	1日	1日	暗騒音は別途1回測定する。
7	振動		(1)測定箇所：敷地境界4か所 (2)測定回数：時間帯毎に1回 (3)測定方法：「昭和51年環境庁告示第90号に定める方法」による。	1日	1日	暗振動は別途1回測定する。
8	悪臭		(1)測定箇所： ①敷地境界4か所 ②煙突測定口 ③脱臭装置出口 (2)測定方法：「昭和47年環境庁告示第9号に定める方法」及び「平成7年環境庁告示第63号に定める方法」による。 ①悪臭物質（敷地境界、脱臭装置出口） ②臭気指数（敷地境界、脱臭装置出口及び煙突測定口）	1回/日	2回/日	敷地境界4か所については組合の指示する場所とする。
9	排ガス	煙突（排ガス量、温度、静圧、流速、水分、酸素量）	(1)測定箇所：煙突測定口 (2)測定回数：排ガス分析時 (3)測定方法：「ごみ焼却施設各種試験マニュアル（環境省編集）」等による。	2回/炉	2回/炉	
		炉、排ガス処理装置等（温度）	(1)測定箇所：炉出口、ボイラ出口、バグフィルター入口 (2)測定回数：自動計測器による連続測定 (3)測定方法：「ごみ焼却施設各種試験マニュアル（環境省編集）」等による。	3日間	2日間	
10	作業環境	炉室関係	(1)測定箇所：炉室（3か所以上）及び飛灰処理室等（2か所以上） (2)測定方法：「廃棄物焼却施設関連作業によるダイオキシン類ばく露対策要綱、H26.1厚生省通知」等による。 (3)測定項目 ①ダイオキシン類 ②粉じん ③CS ₂ （飛灰処理室等のみ）	1回	2回	測定箇所については組合の指示による。
		居室関係	(1)測定箇所：中央制御室、事務室、会議室、休憩室、展示ホール等 (2)測定方法：「労働安全衛生法」等による。	1回	1回	測定箇所については組合の指示による。
11	機器表面温度		(1)測定箇所：炉体、廃熱ボイラ、煙道、高温蒸気系統配管等 (2)測定方法：放射温度計等による。	1回	1回	測定箇所については組合の指示による。
12	蒸気復水器		(1)測定箇所：蒸気復水器 (2)測定方法：放射温度計等による。 (3)測定項目：蒸気復水器の前後の空気温度、蒸気温度、復水温度	1回	2回	測定箇所については組合の指示による。
13	用役類、薬剤、油脂類等		各種用役量毎の計測を行う。	毎時、日集計	毎時、日集計	自動計測及び目視計測による。
14	ガス滞留時間		(1)ガス滞留時間の算定方法については、組合との協議による。	1回	1回	温度条件850℃以上を2秒以上を確保する。

性能試験の項目と方法（4）

No.	測定項目	頻度、試料採取箇所、測定場所	予備性能試験での測定頻度	引渡性能試験での測定頻度	備考
15	蒸気タービン発電機 非常用発電機	(1)負荷しゃ断試験及び負荷試験を行う。 試験方法は、蒸気タービン発電機は JIS B8102、非常用発電機は JIS B8041 もしくは JIS B8014 による。 (2)測定方法は、発電機計器盤と必要な計器による。	-	1回	経済産業局の安全管理審査の合格をもって性能試験に代えることができる。
16	緊急作動試験	(1)定常運転時において、停電緊急作動試験を行う。	-	1回	

6.2 保証事項

1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は、全て建設請負事業者の責任施工により発揮させること。また、建設請負事業者は設計図書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために当然必要なものは組合との協議を行い、建設請負事業者の負担で施工すること。

2) 性能保証事項

(1) ごみ処理能力

指定されたごみ質の範囲について第1部第2章第2節 2.1 に示す計画処理能力を満足すること。

(2) 焼却条件

定格負荷運転時において、第1部第2章第2節 2.5 に示す焼却条件を満足すること。

(3) 公害防止基準

第1部第2章第2節 2.6 に示す公害防止基準を満足すること。

(4) 作業環境基準

廃棄物焼却炉施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づく基準を満足すること。

(5) 煙突

煙突頂部における排ガスの流速及び温度の測定（換算計測を含む。）を行い、平常時において笛吹き現象又はダウンウォッシュを生じないものとする。

(6) 緊急時の安全性

非常停電（受電、自家発電等の一切の停電を含む。）、機器故障等の本施設の運転時に想定される重大事故が発生しても、本施設の機能を損なわないこと。

第7節 かし担保

設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等は、建設請負事業者の負

担にて速やかに補修、改造、改善又は取替（以下「補修等」という。）を行うこと。本施設は性能発注（設計施工契約）方式を採用しているため、建設請負事業者は施工のかしに加えて設計のかしについても担保する責任を負う。かしの有無については、組合にて適時検査を行い、その結果を基に判定する。

また、運営期間中の設備の故障、不具合等発生した場合において、運営事業者からの調整依頼等があった際には、建設請負事業者はこれに協力すること。

7.1 設計のかし担保

- (1) 設計のかし担保期間は原則として、引渡し後 10 年間とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能に対して、全て建設請負事業者の責任において保証すること。設計図書とは第 2 部第 1 章第 8 節に示す提出図書を指す。
- (2) 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、性能確認のため組合の指定する時期に、建設請負事業者の負担において確認試験を行うこと。なお、事前に要領書を作成し組合の承諾を受けること。
- (3) 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合（組合側の誤操作及び天災等の不測の事故によるものは除く。）は、建設請負事業者の責任において速やかに改善すること。
- (4) 補修等に際しては、手直し要領書を作成し、確認を得た後実施すること。

7.2 施工のかし担保

1) かし担保期間

プラント工事、建築工事、建築設備工事及びその他関連工事のいずれも引渡し後 2 年間とする。ただし、植栽工事（枯保障）については、1 年間とする。また、防水工事等については、「公共建築工事共通仕様書」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。

2) 補修等

- (1) かし担保期間中に施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、性能確認のため組合の指定する時期に、建設請負事業者の負担において確認試験を行うこと。
なお、確認試験を行うに当たり、あらかじめ「かし担保確認要領書」を組合に提出し、承諾を受けること。
- (2) 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合（組合側の誤操作及び天災等の不測の事故によるものは除く。）は、建設請負事業者の責任において速やかに改善すること。
- (3) 補修等に際しては、「手直し要領書」を作成し、組合の承諾を得た後実施すること。

3) かし担保検査

かし担保期間が満了する前に、建設請負事業者の負担において、かし担保検査を行うこと。なお、検査内容については、かし担保検査要領書を作成し、組合の承諾を得ること。

また、かし確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- ① 運転上支障がある事態が発生している又は発生した場合
- ② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- ④ 性能に著しい低下が認められた場合
- ⑤ 主要装置の耐用が著しく短い場合

第8節 提出図書

8.1 基本設計図書

建設請負事業者は、契約後直ちに本事業の入札に関して提出した事業提案書類をもとに、組合と十分協議のうえ、指定する期日までに、基本設計図書として取りまとめ、3部を電子データ（CD-R 1部）と合わせて提出すること。

図面の縮尺は、図面内容に適した大きさとし、図面寸法はA3縮小（見開き）を標準とし、できる限り統一すること。

8.2 実施設計図書

建設請負事業者は、契約後直ちに基本設計図書に基づき実施設計に着手し、実施設計図書として次のもの各5部を電子データ（CD-R 1部）と合わせて提出し、組合の承諾を受けること。

図面の縮尺は、図面内容に適した大きさとし、図面寸法はA1版（見開き）を標準とし、できる限り統一すること。また、仕様書はA4版（A3縮小図面折り込み添付）とし、A1版図面は別冊とすること。A1版図面はA3縮小版も別途作成し提出すること。

また、請負代金額の変更又は工期延長を行った時は、工事費変更内訳明細書又は工期延期工程表を提出すること。

1) プラント工事関係

(1) 工事仕様書

(2) 設計計算書

- ① 性能曲線図
- ② 物質収支
- ③ 熱収支（熱精算図）
- ④ 用役収支
- ⑤ 火格子燃焼率

- ⑥ 燃焼室熱負荷
- ⑦ ボイラ関係計算書（通過ガス温度）
- ⑧ 煙突拡散計算書
- ⑨ 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）
- ⑩ 電気設備等負荷容量計算書（設備負荷、蓄電池関係ほか）

(3) 施設全体配置図、全体動線計画図、主要平面図、断面図、立面図

(4) 各階機器配置図

(5) 主要設備組立平面図、断面図

(6) 計装・制御システム構成図

(7) 電気設備単線結線図

(8) 配管設備図

(9) 負荷設備一覧表

(10) 工事工程表

(11) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む。）

(12) 工事費内訳明細書（循環型社会形成推進交付金の交付対象、交付率毎に対象内外を区分すること。）

(13) 予備品、消耗品、工具リスト

2) 建築工事関係

(1) 建築意匠設計図（仕様書、仕上表、面積表及び求積図、付近見取図、配置図、平面図（各階）、断面図、立面図（各面）、矩計図（主要部詳細）、展開図、天井伏図、平面詳細図、部分詳細図、建具表））、サイン計画図、外構図（植栽計画図を含む。）、総合仮設計画図（山留計画図を含む

(2) 建築構造設計図（仕様書、伏図、軸組図、各部断面図、標準詳細図、各部詳細図）

(3) 建築機械設備設計図（仕様書、給排水衛生設備系統図、給排水衛生設備平面図（各階）、消火設備系統図、消火設備平面図（各階）、空調設備系統図、空調設備平面図（各階）、換気設備系統図、換気設備平面図（各階）、特殊設備設計図、部分詳細図、屋外設備図）

(4) 建築電気設備設計図（仕様書、受変電設備図、非常電源設備図、幹線系統図、動力設備系統図、動力設備平面図（各階）、弱電設備系統図、弱電設備平面図（各階）、火報等設備系統図、火報等設備平面図（各階）、エレベーター設備図、屋外設備図）

(5) 計画通知図書

(6) 各種設計計算書（構造計算書を含む。）

(7) 色彩計画図（外観パース2面以上を含む。）

(8) 負荷設備一覧表

(9) 建築設備機器一覧表

- (10) 工事工程表
- (11) 工事費内訳明細書（循環型社会形成推進交付金の交付対象、交付率毎に対象内外を区分すること。）
- (12) 建築工事監理業務計画書
- (13) その他指示する図書（建築図等）

8.3 施工承諾申請図書

建設請負事業者は、実施設計図書に基づき施工を進めること。施工に際しては、事前に承諾申請図書により、組合の承諾を受けてから着手すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 建築及び設備機器詳細図
（仕様書、外形図、構造図、断面図、各部詳細図、組立図、主要部品図、付属品図、総合プロット図）
- (3) 施工計画書（施工体制、安全管理、現場管理、仮設計画、搬入出計画、据付要領、廃棄物処理計画）
- (4) 試験検査要領書
- (5) 計算書・検討書
- (6) メーカー及び材料承認簿
- (7) 打合せ議事録
- (8) その他必要な図書

8.4 完成図書

建設請負事業者は、工事竣工に際して、完成図書として次に掲げるものを完成施設に適合するように修正して提出すること。

- (1) 竣工図
 - ① A 2 版製本（A 1 版を 2 ツ折製本） 3 部
 - ② A 4 版製本（A 3 縮小版を 2 ツ折製本） 3 部
- (2) 承諾図書 3 部
- (3) 取扱説明書
 - ① 機器単体説明書（A 4 版製本） 3 部
 - ② 全体説明書（プラントのフロー、機能、操作等）（A 4 版製本） 3 部
- (4) 運転マニュアル 10 部
- (5) 試運転報告書（予備性能試験も含む。）（A 4 版製本） 3 部
- (6) 引渡性能試験報告書（A 4 版製本） 3 部

- | | |
|--|-------------|
| (7) 単体機器試験成績書（A4版製本） | 3部 |
| (8) 設定値リスト | 3部 |
| (9) 機器台帳 | 3部 |
| (10) 予備品リスト、消耗品リスト、メーカーリスト、給油リスト | 3部 |
| (11) 打合せ議事録 | 2部（うち1部返却用） |
| (12) 工事写真カラーアルバム製本 | 1部 |
| (13) 竣工写真カラーアルバム製本 | 1部 |
| (14) 竣工写真ネガフィルム等 | 1部 |
| （デジタルデータ（600万画素以上、JPEG形式）をCD-Rにて提出すること。） | |
| (15) 完成図書電子データ | 一式 |
| （図面類はCADデータ及びPDFデータ、その他計算書、報告書等はPDFデータとすること。CD又はDVDにデータを保存すること。） | |
| (16) 物品引渡書 | 2部（うち1部返却用） |
| （鍵、シャッターハンドル等の引継ぎ品は、物品引渡書を添えて組合に提出すること。鍵は1組ずつ、名札を付けて整理し、鍵箱（鋼製既製品）に全てを収納し提出すること。） | |
| (17) 各官庁への届出書及び許可書等（写しを件名毎に製本すること。） | 1部 |
| (18) その他必要な図書を指示する部数 | |

8.5 その他

- (1) 月間工程表
- (2) 週間工程表
- (3) 工事日報（作業内容、特記事項及び出面集計等について記載）
- (4) 工事月報（主な工事内容、出来高等を記載し、工事写真を添付）
- (5) その他必要な図書

第9節 検査及び試験

工事に使用する材料、主要機器等の試験検査は、下記により行うこと。

9.1 試験検査の立会

組合が指定する材料、主要機器等の試験検査は、組合の立会のもとで行うこと。ただし、公的、又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる材料、主要機器等において、組合が特に認めた場合には、建設請負事業者が提出する試験検査成績表をもってこれに代えることができる。

9.2 試験検査の方法

試験検査は、あらかじめ組合の承諾を受けた試験検査要領書に基づいて行うこと。

9.3 経費の負担

工事に係る試験検査手続は、建設請負事業者において行い、これに要する経費は建設請負事業者の負担とする。

9.4 工場試験検査の立会

工場で作製される機器のうち、組合が指定した機器については組合立会のもと、工場試験検査を行うこと。（各年度末の出来高検査対象となる機器を含む。）また、建設請負事業者は、あらかじめ工場試験検査要領書を組合に提出し、承諾を得ること。

なお、検査立会については、国内において検査が実施できること。

第10節 正式引渡し

本施設の完成後、引渡しすること。

なお、第2部第1章第3節に記載された工事範囲の工事が全て完了し、第2部第1章第6節による引渡性能試験により所定の性能を確認した時点を仮引渡しとし、さらに第2部第4章の全てが完了し、組合の行う完成検査に合格した時点を工事竣工であることに留意すること。

第11節 予備品及び消耗品等

予備品及び消耗品等として必要なものを納入すること。（工事費内訳書で区分する。）

予備品は、破損・損傷・摩耗により、施設の運転継続に重大な支障をきたす部品、市販されておらず納入に時間のかかる部品、寿命が1年を超える消耗品であっても予備として置いておくことが望ましい部品等とする。

消耗品は、運転により確実に損耗し、寿命が短い部品、開放点検時に取り替えの必要な部品等とする。

1) 予備品の数量

予備品は、本施設正式引渡し後、2カ年間に必要とする数量以上とする。ただし、試運転期間は含まない。

その数量、リスト表（入手可能期間を明記）を作成し、承諾図書に添付すること。原則として対象機器毎に専用工具と共に収容箱に入れ納入すること。小口の予備品についても、系統毎にまとめ収容箱に入れ納入すること。

2) 消耗品の数量

消耗品は、本施設正式引渡し後、1カ年間に必要とする数量以上とする。ただし、試運転期間は含まない。

その数量、リスト表（入手可能期間を明記）を作成し、承諾図書に添付すること。

3) 油脂類、薬品類

油脂類及び薬品類は、引渡し時に、機器に必要数量納入するとともに、潤滑油類は1カ年分の数量を別途納入すること。

その数量、リスト表（入手可能期間を明記）を作成すること。

4) 工具類

本施設正式引渡し時に各機器の専用工具、保安用品等を納入するものとし、その数量、リストを作成し承諾図書に添付すること。

第12節 関係法令等の遵守

本工事の設計施工に当たっては、関係法令を遵守すること。（最新版に準拠）

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ダイオキシン類対策特別措置法
- (3) 環境基本法
- (4) 循環型社会形成推進基本法
- (5) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (7) 労働安全衛生法
- (8) 消防法
- (9) 都市計画法
- (10) 建築基準法
- (11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (12) 大気汚染防止法
- (13) 水質汚濁防止法
- (14) 騒音規制法
- (15) 振動規制法
- (16) 悪臭防止法
- (17) 水道法
- (18) 下水道法
- (19) ガス事業法

- (20) 電気事業法
- (21) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (22) 電気技術規程 (JEAC)
- (23) 電気技術指針 (JEAG)
- (24) 日本電気技術規格委員会 (JESC)
- (25) 国際電気標準会議 (IEC)
- (26) 電気用品安全法
- (27) 高圧ガス保安法
- (28) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- (29) 計量法
- (30) 航空法
- (31) 民法
- (32) 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律
- (33) 労働基準法
- (34) 京都府環境を守り育てる条例
- (35) 宇治市開発事業ガイドライン
- (36) 宇治市公共下水道条例
- (37) その他関係法令、規則、規格、基準、条例及び細則等

第2章 プラント設備工事仕様

- (1) 容量については全て有効容量とする。
- (2) 機器の能力等の表示については特記なき限り1基当たりとする。
- (3) 機器の材質について、SUSと表示されているものについては全てSUS304同等品以上とする。

第1節 各設備共通仕様

1.1 歩廊、階段、点検床等

プラントの運転及び保全のため、炉本体、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等設ける。また、安全対策上必要な箇所には防護さく、覆い等を設けること。

- (1) 歩廊、階段、点検床及び通路の構造は、床にはグレーチングを敷設し、安全に作業ができる構造とすること。なお、点検口下等は、必要に応じてチェッカープレートを使用すること。
- (2) 通路は原則として主要通路の有効幅〔1,000〕mm以上、その他通路の有効幅〔800〕mm以上、有効高さ〔2,000〕mm以上とする。ただし、装置制約上等で通路幅、有効高さの確保が困難な箇所は別途協議とする。
- (3) 歩廊は階高を統一し、保守、点検時の機器荷重にも十分安全な構造とすること。また、トールプレートを設置すること。
- (4) 主要通路については原則として行き止まりを設けないこと。(2方向避難の確保)
- (5) 階段の傾斜角は原則として〔45〕度以下とし、階段の傾斜角、蹴上げ、踏面幅は極力統一を図ること。また、主要通路において建築階段から乗り継ぎ部分については、両者の統一を図ること。
- (6) 階段の高さが4mを越える場合は、原則として高さ4m以内毎に踊り場を設けること。
- (7) 高さ又は深さが1.5mを超える箇所への昇降設備の設置、高さ2m以上の箇所、作業床の端、開口部等への囲い、手すり、覆いの設置等の必要な措置を講じること。
- (8) 梯子の使用はできる限り避けること。使用する場合は、安全な構造のものとする。
- (9) 歩廊及び階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合には、手摺り〔階段部：高さ900mm以上、その他：高さ1,100mm以上〕を設けること。
- (10) 手摺りの支柱間隔は1,100mm以内とすること。
- (11) 施設内の手摺、階段等の仕様は原則として、仕様を統一すること。(プラント設備・建築)

1.2 保温及び防露

- (1) 炉本体、ボイラ等特に熱を放射するもの及び集じん器等低温腐食を生ずるおそれのあるものについては、必要に応じて保温施工し、夏季において機器の表面温度を室温+40℃以下とすること。ただし、機能上保温が適切でない機器等は除く。
- (2) 人が触れ火傷するおそれのある箇所については、防熱施工を行うこと。

- (3) 配管については、保温、火傷防止、防露を十分考慮すること。
- (4) 保温(冷)・防露の材質はロックウール、グラスウール又はポリスチレンフォーム等とする。
ただし、湿度の多い場所は撥水性の製品とすること。
- (5) 保温材は目的に適合するものとし、原則として、外装材は、炉本体、ボイラ、集じん器等の機器は鋼板製、風道、煙道、配管等はカラー鉄板又はステンレス鋼板、アルミガラスクロスとする。蒸気系はケイ酸カルシウム又はロックウール、水、空気、排ガス系はグラスウール又はロックウールとすること。

1.3 塗装

耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。

1) 施工方法

① 製作品	(工場) 素地調整 錆止め2回 中塗り1回 上塗り1回以上
② 汎用品	(工場) 仕上げ塗装まで行う (据付後) 補修
③ 配管ダクト	(据付後) 素地調整 錆止め2回以上 中塗り1回 上塗り1回以上
④ 保温施工部	(保温前) 素地調整 錆止め1回 (保温後) カラー鉄板等での仕上げ。
⑤ 接液部	(ステンレス鋼板及び塩ビ等の樹脂製品部) 塗装なし (その他の鋼材) 素地調整 エポキシ塗装2回以上

2) 塗装色等

ガス、空気、水、助燃油等のダクト、配管はその系統毎に識別できるようにし、必要に応じ、流体表示と流れ方向を明記すること。

3) 塗装材質等

- (1) 一般 調合ペイント
- (2) 腐食塗装 エポキシ樹脂
- (3) その他 カラーテープ等

1.4 配管

- (1) プラント設備と建築工事との取り合いを十分検討し勾配、保温、火傷防止、防露、防振、耐圧、耐食を考慮した材質、管径を使用すること。
- (2) 配管には水勾配を取り、必要により水抜きができる構造とすること。また、適切な箇所にフレキシブル継手、耐震性を考慮した固定・振れ止めを設ける等円滑な流れが保てるように施工すること。
- (3) 土中埋設の配管については外面被覆管を使用し、やむを得ず外面被覆管が使用できない場合は、外面腐食防止の処理を行い、土被りは600mm以上（道路横断部 1,200 mm以上）とし、良質土による埋戻しとすること。地中埋設表示を必要箇所に行い、必要に応じ電気防食対策を行うこと。
- また、コンクリート貫通部の鋼管については、外面腐食防止の処理を行うこと。
- (4) プラント用配管は原則として露出配管とするが、居室部については点検が容易なよう配慮した隠蔽配管とすること。（適宜点検口を設置すること。）
- (5) 配管材料
- 水槽内及びスラブ上〔150〕mmまではSUS、VP、HIVP等の耐食材料とし、必要によりコンクリート等による防護を行うこと。
- 配管材料は使用目的に適合した容量、最適な材質及び口径のものを使用すること。配管の材料は以下を標準とする。

管材料選定表（参考）

規格	名称	材質記号	適用流体名	備考
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S (Sch40)	高圧蒸気系統 高圧ボイラ給水系統 ボイラ薬液注入系統 高圧復水系統	圧力 980kPa 以上の 中・高圧配管に使用する
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S STS (Sch80)	高圧油系統	圧力 4.9～ 13.7MPa の高 圧配管に使用する。
JIS G 3455	高圧配管用 炭素鋼鋼管	STPG370S (Sch140)	高圧油系統	圧力 20.6MPa 以下の高圧 配管に使用する。
JOHS 102	油圧配管用 精密炭素鋼鋼管	OST-2	高圧油系統	圧力 34.3MPa 以下の高圧 配管に使用する。
JIS G 3452	配管用 炭素鋼鋼管	SGP-E SGP-B	低圧蒸気系統 低圧復水系統 雑用空気系統 燃料油系統 排水・汚水系統	圧力 980kPa 未満の一般配 管に使用する。
JIS G 3459	配管用ステンレス 鋼鋼管	SUS304TP-A	温水系統 純水系統	
JIS G 3457	配管用アーク 溶接炭素鋼鋼管	STPY 400	低圧蒸気系統 排気系統	圧力 980kPa 未満の大口徑 配管に使用する。

規格	名称	材質記号	適用流体名	備考
JIS G 3452	配管用炭素鋼 鋼管	SGP, SGP-ZN	工業用水系統 冷却水系統 計装用空気系統	圧力 980kPa 未満の一般配 管で亜鉛メッキ施工の必 要なものに使用する。
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	HIVP VP VU	酸・アルカリ薬液系統 水道用上水系統	圧力 980kPa 未満の左記系 統の配管に使用する。
—	樹脂ライニング 鋼管	SGP+樹脂ラ イニング SGP-VA, VB 、 SGP-PA, PB	酸・アルカリ薬液系統 上水設備	使用流体に適したライニ ングを使用する。(ゴム・ ポリエチレン・塩化ビニル等)
JIS G 3442	水道用亜鉛 メッキ鋼管	SGPW	排水系統	静水頭 100m 以下の水 道で主として給水に 用いる。

(6) 配管継手、支持金物

ねじ込み又は溶接継手とし、必要により伸縮継手、フランジ継手等とすること。異種管及び地中の接続については電食防止の施工を行うこと。

支持金物、ボルトナットは水中部、水槽内部は全てをSUS製（気相部で塩素ガスの影響のある部分は樹脂被覆ボルトなどとする。）とし、他は必要によりボルトナットをSUS製とすること。

支持間隔と振動等に配慮のうえ、管径、材料等を考慮し、決定すること。

(7) 弁類材料

使用目的に適合した容量、最適な材質及び口径のものを使用すること。

(8) その他

- ①配管には必要によりサンプリングコック、ドレン、バルブ及び洗浄配管を設けること。
- ②薬品配管の注入点付近には原則として背圧弁を設置すること。
- ③床洗浄を行う水栓付近にはホース掛け等を設けること。
- ④配管支持は吊りボルト及び形鋼等で支持すること。
- ⑤ドレン配管は直接排水溝まで配管し、水のハネを防止すること。
- ⑥薬品配管等は、原則として洗浄できるようにすること。

1.5 機器構成

- (1) 主要な機器の運転操作は、必要に応じて切換方式により操作室から遠隔操作と現場操作が可能な方式とすること。
- (2) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮すること。
- (3) 粉じんが発生する箇所には集じん装置や散水装置を設ける等適切な防じん対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- (4) 臭気が発生する箇所は負圧として臭気の漏出を防止し、密閉化等適切な臭気対策を講じるこ

と。

- (5) 可燃性ガスが発生する恐れがある箇所にはガス溜りが生じないように工夫したうえで、防爆対策を十分に行うとともに、爆発に対しては、爆風を逃がせるよう配慮し、二次災害を防止すること。
- (6) ベルトコンベヤを採用する場合、機側には緊急停止装置（引き綱式等）等安全対策を講じること。
- (7) 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けること。
- (8) 機器をメンテナンスのために停止し、作業を行っている時に誤って運転をしないよう、作業中の機器にはパトライト表示を行うなど安全対策を行うこと。

1.6 地震及び災害対策

- (1) 本施設において、地震動対応レベルは個別建築物で設定せず、敷地内全ての建築物で統一すること。
- (2) 耐震設計及び計画に当たって適用する基準類は、法体系及び他地区での採用事例等から最新版を適用することを基本とし、必要な基準類は積極的に適用すること。
 - ①建築基準法・同施行令
 - ②官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（主に建築物）
 - ③建築物の構造関係技術基準解説書（主に建築物）
 - ④火力発電所の耐震設計規程（指針）（主にプラント設備）
 - ⑤その他使用部品により参考とすべき基準類他
- (3) 地域別地震係数は、1.0 とすること。
- (4) 耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類（重要度係数を 1.25）、建築非構造部材 A 類、建築設備甲類とすること。ただし、建築非構造部材及び建築設備については、設計用水平震度を要件とし、商用電力対策、電力設備信頼性及び通信途絶対策の規定は該当しないこと。なお、プラント設備等は建築の分類と同等のレベルを確保すること。
- (5) 震度 5 強（250 ガル）以上 を感知した場合には、ごみ処理を自動的に安全停止できるシステムを構築すること。
- (6) 建築基準法、消防法、労働安全衛生法等の関係法令に準拠した設計とすること。
- (7) 指定数量以上の燃料等の危険物は、危険物貯蔵所を設置し、格納すること。
- (8) 燃料等の貯蔵タンク等には、必要な容量の防液堤を設けること。また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士の結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置すること。
- (9) 塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等の薬品タンクの設置については、必要な容量の防液堤を

薬品毎に設けること。（酸性・アルカリ性などの薬品同士が反応しないよう考慮すること。）
また、タンクからの移送配管は、地震等により配管とタンク及び配管同士の結合部分に損傷を与えないようフレキシブルジョイント等を設置すること。

- (10) 電源あるいは計装制御用空気源が断たれた時は、各バルブ、ダンパ等の動作方向はプロセスの安全サイドに働くようにすること。
- (11) 貯蔵タンク室、非常用発電機室等の扉は気密性を有すること。

1.7 その他

- (1) クーリングタワー（建築設備も含む。）は、白煙が見えにくいように配慮すること。
- (2) 各機器及び工作物の据え付けについては、保全、点検、修繕、取り替えが容易に行えるようにし、防音、防臭、防熱、防振、防衝撃、防じん、防錆、防食等を十分に考慮して配置及び施工すること。また、安全カバー等の安全対策についても十分配慮すること。
- (3) 機械基礎はできるだけ躯体工事と分離し、独立基礎とすること。なお、騒音、振動の発生する機器は、低騒音型を使用するものとし、特に振動の大きい機器については原則、独立基礎とする。
- (4) 停電時の安全対策として、異常加温等が生じないように配慮すること。
- (5) 消耗、摩耗の大きい材料は、原則として使用しないこと。
- (6) メンテナンス用設備としてホイスト、チェーンブロック、ビーム、フック等を必要な箇所に設けること。
- (7) 炉から煙突までの飛灰の発生及び付着のある機器については、改造・解体時を考慮し、周囲に余裕あるスペースを確保すること。
- (8) 燃料貯留槽や薬品貯留槽等を屋外に設置する場合は、周囲に柵を設けるなど不審者対策を講じること。
- (9) 水中ポンプは着脱式とし、ガイドレールを設置するとともに、重量のあるポンプには電動巻き上げ装置を設置すること。
- (10) 各設備共通仕様は、機械設備、電気計装設備、建築設備、付帯設備等の各工事に適用すること。
- (11) 直撃雷及び誘導雷に対する雷害対策を施すこと。
- (12) インバータ機器については、高調波の影響を十分検討して採用するとともに、他の機器や送電系統に影響を与えないよう対策を講じること。また、瞬時停電対策品を採用すること。

第2節 受入供給設備

受入供給設備は、搬入されるごみ量、搬出される焼却灰等を計量する計量機、搬入退出路、ご

み収集車がごみピットにごみを投入するために設けられるプラットホーム、ごみを一時貯えて収集量と処理量を調整するごみピット、ごみピットからごみをホッパ等に移送するごみクレーン等である。

2.1 計量機

- 1) 形式 ロードセル式（4点支持式）
- 2) 数量 1基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 デジタル表示・最大秤量 30t、最小目盛り 10kg
 - (2) 操作方式 自動計量方式
 - (3) 主要寸法 積載台寸法 W:3.0m×L:8.0m
 - (4) 付帯機器 排水ピット、排水ポンプ

5) 特記事項

・本体

- (1) ピット枠はSUS製とすること。
- (2) 積載台の表面は、車両の滑り止め対策（剥がれないもの）を講じ、ボルトの頭が出ないこと。
また、積載台の振動を抑制すること。
- (3) 積載台の高さは、搬入出路のレベルに合わせること。
- (4) ピット排水は、本施設の排水処理施設に搬送し、処理すること。
- (5) カード（非接触式ICカード等）システムとする。カードリーダーは、車上から操作可能な位置に設置すること。
- (6) 計量機進入用信号機等を計量機出入口両側に設け、車両の通行制御を行うこと。

・デジタル表示

- (1) 計量法に基づく検定合格品を使用すること。
- (2) 外部へデータを出力する機能を有すること。
- (3) 商業電源の停止時は非常用電源で作動できること。
- (4) 無停電電源装置と接続すること。

・データ処理

- (1) 日報及び月報は、ごみ種、所属（事業所、業者名など）、指定袋の有無（事業系ごみ）、車番、搬入回数、累計重量等を印字すること。日報については各搬入毎の時刻、重量についても印字すること。なお、表形式は組合との協議により決定する。（ごみ種毎、所属毎、指定袋の有無・合計毎などにまとめること。）
- (2) 施設が全停電した場合でも搬入ごみ等の受入れが可能ないように計画すること。
- (3) データ処理装置は2重化とするなどバックアップを考慮すること。
- (4) 計量伝票が発行できること。内部のペーパー切れは、アラーム及びオペレーターコールによ

り中央制御室へ連絡できるよう計画すること。

- (5) 事前登録できる車両数は、100台以上とする。
- (6) 搬入不適物等監視のため、監視カメラ、モニター、録画装置を設置すること。
- (7) 電気品等の保護のため、瞬時停電、停電対策を講じること。
- (8) プラットホームの入口に搬入室を設置し、計量機は搬入室内に設置する。

2.2 搬入設備

2.2.1 プラットホーム

ごみ収集車からごみピットへの投入作業を容易でかつ安全に行うためのスペースである。プラットホーム内で車両の渋滞が生じないよう十分な面積を有するものとともに、入口から出口まで一方通行として衝突事故防止について配慮すること。

- 1) 形式 ごみピット直接投入方式（屋内）
- 2) 構造
 - (1) 路面 コンクリート舗装（滑り止め加工）
 - (2) 上屋 〔 S 造 〕
- 3) 主要寸法 W(有効幅): [18] m以上×L: [] m以上×H: [] m以上
- 4) 交通方式 一方通行
- 5) 特記事項
 - (1) 臭気が外部に洩れないような構造とすること。
 - (2) 排水溝、グレーチング蓋及び排水柵を設けること。
 - (3) 床面はコンクリート舗装とし、耐磨耗性に十分配慮するとともに、1.0%程度の水勾配をもたせること。
 - (4) 作業環境及び省エネルギーの観点から自然採光と照明及び排気ガスと粉じんに対する換気等について、十分配慮して計画すること。また、残響対策を施すこと。
 - (5) 水廻りに取り付ける金物は原則SUS製とする。
 - (6) 夜間等、出入口を全て閉鎖しても、ごみピット内に外部空気を取り込めるようガラリを設けるなど適切に計画すること。なお、騒音防止対策を施すこと。
 - (7) 各ごみ投入扉間にはごみ投入作業時の安全区域（白線、マーク等）を設けること。（ごみ収集車からダンプしてもごみの排出ができない時の安全位置までの移動線を含む。）
 - (8) 本プラットホームには洗浄栓、手洗栓、便所を設けること。
 - (9) 本プラットホーム内にプラットホーム監視室を設けること。
 - (10) 詳細については建築工事仕様参照のこと。（防災設備を含む。）
 - (11) 見学者窓を清掃できるように歩廊を設置すること。
 - (12) 処理不適物の一時保管スペースとして [10] m²程度を確保すること。

2.2.2 搬入扉（プラットホーム出入口扉）

プラットホームの出入口に設置する。臭気対策上、搬入車出入時のみ開扉する。

- 1) 形式 電動シャッター式
- 2) 数量 3 基（入口 1 基、搬入室の入口（外部側） 1 基、出口 1 基）
- 3) 主要項目（1 基につき）
 - (1) 能力 開時間〔 〕秒以内
閉時間〔 〕秒以内
 - (2) 主要材質 〔 〕
 - (3) 主要寸法 W:4.0m以上×H:4.0m以上
 - (4) 操作方式 自動、手動
 - (5) 駆動方式 電動式（水圧開放装置付（消防自動車の水圧を利用する。））
- 4) 付帯機器（1 基につき）
 - (1) 信号灯（赤、緑） 1 式
 - (2) 開閉装置 〔 〕式
 - (3) 赤外線センサー 1 式（入口・出口車両検知用）
 - (4) 車両通過報知設備 1 式
 - (5) エアカーテン 1 式 ※プラットホームの入口には設置不要
 - (6) その他必要なもの 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 扉は緊急時、手動でも開閉できること。
 - (2) 埋込金物はSUS製とする。
 - (3) 進入部にプラットホーム案内板を設けること。
 - (4) 車両通過時は、扉が閉まらない安全対応を取ること。
 - (5) プラットホームの入口に搬入室を設置し、搬入室の入口（外部側）にエアカーテンを設置する。またプラットホームの出口に搬出室を設置し、搬出室の出口（外部側）にエアカーテンを設置する。
 - (6) 出入時に扉開閉する場合は、信号機と車両通過との連動制御を行うこと。また、信号機は計量機での計量処理と連動して制御すること。

2.2.3 ごみ投入扉

1) 搬入車両

- (1) 2～4 t パッカー車、10 t 車など

※10 t 車は、沢ごみ中継場及び（仮称）粗大ごみ処理施設から搬入されるものである。

2) 1日当たりの搬入台数 (標準的な搬入車両数)

- (1) 可燃ごみ及び破碎可燃等 100～150 台程度

3) 形式

- (1) ごみ投入用 両開き扉式
(2) ダンピング (手降ろし) 用 []

4) 数量

- (1) ごみ投入用 4基以上
(2) ダンピング用 1基

5) 主要項目 (ごみ投入用、1基につき)

- (1) 構造 []
(2) 主要材質 []
(3) 板厚 4.0mm以上
(4) 有効開口寸法 [W:3.0m×H:7.0m]
(5) 駆動方式 []
(6) 操作方式 現場手動、自動
(7) 開閉時間 10秒以内
(8) その他必要なもの 1式

6) 主要項目 (ダンピング用)

- (1) 構造 []
(2) 主要材質 []
(3) 板厚 4.0mm以上
(4) 有効開口寸法 W: [] m×H: [] m
(5) 駆動方式 []
(6) 操作方式 現場手動、自動 (ダンピングボックス連動)
(7) 開閉時間 [10] 秒以内
(8) その他必要なもの 1式

7) 付帯設備

- (1) 開閉駆動装置 1式
(2) 手動開閉装置 1式
(3) 投入指示灯 1式
(4) 信号灯 (赤、緑) 1式
(5) 車両検知センサー 1式 (床面ループコイル+他の検知形式との組み合わせとする。)

8) 特記事項

- (1) 扉番号表示板、信号灯等の表示装置を設けること。

- (2) クレーン操作盤に扉の開閉状態表示灯及び開禁止ボタンを設置し、クレーン側から扉の開動作を禁止できること。
- (3) クレーン自動運転時、バケットが扉前付近に進入する時は、当該扉が開動作しないようにし、信号灯は赤色表示とすること。
ただし、扉前で車両を検知している時は、車両による扉開動作を優先する。
- (4) クレーン手動運転時、バケットを扉前付近に進入させた時も(3)と同様の機能を有するものとするが、開禁止ボタンの機能は任意に入切できるようにすること。
- (5) 停電時も非常用電源で開閉できること。
- (6) 扉は臭気の漏洩を考慮し、密閉度の高い構造とすること。
- (7) 全開時に扉がごみピットへ突き出さない構造とし、ごみクレーンバケットと接触しないこと。
- (8) ごみピットへの空気取入口は、投入扉を全て閉じた時でも燃焼用空気を吸引できるようにすること。
- (9) ごみピットにホップレベル位までごみを積上げた場合でも、十分耐え得る扉強度を有すること。
- (10) ごみピット内に転落者を発見した場合、転落通報装置などにより警報を発生し、クレーン操作も自動停止すること。(クレーン操作盤に警報表示)
- (11) ごみ投入時、各車両が建築躯体(床、壁、上階床・梁など)に衝突しないよう余裕を持った配置とすること。また、ごみピット内側へ張り出し、ごみクレーンバケットに衝突しないよう余裕を持った配置とすること。
- (12) ごみ投入時に車両が後退進入しやすいよう、各投入扉横には、ロードミラーを設置すること。
- (13) 扉駆動装置は省エネに配慮し、メンテナンス性を考慮して設置すること。
- (14) 気温の変化により扉の開閉時間が変化しないよう設計すること。

2.2.4 ダンピングボックス

本装置は、人員の安全(ごみピットへの落下防止)及び搬入不適物のチェック等のために設置するものである。

- | | |
|----------|--|
| 1) 形式 | 傾胴式 |
| 2) 数量 | 1基 |
| 3) 主要項目 | |
| (1) 作動時間 | 20秒以内 |
| (2) 主要材質 | SS400 |
| (3) 主要寸法 | W: [] m × L: [] m × H: [] m |

(4) 駆動方式 []

(5) 操作方式 現場手動

(6) その他必要なもの 1式

4) 特記事項

- (1) 4 tパッカー車からのダンピングによる展開検査が可能となる構造とし、搬入ごみの手降ろし等が安全にでき、不適物のチェックとピットへの投入が容易にできる配置及び構造とすること。(プラットホームでの安全な場所、位置を考慮すること。)
- (2) 搬入車や作業員に、機器の運転が判別できるように動作表示灯を計画すること。
- (3) ダンピングボックスの積載面とプラットホーム床面とは同一の高さレベルとし、詰まり、かみ込みが発生しないこと及び支持材が露出しないこと。
- (4) 必要に応じて下部点検用のピットを設けること。
- (5) 非常停止ボタンを設置のこと。
- (6) ピット床の防水対策も行うこと。
- (7) 作動時のインターロックをとること。

2.2.5 補助投入口

本装置は、補助的にごみを手投入するために設けるものである。

1) 形式 []

2) 数量 1基

3) 主要項目

① 投入部寸法 幅 1m四方以上

② 操作方式 現場手動

4) 特記事項

- ① 一般のごみ投入扉とは離れた場所にシャッター等で区画された部屋内に設置すること。
- ② 投入者にごみピットが直接見えない構造とすること。
- ③ ごみピットからの臭気が漏洩しない構造とすること。
- ④ 投入口前には軽トラック等での搬入ができるようなスペースを設けること。

2.2.6 ごみピット (建築工事仕様参照)

1) 形式 水密性鉄筋コンクリート造

2) 数量 1基

3) 主要項目

(1) 容量 3,000m³以上 (処理能力の5.2日分)

(2) ごみ単位容積重量 0.2t/m³

(3) 寸法幅 W: [] m×L: [] m×H: [] m

4) 付帯機器

- (1) 目盛板 コンクリート掘込み+塗装 1式
- (2) 散水装置 1式
- (3) 殺虫装置 1式
- (4) 消臭装置 1式
- (5) その他必要なもの 1式

5) 特記事項

- (1) ごみピットの容量は、定期整備時のごみ貯留量を考慮して計画すること。なお、ごみピット容量の算定は、投入扉下面の水平線（プラットホームレベル）以下の容量とし、奥行は、クレーンバケット開寸法の2.5倍以上とし、深度目盛りを設けること。
- (2) ごみクレーンの運転時にごみの切取り、攪拌及び積上げが容易にできる形状とすること。また、投入口にはシュートを設け、投入扉直下部にごみが堆積しにくい構造とする。
- (3) ピット内の空気を燃焼用に用いるため、ごみピットの上部空間に吸気口を設けること。
- (4) ピット内は負圧を保つこと。夜間等、プラットホームの扉を全て閉鎖してもプラットホームよりピット内に空気を取り込めるよう計画すること。
- (5) ピット底部には水勾配を設け、ピット壁のスクリーンを通して、ごみ汚水が容易にごみ汚水貯留槽へ排水できること。（スクリーンは詰まりにくい構造とすること。）
- (6) ごみピットからの汚水の漏れ出しや外部からの漏水がないよう、コンクリート躯体には十分厚みを持たせるとともに、クラック防止に配慮し、適切にコンクリート打設を行うえるよう施工時に配慮すること。また、バケットの衝突に備えて鉄筋のかぶり厚を十分に厚くすること。
- (7) 投入口のシュートには鋼板を貼り、将来容易に貼り替えできるものとする。
- (8) 安全対策としてピット内転落防止を図ること。
- (9) ピット内照度はピット底部で200ルクス以上を確保すること。
- (10) ごみピット内の火災を未然に防ぐため、ピット内における火災の監視のため赤外線式自動火災検知装置を設けるとともに、初期消火として自動放水銃を設置すること。
また、自動放水銃は手動にて遠隔操作も行えること。
- (11) 非常用排気ハッチを設けること。トップライトと非常用排気ハッチとの兼用も可とする。
- (12) ごみクレーン操作室の窓、見学者用の窓は、自動清掃できる装置を設けること。
- (13) ごみピットは仕切りのある2ピット方式を採用してもよい。

2.2.7 ごみクレーン

ごみピットに貯留されたごみを燃焼設備のごみ供給装置へ供給するもので、併せてごみの移動、

攪拌を行う目的で設置するものである。

- 1) 形式 クラブバケット付天井クレーン
- 2) 数量 2基（同時手動運転可）
- 3) 主要項目
 - (1) バケット
 - ① 形式 フォーク式又はポリップ式バケット
 - ② 容量（切取り） [] m³
 - ③ 数量 3基（クレーン2基×常用1基+予備1基）
 - (2) 主要材質
 - ① 本体 SS400
 - ② 巻上ドラム []
 - ③ 車輪 []
 - ④ バケット []
 - ⑤ ツメ []
 - ⑥ レール []
 - ⑦ その他 []
 - (3) 定格荷重 [] t
 - (4) 吊上げ荷重 [] t
 - (5) ごみの単位容積重量
 - ① 定格荷重計算用 [0.40] t/m³
 - ② 稼働率計算用 [0.20] t/m³
 - (6) 径間 [] m
 - (7) 揚程 [] m
 - (8) 走行距離 [] m
 - (9) 横行距離 [] m
 - (10) 稼働率
 - ① 自動時 []
 - ② 手動時 66%以下（投入、攪拌、積替え）
 - (11) 操作方式 自動、半自動及び手動
 - (12) 給電方式 キャブタイヤケーブル給電（カーテンハンガー）方式
 - (13) 各部速度及び電動機

項目	速度 m/min	出力 kW	ED %
走行用	[]	[]	連続
横行用	[]	[]	連続
巻上用	[]	[]	連続
開閉用	開 [] sec	[]	連続

	閉 [] sec		
--	----------------------	--	--

- (14) ブレーキ仕様 マグネットディスクブレーキ
- (15) 計量装置 ロードセル方式デジタル表示（自動印字）
- (16) 電源
 - ① 主回路 440V、60Hz
 - ② 操作回路 100V、60Hz
- (17) バケット吊下 4本吊り
- (18) 速度制御（走行、横行、巻上） 自動回転数制御
- (19) 投入量表示方式 液晶ディスプレイ付
- (20) 付帯機器
 - ① 定位置表示装置 1式
 - ② 操作機器 1式
 - ③ 荷重計及び伝送装置 1式
 - ④ 各種リミットスイッチ 1式
 - ⑤ 電源表示装置 1式
 - ⑥ 集中給油装置 1式
 - ⑦ 現場操作装置 1式
 - ⑧ バケット格納台 1式
 - ⑨ 予備グラブバケット 1式
 - ⑩ 安全ネット 1式
 - ⑪ その他必要なもの 1式

4) 特記事項

- (1) 焼却炉全炉運転時においても、クレーン1基の運転で安定した焼却処理ができること。
- (2) クレーン及びバケットは、24時間連続運転が可能とすること。
- (3) クレーンガーダのランウェイ両端には退避スペースを設けるものとし、1基が退避した状態で他の1基が接近してもバケットを振り下ろすことなく、壁面に接したごみが掴めること。
- (4) 安全に配慮し、保護装置として、過巻上、過巻下防止、走行端・横行端制限装置、クレーン相互衝突防止装置、ピット壁衝突防止装置、ホップ定位置表示装置、クレーン退避位置表示装置、バケット転倒検知装置、バケット油温検知装置等を設けること。
- (5) 走行レールに沿って、両側に幅600mm以上の安全通路を設けること。クレーンの走行ガーダ上は、機器部を除いた全てを歩廊とし、天井梁下より2m以上のスペースを有すること。
- (6) メンテナンス用コンセント（AC100V）をクレーン上に設けること。
- (7) メンテナンス用ホイスト（2t以上）をガーダ階に設けること。
- (8) クレーンガーダ上の電動機及び電気品は、防じん、防滴型とすること。
- (9) クレーン制御用電気品は専用室に収容し、騒音、発熱に対し十分配慮を行うこと。

- (10) クレーン及びバケットは、投入扉及び搬入車両と接触しないこと。
- (11) 配管、配線用貫通孔はごみピットの臭気が漏れないように対策すること。
- (12) ごみの投入計量装置（年月日、投入時刻、投入回数、重量、炉番号、クレーン番号）を付けること。
- (13) 投入ホップのブリッジ除去装置は、ごみクレーン操作室と中央制御室から遠方操作できるようにすること。
- (14) 投入ホップのブリッジ検知により、自動運転時の当該焼却炉へのごみ投入を停止すること。ただし、他の焼却炉から投入要求がある場合は、それを優先すること。
- (15) ごみクレーン現場側で手動操作を行うための切替スイッチと現場操作用ペンダントスイッチを具備すること。
- (16) クレーン自動運転時には、ごみ投入扉とインターロックをとり、バケットが扉前にある時は開禁止とすること。（収集車両の進行方向、バケット位置、扉開閉状況により開禁止できない場合があることも十分考慮すること。）
- (17) クレーン手動運転時にも、バケット位置により、手動でごみ投入扉の開禁止ができるようにし、この機能が任意に入切できるようにすること。また、開閉状況をクレーン操作盤近辺に表示すること。（取り込んでもよい。）
- (18) ブリッジ除去、クレーン操作が中央制御室から行えるようにするため、ごみクレーン操作室に設置する監視操作盤（パソコン）を中央制御室にも設置すること。両方とも同じ機能を持たせ、日報・月報出力用プリンタも双方に設置すること。ただし、ごみクレーン操作室が中央制御室と同室とした場合には、パソコン、プリンタは1台で計画してよい。
- (19) ごみクレーン操作室及び見学者通路のごみピット側の窓には、自動窓清掃装置を設置すること。
- (20) バケットの衝突保護用バッファはノーパンクタイヤ式とし、自由に回転する構造とすること。（フォーク式の場合）
- (21) ごみピット転落者の救出装置（ゴンドラ）を設置すること。

2.2.8 薬剤噴霧装置

本装置は、プラットホーム及びごみピットに薬剤を噴霧し、防虫及び消臭を行うものである。必要に応じて、主要機器は粉じん対策として部屋に収納すること。

- 1) 形式 [圧力噴霧式]
- 2) 数量 1 式
- 3) 噴霧場所
 - (1) 防虫用
 - ①ごみピット 4ヶ所以上

(2) 消臭用

- ①プラットホーム 6ヶ所
- ②ごみピット 4ヶ所以上
- ③その他 臭気発生箇所に必要な数

4) 主要機器

- (1) 薬剤タンク (防虫用) [] L
 - (2) 薬剤タンク (消臭用) [] L
 - (3) 薬剤噴霧ポンプ (防虫用) [] L/min [] MPa× [] kW× [] 基
 - (4) 薬剤噴霧ポンプ (消臭用) [] L/min [] MPa× [] kW× [] 基
 - (5) 制御装置 1式
- 5) 操作方法 タイマ制御による自動、手動 (プラットホーム監視室)
- 6) 付帯機器 1式

2.2.9 床洗浄装置

本装置は、プラットホーム床、灰出室床等の搬出室を洗浄するために設置する。

- 1) 形式 高圧水噴射式
- 2) 数量 1式
- 3) 噴霧場所
 - (1) プラットホーム 2ヶ所
 - (2) 灰出室 1ヶ所
 - (3) その他必要箇所 []ヶ所
- 4) 操作方法 現場手動
- 5) 付帯機器
 - (1) 洗浄ノズル 1式
 - (2) 高圧ホース 1式
 - (3) ホース巻取器 1式
 - (4) その他必要な機器 1式
- 6) 特記事項
 - (1) プラットホームや灰出室全域が洗浄できるようにすること。
 - (2) ノズル側で流量調整、閉操作ができるようにすること。
 - (3) 高圧ホースは破れにくく耐久性のあるものとする。
 - (4) 一人で操作ができるよう、流量、圧力を設定すること。
 - (5) 洗浄水が外部に流出しない構造とすること。

2.2.10 散水設備

ごみピット内の粉じん防止対策用として設置する。

- 1) 形式 水噴霧形式
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 放水量 [] m³/min
 - (2) ポンプ 電動機 [] kW× [] V
吐出量 [] m³/min
 - (3) 操作方式 遠隔、現場手動
- 4) 特記事項
 - (1) ごみクレーン操作室からの遠隔操作ができること。
 - (2) ピット全域に散水が届くようにすること。

2.2.11 脱臭装置

本装置は、焼却炉休止時などに脱臭を目的として運転を行うものである。

- 1) 形式 活性炭吸着式（プラズマ脱臭方式を併用してもよい。）
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - (1) 処理風量 [] m³/min
 - (2) 電動機 [] kW× [] V
- 4) 付帯機器
 - (1) 吸引ファン 1 式
 - (2) ダクト類 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 基準ごみ 1 炉運転時に必要な押込空気量以上の能力とすること。なお、容量は、ごみピット室の換気回数 2 回/h 以上とすること。
 - (2) 吸引ファン、ダクト類の材質は耐食性を考慮すること。
 - (3) 風量測定口や臭気測定用検体採取のための点検口などを設置すること（入口、出口）。
 - (4) 活性炭の取替頻度は 1 カ月以上とし、取替作業が容易な構造とすること。（必要に応じてホイスト等を設置すること。）
 - (5) 悪臭防止法の排出口規制に適合すること。

第 3 節 燃焼設備

3.1 ごみ投入ホッパ

ごみ投入ホッパはホッパ部とシュート部で構成され、ごみクレーンにより投入されたごみを、ブリッジすることなく円滑に焼却炉内に供給するものであり、ごみ自身又はホッパゲート等により焼却炉内部と外部を遮断できるものとする。

ホッパ下部（シュート部）は耐摩擦、耐熱を考慮した材質とし、熱歪み及び外部への放熱を防ぐ構造とする。

1) 形式 鋼板溶接製

2) 数量 2基（1炉1基）

3) 主要項目（1基につき）

(1) ホッパ容量（シュート部を含む。）〔 〕 m³以上（ごみ比重 0.2t/m³）

(2) 主要材質 鋼板製及び鋳鉄製

主要部厚さ 底面 12mm以上

その他 9mm以上

4) 主要寸法

(1) 開口部寸法 W：〔 〕 m×L：〔 〕 m

(2) シュート部寸法 W：〔 〕 m×L：〔 〕 m

5) ゲート操作方法 遠隔（クレーン操作台）、現場手動

6) 付帯機器

(1) ホッパゲート及び駆動装置（油圧式） 1式

(2) ブリッジ検出及び解消装置（油圧式） 1式

(3) ホッパレベル検出装置 1式

(4) 掃除口他 1式

7) 特記事項

(1) ホッパゲートの開閉は、操作場所を選択のうえ、ごみクレーン操作室、中央制御室、機側にて行えること。

(2) ホッパ内のごみの減量警報及びブリッジ発生警報をごみクレーン操作室及び中央制御室に表示すること。

(3) ホッパ内に投入されたごみは、I T V装置により監視すること（ごみクレーン操作室、中央制御室）。

(4) ごみ焼却時の熱によりホッパシュートが加熱される部分には、水冷ジャケットなどにより冷却すること。（シュートの磨耗により水漏れしないよう配慮すること。）

(5) ホッパ周辺を水洗いできる構造とすること。

(6) ホッパ上部の高さは床面から 1.1m以上とすること。

(7) ごみクレーン操作室から運転炉、休止炉が判別できるよう、点灯表示すること。

3.2 給じん装置（必要に応じて）

ごみホッパ内のごみを定量かつ連続的に安定して焼却炉に供給するものである。また、ごみの性状、炉内の燃焼状態に応じて適切に供給量を調節できるものとする。

1) 形式 プッシャ式

2) 数量 2基

3) 主要項目

(1) 駆動方法 油圧式

(2) 主要材質 本 体 [SS400]
先端部 [耐熱耐摩耗鋳鋼相当品以上]

(3) 主要寸法 W: [] m × [] m / ストローク

4) 操作方法 自動、遠隔及び現場手動

5) 付帯機器

(1) 点検歩廊、階段 1 式

(2) 集中給油装置 1 式

(3) 油圧駆動装置 1 式

(4) その他必要機器 1 式

6) 特記事項

(1) 給じん装置は、ごみを円滑に炉内に送入できる形状、構造とすること。

(2) 落じんのない構造とすること。

(3) 耐熱、耐磨耗性の高い材料を使用すること。

(4) 油圧駆動装置の負荷は給じん装置のほか、ホッパゲート、ブリッジ除去装置とし、省エネに配慮すること。

3.3 焼却炉

3.3.1 燃焼装置

ごみ層への空気供給を均一に行い、ごみを連続的に攪拌し、燃焼後の灰及び不燃物の排出を容易に行うことができるものとする。構造は十分堅固なものとし、材質は焼損、腐食等に対して優れたものとする。

1) 形式 ストーカ式

2) 数量 2炉

3) 主要項目（1炉につき）

(1) 能力 [2,396] kg/h 以上

(2) 材質 火格子 []

- (3) 火格子寸法 W: [] m×L: [] m
- (4) 火格子面積 [] m²
- (5) 傾斜角度 [] °
- (6) 火格子燃焼率 [150] kg/m²・h以上
- (7) 駆動方式 []
- (8) 速度制御方式 自動、遠隔手動、現場手動
- (9) 操作方式 自動(ACC)、遠隔手動、現場手動

4) 特記事項

- (1) 指定するごみ質の全範囲において、ごみの円滑な移送が行えるとともに、乾燥、攪拌、完全燃焼ができるものとする。また、クリンカや吹き抜けの生じない構造とすること。
- (2) ストーカの破損に際しては、容易にしかも部分的な交換ですむ構造とすること。
- (3) 油圧駆動装置は独立した部屋に収容すること。
- (4) 燃焼技術の向上に伴う燃焼温度領域の高温化が想定されるものは、燃焼装置を構成する材料、部品、機器等の冷却を含む耐久性、耐熱性について、十分検討を行うこと。特にストーカの冷却について十分検討を行うこと。
- (5) 自動燃焼制御装置を設け、給じん装置、火格子の速度制御等の自動化を図るとともに、極力落じん物（アルミ等）が少ない構造とすること。
- (6) 立上げ、立下げを含めて全自動による運転が可能とすること。
- (7) 燃焼ガスの再燃室容量での滞留時間を 850℃以上で、2 秒以上とすること。

3.3.2 油圧駆動装置

燃焼装置、灰出設備など油圧駆動する機器を運転させるため、油圧駆動装置を設置する。

- 1) 形式 油圧式
- 2) 数量 1 式（炉毎に独立して設置、装置毎に設置又は集約）
- 3) 主要項目（1ユニットにつき）
 - (1) 油圧ポンプ [] L/min× [] MPa× [] kW× [2] 台
 - (2) 油タンク [] L× [1] 基
- 4) 主要材質
 - (1) ポンプ []
 - (2) タンク []
- 5) 操作方法 遠隔、現場手動／自動燃焼装置による自動
- 6) 付帯機器 1 式
- 7) 特記事項

- (1) ポンプは省エネに配慮し、待機予備を設けること。
- (2) 油の冷却は原則空冷式とし、設置場所の環境に配慮すること。
- (3) 油タンクは消防検査合格基準適合品とすること。
- (4) 本装置周辺には油交換、点検スペース、防油堤を設けること。
- (5) 炉立ち上げ時は、空気の噛み込みを起こすことなく、駆動力不足にならないよう留意すること。

3.3.3 給油装置（必要に応じて設置する。）

- 1) 形式 グリス潤滑式
- 2) 数量 [] 組
- 3) 主要項目
 - (1) グリスポンプ
 - ① 吐出量 [] cc/min
 - ② 全揚程 [] m
 - ③ 電動機 [] V × [] P × [] kW
 - (2) 油の種類 耐熱グリス
 - (3) 操作方式 自動、現場手動
 - (4) 潤滑箇所 火格子駆動装置軸受、灰押出機軸受、その他必要箇所
- 4) 付属品 グリス充填用具
- 5) 特記事項
 - (1) 給油は原則として集中給油方式とすること。

3.3.4 焼却炉本体

焼却炉本体は、地震及び熱膨張等により崩壊しない堅牢なものであって、その内部では燃焼ガスが十分に混合され、所定の時間内に所定のごみ量を焼却し得るものとする。ケーシングは溶接密閉構造とし、外気と完全に遮断されたものとするとともに、燃焼室内部側壁は数段に分割され、金物に支持された煉瓦積み構造又は不定形耐火物構造とする。火炉側の部分については高耐熱性及び耐摩擦性の耐火材を用い、適切なエキスパンションを入れたものとする。

- 1) 形式 鉄骨支持自立耐震型
- 2) 数量 2 炉
- 3) 主要項目（1 炉につき）
 - (1) 構造 水管壁構造以外の部分は下記の構造を標準とする

炉内天井	[]
（耐火レンガ、不定形耐火物）	

炉内側壁 第1層 材質〔 〕、寸法〔 〕 mm

第2層 材質〔 〕、寸法〔 〕 mm

第3層 材質〔 〕、寸法〔 〕 mm

第4層 材質〔 〕、寸法〔 〕 mm

ケーシング SS400, 厚さ〔4.5〕 mm 以上

(2) 燃焼室容積 〔 〕 m³

(3) 再燃焼室容積 〔 〕 m³

(4) 燃焼室熱負荷 〔 63×10⁴ 〕 kJ/ m³・h 以下 (高質ごみ)

4) 付属品〔視窓、計測口、カメラ用監視窓、点検口、点検扉等〕

5) 特記事項

(1) 焼却炉内を直接目視できるように、主要な箇所視窓を設けること。視窓は強化耐熱ガラスとし、通常は鋼板にて熱シールを行うこと。

また、視窓周辺における灰の堆積対応、清掃等に考慮すること。

(2) 耐火物はSK34以上とし、ごみとの接触部には耐摩擦性耐火物を使用すること。耐火物の引張金物、支持金物はステンレス鋼同等品以上とすること。

(3) クリンカが生じやすい炉側壁には、空冷壁、水冷壁等のクリンカ付着防止対策を施すこと。

(4) 燃焼ガスの攪拌、混合が十分にできる炉形状とすること。

(5) 燃焼ガスは完全燃焼させ、ダイオキシン類発生抑制を十分に配慮すること。

(6) ケーシング表面温度は、室温+40℃以下とすること。

(7) 自動燃焼装置による焼却炉運転に必要なセンサー類の設置においては、必要に応じて台座等を設け、密閉性を損なうことなく、その取付け、取り外しが容易な構造とすること。

3.3.5 落じんホッパーシュート

1) 形式 〔 〕

2) 数量 2基分

3) 主要項目 (1炉につき)

(1) 材質 〔 〕

(2) 厚さ 〔 〕 mm 以上

4) 付帯機器

(1) 点検口 1式

(2) ダンパ類 1式

5) 特記事項

(1) 本装置には点検口を設け、点検口は落じん、汚水の漏出を防ぐよう密閉構造とすること。

(2) 溶融アルミの付着、堆積に対する除去清掃が実施しやすいよう配慮すること。

(3) 乾燥帯ではタールの付着、堆積防止を図ること。

3.4 助燃装置

焼却炉を速やかに始動、埋火するために設置するものである。また、低質ごみの発熱量の場合でも炉内を所定温度に維持できる能力を有するものとする。

また、助燃バーナ及び再燃バーナにより、ごみを投入せず、焼却炉内の温度を 850℃以上にできる能力を有するものとする。

3.4.1 助燃バーナ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基/炉
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 容量 [] MJ/h
 - (2) 燃料使用量 [] l/h
 - (3) 電動機 [] kW× [] V
 - (4) 使用燃料 []
 - (5) 着火方式 電気式
- 4) 操作方法
 - (1) 着火 : 現場手動
 - (2) 流量調整 : 自動、現場手動、遠隔手動
 - (3) 緊急しゃ断 : 現場手動、遠隔手動
- 5) 付帯機器
 - (1) パイロットバーナ 1式
 - (2) 流量計メータ 1式
 - (3) 緊急遮断弁 1式
 - (4) 感震装置 1式
 - (5) 漏洩検知装置 1式
 - (6) 必要な付属品 1式
- 6) 特記事項
 - (1) 使用燃料の流量は、データログに取り込むこと。
 - (2) 低NO_xバーナを採用すること。
 - (3) 地下タンク貯留槽を設置する場合は、流電陽極方式による電気防食を行うこと。
 - (4) サービスタンクは設置せずに貯留タンクへのリターン方式とすること。
 - (5) バーナ口の下部には油受け等を設け油漏れにより周辺が汚れないようにすること。
 - (6) 失火監視のため炎監視装置を設置すること。

3.4.2 再燃バーナ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基/炉
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 容量 [] MJ/h
 - (2) 燃料使用量 [] l/h
 - (3) 電動機 [] kW× [] V
 - (4) 使用燃料 []
 - (5) 着火方式 電気式
- 4) 操作方法
 - (1) 着火 : 現場手動
 - (2) 流量調整 : 自動、現場手動、遠隔手動
 - (3) 緊急しゃ断 : 現場手動、遠隔手動
- 5) 付帯機器
 - (1) パイロットバーナ 1式
 - (2) 流量計メータ 1式
 - (3) 緊急遮断弁 1式
 - (4) 感震装置 1式
 - (5) 漏洩検知装置 1式
 - (6) 必要な付属品 1式
- 6) 特記事項
 - (1) 使用燃料の流量は、データログに取り込むこと。
 - (2) 低NO_xバーナを採用すること。
 - (3) 地下タンク貯留槽を設置する場合は、流電陽極方式による電気防食を行うこと。
 - (4) サービスタンクは設置せずに貯留タンクへのリターン方式とすること。
 - (5) バーナ口の下部には油受け等を設け油漏れにより周辺が汚れないようにすること。
 - (6) 失火監視のため炎監視装置を設置すること。

第4節 燃焼ガス冷却設備

本設備は、排ガス処理設備へ導かれる燃焼ガスを所定の温度まで冷却する設備、蒸気を発生させるための設備及びこれに付随する関連設備である。

4.1 廃熱ボイラ設備

ボイラは、ごみ焼却に伴って発生する熱エネルギーを効果的に吸収し、排ガスを冷却するとともに、高度な余熱利用を図るための設備である。

4.1.1 ボイラ本体

- 1) 形式 水管式ボイラ
- 2) 循環方式 自然循環式
- 3) 数量 2基（1缶/炉）
- 4) 主要項目（1基につき）
 - (1) 最高使用圧力 [] MPa
 - (2) 常用圧力
 - ① 過熱器出口 [] MPa
 - ② ドラム出口 [] MPa
 - (3) 蒸気温度（過熱器出口） [] °C
 - (4) 蒸気発生量
 - ① 低質ごみ [] t/h
 - ② 基準ごみ [] t/h
 - ③ 高質ごみ [] t/h
 - (5) 給水温度 [] °C
 - (6) 燃焼ガス温度
 - ① ボイラ入口 [] °C
 - ② エコノマイザ出口 [] °C
 - (7) 排ガス量 最大 [] m³N/h
 - (8) 伝熱面積
 - ① 放射部 [] m²
 - ② 触媒部 [] m²
 - ③ 過熱部 [] m²
 - ④ エコノマイザ [] m²
 - 合計 [] m²
 - (9) 主要寸法
 - ① ボイラドラム φ： [] m×L： [] m
 - ② ボイラ全体 W： [] m×L： [] m×H： [] m
 - (10) 主要材質
 - ① ボイラドラム []
 - ② 水管及び管寄 []

③ 水冷壁 []

(11) 付帯機器

- ① 安全弁 1 式
- ② 圧力計 1 式
- ③ 水面計 1 式
- ④ ボイラ付属弁類 1 式
- ⑤ 蒸気ドラム内部装置 1 式
- ⑥ 連続ブロー装置 1 式

5) 特記事項

- (1) ボイラ各部の設計は、発電用火力設備に関する技術基準（通商産業省令 51 号平成 9 年 3 月 27 日）に適合すること。
- (2) ボイラ本体は、自立型とする。また、ガスのリーク対策を十分に行ったものとし、密閉構造とすること。
- (3) 焼却炉の側壁、天井等にボイラ水管を配置し、水冷壁とした合理的な設計を行うとともに、高温による損傷及び過剰冷却を防止するため、耐火煉瓦、キャストブル耐火材などの耐火物で必要箇所を保護すること。
また、ボイラ水管のうち、耐火物で保護されていない部分（燃焼室出口及び第 1 パス入口等）は腐食や管厚の減肉、長寿命化に考慮して、プロテクタ保護や金属溶射などにより対策を講じること。
- (4) 高温ガスに対して放射面積を大きく取り、飛灰が付着しないように、伝熱面を配置構成すること。
- (5) 付着した飛灰は容易に除去できるように、適切な位置に飛灰払い落とし設備を設けること。
スートブロワ式の場合は、蒸気噴射によるボイラチューブの減肉対策を行うこと。
- (6) 飛灰の通過により、ボイラ水管が局部的に摩耗しないように配慮すること。
- (7) 内部の点検清掃及び修理等のために、適切な位置にマンホール、ハンドホール等を設けること。
- (8) ボイラの飛灰を円滑に排出するため、ボイラ下部にホップ及びスクリュコンベヤ等を設置し、二重ダンパ等を設けること。
- (9) ボイラ鉄骨及びケーシングは、熱膨張を考慮した構造とすること。
- (10) ボイラドラムの水位を常時中央制御室で監視できるよう I T V 監視装置を設けること。
- (11) ボトムブロー弁は電動式とすること。
- (12) 蒸発量を安定化させるための制御ができるようにすること。

4.1.2 過熱器

本装置は、ボイラより発生する湿り飽和蒸気をさらに加熱し、過熱蒸気を発生させるために設置するものである。

1) 形式 []

2) 数量 2基

3) 主要項目（1基につき）

(1) 最高使用圧力 [] MPa

(2) 常用圧力 [] MPa

(3) 伝熱面積 [] m²

(4) 主要材質

① 1次S/H [SUS310J1]

② 2次S/H SUS310J1

[③ 3次S/H SUS310J1]

(5) ガス温度

① 入口 [] °C以下

② 出口 [] °C

(6) 蒸気温度

① 入口 [] °C

② 出口 [] °C以上

(7) 出口蒸気量 [] t/h

(8) 付帯機器

① 圧力計 1式

② 温度計 1式

③ 付属弁類 1式

④ 点検口 1式

⑤ 過熱低減装置 1式

4) 特記事項

(1) 過熱器は高温腐食の影響に十分耐える材質を選定するとともに、腐食の起こりにくい配置とすること。

(2) 管の腐食や減肉状況が点検、把握できる構造とし、将来、管束等部分的に引き抜き更新できるよう配慮すること。

(3) 長寿命化に考慮し、プロテクタ保護、金属溶射など対策を講じること。

4.1.3 節炭器（エコノマイザ）

本装置はボイラ出口に設置し、廃熱によりボイラ給水温度を高めるものである。

発電効率を向上させるため、排ガスの温度調整に支障がないと判断できる場合は、排ガス処理設備の減温塔を省略し、低温エコノマイザの採用を検討すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 2基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) ガス温度
 - ① 入口 [] °C（高質ごみ）
 - ② 出口 [] °C（高質ごみ）
 - (2) 最高使用圧力 [] MPa
 - (3) 伝熱面積 [] m²
 - (4) 給水量（最大） [] kg/h（高質ごみ）
 - (5) 給水温度
 - ① 入口 [] °C
 - ② 出口 [] °C
 - (6) 主要材質 伝熱管 []
 - (7) 付帯機器
 - ① 圧力計 1式
 - ② 付属弁類 1式
 - ③ 点検口 1式
- 4) 特記事項

- (1) 付着した飛灰を容易に除去できるような設備を設けること。
- (2) 配管列は、飛灰閉塞を生じないように十分考慮すること。
- (3) 低温腐食対策を施すこと。

4.1.4 ボイラ鉄骨・ケーシング・落下灰ホッパシュート

- 1) 形式 [自立耐震式]
- 2) 数量 2基
- 3) 主要材質
 - (1) ボイラ鉄骨 []
 - (2) ケーシング []
 - (3) 落下灰ホッパシュート []
- 4) 特記事項

- (1) シュートは十分傾斜角度をつけて、常に飛灰が堆積しないようにすること。
- (2) 十分な気密性を有すること。

- (3) 点検に際し作業が安全で容易な位置に点検口を設けること。
- (4) シュート高温部は熱分散、火傷防止に努めること。
- (5) 表面温度は、室温+40℃以下とすること。

4.1.5 ボイラ飛灰排出装置

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 搬送量 [] t/h
 - (2) 電動機 [] kW× [] V
 - (3) 主要材質 []
- 4) 特記事項
 - (1) ケーシングは密閉構造とすること。
 - (2) シュート部、コンベヤ部及び点検口は十分な気密性を有すること。
 - (3) メンテナンス部は熱分散、火傷防止対策を計画すること。
 - (4) ボイラ飛灰は炉内搬送又は飛灰として処理すること。

4.2 スートブロウ・ハンマリング装置

本装置はボイラ本体、過熱器及び節炭器の伝熱管に付着した飛灰を除去するために設置するものである。

- 1) 形式 [長抜差し式及び定置回転式]
- 2) 数量
 - (1) 長抜差し式 [] 基/缶
 - (2) 定置回転式 [] 基/缶
- 3) 主要項目
 - (1) 蒸気量 [] kg/min/基
 - (2) 電動機 [] kW× [] V
 - (3) 操作方式 遠隔、現場手動
 - (4) 主要材質 []
 - (5) 付帯機器
 - ① 圧力計 1 式
 - ② 温度計 1 式
 - ③ アキュームレーター 容量 [] m³× [] 基
 - ④ その他必要な機器 1 式

4) 特記事項

- (1) 十分な耐熱性、耐食性を有すること。
- (2) 中央制御室から遠隔操作により自動的にドレンを切り、順次スートブロワを行う構造とすること。
- (3) 自動運転中の緊急引抜が可能な構造とすること。
- (4) ドレン及び潤滑油等により、歩廊部が汚れない対策を行うこと。
- (5) 作動後は、圧縮空気を送入するなど内部腐食を防止できる構造とすること。
- (6) 飛灰除去時に炉内圧力が変動しないよう配慮すること。
- (7) スートブロワを基本とするが、ハンマリング装置を併用してもよい。

4.3 ボイラ給水ポンプ

本ポンプは脱気器よりボイラへ給水するためのものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 4台（2台/炉の交互運転）
- 3) 主要項目（1台につき）
 - (1) 容量 [] m³/min
 - (2) 全揚程 [] m（脱気器バイパス時を考慮したもの。）
 - (3) 流体 脱気純水
 - (4) 流体圧力 [] MPa
 - (5) 流体温度 [] °C
 - (6) 主要材質
 - ① ケーシング []
 - ② インペラ []
 - ③ シャフト []
 - (7) 電動機 [] kW× [] V

4) 特記事項

- (1) ケーシング、インペラ、シャフトは耐食、耐摩耗対策を十分に考慮すること。
- (2) ポンプ容量は最大蒸発量に対して20%以上の余裕を見込むこと。（ただし、過熱防止用のミニマムフロー水量は含まない。）
- (3) 高温耐振型の圧力計を入口側、出口側に各1個設けること。
- (4) 本ポンプには過熱防止装置を設け、余剰水は脱気器に戻すこと。
- (5) 軸封部より漏水の少ない機種を選定すること。
- (6) グランド部はメカニカルシールを使用し、水冷式を原則とすること。
- (7) 復水タンクからも直接給水するラインを設けること。

(8) 故障時に自動切換えが可能なものとする。

4.4 脱気器

本装置は、蒸気復水器で凝縮された復水及び純水装置からの補給水を脱気（酸素、炭酸ガス等）し、ボイラなどの腐食を防止するために設ける。

- 1) 形式 蒸気加熱スプレー式
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 容量 [] m³/h（脱気器出口最大給水量）
 - (2) 最高使用圧力 [] MPa
 - (3) 常用圧力 [] MPa
 - (4) 蒸気条件
 - ① 圧力 [] MPa
 - ② 温度 [] °C
 - (5) 給水温度
 - ① 脱気器入口 [] °C
 - ② 脱気器出口 [] °C
 - (6) 脱気度（溶存酸素） [0.03] mgO₂/L以下
 - (7) 貯水容量（有効） [] m³
 - (8) 主要材質
 - ① 本体 [SS400]
 - ② スプレーノズル []
 - (9) 付帯機器
 - ① 安全弁 1式
 - ② 安全弁消音器 1式
 - ③ 温度計・圧力計 1式
 - ④ 弁・配管及び保温 1式
- 4) 特記事項
 - (1) 脱気能力は、ボイラ給水能力及び復水の全量に対して、十分な余裕〔20分以上〕を見込むこと。
 - (2) 加熱蒸気制御弁は、小流量に対しても確実に制御できる性能を有すること。
 - (3) 保温施工すること。

4.5 脱気器給水ポンプ

本ポンプは、ボイラ用水を復水タンクから脱気器に給水するためのものである。

- 1) 形式 多段渦巻ポンプ
- 2) 数量 2台（交互運転）
- 3) 主要項目（1台につき）
 - (1) 容量 [] m³/h
 - (2) 全揚程 [] m
 - (3) 流体 純水・復水
 - (4) 流体圧力 [] MPa
 - (5) 流体温度 [] °C
 - (6) 主要材質
 - ① ケーシング []
 - ② インペラ []
 - ③ シャフト []
 - (7) 電動機 [] kW× [] V
- 4) 特記事項

- (1) 過昇温防止装置を設け、復水タンクへ戻すこと。
- (2) ポンプ容量は最大蒸発量に対して20%以上の余裕を見込むこと。

4.6 ボイラ用薬液注入装置

本装置はボイラ缶水の水質を規定値以内に保つため、復水処理剤、脱酸剤、清缶剤及び保缶剤を注入する装置である。なお、薬品の種類は提案による。

- 1) 形式 可変容量型連続ポンプ注入式
- 2) 数量 1式
- 3) 主要項目（2缶分）

(1) タンク

系統	用途	薬品名	主要材質	数量（台）	容量（L）	備考
復水	復水処理剤					
	脱酸剤					
給水	清缶剤					
	保缶剤					

(2) ポンプ

系統	用途	数量(交互運転)(台)	仕様
復水	復水処理剤		
	脱酸剤		

給水	清缶剤		
	保缶剤		

(3) その他必要なもの 1式

4) 特記事項

- (1) ボイラの起動・停止時の水質管理も含めて計画すること。
- (2) 用途及び管理値の維持に十分対応できる能力・容量とすること。
- (3) タンクの容量は、最大使用量の7日分以上とし、材質はSUS304同等品以上とすること。
- (4) 希釈水は純水を使用すること。
- (5) ポンプ接液部はステンレス鋼同等品以上とすること。
- (6) 薬液溶解槽には透視形液面計を設けること。また、中央制御室に液面及び液面上下限警報を表示すること。
- (7) 薬液溶解槽に攪拌機を設けること。
- (8) 注入量を短時間で計測できる構造を考慮すること。
- (9) 清缶剤、脱酸剤及び復水処理剤の効用を併せ持つ一液タイプの使用も可とする。

4.7 連続ブロー装置

4.7.1 缶水連続ブロー装置及び缶水連続測定装置

本装置は、ボイラ缶水中の溶存物質を規定値内に保持するため、ブロー水冷却装置で冷却し、缶水を連続的にブローさせながら、電導度、pHを測定するためのものである。なお、復水についても、温度とpHを連続測定するためのものである。

- 1) 形式 連続式
- 2) 数量 2缶分
- 3) 流量調整方式 遠隔・現場手動
- 4) 主要項目（1基につき）
 - (1) ブロー量 [] kg/h
 - (2) ブロー水温度 [] °C
 - (3) ドラム圧 [] MPa
 - (4) 連続ブロー弁 1式
 - (5) 流量指示計 1台
 - (6) その他必要なもの 1式

4.7.2 サンプルングクーラ

- 1) 形式 水冷却式
- 2) 数量
 - (1) 缶水用 [] 組(1基/炉)

(2) 給水用 [] 組(1基/炉)

3) 主要項目(1基につき)

項目	単位	缶水用	給水用
サンプル水入口温度	℃		
サンプル水出口温度	℃		
冷却水量	m ³ /h		

4) 特記事項

(1) 本クーラは、ボイラ水測定検出部に熱による影響を与えないよう充分冷却する能力を有すること。

4.7.3 水素イオン濃度計

1) 形式 ガラス電極式水素イオン濃度計

2) 数量 [] 組

3) 主要項目

(1) 指示範囲 0~14

4) 特記事項

(1) 自動校正機能を有すること。

(2) 鉄粉などの異物が混じったボイラ水を直接測定検出部に取り込むことがないように、サンプリング系統を検討すること。

4.7.4 電導率計

1) 形式 白金黒電極式電導度計

2) 数量 [] 組

3) 主要項目

(1) 指示範囲 [] ~ [] mS/m

4) 特記事項

(1) 校正機能を有すること。

(2) 鉄粉などの異物が混じったボイラ水を直接測定検出部に取り込むことがないように、サンプリング系統を検討すること。

4.7.5 ブロータンク

本タンクは、連続ブロー水、ボトムブロー水、不用蒸気ドレンを集め、ブロー水冷却器を通して排水処理設備へ送水する。

1) 形式 円筒型

2) 数量 [] 基

3) 主要項目（1基につき）

(1) 容量 [] m³

(2) 主要材質

① 本体 []

② ドレン管 []

4) 付帯機器

(1) ブロー水冷却装置 1式

(2) その他必要なもの 1式

5) 特記事項

(1) ブロータンクまでの配管は配管途中で逆流及び滞留しないよう考慮すること。

(2) 本タンクは十分な容量を有し、蒸気は排気筒を通して屋上に放散させること。

(3) ブロータンクは保温施工すること。

(4) 各吹出し管は、それぞれ単独にブロータンクに接続すること。

(5) ブロータンクから排水処理設備への送水時、排水処理設備への負荷が極端に増大しないように配慮すること。

4.8 蒸気だめ

4.8.1 高圧蒸気だめ

本蒸気だめは、ボイラで発生した蒸気を各利用先へ分配供給するために設けるものであり、各炉のボイラから直接蒸気を受けるものとする。

1) 形式 円筒横置型

2) 数量 [] 基

3) 主要項目

(1) 蒸気圧力

① 最高 [] MPa

② 常用 [] MPa

(2) 使用温度 [] °C

(3) 主要材質 []

(4) 付帯機器

① 圧力計 1式

② 温度計 1式

③ その他必要な機器 1式

4) 特記事項

(1) 予備管座を設けること。

(2) 本装置は、ドレン抜きを設け、定期点検、清掃が容易な構造とすること。

(3) 本装置架台は、熱膨張を考慮した構造とすること。

4.8.2 低圧蒸気だめ

本蒸気だめは、蒸気タービン抽気又は高圧蒸気を減圧減温した蒸気を受入れ、脱気器など低圧蒸気の利用先へ分配供給するために設けるものである。

- 1) 形式 円筒横置型
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - (1) 蒸気圧力
 - ① 最高 [] MPa
 - ② 常用 [] MPa
 - (2) 使用温度 [] °C
 - (3) 主要材質 []
 - (4) 付帯機器
 - ① 圧力計 1 式
 - ② 温度計 1 式
 - ③ 減圧減温装置 1 式
 - ④ その他必要な機器 1 式
- 4) 特記事項
 - (1) 高圧蒸気だめに準ずること。

4.9 蒸気復水器

本装置は、蒸気タービンの排気及びタービンバイパス蒸気を復水にするためのものである。

- 1) 形式 強制空冷式
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1 基につき）
 - (1) 蒸気復水量 [] t/h
 - (2) 交換熱量 [] MJ/h ([] kcal/h)
 - (3) 入口蒸気圧力
 - ① 最高使用圧力 [] MPa
 - ② 常用 [] MPa
 - (4) 入口蒸気温度 [] °C
 - (5) 排気圧（タービン排気） [] kPa

- (6) 復水温度 [] °C
 (7) 空気温度 入口 35°C、出口 [] °C

(8) ファン

- ① 形式 低騒音ファン
 ② 数量 [] 基
 ③ 電動機 [] kW× [] V
 ④ 空気流量 [] m³N/h
 ⑤ 制御方式 回転数制御及び台数制御

(9) 主要材質

- ① フィン []
 ② チューブ []
 ③ ブレード []

4) 周辺関連機器 1 式

5) 特記事項

- (1) 本装置は、蒸気タービンの排気を復水にするもので、常に安定した発電が確保できるようにすること。
 (2) 本装置の運転制御はタービン排気圧力を検出し、ファンの回転数制御によって排気圧力の一定化を図ること。
 (3) 蒸気タービントリップ時には、高圧蒸気系統よりタービンバイパスを経た蒸気も復水できること。
 (4) 復水器は点検補修及び更新が容易にできるようにすること。
 (5) 屋外設置となるため、架台や鉄骨等は溶融亜鉛めっきを施すこと。
 (6) ハト等鳥類の寄り付きや糞等による汚損を予防できる措置を施すこと。
 (7) 空気取り込み口は、騒音対策を十分考慮のうえ、配置すること。（必要に応じ、二重壁構造とし、内部吸音材貼付などを行う。）
 (8) ファンは設置当初に最高回転数時の風量を調整・設定するため、ピッチの変更が可能とすること。
 (9) 寒冷時期の制御用機器及び配管の凍結防止を考慮すること。

4.10 復水タンク

本タンクは蒸気復水器、その他蒸気利用機器から復水及び純水装置からのボイラ補給水を貯留するために設置するものである。

- 1) 形式 []
 2) 数量 [] 基

3) 主要項目（1基につき）

- (1) 構造 []
- (2) 主要部材質 SUS304 同等品以上
- (3) 主要部厚さ 4mm以上
- (4) 主要寸法 ϕ : [] m×H: [] m
- (5) 容量 [] m³ (ボイラの最大蒸発量(2炉分)の30分以上)
- (6) 取扱液 純水及び復水

4) 特記事項

- (1) 復水配管は、復水が逆流、滞留しない構造とすること。
- (2) 温度計、水位計、水面計を設置すること。
- (3) 寒冷時期の制御用機器及び配管の凍結防止を考慮すること。

4.11 純水装置

本装置は、プラント用水（上水）をボイラ用水に処理するためのもので、純水を製造するものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 系列
- 3) 主要項目
 - (1) 能力 [] m³/h、 [] m³/day
 - (2) 処理水水質
 - 電気伝導度 50 μ S/cm 以下 (25℃)
 - イオン状シリカ 0.2mg/L 以下 (SiO₂として)
 - (3) 再生周期 約 [20] 時間通水、約 [4] 時間再生
 - (4) 操作方式 自動、遠隔手動、現場手動
 - (5) 原水 上水
 - (6) 原水水質
 - pH []
 - 導電率 [] μ S/cm
 - 総硬度 [] mg/L
 - 溶解性鉄 [] mg/L
 - 総アルカリ度 [] 度
 - 蒸発残留物 [] g/L

4) 主要機器

- (1) イオン交換塔 1式
- (2) イオン再生装置 1式

[塩酸貯槽、塩酸計量槽、塩酸ガス吸収装置、塩酸注入装置、苛性ソーダ貯槽、苛性ソーダ計量槽、苛性ソーダ注入装置、純水排液移送ポンプ、純水排液槽等]

5) 特記事項

- (1) 1日当たりの純水製造量は、ボイラ1基分に対して24時間以内に満水保管できる容量とする。
- (2) 水質は中央制御室に表示するものとする。
- (3) 耐薬品性に優れた材質を用いること。

4.12 純水タンク

本タンクは純水製造装置で製造した純水を貯蔵するためのものである。

1) 形式 パネルタンク

2) 数量 1基

3) 主要項目

(1) 主要部材質 SUS304

(2) 容量 [] m³

4) 特記事項

- (1) 本タンクの容量は、純水再生中のボイラ補給水量を確保するとともにボイラ水張り容量も考慮すること。
- (2) 液面計を設けること。
- (3) 液面上下限警報を中央制御室に表示すること。

4.13 純水移送ポンプ

本ポンプは純水タンクより、復水タンク等へ純水を給水するためのものである。

1) 形式 []

2) 数量 2基(交互運転)

3) 主要項目(1基につき)

(1) 容量 [] m³/h

(2) 全揚程 [] m

(3) 主要部材質

① ケーシング []

② インペラ []

③ シャフト []

(4) 電動機 [] kW × [] V

(5) 操作方式 自動、遠隔手動、現場手動

(6) 流量制御方式 復水タンク液位による自動制御

4.14 安全弁用消音器

ボイラドラム等の安全弁の排気側に設け、安全弁吹き出し音を消音するものである。特に周辺環境に影響のないよう消音効果の高いものとする。

- 1) 形式 膨張吸音型
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 防音対象 ドラム安全弁、SH出口安全弁
 - (2) 防音減衰量 30dB(A)以上
 - (3) 容量 [] t/h
 - (4) 吹出圧力 [] MPa
 - (5) 主要材質
 - ① 本体 [SS400]
 - ② 吸音材 [ロックウール又はグラスウール]
- 4) 特記事項
 - (1) 吸音材は飛散しないように表面保護層を設け確実に取り付けること。
 - (2) ドレン抜きを十分に考慮すること。
 - (3) 吹出蒸気の放出先は屋外(屋上)とすること。

第5節 排ガス処理設備

燃焼に伴って排出されたばい煙及び有害物質の大気への排出を極力抑えるためのものである。排ガス処理システムは、環境保全に万全を期したうえで、エネルギーやコストなどトータルバランスを考慮のうえで、設計すること。

5.1 減温塔（排ガスの温度調整を考慮して必要に応じて設置すること。）

廃熱ボイラを通過した排ガスをろ過式集じん機に適合する温度まで減温するためのものである。なお、本施設では、白煙防止装置は設置しないが、白煙が見えにくいよう配慮した施設を目指していることから、減温塔は可能な限り設置しないこと。

5.1.1 減温塔

- 1) 形式 水噴射式
- 2) 数量 2基
- 3) 主要項目（1基につき）

- (1) 容量 [] m³
- (2) ガス温度
- ① 入口温度 [] °C
- ② 出口温度 [] °C以下
- (3) 蒸発熱負荷
- ① 低質ごみ [] MJ/m³・h
- ② 基準ごみ [] MJ/m³・h
- ③ 高質ごみ [] MJ/m³・h
- (4) 主要材質 SS400 (t =4. 5mm以上)
- (5) 主要寸法 φ: [] m×H: [] m
- (6) 付帯機器
- ① 温度測定孔 1 式
- ② 圧力測定孔 1 式
- ③ マンホール 1 式
- ④ 予備ノズル用台 1 式
- ⑤ 点検口 1 式
- ⑥ 減温塔飛灰排出装置 1 式
- ⑦ 点検歩廊、階段 他 1 式

4) 特記事項

- (1) 均等に水噴霧できる機能を有し、本体は完全気化構造とすること。
- (2) ノズルの交換及び点検が容易かつ安全に行えるようにスペースを確保すること。
- (3) 逆洗式ストレーナを 1 炉につき 2 基 (交互切り替え) 設置すること。(SUS 同等品以上)
- (4) 減温塔底部での灰の堆積及び塔内壁への灰の大量付着堆積が生じない構造とするとともに、飛灰が詰まることなく自動搬出できる構造とすること (完全蒸発型)。
- (5) フレームは製作、運搬、据付時の荷重状態においても過大なたわみの生じない厚さとするこ
と。
- (6) 点検歩廊、階段を設けること。
- (7) 鉄皮温度を十分に考慮した保温施工を行うこと。
- (8) 減温塔底部に堆積した灰については、サンプリング採取できるよう採取口を設けること。

5.1.2 噴霧ノズル

- 1) 形式 二流体噴霧式
- 2) 数量 [] 本 (2 炉分)
- 3) 主要項目 (1 本につき)

(1) 噴射水量 [] m³/h (1本につき)

(2) 噴射圧力 [] MPa以上

(3) 主要材質

① ノズル、チップ、キャップ [SUS310S]

② 内筒 []

③ 外筒 []

④ 保護筒 []

4) 特記事項

(1) 内壁に当たらない角度、噴射形状とすること。

(2) ノズルは軽量化に配慮し、交換が容易な取付構造とすること。

(3) ノズル冷却用ファンを設置する場合は騒音防止に配慮し設置すること。

(4) 点検歩廊、階段を設けること。

5.1.3 噴霧水加圧ポンプ

1) 形式 []

2) 数量 [] 台 (交互運転)

3) 主要項目 (1台につき)

(1) 口径 [] mm

(2) 吐出量 [] m³/h

(3) 全揚程 [] m

(4) 電動機 [] kW × [] V

4) 主要材質

(1) ケーシング []

(2) インペラ []

(3) シャフト []

5) 操作方法 遠隔、現場手動

6) 付帯機器

(1) 圧力計 1式

(2) 連成計 1式

(3) ストレーナ 1式

7) 特記事項

(1) シール水はコモンヘッドよりパイプで直接排水溝へ排除すること。

(2) ノズルの噴射量にかかわらず噴射圧力を一定に保つことが可能な吐出量、吐出圧とすること。

5.1.4 噴射水槽

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 有効容量 [] m^3
- 4) 付属品 []

5.2 ろ過式集じん器

本装置は、ろ布に排ガスを通過させることにより、排ガス中のばいじんを捕集、除去するとともに、ろ布に付着させた薬品と未反応の酸性ガスが接触中和して、排ガス中の塩化水素及び硫黄酸化物を管理基準値以下まで除去するものである。

- 1) 形式 ろ過式集じん器
- 2) 数量 2 基 (1 基/炉)
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - (1) 排ガス量 [] m^3N/h
 - (2) 排ガス温度 [] $^{\circ}C$ 以下
 - (3) ろ過面積 [] m^2
 - (4) ろ過速度 [1.0] m/min 以下
 - (5) ろ布種類 (材質) [テフロン製 (PTFE)]
 - (6) 飛灰払落し形式 []
 - (7) 制御方式 (払落し) []
 - (8) 耐熱温度 [] $^{\circ}C$ 以上
 - (9) 含じん量 (乾きガス、 O_2 12%換算値)
 - ① 入口含じん量 [] g/m^3N 以下
 - ② 出口含じん量 管理基準 0.01 g/m^3N 以下
 - (10) 主要材質
 - ① 本体外壁 耐硫酸露点腐食鋼 ($t=4.5mm$ 以上)
 - ② 他部材 []
 - ③ 保温材 [] \times 厚 [] mm
 - ④ リテーナ SUS304
 - ⑤ エアパージ配管 SUS304 (本体内部)、SGP (その他)
 - (11) 主要寸法 W: [] $m \times$ L: [] $m \times$ H: [] m
- 4) 付帯機器
 - (1) 飛灰排出装置 1 式

- (2) 加熱装置 1 式
- (3) 出入口ダンパ 1 式
- (4) マンホール 1 式
- (5) 支持架台 1 式
- (6) 点検歩廊、階段 1 式
- (7) 温度及び風圧測定孔 1 式
- (8) 差圧測定孔 1 式
- (9) 飛灰払い落とし装置 1 式
- (10) その他必要なもの 1 式

5) 特記事項

- (1) 集じん器本体の内部は、排ガスが極力均等に分散するよう考慮すること。
- (2) ろ布は使用条件に応じて、耐熱（約 250℃）、耐酸、耐薬品に配慮すること。
- (3) 払い落としした飛灰は、下部に設けた排出装置によって排出すること。
また、払い落としした飛灰については、サンプリング採取できるよう採取口を設けること。
- (4) 休炉時等、集じん器内部の温度低下時は、結露防止及び飛灰の吸湿防止のため加熱装置を設置すること。
- (5) 内部の点検ができるように、点検口を設置すること。
- (6) ろ布取替え時のスペースを十分に確保するとともに、取替え時の飛灰飛散防止対策を行うこと。また、ホイストなど取替え作業の補助装置を設けること。
- (6) ケーシング、鉄骨等は熱膨張を十分に考慮すること。
- (7) バイパス煙道は設置しないこと。なお、その場合においても維持管理機能、メンテナンス上問題のないものとする。
- (8) ろ布の破損等を速やかに検知し、中央監視設備に表示できること。
- (9) 集じん器内は複数室に分割し、各室にガス流入閉鎖装置を設け、1 室を閉鎖した場合でも定格運転ができるものとする。
- (10) 装置の入口出口の適当な位置に排ガス測定口を設けること。

5.3 乾式有害ガス除去装置

排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物等の有害物質を除去するための装置である。

5.3.1 HCl、SO_x 除去設備

- 1) 形式 []
- 2) 数量 2 炉分
- 3) 主要項目

(1) 排ガス量 [] m³N/h

(2) 排ガス温度 入口 [] °C

出口 [] °C

(3) HCl 濃度 (乾きガス、O₂12%換算値)

入口 [] ppm

出口 20ppm 以下

(4) SO_x 濃度 (乾きガス、O₂12%換算値)

入口 [] ppm

出口 20ppm 以下

(5) 使用薬剤 []

4) 主要機器 (必要な機器について、形式・数量・主要項目等について記入する。)

(1) 反応装置

(2) 薬品貯留装置 容量 [] m³ (容量は、基準ごみ時使用量の有効7日分)

(3) 薬品供給装置 切出し装置、ブロワ

5) 特記事項

(1) 貯留槽は薬品搬入車の受入が容易な位置に設け、受入口付近に上限警報、バグフィルタ起動スイッチを設置すること。

(2) 薬品輸送管について閉塞しないように考慮すること。

(3) 貯留槽本体は、炉室内に設置し、その周辺には清掃設備を考慮すること。

(4) 薬品運搬車の受入が容易な配置とすること。

(5) 貯留槽には、エアレーション装置、バイブレーター等ブリッジ防止装置を設けること。

また、エアレーションに使用する空気は除湿空気とする。

5.3.2 無触媒脱硝設備

1) 形式 []

2) 数量 2 炉分

3) 主要項目

(1) 使用薬剤 []

(2) 薬剤使用量 [] kg/h

(3) 薬剤注入位置 []

(4) 薬剤注入燃焼ガス温度域 []

(5) NO_x 発生濃度 (乾きガス、O₂12%換算値)

入口 [] ppm

出口 80ppm 以下

4) 主要機器

(必要な機器について、形式・数量・主要項目等について記入のこと。)

(1) 無脱硝脱硝設備

(2) 薬品貯留装置 容量〔 〕 m^3 (容量は、基準ごみ時使用量の有効7日分)

(3) 薬品供給装置

5.4 ダイオキシン類除去設備 (必要に応じて設置すること。)

排ガス処理過程におけるダイオキシン類を低減化させるためのものである。

5.4.1 活性炭吹込方式

1) 形式 []

2) 数量 2 炉分

3) 主要項目

(1) 排ガス量 [] m^3N/h

(2) 排ガス温度 [] $^{\circ}C$

(3) 入口ダイオキシン類濃度 [] $ng-TEQ/m^3N$

(4) 出口ダイオキシン類濃度 0.1 $ng-TEQ/m^3N$ 以下

(5) ダイオキシン類除去率 [] %

(6) 使用薬剤 []

4) 主要機器

(1) 薬品貯留装置 容量〔 〕 m^3 (容量は、基準ごみ時使用量の有効7日分)

(2) 切出し装置、ブロワ

5) 特記事項

(1) 消石灰等と活性炭とは別貯留槽とし、別々にろ過式集じん装置等に吹き込むこと。

(2) ダイオキシン類の要監視基準を達成できるよう計画すること。

第6節 余熱利用設備

本設備は、ボイラから発生する蒸気を発電設備などに利用するなど、効率的な余熱利用を図るためのものである。

6.1 蒸気タービン発電設備

本設備は、ボイラより発生する蒸気を利用した発電装置で、蒸気タービン、潤滑装置、グラウンド蒸気復水器、蒸気タービン起動盤、蒸気タービン発電機等より構成する。また、余剰電力は、

電気事業者に売電するものとし、商用の配電系統と系統連系が行えるように計画すること。

また、「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」及び電力会社の系統アクセス基準を遵守すること。

6.1.1 蒸気タービン

1) 形式 [抽気復水型]

2) 数量 1 基

3) 主要項目

(1) 定格出力 [] kW (発電機端)

(2) タービン回転数 [] m^{-1}

(3) 発電機回転数 [] m^{-1}

(4) 回転方向 []

(5) 蒸気条件

① 入口蒸気圧力 (主蒸気止弁入口) [] MPa

② 入口蒸気温度 (主蒸気止弁入口) [] $^{\circ}C$

③ 排気蒸気圧力 (タービン排気口) [] kPa

④ 排気蒸気温度 (タービン排気口) [] $^{\circ}C$

(6) 蒸気消費量 [] t/h (最大出力時)

(7) 段数 [] 段

(8) 翼車数 []

(9) シール形式 ラビリンス式

(10) カップリング形式 []

(11) 瞬間最大速度変動率 定格速度の 110%以下 (加速度トリップをしない範囲)

(12) 整定速度調整率 定格速度の 105%以下

(13) 加速度トリップ 定格速度の 111%以下

(14) 制御方式 [主蒸気圧力制御及び調速機制御]

4) 操作方法

(1) 暖気、起動昇速、並列、負荷運転の工程を機側手動及び遠隔自動で操作できること。

5) 運転方法

(1) 逆送電の可否 [可]

(2) 常用運転方式 [外部電源との並列運転]

(3) 自立運転の可否 [可]

(4) 受電量制御の可否 [可]

(5) 主圧制御 (前圧制御の可否) [可]

6) 付帯機器

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 主蒸気止弁（緊急遮断弁） | 1 式 |
| (2) 蒸気加減弁 | 1 式 |
| (3) 调速装置 | 1 式 |
| (4) 台盤 | 1 式 |
| (5) 潤滑装置（強制潤滑方式） | 1 式（タービン・発電機共用） |
| (6) ドレン回収装置 | 1 式 |
| (7) ターニング装置 | 1 式 |
| (8) グランドコンデンサ | 1 式 |
| (9) 本体カバー | 1 式 |
| (10) 保安装置 | 1 式 |
| (11) 各種計測装置 | 1 式 |
| (12) タービン起動盤 | 1 面 |
| (13) バイパス用、排気ダクト用消音器 | 1 式 |
| (14) ドレンタンク及びドレンポンプ | 1 式 |

7) 特記事項

- (1) 本装置の設備は、電気事業法に準拠して設計、施工すること。
- (2) 蒸気圧、温度、衝撃、振動及びドレン等を考慮した材質を用いること。
- (3) 保守点検性を考慮した機器配置とすること。
- (4) 車室は上下2つ割りとすること。
- (5) 本装置は独立基礎とすること。
- (6) 発電用火力設備の技術基準に準拠し、安全及び機器の保護のため必要な保護装置、警報装置等を設置すること。
- (7) ごみ質による蒸気発生量の変動に対して、効率良く安定した運転ができるものとする。また、自立運転となった場合でも、安定した運転が可能とすること。
- (8) タービンがトリップしても焼却炉及びタービンに支障を及ぼさないようにタービンバイパスにより、自動的に減圧した後、蒸気復水器にて処理すること。
- (9) 非常调速装置は、電気式と機械式の二重化とすること。
- (10) ポンプ類は100%の予備を設けること。
- (11) 本体材質については、温度、衝撃、遠心力、振動、腐食等に支障のない材質とすること。

6.1.2 蒸気タービン制御盤

本盤は、タービン付近に設置して、タービンの運転操作及び監視を行うものである。

- 1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型（盤の構造は、第11節 電気設備 11.7 盤の構造

に準ずる。)

- 2) 数量 1 式
- 3) 主要機器
 - (1) 各種温度計 1 式
 - (2) 各種圧力計 1 式
 - (3) 各種電流計 1 式
 - (4) 回転計、振動計、軸位置計 1 式
 - (5) 集合故障表示、警報表示 1 式
 - (6) 操作スイッチ 1 式
 - (7) 表示灯 1 式
 - (8) その他必要なもの 1 式

4) 特記事項

- (1) 運転監視制御は、中央制御室及び蒸気タービン発電機室側で行うものとし、定常運転時には蒸気量に応じてタービン出力を最適状態に保持するように自動制御すること。
- (2) 発電機の立ち上げ及び立ち下げは通常自動で行うが、手動での操作も可能とすること。

6.1.3 蒸気タービン発電機

本機は蒸気タービンにより駆動され、通常電力会社と並列運転し、逆潮流できるものとする。

また、ごみ焼却余熱で得られる発電効率は14%以上とする。(高効率ごみ発電施設の交付金交付要件)

1) 発電機

- (1) 形式 三相交流同期発電機
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - ① 力率 80% (遅れ) 以上
 - ② 絶縁種別 F種以上
 - ③ 励磁方式 ブラシレス励磁方式
 - ④ 冷却方式 空気冷却器付全閉内冷式
 - ⑤ 潤滑方式 潤滑油強制循環方式
- (4) 主要機器
 - ① 本体 1 式
 - ② 保護装置 1 式

③ 計測器 1 式

④ その他必要なもの 1 式

2) 発電機遮断機盤、励磁装置盤

(1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造に準ずる。）

(2) 数量 1 面

(3) 主要機器

① 主遮断器 1 式

② 励磁装置 1 式

③ サージアブソーバー 1 式

④ 自動電圧調整装置 1 式

⑤ 自動力率調整装置 1 式

⑥ 自動無効電力調整装置 1 式

⑦ 自動同期投入装置 1 式

⑧ 同期検定装置 1 式

⑨ 保護継電器類、電圧電流計、電力計等必要な計器 1 式

(4) 特記事項

① 電圧、力率、同期投入等の設定及び監視操作は、現場及び中央制御室にて行う。

② 蒸気タービン発電機は電力会社と並列運転とするが、発電機出力は所内負荷、ボイラ発生蒸気量及び入口圧力等に応じ最適出力を発生できるように自動制御を行うこと。

③ 電力会社の送配電系統の異状等により、系統連系が遮断された場合でも、安定した自立運転が可能なこと。

④ 電圧調整は、自動電圧調整装置（力率調整）を設け、負荷電流に応じ電圧を自動調整すること。

⑤ 負荷調整は、調圧制御及び調速制御とすること。なお、切替及び調整は、中央制御室から遠隔信号操作又は現場制御盤にての操作による。

6.1.4 タービンバイパス装置

本装置は、蒸気タービンのバイパスラインに設置して、余剰蒸気及びタービン停止時の蒸気の全量を減圧及び減温するためのものである。

1) 形式 減圧減温式

2) 数量 1 基

3) 主要項目

(1) 入口蒸気量 [] t/h

(2) 入口蒸気

① 圧力 [] MPa

② 温度 [] °C

(3) 出口蒸気

① 圧力 [] MPa

② 温度 [] °C

(4) 減温水量 [] t/h

(5) 減圧減温弁

① 個数 [] 個

② 防音防振方法 []

(6) 主要材質

① 本体 []

② ディスク []

③ シート []

④ ノズル、レギュレーサ []

(7) 付帯機器

① 圧力計 1 式

② 温度計 1 式

③ 消音器 1 式

④ 安全弁 1 式

⑤ その他必要なもの 1 式

4) 特記事項

(1) 余剰蒸気量の変動（全量バイパス含む。）に対して、低圧蒸気復水器に適合した圧力及び温度が得られること。

(2) 減圧弁の配置・配管設計には、偏流、渦流、浸食に十分配慮すること。

(3) 振動対策及び安全弁の設置を計画すること。

6.1.5 排気復水タンク

排気復水タンクは、低圧蒸気復水器、エゼクタ等からの復水を一時貯留するものである。本装置は以下の事項を満たすものとする。

1) 形式 円筒横置式

2) 数量 1 基

3) 主要項目

(1) 構造 []

- (2) 主要部材質 SUS304 同等品以上
- (3) 主要部厚さ 4mm以上
- (4) 主要寸法 ϕ : [] m×H: [] m
- (5) 容量 [] m³

4) 特記事項

- (1) 点検、清掃が容易にできるようマンホールを設けること。
- (2) 温度計、液面計を設けること。
- (3) 液面上下限警報を中央制御室に表示すること。
- (4) 保温すること。

6.1.6 排気復水ポンプ

排気復水ポンプは、排気復水タンクから復水を取り出して、復水タンクへ送水するものである。

- 1) 形式 渦巻型
- 2) 数量 2台（交互運転）
- 3) 主要項目（1台につき）
 - (1) 容量 [] m³/h
 - (2) 全揚程 [] m
 - (3) 流体温度 [] °C
 - (4) 主要材質
 - ① ケーシング []
 - ② インペラ []
 - ③ シャフト []
 - (5) 電動機 [] kW× [] V
 - (6) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動

4) 特記事項

- (1) 過昇温防止装置を設け、排気復水タンクへ戻すこと。
- (2) ポンプ容量は最大蒸発量に対して20%以上の余裕を見込むこと。

6.1.7 発電機室用天井クレーン

本装置は、発電機室内の諸機器のメンテナンス用として設けるものである。

- 1) 形式 電動式ホイスト走行クレーン
- 2) 数量 1台
- 3) 主要項目

- (1) 定格荷重 [] t
- (2) 吊上げ荷重 [] t
- (3) 径間 [] m
- (4) 揚程 [] m
- (5) 走行距離 [] m
- (6) 横行距離 [] m

4) 主要材質

- (1) 本体 []
- (2) 巻上ドラム []
- (3) 車輪 []
- (4) レール []
- (5) その他 []

5) 給電方式 キャブタイヤケーブル給電（カーテンハンガー）方式

6) 各部速度及び電動機

項目	速度 m/min	出力 kW	ED %
走行用	[]	[]	[]
横行用	[]	[]	[]
巻上用	[]	[]	[]

7) ブレーキ仕様 マグネットディスクブレーキ

8) 操作方法 現場手動

9) 付属機器

- (1) クレーン本体 1 式
- (2) 走行レール及び取付金具 1 式
- (3) 操作装置 1 式
- (4) 安全装置 1 式
- (5) ランウェイガード 1 式
- (6) その他必要なもの 1 式

10) 特記事項

- (1) 本クレーン吊り上げ荷重は、発電機のローター等の重量物を容易にかつ安全に移動できる構造とすること。

6.2 場内余熱供給設備

本設備は、場内の空気調和設備、給湯設備とし、電気式、温水式など民間事業者による提案とするが、エネルギーの有効利用の観点から、効率のよい方法を提案すること。

電気式を選択する場合は、以下の仕様に基づいて計画すること。

6.2.1 温水設備（必要に応じ設置）

本装置は、ボイラから発生した蒸気を利用して温水を作り出し、場内の各給湯用熱交換器に熱を供給するために設置するものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [1] 組
- 3) 主要項目（1組につき）
 - (1) 供給熱量 [] MJ/h
 - (2) 供給温水温度 [] °C
 - (3) 戻り温水温度 [] °C
 - (4) 供給温水量 [] m³/h
 - (5) 使用蒸気
 - ① 圧力 [] MPa
 - ② 温度 [] °C
 - (6) 使用蒸気量 [] kg/h
- 4) 主要機器
 - (1) 温水熱交換器 1 式
 - (2) 温水循環タンク 1 式
 - (3) 温水循環ポンプ 1 式

6.2.2 給湯設備（必要に応じ設置）

本装置は、前項給湯用熱交換器等により温水を作り出し、場内に給湯するために設置するものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 組
- 3) 主要項目（1組につき）
 - (1) 供給熱量 [] MJ/h
 - (2) 給湯温度 [] °C
 - (3) 給水温度 [] °C
 - (4) 供給温水量 [] m³/h
- 4) 主要機器
 - (1) 温水熱交換器 1 式
 - (2) 温水循環タンク 1 式
 - (3) 温水循環ポンプ 1 式

6.2.3 予備ボイラ（必要に応じ設置）

プラント停止期間中の熱源として、本施設内に給湯熱源を供給する設備である。

- 1) 形式 温水ボイラ
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - (1) 交換熱量 [] MJ/h
 - (2) 使用燃料 []
 - (3) 燃料使用量 [] kg/h
 - (4) 付帯機器 1 式

6.3 場外給湯用設備

隣接する山城総合運動公園に 40℃以上の温水を供給するための設備である。

設備仕様は下記を標準とする。

- (1) 外部温水供給用タンク（熱交換器内蔵）
- (2) 外部温水供給用ポンプ（交互運転）
- (3) 外部温水供給用配管（敷地境界まで）

第7節 通風設備

本設備は、ごみ焼却に必要な空気を必要な条件に整えて焼却炉に送り、また焼却炉からの排ガスを、煙突を通して大気に排出するまでの関連設備である。

7.1 押込送風機

焼却炉に燃焼用空気を送り込むために設置するものである。

- 1) 形式 電動機直結ターボ型
- 2) 数量 2 基（1 基/炉）
- 3) 主要項目（1 基につき）
 - (1) 風量 [] m³N/min（余裕率 [] %）
 - (2) 静圧 [] kPa（20℃において）（余裕率 [] %）
 - (3) 回転数 [] min⁻¹
 - (4) 電動機 [] kW × [] V
 - (5) 操作方式 自動、現場手動、中央制御室からの遠隔手動
 - (6) 風量調整方式 [回転数及びダンパ開閉制御]
 - (7) 主要材質

① ケーシング []

② インペラ []

③ シャフト []

(8) 付帯機器

① 吸気スクリーン (SUS) 1 式

② 安全カバー 1 式

③ 伸縮継手 1 式

④ 接点付温度計 1 式

4) 特記事項

(1) 押込送風機は、計算によって求める最大風量及び最大静圧に 20%以上の余裕を持たせること。

(2) 送風機の点検、清掃が容易にできる点検口を設けること。

(3) 送風機本体及びダクトの据付には騒音、振動防止に留意すること。

(4) ごみピット室の容量と送風機的能力から換気回数計算を行い、その計算書を実施設計時に提出すること。

7.2 二次押込送風機

ごみ焼却によって発生した排ガスをさらに燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制する（二次燃焼）ために空気を送り込む設備である。

1) 形式 電動機直結ターボ

2) 数量 2 基（1 基/炉）

3) 主要項目（1 基につき）

(1) 風量 [] $\text{m}^3\text{N}/\text{min}$ （余裕率 [] %）

(2) 静圧 [] kPa （ 20°C において）（余裕率 [] %）

(3) 回転数 [] min^{-1}

(4) 電動機 [] $\text{kW} \times [] \text{V}$

(5) 操作方式 自動、現場手動、中央制御室からの遠隔手動

(6) 風量調整方式 [回転数及びダンパ開閉制御] 方式

(7) 主要材質

① ケーシング []

② インペラ []

③ シャフト []

(8) 付帯機器

① 安全カバー 1 式

② 伸縮継手 1 式

③ 接点付温度計 1 式

4) 特記事項

- (1) 二次押込送風機は、計算によって求める最大風量及び最大静圧に 20%以上の余裕を持たせること。
- (2) 送風機の点検、清掃が容易にできる点検口を設けること。
- (3) 送風機本体及びダクトの据付には騒音、振動防止に留意すること。
- (4) 灰ピットの湿気対策、臭気対策を考慮すること。なお、臭気対策として灰ピット室の空気を取り入れてもよい。

7.3 燃焼用空気予熱器

ボイラから発生した蒸気を利用して、燃焼用空気を加熱するものであり、押込送風機の後段に設置するものである。

1) 形式 蒸気式又はガス式空気加熱器 (ベアチューブ式)

2) 数量 [1] 基/炉

3) 主要項目 (1 基につき)

(1) 蒸気使用量 [] kg/h

(2) 交換熱量 [] MJ/h

(3) 蒸気条件

① 圧力 [] MPa

② 温度 [] °C

③ 復水温度 [] °C

(4) 燃焼用空気

① 燃焼用空気量 [] m³N/h

② 入口温度 [] °C

③ 出口温度 [] °C

(5) 主要材質

① 伝熱管 []

② ケーシング []

③ その他 []

(6) 制御方式 []

(7) 付帯機器 1 式

4) 特記事項

- (1) 熱容量は、計算上必要量に対して、[20%] 以上の余裕を持たせること。

7.4 風道

1) 形式 溶接鋼板製

2) 数量 2 炉分

3) 主要項目

(1) 風速 [12] m/s以下

(2) 主要材質、板厚 SS400 (t =3.2mm以上)

(3) 付帯機器

① 風圧測定孔 1 式

② エキспанション (SUS製) 1 式

③ 点検口 1 式

4) 特記事項

(1) 空気取り入れ口は、吸気スクリーン (SUS) を設けること。また、必要に応じてフィルターを設置すること。

(2) 必要箇所にはエキспанションジョイントを設けること。

(3) 振動や共鳴等のない構造とすること。必要に応じて防音対策として保温等を施すこと。

(4) 温度・圧力等の計測器の据付場所には点検歩廊、階段を設けること。

(5) 形状は丸形又は角形とし、特に角形の大きいものについては、補強リブを入れ、共振の防止を行うこと。

(6) 清掃が容易にできるように、マンホール等を適所に配置すること。

7.5 誘引送風機

本設備は、焼却炉から発生した排ガスを排ガス処理設備を通じて煙突へ導き出すとともに、排ガスの噴き漏れが無いよう焼却炉内を負圧に保つものである。

1) 形式 電動機直結ターボ

2) 数量 2 基 (1 基/炉)

3) 主要項目 (1 基につき)

(1) 風量 [] m³N/min (余裕率 30%以上)

(2) 静圧 [] kPa (20℃において) 、 (余裕率 20%以上)

(3) 排ガス温度 [] ℃

(4) 主要材質

① ケーシング []

② インペラ []

③ シャフト []

- (5) 回転数 [] min^{-1}
- (6) 電動機 [] kW × [] V
- (7) 操作方式 自動、現場手動、中央制御室からの遠隔手動
- (8) 風量制御方式 自動炉内圧調整
- (9) 風量調整方式 回転数及びダンパ開閉制御方式
- (10) 付帯機器
 - ① 安全カバー 1 式
 - ② 冷却水供給設備 1 式
 - ③ 接点付温度計 1 式
 - ④ 制御盤 1 式
 - ⑤ サイレンサ 1 式

4) 特記事項

- (1) 防音処理した専用室内に收容し、騒音、振動、換気に対し十分配慮すること。
- (2) 軸受部の振動は連続 120 日運転時、振幅 [40] μm 以下とすること。
- (3) 耐熱、耐摩耗、耐食に十分配慮し、長期の連続使用に対し十分な耐久性を有する。
- (4) 耐熱設計温度は 350°C とすること。
- (5) 軸受部は原則として水冷式とし、フローサイト及び接点付温度計を設けること。
- (6) 内部点検清掃が容易に行える構造とし、ケーシングにはドレン抜きを設けること。
- (7) 正常運転時において、誘引送風機が異状停止した場合には押込送風機及び二次押込送風機等は自動停止すること。
- (8) 計算によって求められる最大ガス量に 30%以上の余裕を持たせ、風圧についても最大静圧に 20%以上の余裕を持たせること。
- (9) 炉内圧力を安定的に負圧に保てるよう、炉内圧制御方法も含めてシステム設計すること。

7.6 煙道

- 1) 形式 溶接鋼板製
- 2) 数量 2 炉分
- 3) 風速 [15] m/s 以下
- 4) 主要項目
 - (1) 主要材質 SS400、ろ過式集じん器より後段は耐硫酸露点腐食鋼
 - (2) 鋼板厚さ 4.5mm以上
 - (3) 付帯機器
 - ① 風圧測定孔 1 式
 - ② エキспанション (SUS製) 1 式

③ 掃除口 1 式

④ 点検口 1 式

5) 特記事項

- (1) 煙道は全て排ガス露点腐食及び排ガス温度の低減を極力防止するため、保温施工すること。
- (2) 煙道は溶接構造とし、帯鋼及び形鋼等で補強する。
- (3) ダンパ等には、耐熱及び断熱を考慮した軸受を使用すること。
- (4) 振動や共鳴等がない構造とすること。
- (5) 煙道は、内部に飛灰の堆積が起きないように配慮するとともに、内部点検、清掃が行える構造とすること。
- (6) 屋外に出る箇所は雨仕舞いを完全に行うものとするとともに、保温の外装板及びエキスパンション、防護板等はSUS製とすること。
- (7) 温度、圧力等の測定機器の設置位置には点検歩廊、階段を設けること。
- (8) 点検口等の気密性に留意すること。
- (9) 排ガス及びばいじん測定孔を煙道の適切な位置に設けること。
- (10) 誘引送風機と煙突間に消音器を設置すること。

7.7 煙道ダンパ

1) 形式 ルーバー形、バタフライ形

2) 数量 2 炉分

3) 主要項目

- (1) 主要材質 耐硫酸露点腐食鋼
- (2) 操作方式 自動、現場手動、遠隔手動

4) 特記事項

- (1) ガス温度に耐え得る強度と耐久性を有すること。
- (2) 遮断用については、気密性の高いものとする。

7.8 煙突

1) 形式 [] 方式

(1) 内筒 鋼板製 (外部保温)

(2) 外筒 []

2) 数量 1 基 (内筒 [] 基)

3) 主要項目

(1) 高さ GL+59m

(2) 外筒寸法 W : [] m × L : [] m

(3) 内筒寸法

① 頂部口径 ϕ : [] mm

② 下部口径 ϕ : [] mm

(4) 排ガス流速 [] m/s以下

(5) 頂部排出ガス流速 [30] m/s以下 (高質ごみ)

(6) 排ガス温度 [] °C、通常 [] °C

(7) 排ガス量 (1本につき最大) [] m³N/h

(8) 主要材質、構造

① 内筒材質 耐硫酸露点腐食鋼

② 内筒厚さ 6mm以上

③ 保温材 ロックウール

④ 保温厚さ 75mm以上

⑤ 頂部ノズル SUS316L

(9) 付帯機器

① 荷上用電動装置 1式

② 階段及び踊場 1式

③ 避雷装置 1式

④ 測定孔 1式

⑤ マンホール 1式

4) 特記事項

(1) 煙突は通風力、排ガスの大気拡散を考慮した頂部口径を有するものとし、ばいじん等を測定する位置に、測定孔及び踊場を設けること。

(2) ダウンウォッシュ、笛吹現象等が発生しないよう考慮すること。

(3) 自重、風圧、熱応力、地震荷重等に十分耐える構造とすること。

(4) 頂部ノズルの保護 (腐食等) 対策は、特に材質を考慮し選定すること。

(5) 最頂部まで昇れるよう、階段を設置すること。なお、踊場はグレーチングとすること。

(6) 外筒は周辺地域の景観及び隣接の公園の建築物との調和の採れた形状、色彩とすること。

(7) 煙突室には内部照明を設置すること。

(8) 分析用機材を測定口まで荷揚げできる電動装置を設けること。

また、分析装置設置場所付近には、メンテナンス用電源及び水洗用具 (薬品溶解、洗浄など) を設けること。

(9) 雷保護設備を設けること。

(10) 内筒の底板及びドレン抜き管の腐食防止対策を講じること。

(11) 煙突に時計を設置すること。なお、山城総合運動公園から見えやすい位置に設置すること。

必要に応じ複数箇所設置すること。

第8節 灰出設備

本設備は、焼却炉から排出される灰（以下「焼却灰」という。）及びボイラ、節炭器、減温塔から排出される灰及びろ過式集じん器で捕集されたばいじん等（以下「飛灰」という。）を集め、場外に搬出するために設置するものである。なお、焼却灰と飛灰は分離貯留する。

焼却灰は灰出装置にて冷却し、灰移送コンベヤにより灰ピットまで搬送する。搬送途中で鉄類を回収し、資源化する。灰ピットに貯留された焼却灰は、灰クレーンにて専用搬送車両（10t車）に積み込むものとする。

飛灰は、飛灰搬送装置を経て飛灰貯留槽に貯留し、薬剤処理により重金属等の有害物質の溶出防止処理をしたのち、飛灰ピットに貯留し、灰クレーンにて専用搬送車両（10t車）に積み込むものとする。

なお、灰の搬出作業において、車両による周辺への飛散対策（タイヤの洗浄を含む。）には留意した設計を行うこと。

8.1 焼却炉下コンベヤ

本装置は、燃焼装置から落下した焼却灰を灰出装置に搬送するものである。また、構造はその用途に適した簡単、堅牢なものであること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 2系列（1炉1系列）
- 3) 主要項目（1系列につき）
 - (1) 能力 [] t/h
 - (2) 電動機 [] kW× [] V
- 4) 主要材質
 - (1) ケーシング []
 - (2) チェーン []
- 5) 主要寸法 W: [] m×L: [] m
- 6) 操作方法 遠隔、現場手動
- 7) 付帯機器
 - (1) 排出シュート 1式
 - (2) 安全装置 1式
 - (3) 緊張装置 1式
 - (4) 点検口、架台、階段、他 1式

8) 特記事項

- (1) ダスト飛散防止対策を施すとともに、シュート等は灰が詰らない構造とすること。
- (2) 耐熱性、耐摩耗性を考慮して材質を選定すること。

8.2 灰押出装置

焼却灰を冷却し、灰移送コンベヤに搬送するためのものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 2基 (1炉1基)
- 3) 主要項目 (1基につき)
 - (1) 運搬物 焼却灰
 - (2) 能力 [] t/h
 - (3) 運搬速度 [] m/min
 - (4) 見掛比重 1.0 t/m³
 - (5) 駆動方式 []
- 4) 主要材質
 - (1) ケーシング []
 - (2) 押出し装置 []
- 5) 主要寸法 W: [] m×L: [] m
- 6) 操作方法 遠隔、現場手動
- 7) 付帯機器
 - (1) 冷却装置 1式
 - (2) 点検口 1式
 - (3) 点検歩廊、階段 1式
 - (4) その他必要機器 1式

8) 特記事項

- (1) 金属のキシミ音が発生しない構造とすること。
- (2) 耐熱性、耐摩耗性及び粉じんに配慮すること。
- (3) 特に乗り継ぎ部の設計には細心の注意を払い、必要に応じて局所排気装置を計画すること。
- (4) 焼却灰の含水率は20～25%程度とすること。
- (5) 水素爆発防止対策を講じること。(ガス溜り部分を極力なくす、ガス溜り部分には換気ダクト、換気ファンを設置するなど)
- (6) 大量の焼却灰の落下による水蒸気爆発の発生を防止するための適切な措置を講じること。
- (7) 灰押出機入口部には覗き窓を設け、焼却灰の詰まりを監視するためにITV装置を設置すること。(照明、窓洗浄装置等を設置すること。)

また、焼却灰の詰まりを検知できるセンサーを設け、中央制御室に発報すること。

- (8) 水槽部分は外部より自動給水を行い、満水・減水警報を発すること。
- (9) 水槽部へスカム等が混入しにくい構造とし、混入したスカム等は排出口から容易に排出できるようにすること。
- (10) 水槽下部には電動弁を設置し、容易に排水し、槽内の水が入れ替えできるようにすること。
なお、電動弁は水槽内の残渣による詰まりに考慮した形式を選定すること。
- (11) 灰押出機出口で灰の排出が困難になった場合の対応として、洗浄水噴霧を行うとともに、出口シュート部の長さを将来短縮できるような構造とすること。
- (12) ごみ質が変化しても、スムーズに灰が排出できるような構造とすること。
- (13) 本装置より下流側機器とのインターロックを計画すること。

8.3 灰移送コンベヤ

灰押出装置よりの焼却灰を灰ピットまで移送するコンベヤである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 2 系列
- 3) 主要項目（1 系列につき）
 - (1) 運搬物 焼却灰
 - (2) 能力 [] t/h
 - (3) 運転速度 [] m/min
 - (4) 電動機 [] kW× [] V
- 4) 主要材質
 - (1) ケーシング []
 - (2) チェーン []
- 5) 主要寸法 W: [] m×L: [] m
- 6) 操作方法 遠隔、現場手動
- 7) 付帯機器
 - (1) 安全装置 1 式
 - (2) 緊張装置 1 式
 - (3) その他 1 式
- 8) 特記事項
 - (1) 粉じんの発生の無いように計画すること。特に乗り継ぎ部の粉じん発生防止に配慮すること。

8.4 ふるい分け装置

本装置は灰の中からの磁性物除去を効率的に実施するための前処理として設置するものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 篩目寸法 [] mm
 - (2) 主要材質 []
 - (3) 電動機 [] kW
- 4) 特記事項
 - (1) 針金の引っかかり等によるトラブルを少なくするよう配慮すること。
 - (2) 粉じんの発生がないよう計画すること。
 - (3) 本装置より下流側機器とのインターロックを取ること。

8.5 磁選機

焼却灰から鉄等の金属類を回収する。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 操作方式 自動及び遠隔・現場手動
- 4) 特記事項
 - (1) 本体の構造は、維持管理が安易にできるものとし、特に消耗品は安易に取替が出来る構造であること。
 - (2) 磁選機からの落じん、飛散がないように配置すること。
 - (3) 落下部ダクトには防音対策を講じること。
 - (4) 搬出のために付着した灰を極力除去できるよう計画し、効率的に搬出が行えるよう考慮すること。

8.6 鉄搬送コンベヤ

回収した鉄類を貯留設備まで移送するコンベヤである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 特記事項
 - (1) 粉じんの発生防止対策を考慮すること。
 - (2) 摩耗対策を考慮すること。

8.7 鉄貯留バンカ（必要な場合）

回収した鉄類を貯留し、運搬車両に積み込む設備である。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 2 炉分
- 3) 特記事項

- (1) ゲートは堅牢な構造とし、積み込み時にスムーズに排出が可能とすること。
- (2) 粉じん発生防止対策を考慮すること。
- (3) 操作は、現場手動操作とし、車両 1 台分の積み込み操作が容易に行えること。

8.8 灰分散機

灰移送コンベヤで搬送された焼却灰を、灰ピットに均等に分散するために設ける。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []
- 3) 主要項目（1 基につき）
 - (1) 能力 []
 - (2) 主要寸法 W: [] m×L: [] m
 - (3) 主要材質 []
 - (4) 駆動方式 []
- 4) 付属品

8.9 灰ピット（建築工事に含む。）

灰ピットは、焼却炉から排出された焼却灰及び飛灰処理物を貯留するものである。

- 1) 形式 水密性鉄筋コンクリート造
- 2) 数量 4 槽
- 3) 対象物 焼却灰、飛灰処理物、灰ピット沈殿槽、灰ピット排水槽
- 4) 主要項目
 - (1) 容量
 - ① 焼却灰 [] m³ 以上（最大排出量の 7 日分以上）
 - ② 飛灰処理物 [] m³ 以上（最大排出量の 7 日分以上）
 - ③ 灰ピット沈殿槽 [] m³ 以上
 - ④ 灰ピット排水槽 [] m³ 以上
 - (2) 単位容積重量
 - ① 焼却灰 1.0t/m³
 - ② 飛灰処理物 1.0t/m³

(3) 主要寸法

- ① 焼却灰 W: [] m×L: [] m×H: [] m
- ② 飛灰処理物 W: [] m×L: [] m×H: [] m
- ③ 灰ピット沈殿槽 W: [] m×L: [] m×H: [] m
- ④ 灰ピット排水槽 W: [] m×L: [] m×H: [] m

5) 付帯機器

- (1) 目盛板 コンクリート+塗装 1式
- (2) 散水装置 1式
- (3) その他必要なもの 1式

6) 特記事項

- (1) 鉄類の資源化業者より、鉄類に付着した灰が本施設に返却される。この灰の運搬車から灰ピットに直接投入できるようにすること。
- (2) 各灰ピットの容量は計画1日最大排出量の7日分以上で計画すること。灰移送コンベヤシュート下を上限として容量を計画すること。
- (3) 灰ピット隅角部は面取りとし、灰クレーンでピット内全域をつかむことができるように考慮すること。
- (4) 貯留ピット内の臭気及び粉じん対策を講じること。
- (5) 貯留ピット底部には水勾配を設け、ピット壁のスクリーンを通して、汚水が容易に排水処理設備へ排水できるものとする。
- (6) 飛灰処理物ピットは、焼却灰ピットと分離（隔離）された構造とし、焼却灰に混じった水が飛灰処理物に接触することなく、かつ飛灰処理物から溶出した物質が焼却灰側に移行しないように配慮すること。
- (7) 貯留ピットの防水は躯体による防水とすること。
- (8) ピット内照度はピット底部で200ルクス以上を確保すること。
- (9) 灰ピットは、搬出対象物を灰クレーンにより容易に搬出車両に積み込める配置とすること。
- (10) 灰ピット室及び灰出室は、換気、除じん対策を施すこと。

8.10 灰クレーン

焼却灰、焼却灰中の異物及び飛灰処理物を搬出車に容易に積み込むために設置するものである。

- 1) 形式 クラブバケット付天井クレーン
- 2) 数量 1基
- 3) 主要項目
 - (1) バケット

- ① 形式 クラムシェル形
- ② 容量 (切取り) [] m³
- ③ 数量 2基
- (2) 主要材質
- ① 本体 []
- ② 巻上ドラム []
- ③ 車輪 []
- ④ バケット []
- ⑤ ツメ []
- ⑥ レール []
- ⑦ 他 []
- (3) 定格荷重 [] t
- (4) 吊上げ荷重 [] t
- (5) 単位容積重量
- ① 定格荷重計算用 [1.5] t/m³
- ② 稼働率計算用 [1.0] t/m³
- (6) 径間 [] m
- (7) 揚程 [] m
- (8) 走行距離 [] m
- (9) 横行距離 [] m
- (10) 稼働率
- ① 自動時 []
- ② 手動時 33%以内 (手動投入時)
- (11) 操作方式 自動、半自動及び現場手動
- (12) 給電方式 キャブタイヤケーブル給電 (カーテンハンガー) 方式
- (13) 各部速度及び電動機

項目	速度 m/min	出力 kW	ED %
走行用	[]	[]	[]
横行用	[]	[]	[]
巻上用	[]	[]	[]
開閉用	開 [] sec 閉 [] sec	[]	連続

- (14) ブレーキ仕様 マグネットディスクブレーキ
- (15) 計量装置 ロードセル方式デジタル表示
- (16) 電源
- ① 主回路 440V、60Hz

- ② 操作回路 100V、60Hz
- (17) バケット吊下 4本吊り
- (18) 速度制御（走行、横行、巻上） 自動回転数制御
- (19) 投入量表示方式 液晶ディスプレイ付
- (20) 付帯機器

- ① 定位置表示装置 1式
- ② 操作機器 1式
- ③ 荷重計及び伝送装置 1式
- ④ 各種リミットスイッチ 1式
- ⑤ 電源表示装置 1式
- ⑥ 集中給油装置 1式
- ⑦ 現場操作装置 1式
- ⑧ バケット格納台 1式
- ⑨ 予備グラブバケット 1基
- ⑩ 安全ネット 1式
- ⑪ その他必要なもの 1式

4) 特記事項

- (1) 過巻上、過巻下防止、走行・横行端制限装置、ピット壁衝突防止装置、ホッパ定位置表示装置等を設備すること。
- (2) 走行レールに沿って、両側に幅 600mm以上の安全通路を設けるものとする。（建築工事に含む。）
- (3) クレーンの走行ガーダ上は、機器部を除き全て歩廊とし、天井梁下より 2m以上のスペースを有すること。
- (4) メンテナンス用コンセント（AC100V）をクレーン上に設けること。
- (5) クレーンガーダ上の電動機及び電気品は、防じん型とすること。
- (6) クレーン制御用電気品は専用室に収容し、騒音、発熱に対し十分配慮を行うこと。
- (7) バケットは、堅牢な構造のもので、緩衝材を取り付けること。
- (8) バケットの搬出が容易にできるようにすること。搬出方法は提案すること。
- (9) 配管、配線用貫通孔は臭気が漏れないように対策すること。
- (10) 搬出物の計量装置（年月日、時刻、回数、重量（過積載防止のため、積算値も表示））を設けること。
- (11) 搬出車両は、焼却灰、飛灰処理物とも 10 t 車ダンプ車（天蓋付）とする。
- (12) 走行のみでピット内全域をつかむことができる場合、クレーンバケットのピット壁衝突など灰クレーン操作の安全性を考慮して、走行のみの灰クレーンを採用してもよい。

8.11 排ガス処理飛灰搬送装置

飛灰を飛灰貯留槽まで搬送するものである。各搬送装置について、記載する。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 系列 (2 炉分)
- 3) 主要項目 (1 系列につき)
 - (1) 能力 [] t/h (見掛比重 0.3 t/m³)
 - (2) 速度 [] m/s
 - (3) 電動機 [] kW × [] V
- 4) 主要材質
 - (1) ケーシング []
 - (2) チェーン []
- 5) 主要寸法 W: [] m × L: [] m
- 6) 操作方法 遠隔、現場手動
- 7) 付帯機器
 - (1) 点検歩廊、手摺り 1 式
 - (2) 安全装置 1 式
 - (3) 点検口他 1 式
- 8) 特記事項
 - (1) 詰まり、落じんが生じない構造とすること。
 - (2) 保温を行うこと。

8.12 飛灰貯留槽

飛灰を一時貯留するために設置するものである。

- 1) 形式 溶接鋼板製
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - (1) 貯留物 []
 - (2) 有効容量 [] m³ (最大排出量の 1 日分以上)
 - (3) 見掛比重 0.3 t/m³
 - (4) 排出方式 []
 - (5) 主要寸法 []
- 4) 主要材質
 - ① 本体 []

② 板厚 [] mm以上

5) 付帯機器

- ① 保温装置 1 式
- ② レベル計 1 式
- ③ ブリッジ防止装置 1 式
- ④ ゲート 1 式
- ⑤ 集じん装置 1 式
- ⑥ その他必要なもの 1 式

6) 特記事項

- (1) ブリッジが生じない構造とし、飛灰の切出しが円滑に行われること。
- (2) 飛灰の吸湿固化対策を施すこと。
- (3) 保温を行うこと。
- (4) 粉じん防止対策を講じること。

8.13 飛灰定量供給装置

1) 形式 テーブルフィーダ式

2) 数量 1 基

3) 主要項目

- (1) 供給能力 [] ～ [] t/h
- (2) 電動機 [] kW × [] V

4) 主要材質 []

5) 付帯機器

- (1) 飛灰搬送コンベヤ 1 式
- (2) その他必要な機器 1 式

6) 特記事項

- (1) 粉じん等の漏洩のない構造とすること。
- (2) 飛灰定量供給装置は、飛灰を定量的に供給できる能力を有するものとし、供給量を任意に調整できるものとする。
- (3) 耐食性を考慮し、材質を検討すること。

8.14 重金属固定剤注入設備

8.14.1 重金属固定剤供給ポンプ

飛灰に含まれる重金属を固定するために添加する重金属固定剤を、混練装置に供給するものである。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基 (交互運転)
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - (1) 供給能力 [] ~ [] L /h
 - (2) 主要材質 []
- 4) 付帯機器
 - (1) 圧力計 1 式
 - (2) 背圧弁 1 式
 - (3) 安全弁 1 式
 - (4) その他必要なもの 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 定量供給が円滑にできること。

8.14.2 重金属固定剤貯留槽

飛灰に含まれる重金属を固定するために添加する重金属固定剤を貯留するものである。

- 1) 形式 円筒型
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 [] m³ (最大使用量の 7 日分)
 - (2) 使用薬剤 []
- 4) 主要材質 []
- 5) 付帯機器
 - (1) 液面計 1 式
 - (2) レベル計 1 式
 - (3) その他必要なもの 1 式

8.15 混練装置

飛灰に含まれる重金属を固定するために添加する薬剤を飛灰とともに練り合わせ、重金属溶出に対し、安定化処理するものである。

- 1) 形式 二軸パドル式
- 2) 数量 [2] 基
- 3) 主要項目 (1 基につき)
 - (1) 能力 [] kg/h
 - (2) 運転時間 5 h/日

(3) 電動機 [] kW× [] V

4) 主要材質 []

5) 付帯機器

(1) 養生コンベヤ 1 式

(2) 集じん装置 1 式

(3) 洗浄装置 1 式

6) 特記事項

(1) 1 日最大発生量を 5 時間で処理できること。

(2) 使用後に機器内部の洗浄が行えること。

(3) 重金属溶出に係る安定化処理工程において、有毒ガス等の発生が想定される場合は、作業環境の安全を確保するための対策を講じること。

(4) 出入口等において、ブリッジの生じない構造とすること。

(5) 粉じん防止対策を講じること。

8.16 処理物養生コンベヤ

処理物養生コンベヤは、飛灰処理物を養生し、飛灰処理物ピットへ搬送する装置である。また、粉じん、落下のない構造とする。

1) 形式 []

2) 数量 [] 基

3) 主要項目（1 基につき）

(1) 能力 [] t/h 以上

(2) 見掛比重 [] t/m³

(3) 主要寸法 W: [] m×L: [] m

(4) 操作方式 自動、現場手動

(5) 電動機 [] kW× [] V

(6) 主要材質 []

4) 付属機器 1 式

5) 特記事項

(1) 混練装置毎に設置すること。

(2) 全面カバー付とすること。

(3) 材質は耐磨耗、耐食性を考慮すること。

(4) 重金属溶出に係る安定化処理工程において、有毒ガス等の発生が想定される場合は、作業環境の安全を確保するための対策を講じること。

第9節 給水設備

本設備は、本施設に必要な一切の給水設備とする。なお、用途毎に必要な流量を測定できるように流量計を設置すること。

9.1 所要水量

所要水量は、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみによる2炉運転（場内給湯を含む。）の範囲で計画し、上水、再利用水の各使用水量を対象とする。再利用水は滅菌、SS除去等を行い利用する。

項目	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
プラント用水 <高効率ごみ発電施設> 1. 機器冷却用水 2. 機器冷却用補給水 3. 排ガス冷却用水 4. 純水装置用補給水 5. 薬品溶解用水 6. 灰出設備用水 7. プラットホーム洗浄水 8. 洗車用水 9. 炉内噴霧 10. その他（ ）			
合計 (m ³)			

※生活用水は第2部第3章第4節 建築機械設備工事による。

9.2 給・配水方式

〔受水槽＋高置水槽〕方式（水道事業者の定める基準のとおりとする。）

9.3 水槽類仕様

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造 主要材質	備考 (付帯機器等)
プラント用水受水槽	〔 〕	循環水量×〔 〕 分+その他のプラ ント使用水量× 〔 〕時間 〔 〕m ³	〔水密性鉄筋 コンクリート造〕・ 〔 〕型	レベル計、マンホー ル、 清掃用タラップ他
プラント用高置水槽	〔 〕	時間最大使用水量 の〔 〕時間以上 〔 〕m ³	〔SUS製角 型〕・〔 〕 型	レベル計、ドレン抜 き、 マンホール、点検用タ ラップ他
純水装置補給水 薬品溶解水用受水槽 (必要に応じて設置)	〔 〕	時間最大使用水量 の〔 〕時間以上 〔 〕m ³	〔SUS製〕・ 〔 〕型	レベル計、ドレン抜 き、 マンホール、点検用タ

				ラップ他
同上 高置水槽 (必要に応じて設置)	[]	時間最大使用水量 の [] 時間以上 [] m ³	[SUS 製] ・ [] 型	同上
噴霧水槽 (必要に応じて設置)	[]	時間最大使用水量 の [] 時間分以 上 [] m ³	[水密性鉄筋 コンクリート造] ・ [] 型	レベル計、マンホール、 清掃用タラップ他
消火用水槽 (他水槽 との兼用不可)	[]	[] m ³	[水密性鉄筋 コンクリート造] ・ [] 型	レベル計、マンホール、 清掃用タラップ他

注) 鉄筋コンクリート製の場合は水密性コンクリートとする。(建築工事に含む。)

9.4 機器冷却塔

機器冷却用水の冷却を行う。

1) 形式 低騒音型強制通風式

2) 数量 1 基

3) 主要項目

(1) 熱交換能力 [] kJ/h

(2) 冷却水入口温度 [] °C

(3) 冷却水出口温度 [] °C

(4) 電動機 [] kW × [] V

4) 主要材質

(1) 本体 FRP

(2) フレーム SS400 (溶融亜鉛めっき)

(3) 架台 SS400 (溶融亜鉛めっき)

(4) 充填材 PVC

5) 特記事項

(1) 低騒音型とすること。

(2) 周囲から本体が見えないよう、壁等で囲むこと。

(3) 白煙が発生しないよう配慮すること。

(4) レジオネラ菌対策を提案すること。

(5) 全炉停止期間中であっても、点検整備作業に必要な機器の運転に機器冷却水が必要となることが想定されるため、バイパス配管や冷却水槽などを設け、作業に支障のないようにすること。また、将来の更新に備え、必要に応じ、予備スペースを確保すること。

(6) 毎時最大水量の 20% 以上の余裕度を設定すること。

(7) 機器冷却水の電気電導度及び pH を管理できるようにすること。

9.5 機器冷却水薬注装置

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
- (1) 使用薬剤 []
- 4) 付属品
- (1) 薬注ポンプ [] 基
- (2) 薬剤タンク [] 基

9.6 ポンプ類仕様

名称	数量 (交互運転) (台)	形式	容量	電動機	主要材質			備考 (付帯機器等)
			吐出量×全揚程 (m ³ /h)×(m)	(kW) ×(V)	ケーシング*	インペラ	シャフト	
プラント用水揚水ポンプ	[2]		時間最大使用量の [150] % 以上					・ 圧力計 ・ その他
機器冷却水揚水ポンプ	[2]		時間最大使用量の [150] % 以上					
再利用水揚水ポンプ	[2]		時間最大使用量の [150] % 以上					

注) 高効率、省エネ型機種を選定すること。

9.7 給水配管工事

- (1) 配管は、下記の事項に留意して計画すること。
- ① ゾーニング及び系統区分と色別（札掛）を行うこと。
 - ② 配管経路は、点検・保守・修理などが容易にできるよう考慮すること。
 - ③ 給水圧力と管内流速（ウォーターハンマーの防止対策）に配慮すること。
- (2) 材質及び口径は最適のものを選定し、計算書を提出すること。

第10節 排水処理設備

本設備は、場内から発生する排水を処理するもので、一定の処理を行った後、積極的に再利用する。

排水の構成は、プラント排水であり、減温塔での排ガス温度調整用の噴射水、ピット前洗浄、

床洗浄、炉内の噴霧水などとして再利用し、余剰分は下水道放流基準を遵守した上で下水道放流する。(プラント排水は 30m³/日未満を常時放流可) なお、プラント設備及び付帯施設からの排水(雨水を除く。)が雨水排水路に流入しないように留意すること。

排水処理設備の能力は、建設請負事業者の提案とする。

各排水の処理は建設請負事業者が処理方法を提案するものとし、提案する処理方法に必要な機器毎の仕様を明らかにすること。また、排水処理用の薬品が安全かつ容易に受入、供給できるよう計画するとともに、水素濃度イオン計の校正が容易にできるようにすること。

用途毎に必要な流量を測定できるよう流量計を設置すること。また、下水道放流量を測定できるよう流量計を設置すること。

10.1 ごみピット汚水処理設備

10.1.1 排水量

① ごみピット汚水 [] m³/日

計 [] m³/日

10.1.2 ごみピット汚水槽 (建築工事に含む。)

1) 構造 []

2) 数量 [] 基

3) 主要項目 (1 基につき)

(1) 容量 [] m³ (ごみピット排水の [] 日分)

4) 付属品 []

10.1.3 ごみピット汚水移送ポンプ

1) 形式 []

2) 数量 [] 基

3) 主要項目 (1 基につき)

(1) 吐出量 [] m³/h

(2) 全揚程 [] m

(3) 所要電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 主要材質

① ケーシング []

② インペラ []

③ シャフト []

- (5) 操作方式 []
- 4) 付属品 []

10.1.4 ごみ汚水ろ過器

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 能力 [] m^3/h
 - (2) メッシュ [] μm
 - (3) 主要材質
 - ① 本体 []
 - ② スクリーン []
 - (4) 所要電動機 [] $\text{V} \times [] \text{P} \times [] \text{kW}$
 - (5) 操作方式 []
- 4) 付属品 []

10.1.5 ろ液貯留槽

- 1) 構造 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 容量 [] m^3 （ごみピット排水の [] 日分）
 - (2) 主要材質 [SUS]
- 4) 付属品 []

10.1.6 ごみ汚水噴霧ポンプ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 吐出量 [] m^3/h
 - (2) 吐出圧 [] MPa
 - (3) 電動機 [] $\text{kW} \times [] \text{V}$
 - (4) 主要材質
 - ① ケーシング []
 - ② インペラ []

- ③ シャフト []
- (5) 操作方式 []
- 4) 付属品 []

10.1.7 ごみ汚水噴霧ノズル

- 1) 形式 [二流体噴霧式]
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目 (1基につき)
 - (1) 噴霧量 [] m³/h
 - (2) 圧力空気量 [] m³/h
 - (3) 主要材質
 - ① ノズル []
 - ② 配管 []
 - (4) 操作方式 []
- 4) 付属品 []

10.2 プラント系排水処理設備

- 1) 排水量
 - (1) ボイラブロー水 [] m³/日
 - (2) 機器冷却ブロー水 [] m³/日
 - (3) 純水再生排水 [] m³/日
 - (4) 灰汚水 [] m³/日
 - (5) プラットホーム洗浄水 [] m³/日
 - (6) 洗車排水 [] m³/日
 - (7) その他 [] m³/日

計 [] m³/日
- 2) 処理方式 []
- 3) 汚泥処理方式 ポンプで圧送し、ごみピットに噴霧
- 4) プラント系排水処理設備仕様リスト

(1) 水槽類

名 称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	備 考 (付属品等)
(例)汚水受槽			鉄筋コンクリート製	散気装置
(例)計量槽			鋼板製角型三角堰、 内面耐食塗装	

(例)薬品混合槽				攪拌機
(例)凝集沈殿槽				

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

※2 鉄筋コンクリート製の場合は建築工事に含む。

(2) ポンプ・ブロワ類

名称	数量 (基)	形式	容量		電動機 (kW)	主要部材質			備考 (付属品 等)
			吐出量 (m ³ /h)	全揚程 (m)		ケーシング*	インペラ	シャフト	
(例)汚水ポンプ	基(交互 運転)								
(例)ろ過ポンプ	基(交互 運転)								
(例)逆洗ポンプ	基(交互 運転)								

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

(3) 塔・機器類

名称	数量		形式	主要部材質				備考 (付属品 等)	
	常用 (基)	予備 (基)		容量 (m ³ /h)	主要 寸法	主要 材質	電動機 (kw)		操作方式等
(例)ろ過器			圧力式砂ろ過					逆洗方式	

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

(4) 薬液タンク類

名称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	薬品受入方式	備考 (付属品等)
(例)苛性ソーダ貯留槽			ポリエチレン製円筒型		

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

(5) 薬液注入ポンプ類

名称	数量 (基)	形式	容量		電動機 (kW)	主要部材質			備考 (付属品 等)
			吐出量 (m ³ /h)	全揚程 (m)		ケーシング*	インペラ	シャフト	

(例)苛性ソーダポンプ	基(交互運転)								
(例)塩酸ポンプ	基(交互運転)								
(例)凝集剤ポンプ	基(交互運転)								

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

第11節 電気設備

電気設備は、接続する送配電系統並びに本施設の公共性・重要性を鑑み、安全性、信頼性はもとより、経済性・安定性を追求した設備計画とする。

11.1 基本事項

11.1.1 概要

- 1) 本設備は、一般電気事業者の交流三相三線式高圧 6.6 [kV] 60[Hz]系統から敷地境界付近に新たに引込柱を施設し 1 回線受電とし、地中埋設にて本施設内電気室まで引込み、各負荷に必要な電圧に変電、配電する設備であり、蒸気タービン発電機と並列運転を行う。蒸気タービン発電機は、本施設の使用電力を賄うとともに、余剰電力を電気事業者に売電するものとする。ただし、売電契約は組合が行い、余剰電力の売電収入は組合に属する。なお、契約電力や発電機出力の決定に当たっては電力会社と協議するが、特別の対応（限流リアクトル等）が必要となる場合がある。電力会社と協議は、可能な限り早期に開始すること。また、計量器は買電（電力所掌）と売電（事業者負担）各々に必要となる。
- 2) 蒸気タービン発電機並列運転中、受電（買電）が停電した場合は蒸気タービン発電機による自立運転を行うものとし、蒸気タービン発電機が停止した場合は全負荷が受電（買電）に移行する適切な形式の設備とする。

本施設稼動中に全停電が発生した場合、ごみ焼却炉を安全に停止し、これに必要な電力を供給するために非常用発電機を設置する。非常用発電機は停電時、自動起動し、重要保安負荷を自動的に起動させる。

- 3) 本設備を構成する機器等は安全性、信頼性を考慮し、その用途に最適な形式を選定するとともに、万一、一般電気事業者送電系統又は本設備の事故時においても速やかに事故箇所を系統から分離し、最大限本施設の稼動継続が可能となるよう、保護継電システムを構築する。

また、監視制御は中央制御室での集中監視制御方式とし、力率制御、デマンド監視等自動制御を行う。

- 4) 本設備は、電気事業法及び関係規則・通達、「電気設備の技術基準」、「高圧受電設備規程」、

「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン(平成6年10月)」、「JIS A 4201:2003 建築物等の雷保護」等を遵守して計画する。

11.1.2 使用材料

使用材料及び機器の選定に当たり、雷(外雷、内雷、誘導雷、迷走電流)対策について十分検討すること。

11.2 電気方式

- 1) 受電方式 [] 受電
交流三相三線式 [] kV 60Hz [] 回線
- 2) 契約電力 [] kW
- 3) 発電電力 交流三相三線式 [] kV 60Hz [] KW
- 4) 配電方式
 - (1) プラント動力
 - ① 高圧 AC 6.6kV 3φ3W 60Hz
 - ② 一般 AC 440V級 3φ3W 60Hz
AC 200V 3φ3W 60Hz
 - (2) 建築動力 AC 200V 3φ3W 60Hz
 - (3) 照明・コンセント AC 200V/100V 1φ3W 60Hz
 - (4) 保安電源 AC 440V級 3φ3W 60Hz
AC 200V 3φ3W 60Hz
AC 200V/100V 1φ3W 60Hz
 - (5) 制御電源
 - ① 高圧受配電盤 DC100V
 - ② 一般 AC 100V 1φ2W 60Hz
DC 100V
メーカー標準電圧

11.3 高圧受変電設備

本設備は、一般電気事業者と協議を行い、送電系統との連系に適した機器を構成し受変電室に設置するものとし、以下の事項を満たすものとする。

11.3.1 構内引込用柱上開閉器

電力会社との財産・責任分界点用として設置する。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 仕様 []

11.3.2 高圧受電盤

- 1) 形式 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形 (JEM 1425 CW形)
- 2) 数量 [] 面
- 3) 主要取付機器を明記する。 []

11.3.3 高圧変圧器

電気方式に応じ、必要な変圧器を設置する。変圧器は原則として乾式とする。

1) プラント動力用変圧器

- (1) 形式 []
- (2) 電圧 [] kV/ [] V (三相三線)
- (3) 容量 [] kVA
- (4) 仕様及び付属機器 []

2) 建築動力用変圧器

- (1) 形式 []
- (2) 電圧 [] kV/ [] V (三相三線)
- (3) 容量 [] kVA
- (4) 仕様及び付属機器 []

3) 照明等用変圧器

- (1) 形式 []
- (2) 電圧 [] kV/ [] V (単相三線)
- (3) 容量 [] kVA
- (4) 仕様及び付属機器 []

11.4 高圧配電設備

本設備は、各負荷に配電する設備で、蒸気タービン発電機連絡盤、高圧配電盤、高圧動力盤、進相コンデンサ盤、変圧器盤及び将来整備予定の事務所棟 (容量 280 kW程度) への高圧供給用開閉器盤等で構成され、受変電室に設置するものとし、以下の事項を満たすこと。なお、事務所棟での電気使用料金等は本事業に含まれない。

11.4.1 蒸気タービン発電機連絡盤

- 1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要機器
 - (1) 真空遮断器 1 式
 - (2) 計器用変流器 1 式
 - (3) 継電器 複合器デジタル継電器 1 式
 - (4) その他必要なもの 1 式

11.4.2 高圧配電盤

- 1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要機器
 - (1) 真空遮断機 1 式
 - (2) 計器用変圧器 1 式
 - (3) 変流器 1 式
 - (4) 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式
 - (5) その他必要なもの 1 式
- 4) 盤構成
 - (1) 1・2号炉動力盤 各 1 式
 - (2) 1・2号炉誘引送風機盤 各 1 式
 - (3) 共通設備動力盤 1 式
 - (4) 建築動力盤 1 式
 - (5) 保安用動力盤 1 式
 - (6) 進相コンデンサ主幹盤 1 式
 - (7) その他必要な盤 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 真空遮断器の電流、短時間電流は、負荷に応じた最適な値とすること。
 - (2) 配電回線は、過電流、短絡、地絡保護を行うこと。
 - (3) 盤構成は一例であり、炉単位、設備単位、用途先の重要性、事故時の波及範囲などを考慮し、適切な系統分けを行うこと。
 - (4) 将来整備予定の事務所棟への電源送り用開閉器盤を施設外への配線経路を含め設備すること。

11.4.3 高圧動力盤（必要に応じて設置）

- 1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要項目
 - (1) 定格容量 6.6kV
 - (2) 電気方式 6.6kV、3φ3W、60Hz
- 4) 主要機器
 - (1) 限流ヒューズ（コンビネーションスタータ） 1 式
 - (2) 真空電磁接触器 1 式
 - (3) 計器用変流器 モールド型 1 式
 - (4) 零相変流器 モールド型 1 式
 - (5) その他必要なもの 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 配電回線は、過電流、短絡、地絡保護を行うこと。

11.4.4 進相コンデンサ盤

- 1) 形式 乾式パック型コンデンサ
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要項目
 - (1) 使用電圧 6.6kV、60Hz
- 4) 主要機器
 - (1) 開閉器 1 式
 - (2) 放電抵抗 1 式
 - (3) 直列リアクトル 1 式
 - (4) 進相コンデンサ 1 式
 - (5) その他 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 手動及び自動力率調整装置を設けること。
 - (2) 大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること。
 - (3) 容器の変形検知など、異常を早期に発見できること。
 - (4) 必要に応じ複数の異なる容量のバンクに分割し、最適な力率を維持できる構造とすること。

11.4.5 変圧器盤

- 1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要機器
 - (1) 変圧器 1 式
 - (2) 付属品 1 式
- 4) 盤(負荷)構成
 - (1) プラント動力用変圧器
 - ① 形式 モールド形
 - ② 数量 1 式
 - (2) プラント共通動力用変圧器
 - ① 形式 モールド形
 - ② 数量 1 式
 - (3) 建築動力用変圧器
 - ①形式 モールド形
 - ②数量 1 式
 - (4) 照明等用変圧器
 - ①形式 モールド形
 - ②数量 1 式
 - (5) 非常用プラント動力変圧器
 - ①形式 モールド形
 - ②数量 1 式
 - (6) その他必要な変圧器
 - ①型式 モールド形
 - ②数量 1 式

11.5 低圧配電設備

低圧動力主幹盤（プラント、建築）、照明主幹盤で構成し、電気室に設置するものとし、以下の事項を満たすこと。なお、炉単位、設備単位、用途先の重要性、事故時の波及範囲などを考慮し、適切な系統分けを行うこと。

なお、管理棟内の組合と運営事業者それぞれの電気使用量が区分できるようにメーターを設置すること。

11.5.1 低圧動力主幹盤（プラント・建築）

- 1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要項目
 - (1) 使用電圧 440V、220V
- 4) 主要機器
 - (1) 配線用遮断器（MCCB） 1 式
 - (2) 表示灯（LED） 1 式
 - (3) 地絡保護装置 1 式
 - (4) 零相変流器 1 式
 - (5) 非常用切替器（常用一発電） 1 個
 - (6) その他必要なもの 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 統括（一元）管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること。
 - (2) 地絡事故を他負荷又はフィーダーに波及させないこと。
 - (3) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

11.5.2 照明主幹盤

- 1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型（盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- 2) 数量 1 式
- 3) 主要項目
 - (1) 使用電圧 210V、105V
- 4) 主要機器
 - (1) 配線用遮断器（MCCB） 1 式
 - (2) 補助変圧器（乾式モールド） 1 式
 - (3) 表示灯（LED） 1 式
 - (4) 地絡保護装置 1 式
 - (5) 零相変流器 1 式
 - (6) 非常用切替器（常用一発電） 1 個
 - (7) その他必要なもの 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 統括（一元）管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること。

- (2) 地絡事故を他負荷又はフィーダーに波及させないこと。
- (3) 漏電による遮断は原則末端で行うこと。

11.6 非常用電源設備

本設備は、受電系統の事故等による全停電時において、保安用として、施設の安全を確保できる容量以上の非常用電源設備を設置する。

消防法・建築基準法に基づく適合規格品とする。

11.6.1 非常用発電設備

本設備は、非常時や災害時に機能が発揮できるように計画する（特に、地震発生時など冷却系統も含めシステム全体として機能を発揮）。ただし、商用電源停電時でも焼却炉に異状がなく蒸気タービン発電機による自立運転が可能な場合は、これが継続できるように計画すること。

本装置は、全停電時にプラントを安全に停止するための保安用設備として、消防法に適用するものとする。プラントの必要な機器及び建築設備保安動力、保安照明の電源を確保する。停電後 40 秒以内に電圧確立が可能な性能を有し、タイマ等により、自動的に順次負荷投入するものである。

1) 原動機

- (1) 形式 ガスタービン又はディーゼルエンジン
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - ① 燃料 []
 - ② 定格出力 [] ps
- 操作方式 自動及び遠隔手動

(4) 主要機器

- ① 本体 1 式
- ② 油サービスタンク 1 式
- ③ 油移送ポンプ 1 式
- ④ 煙道 1 式
- ⑤ 消音器 1 式
- ⑥ 冷却装置 1 式
- ⑦ その他必要なもの 1 式

(5) 特記事項

- ① サービスタンクは、十分な容量を確保すること。
- ② 排気管は、消音対策を確実にするとともに、適切な位置から屋外へ排気すること。

③ 原動機及び発電機の据付けは、防振対策を行う。

2) 発電機

(1) 形式 三相交流同期発電機

(2) 数量 1 基

(3) 主要項目

① 力率 80% (遅れ)

② 絶縁種別 F種以上

③ 励磁方式 ブラシレス励磁方式

④ 出力 [] kVA

⑤ 発電電圧 [] V

⑥ 回転数 [] m^{-1}

(4) 主要機器

① 計測器 1 式

② 保護装置 1 式

(5) 特記事項

① 非常用負荷一覧を明記すること。

3) 発電機制御装置

(1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型 (盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造に準ずる。)

(2) 数量 1 式

(3) 主要機器

① 温度計、圧力計、電流計、回転計 1 式

② 集合故障表示 1 式

③ 操作スイッチ 1 式

④ その他必要なもの 1 式

(4) 特記事項

① 自動電圧調整装置を設け、負荷電流に応じ電圧を自動調整すること。

② 周波数調整 回転数の調整は、現場及び中央制御室とすること。

4) 発電機遮断器盤、励磁装置盤

(1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型 (盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造に準ずる。)

(2) 数量 1 式

(3) 主要機器

① 主遮断器 1 式

- ② 励磁装置 1 式
- ③ サージアブソーバー 1 式
- ④ 自動電圧調整装置 1 式
- ⑤ 自動力率調整装置 1 式
- ⑥ 自動同期投入装置 1 式
- ⑦ 同期検定装置 1 式
- ⑧ 保護継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式

(4) 特記事項

- ① 電圧、力率、同期投入等の設定及び監視操作は、現場及び中央制御室にて行うこと。

11.6.2 無停電電源装置

本装置は、以下の事項を満たすものとする。

- 1) 形式 インバータ方式
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - (1) 容量 必要負荷の 10 分間以上
 - (2) 蓄電池 [長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池]
 - (3) インバータ 静止型
- 4) 主要機器
 - (1) 充電器 1 式
 - (2) 蓄電池 1 式
 - (3) インバータ 1 式
 - (4) 自動無瞬断切替装置 1 式
 - (5) その他必要なもの 1 式
- 5) その他
 - (1) 負荷の種類は以下のとおりとすること。
 - ① 計装分散制御システム
 - ② ごみクレーン制御回路
 - ③ シーケンス制御回路
 - ④ 受入供給設備用計量機
 - ⑤ 蒸気タービン制御回路
 - ⑥ その他必要な負荷
- 6) 特記事項
 - (1) 電力を供給する負荷の特性、容量、用途、周辺環境条件等を検討し、機器の性能等を選定す

ること。

(2) 負荷回路は、各系統別に分けること。

(3) 装置は点検時には、安全に点検できるよう考慮すること。（別系統から電源供給等）

11.6.3 直流電源設備

本設備は以下の事項を満たすものとする。

1) 形式 [サイリスタ方式]

2) 数量 1基

3) 主要項目

(1) 容量 必要負荷の10分間以上

(2) 蓄電池 [長寿命型陰極吸収式鉛蓄電池]

(3) 充電装置

① 自動定電圧浮動充電方式

② 均等充電時の負荷電圧補償

(4) 交流入力 AC440V、3φ3W、60Hz

(5) 直流出力 DC100V

(6) 負荷の種類

① 高圧遮断器操作

② 高圧受電盤、高圧配電盤の制御電源及び表示灯

③ 蒸気タービン発電機制御電源

④ 監視表示灯電源

⑤ その他必要なもの

(7) その他

① 負荷回路は、各系統別に分けること。

4) 特記事項

(1) 監視制御方式は統括（一元）管理・機能分散制御方式で計画すること。

(2) 直流電源装置の容量は、非常用照明（バッテリー内蔵型の場合は除く。）及び受変電設備の制御に必要な電流並びに供給時間により算出すること。

11.7 盤の構造

鋼板製の受変電盤、配電盤、監視盤、制御盤、操作盤等の構造は以下によること。

1) 特記事項

① 前面枠及び扉 SS400 t=3.2mm（ただし、面積0.9m²以下の場合は2.3mm）とすること。

② 屋外設置の場合はSUS製とすること。

- ③ 表示ランプ、照光式スイッチ、アナンシェーター等の光源にはLED球を用いること。
- ④ 扉を鍵付きとする場合は、共通キーとすること。
- ⑤ 塗装方法は、メラミン焼付塗装又は粉体塗装(いずれも半艶)とし、盤内外面とも指定色とすること。(プラント及び建築設備関係も統一すること。)
- ⑥ 設置する環境に応じた仕様とすること。(粉じん、防水等)
- ⑦ 塗装膜厚は外面 60 μ 以上、内面 40 μ 以上とする。

11.8 接地端子盤

1) 形式 鋼板製屋内壁掛形

2) 収納機器

- ① 接地端子 (ジャンパー用銅バー付) 1 式
- ② 測定端子 1 式
- ③ サージバルンサー [B種、INV用、計装用、弱電用] 1 式

11.9 補修用電源

補修用電源及び電動工具用電源を必要箇所に設けること。

11.10 電気配線工事

電気配線工事にあつては、電力供給の信頼性、安全性、省エネルギー、省力化、経済性やリサイクルの観点から、電線・ケーブル、配線器具等の機器材料の新製品、新配線工法、配線工事用工具等を検討すること。

1) 配線・ケーブル工事

- (1) 電線・ケーブルはEM電線、EMケーブルを採用する。ただし、計装用特殊電線は除く。
- (2) ケーブルラックやプルボックス等の内部で幹線の分岐は行わないこと。
- (3) 幹線はケーブル工事を原則とし、ケーブルラックやプルボックス等の内部で延長に伴う中間接続は行わない。施工が困難な場合は端子盤を設け、端子接続とする。
- (4) ケーブルラック配線はケーブルの許容電流低減率の計算書を提出すること。
- (5) 電線の接続は、端子盤内で行い、線名札を下げること。
- (6) EM-EEFケーブルの二重天井内配線はケーブルラック又は建築の吊ボルトに所定の支持材を使用し、絶縁物を介して支持する方法で行うこと。
- (7) 天井内の接続は点検口及び埋込器具に直近で行うこと。
- (8) 制御回路の端子あげは透明被覆端子を使用すること。(2sq以下)
- (9) ケーブル又は配管には送電元と負荷が明記されたタグシールを貼ること。

2) 配管・ケーブルラック・レースウェイ工事・配線ダクト工事

- (1) 配管は内外面溶融亜鉛めっき鋼管（EP、CP、GP）を標準とし、原則として塗装は行わない。
（屋外・意匠上必要な部分を除く。）
- (2) ケーブルラックは溶融亜鉛-アルミニウム系合金めっき鋼板、AL製を標準とする。ただし、二重天井内は協議による。レースウェイ工事もケーブルラック工事に準じる。
- (3) ケーブルラックには必要に応じてカバーを設ける。
- (4) 同一ケーブルラックを強電と弱電が共有する場合は、誘導障害を抑止するためセパレータを設置するなどの対策を講じ、適切な接地を施工する。
- (5) 電動機等の機器との接続は可とう電線管とする。（使用場所によりフレキシブル形、コルゲート形を使い分ける。）
- (6) 電気配管は最上段とし、水配管の上空交差を避けること。
- (7) プルボックスは溶融亜鉛めっき製を標準とし、環境によりSUS〔304L〕製等協議による。
- (8) 屋外の使用材料は溶融亜鉛めっき及びSUS〔304L〕製を標準とする。
- (9) 配管、ケーブルラックの支持金具、吊ボルトは溶融亜鉛めっき製を標準とし、吊ボルトは12mm（4分）を標準とする。SUS〔304L〕製の使用場所は協議による。
- (10) 吊ボルトの長さが1,500mmを超える場合は、ボルト間にブレスを入れること。また、振れ止め金物を設置する。
- (11) 使用材料の切断部分はメーカーの標準補修剤又はメタリック色ローバル塗装で補修すること。
- (12) 支持材及び配管固定クリップには保護キャップを取り付けること。（作業動線のFL+2,000mm以内を標準とする。）
- (13) プルボックスにはアクリル板で、配管にはシール等で露出ボックスには刻印で配線の種別を明記すること。
- (14) 屋外埋設配管は波付硬質ポリエチレン管、難燃性波付硬質ポリエチレン管、強化波付硬質ポリエチレン管を標準とする。施工はメーカーの標準施工要領書、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事標準仕様書」に準じる。また、外構工事で他の配管と錯綜する場合は電気配管の土冠1,200mmを基準とし協議すること。
- (15) 埋設配管の表示（埋設柱、キャッツアイの種別）は国土交通大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事監理指針」に準じる。
- (16) 屋外の盤、配管、機器類は重耐塩構造とすること。

3) 特記事項

- ① 配線、配管、配線棚、器具類、盤類及び施工については、関係規格に適合するとともに、国土交通大臣官房官庁営繕部監修『電気設備工事標準仕様書』に準拠すること。
- ② 高圧・低圧幹線・動力各回路のケーブルサイズ算定計算書を提出すること。
- ③ 配線ダクト・ケーブルラックの断面サイズ算定計算書を提出すること。

- ④ 幹線の配管・配線・盤類は、可能な限りEPS（配線室）内に設置できるように建築と整合をとって計画すること。
- ⑤ 防火区画貫通処理に当たっては(財)日本建築センター（BCJ）の性能評定を受けた工法で実施すること。
- ⑥ 接地工事は、電気設備に関する技術基準を定める省令及び解説（第10条、第11条）を遵守して施工すること。配線の方法及び種類は、敷設条件、負荷容量及び電圧降下等を検討して決定すること。
- ⑦ 電線及び電圧降下等を検討して決定すること。

11.11 電力監視設備

本設備は、中央制御室に設置し、受配電、発電設備の集中制御を行うためのもので、各種操作スイッチ、表示灯、警報表示器、模擬母線、計器類、保護継電器等を有する。

また、ごみ処理プロセスの監視端末とは独立して、常時、電力監視等が可能な専用端末を設け、保安専用電話などの関連機器を設置する。

なお、電力監視機能を計装制御設備オペレーターズコンソールに集約し、オペレーターズコンソールと電力監視盤を兼用してもよい。

- (1) 形式 鋼板製垂直自立閉鎖型中通路式（盤の構造は、第11節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。）
- (2) 数量 1 式
- (3) 用途
 - ① 受電・デマンド監視
 - ② 蒸気タービン発電機監視
 - ③ 非常用発電機監視
 - ④ 高低圧配電盤監視
- (4) 主要機器
 - ① 模擬母線 1 式
 - ② 電力監視計器 1 式
 - ③ 保護継電器 1 式
 - ④ 操作開閉器 1 式
 - ⑤ 切換開閉器 1 式
 - ⑥ 表示灯 1 式
 - ⑦ 警報表示装置 1 式
 - ⑧ 盤内照明及びコンセント 1 式
 - ⑨ その他継電器類、電圧計、電流計等必要な計器 1 式

第 12 節 計装制御設備

本設備は、本施設におけるプラント設備や建築付帯設備の情報収集・提供・伝達等を図るとともに、運転操作性、制御性、利便性の向上や効率化、省力化を図るため、集中的に統括管理する制御システムを構築する。PLCを使用する場合は、製造中止となる時期を想定し、あらかじめ予備基板を納入するなど、施設の運転不能となることのないよう配慮すること。（クレーンを含む。）

12.1 基本事項

12.1.1 監視制御システム

1) 総括（一元）管理・機能分散制御システム

統括（一元）管理・機能分散制御システムを構築し、施設の情報の一元化を計画する。ハードウェアについては二重化及びフェールセーフを図ること。また、システムがダウンした時には、重要な制御については手動でも可能なようにバックアップ計器を考慮すること。

2) 分散制御システム

下記に示すシステムを対象とする。

- (1) 本施設プラント系（焼却設備、共通設備、ボイラ・タービン設備、受発電設備等）
- (2) 計量機（計量データ）

12.1.2 情報通信システム

施設内は、各制御システムの情報が、統括（一元）管理できるように高速LANシステムを構築すること。

12.2 制御項目の基本構想

1) 自動運転制御

(1) ごみ焼却関係運転制御

自動立上、自動立下、緊急時自動立下、燃焼制御（CO、NO_x制御含む。）、焼却量制御、蒸気発生量安定化制御、その他

(2) ボイラ関係運転制御

ボイラ水面レベル制御、ボイラ水質管理、その他

(3) 蒸気タービン発電機運転制御

自動立上、停止、その他

(4) ごみクレーン・灰クレーンの運転制御

攪拌、投入、つかみ量調整、積替、その他

- (5) 動力機器制御
回転数制御、発停制御、交互運転、その他
- (6) 給排水関係運転制御
水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他
- (7) 公害関係運転制御
排ガス処理設備制御、飛灰処理装置制御、その他
- (8) 受配電発電運転制御
自動力率調整、非常用発電機自動立上、停止、運転制御、その他
- (9) その他必要なもの
施設機能の発揮及び運転に必要な自動運転制御装置を設ける。

2) 計装制御機能構想

本施設の各部の温度、圧力、流量、レベル等のプロセス変化は、発信器、変換器及び増幅器等により入力されるものとする。

- (1) 操作機能
 - ① プログラム設定値等の変更操作
 - ② 手動遠隔操作
- (2) 自動燃焼制御システム機能
- (3) 運転監視機能構想
 - ① 各設備の作動状態表示
 - ② 警報発生表示（警報履歴含む。）
 - ③ 計測値表示
 - ④ 操作表示及び誤操作表示
 - ⑤ 関連施設の作動状態表示、計測値表示
 - ⑥ 関連施設の操作・制御・インターロック（余熱利用、処理水、空気量等）
 - ⑦ 電力監視
 - ⑧ 監視制御画面の詳細項目を実施設計時に提出すること。

3) 省エネルギー管理機能

- (1) 電力デマンド制御
- (2) 力率改善制御
- (3) その他必要な制御

4) データ処理機能・作成機能

本設備は、本施設の運営管理の省力化を図るために設置するもので、各プラントデータの収録を行い、表示、集計整理及び帳票作成等を行うものとする。なお、プログラムの設定値及びプラントデータ等の変更操作も記録すること。

(1) プラントデータの収録・管理

- ① ごみ搬入出計量データ
- ② ごみ投入量
- ③ 焼却灰・飛灰処理物搬出量
- ④ 薬品量
- ⑤ 温水供給量
- ⑥ 電力供給量
- ⑦ 保安電力
- ⑧ 本施設のプロセスデータ

焼却設備系、ボイラ蒸気系、プラント水系、給排水系、受変電及び発電系、環境測定系その他の他

(2) 運転管理帳票の作成

運営管理資料として、一定時刻又は任意指定による日報・月報・年報等その他帳票作成を行えるものとする。

データの収集・収録及び日報・月報・年報等の種類についての詳細項目は別途協議するものとする。必要に応じてトレンドの作成が行え、カラーハードコピーできるものとする。

帳票は本施設内管理事務所にてExcel形式で打ち出しできるものとする。

5) 自己診断機能

- (1) システムの異常監視
- (2) 同上ガイダンス
- (3) メンテナンス情報
- (4) 同上ガイダンス
- (5) その他

6) 非常時対応機能

- (1) 緊急時自動立ち下げ
- (2) 停電（瞬時停電含む。）・復電時対応

7) 設計基準

(1) 施設全体を1つの有機体としてコントロールし、管理者や運転員がより安全に効率よく快適に施設運営が行えるように以下の項目に留意して計画すること。

- ① 中央制御室にはLCD付コントロールデスク、CCTV装置、各種制御機器類を合理的に配置する。
- ② ハードウェアは二重化する。
- ③ 主幹配線は光ケーブルとする。

12.3 構成機器

12.3.1 中央制御室

1) プラント系

(1) 中央監視装置

- ① 形式 []
- ② 数量 1 式
- ③ 構成 [プラント系、共通系、受電・発電、逆潮電力]
- ④ 主要項目
 - イ) グラフィック装置 [LCD50] インチ以上× [2] 台
炉別、共通系、電力系等多目的利用可とする。
 - ロ) CCTVモニター [LCD22] インチ以上× [6] 台
 - ハ) [ウェブエンコーダー] 1 式
 - ニ) その他必要機器 1 式

(2) オペレーターズコンソール

- ① 形式 鋼板製
- ② 数量 [1] 式
- ③ 主要項目
 - イ) F A コンピューター [] 台
 - ロ) CPU [] GHz
 - ハ) ECCメモリ [] MB
 - ニ) ハードディスク [RAID1] [] GB
 - ホ) RAS機能 [] GB
 - ヘ) 二重化ボード 1 式
 - ト) LCDモニター 22 インチ以上 × [] 台
 - フ) 操作器 [1] 式

④ 設計基準

- イ) 汎用性に富んだマウス、タッチパネル、キーボード、操作スイッチ等を利用した簡単な操作とすること。
- ロ) F A コンピューターはデスク内に収め、防じん、放熱を配慮すること。
- ハ) コンソールデスクには引出しをもうけること。また、デスク上には簡易事務処理スペースを確保すること。
- ニ) 保守用キーボードの収納スペースを確保すること。
- ホ) デスク上に連絡用の多機能コードレス電話機、リモートマイクを設置すること。
- ヘ) 電力会社通信専用電話機を 1 台設けること。

(3) プロセス入出力装置

① 形式 []

② 数量 [] 面

③ 主要項目

イ) 自動燃焼制御装置(ACC) [単独、DCS組込]

ロ) その他必要なもの 1式

④ 設計基準

イ) 原則として、中央制御室内に専用部屋を計画し、設置すること。

(4) 補助記憶装置

データ及びプログラムのロードセーブ用として設定する。

① 形式 []

② 数量 1式

③ 主要項目

イ) 容量 [] GB

ロ) 記憶密度 []

ハ) その他必要なもの 1式

(5) 設計基準

システム構成系統図及び詳細仕様を添付すること。なお、次の項目について考慮すること。

① 各機器は個別に保守、点検できること。

② システムは自動運転機能を有し、運用の省力化を行うこと。

③ システムは自己診断機能を有すること。

④ 情報処理装置の記憶容量は十分な余裕を見込むこと。

⑤ セキュリティ保護に配慮すること。

2) プラント系データ管理サーバ

(1) 形式 []

(2) 数量 1式

(3) 主要項目

① CPU []

② ECCメモリ [] MB

③ ハードディスク [RAID1] [] GB

④ ネットワークインターフェース [1000BASE-TX]

⑤ ソフトウェア []

12.3.2 周辺機器

1) 管理端末

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 台
- (3) 主要項目
 - ① メインメモリ [] MB
 - ② ハードディスク [] GB
 - ③ オプティカルドライブ []
 - ④ ネットワークインターフェース [1000BASE-TX]
 - ⑤ ディスプレイ [22 インチカラーLCD]
 - ⑥ キーボード []
 - ⑦ ソフトウェア []
- (4) 設計基準
 - ① 設計基準は施設運営上最適な数量とする。

2) 帳票レーザープリンタ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
 - ① 印字方式 [乾式電子写真方式]
 - ② 印字速度 A4 : [] 枚/min、A3 : [] 枚/min
 - ③ 用紙サイズ A4、A3

3) カラーレーザープリンタ

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1 式
- (3) 主要項目
 - ① 印字方式 []
 - ② 用紙サイズ A4、A3

12.3.3 その他機器

システム構成上の必要機器を設置する。

12.4 監視用テレビ (CCTV) 設備

燃焼状態、煙突からの排ガス排出状況、ボイラ液面等の遠隔監視を目的とする。

1) カメラ及びモニタ

- (1) 仕様

- ① カラー〔 CCD 〕カメラとし、有効画素数：〔 768 H×494 V 〕以上とすること。
- ② 回転雲台及び電動ズームレンズの場合は、遠隔操作器付とすること。
- ③ 設置場所環境に応じ防水、防塵ハウジング、水冷等を採用すること。
- ④ 下記の表を標準とするが、システムの差異、機器の配置により柔軟に対応すること。
- ⑤ 監視場所の一部は、HDDレコーダーにより随時録画できるシステムとすること。
- ⑥ 管理棟事務所のモニターには「公害ほかモニタリング装置」と同内容のデータを表示できるシステムとすること。

(2) カメラ設置場所

設置場所	台数	レンズ形式	録画	備考
出入口（門扉）	〔各1〕	電動ズーム	○	回転雲台・ワイパ付
プラットホーム	〔2〕	電動ズーム	○	回転雲台付
ごみピット	〔2〕	電動ズーム	○	回転雲台・ワイパ付
投入ホッパ	〔2〕	標準		
焼却炉	〔2〕	標準		水冷、エアーパージ付
ボイラドラム液面計	〔2〕	標準		
灰ピット・積出場	〔2〕	電動ズーム		回転雲台付
灰押出機	〔1〕	標準		ワイパ・洗浄水
タービン発電機室	〔1〕	広角		
煙突頭頂部	〔1〕	望遠		ワイパー、スペースヒーター付
計量機	〔1〕	電動ズーム	○	回転雲台付
その他（外周道路等）	〔 〕	電動ズーム		回転雲台・ワイパ付

(3) モニター設置場所

モニター設置場所	モニターサイズ	台数	備考
中央制御室	〔 LCD 55in 〕	〔 2 〕	中央監視盤内、4分割
	LCD 22in	〔 6 〕	中央監視盤内
クレーン操作室等（ごみ・灰）	LCD17in	〔 4 〕	〔内蔵型 〕
プラットホーム監視室	LCD32in	〔 1 〕	デスクトップ、4分割
管理棟事務所	LCD32in	〔 1 〕	デスクトップ、4分割
大会議室	150in	〔 1 〕	電動スクリーン
見学者ホール	LCD40in	〔 必要台数 〕	

2) 設計条件

- (1) 映像は情報系LANに載せ、必要な場所で見ることができるよう計画すること。また、大会議室には見学者案内用にプロジェクターと電動スクリーンを設置すること。
- (2) 大会議室の電動昇降スクリーンはパウダービーズ同等品・アルミボックス収納形とすること。プロジェクターは3,000lm以上とすること。

- (3) 大会議室のプロジェクターはLCDコンソール（中央制御室）の運転管理画面（プラント系、建築設備系）の受信ができるように計画すること。

12.5 気象・環境自動監視装置

12.5.1 気象

- 1) 風向・風速計 [プロペラ式] 1式

- (1) 測定方法 風速（周波数）
風向（ポテンションメータ）

- 2) 温湿度（温度、Pt100）（湿度、静電容量式） 1式

- 3) ヒータ付雨量計 1式
(転倒ます式雨量計、気象庁検定品)

- 4) テータク 1式

- 5) 付属品 1式

6) 設置位置

- (1) 温湿度計は強制通風筒(SUS製)に収めること。
(2) 風向・風速計は建物の影響を受けない場所に設置すること。

12.5.2 排ガス分析装置

煙突出口の排ガスを測定するため、排ガス分析装置を煙突近傍に設置する分析室に設置する。
なお、測定は24時間連続測定とする。

排ガス分析装置はメンテナンス性を考慮のうえで提案すること。

また、レンジを切替可能なものとする。

- 1) SO_x、NO_x、CO、CO₂、O₂分析装置

- (1) 形式 屋内自立形

- (2) 測定方式 [非分散赤外線吸収法] (SO_x、NO_x、CO、CO₂)
[ジルコニア式 (O₂)]

- (3) 自動校正、O₂換算、自己診断機能付 全成分形式承認品

- (4) 付属品 ガス採取器（電気加熱形）、ガス冷却器、フィルター、その他必要なもの

- (5) 標準ガス 1式

- (6) 出力 DC4～20mA

(7) 特記事項

①CO分析装置については、設計値（30ppm（4時間値））と維持管理基準値（100ppm（1時間値））

双方を監視できるよう、1時間値と4時間値を出力切替えができること。

②測定レンジについて1,000ppm/hまで測定できる装置とすること。

2) 塩化水素濃度計

- (1) 形式 屋内自立形
- (2) 測定方式 [イオン電極連続分析法]
- (3) 自動校正、O₂換算、自己診断機能付 形式承認品
- (4) 付属品 ガス採取器（電気加熱形）、ガス冷却器、フィルター、その他必要なもの
- (5) 試薬 1式
- (6) 出力 DC4～20mA

3) ばいじん濃度計

- (1) 形式 プロローブ一体型
- (2) 測定方式 [近赤外光散乱方式]
- (3) 自己診断機能付 形式承認品
- (4) 付属品 ガス採取器（電気加熱形）、ガス冷却器、フィルター、その他必要なもの
- (5) 計装用エア 0.2MPaG 26L/min 以上

12.5.3 記録計

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 台
- 3) 機器仕様
 - (1) 入力 [] ch
 - (2) 記録 デジタル
 - (3) 伝送機能 RS-485
 - (4) メディアコンバータ 1式
 - (5) 付属品 1式

12.5.4 環境測定表示盤（屋内形）

- 1) 形式 [天井吊形]、[LCD40in]
- 2) 数量 [] 台
- 3) 項目 [ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、蒸気タービン発電電力量、その他、管理事務室で入力した情報]

12.6 計装用機器及び工事

- (1) 検出端及び出力制御機構は、信頼性及び精度のよいものを選定し、保守点検、整備の軽減を図ること。
- (2) 信号伝送回路は、信頼性の高いものとする。

- (3) 計装用計器の変換器には現場表示器を設けることを原則とする。
- (4) 計装設備のうち、重要なものは、停電時においても運転、監視に支障がないよう無停電電源、非常用発電機より供給すること。
- (5) 各制御部は原則としてソフトウェアで制御機能の実現でき、危険分散等信頼性を確保すること。
- (6) 計装方式は、主体として電子式とし、統一信号を原則とする。
- (7) 弁類は空気式、電動式、電磁式から用途、仕様場所、重要度等に応じて適切なものを選定すること。
- (8) ダンパ類は電動式、電油式、空気式から用途、機能、仕様場所等に応じて選定すること。
- (9) 伝送路の二重化及び将来の変更・増設に対応できるように拡張性を有すること。
- (10) 高調波ノイズ、外雷・内雷を考慮し、計装用PLCは光伝送システム対応品とすること。
- (11) 計装制御用配線は、配線ラックに収納すること。
- (12) 盤の構造は、第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造、及び配線工事は、11.10 電気配線工事に準ずること。
- (13) 屋外に設置する機器はSUS304L、316、Z35 を基本とすること。

12.7 計装用空気圧縮機

本設備は、計装用空気機器に必要な圧縮空気を供給するためのものである。

- 1) 形式 スクリュータイプ
- 2) 数量 [] 基（交互運転）
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 吐出空気量 [] m³/min
 - (2) 吐出圧力 [] MPa
 - (3) 電動機 [] kW× [] V
 - (4) 操作方式 自動、現場手動
 - (5) 付帯機器
 - ① 冷却器 1 式
 - ② 空気タンク 1 式
 - ③ [除湿機] 1 式
- 4) 特記事項
 - (1) 無給油式圧縮機とすること。
 - (2) 圧縮空気使用先の用途に応じて、除湿機を設置すること。
 - (3) 防音パッケージタイプで計画すること。
 - (4) ドレン水は配管にて導く計画とすること。

第 13 節 雑設備

13.1 燃料設備

本設備は、本施設で使用する下記用途の燃料の貯蔵と供給を行うものである。

- (1) 非常用発電機用
- (2) 燃焼設備立ち上げ用
- (3) 助燃用、再燃用
- (4) 予備ボイラ用（必要に応じ設置）

13.1.1 燃料タンク

- 1) 形式 地下式
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - (1) 寸法 []
 - (2) 容量 [] kL
 - (3) 使用燃料 []
- 4) 付帯機器
 - (1) 残油量表示発信器 1 式
 - (2) 注入口 1 式
 - (3) 消火器 1 式
 - (4) その他必要なもの 1 式
- 5) 特記事項
 - (1) 消防署の指導に基づいた設備を設けること。
 - (2) 給油口に安全に容易に接続できること。
 - (3) 地上式の場合は防油提及びフェンス等を設置すること。

13.1.2 燃料ポンプ

- 1) 形式 ギアポンプ
- 2) 数量 2 基（交互運転）
- 3) 主要項目（1 基につき）
 - (1) 容量 [] L/h
 - (2) 吐出圧 [] MPa
- 4) 操作方式 自動、現場手動

5) 付帯機器

(1) ストレーナ 1 式

(2) リリーフ弁他 1 式

6) 特記事項

(1) 消防署の指導に基づいた設備を設けること。

(2) 防音対策を施すこと。

13.2 空気圧縮機設備

本設備は、プラント等に必要な圧縮空気を供給するためのものである。

13.2.1 プラント用空気圧縮機

1) 形式 スクリュータイプ

2) 数量 [] 基 (交互運転)

3) 主要項目 (1 基につき)

(1) 吐出空気量 [] m^3/min

(2) 吐出圧力 [] MPa

(3) 電動機 [] kW × [] V

(4) 操作方式 自動、現場手動

(5) 付帯機器

① 冷却器 1 式

② 空気タンク 1 式

③ [除湿機] 1 式

4) 特記事項

(1) 圧縮空気使用先の用途に応じて、除湿機を設置すること。

(2) 防音パッケージタイプで計画すること。

(3) ドレン水は配管にて導く計画とすること。

13.2.2 空気源用レシーバタンク

1) 形式 円筒型

2) 数量 [] 基

3) 主要項目 (1 基につき)

(1) 容量 [] m^3

(2) 使用圧力 [] MPa

13.2.3 エアドライヤ（油分離器含む。）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 容量 [] m^3/min
- 4) 付帯機器 1式

13.3 雑用空気圧縮機

各機器に堆積したほこりや、ごみ等を除去するための掃除用として設けるものである。

- 1) 形式 スクリュータイプ
- 2) 数量 [] 基（交互運転）
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 吐出空気量 [] m^3/min
 - (2) 吐出圧力 [] MPa
 - (3) 電動機 [] kW × [] V
 - (4) 操作方式 []
- 4) 付属品
 - (1) 空気槽 [] m^3
- 5) 特記事項
 - (1) 防音パッケージタイプで計画すること。
 - (2) ドレン水は配管にて導く計画とすること。
 - (3) プラント用空気圧縮機と共用してもよい。

13.4 真空掃除装置

本装置は、集中方式で各室機器、計器等に飛散、堆積、付着した塵埃や固形物等を吸収、排除するものである。

- 1) 形式 バグフィルタ
- 2) 数量 1基
- 3) 主要項目
 - (1) 風量 [] m^3/min
 - (2) ブロワ真空度 [] kPa
 - (3) 接続口径 [] mm
 - (4) 接続口数 40ヶ所以上
 - (5) 同時使用箇所 4ヶ所

(6) 出口含じん量 [] g/m³N以下

(7) 電動機 [] kW× [] V

(8) 操作方式 半自動

4) 特記事項

(1) 騒音、振動が少なく維持管理が容易な構造とすること。

(2) 接続口位置の作業性を考慮すること。

13.5 呼吸用空気圧縮機

本施設の各機器で点検補修等の作業を行う際、ダイオキシン類の暴露の恐れがある機器内にて作業を行う場合に利用するものである。なお、平成26年1月10日付厚生労働省の「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第0110第1号）に準じるものとする。

1) 形式 スクリュータイプ

2) 数量 [] 基

3) 主要項目（1基につき）

(1) 吐出空気量 [] m³/min

(2) 吐出圧力 [] MPa

(3) 電動機 [] kW× [] V

(4) 操作方式 自動、遠隔手動、現場手動

4) 付属品

(1) 空気槽 [] m³

(2) 冷却器 1式

(3) 除湿器 1式

5) 特記事項

(1) 防音パッケージタイプで計画すること。

(2) ドレン水は配管にて導く計画とすること。

(3) 点検補修の作業員人数が同時に使用できる能力とすること。

(4) 点検補修専用とすること。

13.6 説明用調度品等

13.6.1 説明用パンフレット

1) 形式 A4版（見開き）

2) 数量

(1) 一般用 10,000 部

- (2) 小学4年生用 10,000 部
- (3) 英語版 1,000 部
- (4) 中国版 1,000 部
- (5) 韓国語 1,000 部
- 3) 仕様 カラー印刷（各8ページ程度）

4) 特記事項

- (1) 組合の承諾のうえ、それぞれパンフレットの原版を納品すること。
- (2) 著作権は組合に帰属する。

13.6.2 説明用ビデオ

- 1) 形式 DVD
- 2) 数量 1式
- 3) 仕様 各15分～20分程度
(一般用、子供用)

4) 特記事項

- (1) 会議室等での説明時に使用する。
- (2) 組合の承諾のうえ、メディア再生機器と併せて納品すること。
- (3) 著作権は組合に帰属する。

13.6.3 説明用視聴覚設備

会議室に専用の視聴覚設備を設けること。

13.6.4 公害ほかモニタリング装置（公害監視盤）

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 面
- 3) 主要項目（1面につき）
 - (1) 主要寸法 W: [] m×L: [] m×H: [] m
 - (2) 表示方式 []
 - (3) 表示項目 [ばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、蒸気タービン発電電力量、その他、事務室で入力した情報]

4) 特記事項

- (1) 設置場所は提案による。

13.6.5 その他設備

その他、施設見学者を対象にした本施設及び各設備の説明設備を設置すること。設置する具体的な設備は提案することとし、別途組合との協議により決定する。

提案に際しては、住民の興味を引く仕掛けづくりを念頭におくこと。

13.7 廃棄物発電を除く再生可能エネルギーによる発電装置

本設備は、低炭素社会構築に加え、エネルギー問題についての理解を深めるという環境教育の観点から、再生可能エネルギーの導入を行うものである。特に、太陽光発電設備は必ず設置すること。ただし、過度な容量は見込まないこと。

- (1) 設置場所、方式、規模、数量及び仕様等については、提案による。ただし、風力発電装置を提案する場合は、低周波騒音を考慮して選定すること。
- (2) 見学の際に、発電状況等が分かる表示装置を設置し、表示するだけでなく、見学者が理解を深めることが出来るような工夫を行うこと。

13.8 炉内清掃時用ろ過式集じん器

ろ布の耐熱性、耐久性等、計画条件に対する性能及び経済性を考えるとともに、炉停止時の吸湿防止対策を講じること。また、炉清掃時に炉内集じんが出来るものとする。

- 1) 形式 ろ過式集じん器
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 排ガス量 [] $\text{m}^3\text{N}/\text{h}$
 - (2) 排ガス温度 常用 [] $^{\circ}\text{C}$
 - (3) 入口含じん量 [] $\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ [乾きガス $\text{O}_2=12\%$ 換算基準]
 - (4) 出口含じん量 $0.01\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下 [乾きガス $\text{O}_2=12\%$ 換算基準]
 - (5) 室区分数 [] 室
 - (6) 設計耐圧 [] Pa以下
 - (7) ろ過速度 [] m/min
 - (8) ろ布面積 [] m^2
 - (9) 逆洗方式 []
 - (10) 主要材質
 - ① ろ布 H E P A フィルタ
 - ② 本体外壁 鋼板 厚さ [] mm
- 4) 付属機器
 - (1) 逆洗装置 []
 - (2) ダスト排出装置 []
 - (3) 加温装置 []

13.9 環境集じん設備

本設備は、粉じんを発生又は発生のおそれのある場所について、付近の環境を清浄にし、良好な作業環境を保つものである。

- 1) 形式 ろ過式集じん器
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目（1基につき）
 - (1) 排ガス量 [] m³N/h
 - (2) 排ガス温度 常用 [] °C
 - (3) 入口含じん量 [] g/m³N [乾きガス O₂=12%換算基準]
 - (4) 出口含じん量 0.01g/m³N 以下 [乾きガス O₂=12%換算基準]
 - (5) 室区分数 [] 室
 - (6) 設計耐圧 [] Pa以下
 - (7) ろ過速度 [] m/min
 - (8) ろ布面積 [] m²
 - (9) 逆洗方式 []
 - (10) 主要材質
 - ① ろ布 HEPAフィルタ
 - ② 本体外壁 鋼板 厚さ [] mm
- 4) 付属機器
 - (1) 逆洗装置 []
 - (2) ダスト排出装置 []
 - (3) 加温装置 []

13.10 エアシャワー室設備

本設備は補修、整備等でダイオキシソ類による汚染が予想される場所等で作業を行った作業者の暴露防止対策として設置すること。

使用した作業衣等は外部に持ち出すことなく、設備内で洗濯、乾燥し、洗濯排水の処理は他のプラント排水と併せて処理を行うこと。

また、ユニット型の空気洗浄室、シャワー室、更衣室等を「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシソ類暴露防止対策要綱」の趣旨に従い必要箇所に設置すること。

エアシャワー室は工場棟内各作業場所から事務系への主要な扉に計画すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基

3) 主要項目 (1 基につき)

ジェット風量 [] m³/h

ジェット風速 [] m/s

吹出口 []

4) 付属品 []

第3章 建築工事仕様

第1節 計画基本事項

本施設計画に当たり、別事業で整備予定である新しい事務所棟建設工事との取り扱い及び機能面等で全ての整合性を図り、また、本工事との取り扱い上必要なものについては本工事範囲内において全て行うこと。詳細については組合と協議のうえ決定すること。

また、事務所棟から本施設へは別事業で渡り廊下を増設する計画であることから、事務所棟から本施設内の見学者通路に直接アクセスできるような渡り廊下（有効幅 2.5m×有効高さ 2.5mを設定）を後付で設置できるように計画すること。なお、事務所棟は2階建てを想定する。

1.1 計画概要

1) 工事範囲

工事範囲は下記工事一式とする。詳細は各節参照のこと。

(1) 工場棟

(2) 付帯工事

- ① 構内道路工事
- ② 駐車場工事（屋根付駐輪場を含む。）
- ③ 雨水排水工事
- ④ 門、囲障工事
- ⑤ 植栽工事
- ⑥ 施設案内板工事
- ⑦ 危険物倉庫（工場棟内にて設置できれば不要。）

2) 建設用地

第2部第1章及び添付資料 1-1 現況実測平面図を参照すること。

3) 仮設計画

建設請負事業者は、工事着工前に仮設計画書を組合に提出し、承諾を得ること。

(1) 仮囲い

工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため建設用地の必要箇所に仮囲いを施工すること。（イメージアップのためのイラスト書等を行うこと。）

(2) 仮設事務所

第2部第1章第3節 3.3 を参照すること。

(3) 仮設電力及び給水等

工事用仮設電力及び給排水の引き込みについては、建設請負事業者の責任において対応すること。

4) 安全対策

建設請負事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講じること。

併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努めること。

5) 環境保全対策

(1) 工事車両の出入りについては、周囲の一般道に対し迷惑とならないよう配慮すること。特に場内が汚れて泥等を持出す恐れのある時は、場内で泥を落とす洗浄装置などを設置し、周辺の汚損防止対策を講じること。また、アイドリングストップを実施するなど車両の排気ガス等の環境対策を講じること。

(2) 工事中の建設機械の使用に当たっては、排出ガス対策型建設機械、低騒音・低振動型建設機械を優先すること。

(3) 施設の建設に当たっては、リサイクルに配慮した材料を積極的に導入するとともに、建設現場での廃棄物の発生抑制に努めること。

(4) 貴重な動植物等を発見した場合は移植、保護又は工事期間の変更等を行うこと。また、オオキケイギク、ナルトサワギク等やセアカコケグモ、アルゼンチンアリ等の特定外来生物が侵入しないよう留意するとともに、必要に応じ駆除を行うこと。

6) 掘削工事

地下掘削に伴う仮設工事においては必要に応じ、掘削工事着工に先立ち地盤状況等の検討を十分に行い、工事の進捗状況に支障が起きないようにすること。

建設残土については、発生量を軽減するよう、土量バランスに配慮するとともに、再利用、工事間流用等有効利用に努めること。

余剰分は、最終処分場（グリーンヒル三郷山）で覆土材として利用する計画であり、組合の指示に従い、運搬すること。なお、余剰分は、最終処分場（グリーンヒル三郷山、奥山埋立処分地）に仮置きして、現折居清掃工場の解体後の埋め戻しに使用してもよい。

1.2 施設配置計画

1) 一般事項

(1) 施設内の工場棟の配置については、添付資料4 工事計画図（想定）を参考とし、日常の車両や職員の動線を考慮して合理的に配置するとともに、定期補修整備などの際に必要なスペースや、機器の搬入手段にも配慮すること。

(2) 工場棟は周囲の環境との調和を図りつつ、敷地内及び敷地の屋上（壁面）を積極的に緑化することで、緑豊かな美しい景観となるように配慮すること。

(3) 居室部分は、機能・居住性を十分考慮するとともに、明るく清潔なイメージとし、採光、バリアフリーを考慮して計画すること。

- (4) 煙突は、外観・配置に十分配慮すること。また煙突に時計を設置すること。なお、山城総合運動公園から見えやすい位置に設置とし、必要に応じ複数設置すること。ただし、煙突は山城総合運動公園から極力離すこと。

2) 車両動線計画

- (1) 構内道路は、メンテナンス車の動線、待機場所なども考慮すること。
- (2) 見学者その他一般車動線は、原則として収集車、搬入出車動線と分離すること。

3) 見学者動線計画

- (1) 見学者の構内動線は、全てバリアフリー対応とし、見学者の安全確保と快適性を十分配慮した計画を行うこと。
- (2) 見学者と工場棟作業員の動線は区分すること。
- (3) 見学者ルートは事務所棟との連絡（渡り廊下など）も含め考慮すること。
- (4) 見学者用駐車場（大型バスを含む。）を計画すること。
- (5) 見学者動線は原則として一筆書きで行ける（同一動線を複数回行き来することがない）ように計画し、適宜ホール等を設け、現場説明が行いやすいよう配慮すること。
- (6) 施設見学者の動線は、ごみの受入から残渣排出までの全体が感じ取れるように計画すること。
- (7) 便所、エレベーターなどは、ユニバーサルデザインに配慮し、見学者が利用しやすいように計画すること。

第2節 建築工事

2.1 全体計画

2.1.1 設計方針

- (1) 本施設は、建設廃棄物処理指針に準じて建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化その他適正処理を行うこと。
- (2) 本施設は、地球環境に配慮し、各種リサイクル法、省エネ法等を考慮し、計画・設計をすること。
- (3) 本施設の建築計画は、周囲の環境との調和を十分に配慮し、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- (4) 工場棟は一般の建築物と異なり、熱、臭気、振動、騒音などの課題があり、特殊な形態の大空間を形成するものである。これを踏まえ、機能的かつ経済的なものとするために、プラント機器の配置計画、構造計画並びに設備計画は、深い連携を保つとともに相互の専門知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれた計画とする。窓、出入り口扉（機材搬入扉含む。）

- を設置する場合は、熱、臭気、振動、騒音、風等に対して必要な対策を講じるものとする。
- (5) 見学は、ごみ処理工程順に安全かつ快適に行えるよう、プラント機器の配置・設備を考慮すること。
 - (6) 本施設はバリアフリーを基本とし、計画・設計の考え方は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律を遵守する。特に、見学者動線には、ユニバーサルデザインを取り入れたものとする。詳細については組合と協議のうえ決定し必要なものは全て設置する。また、シックハウス対策に配慮し、平成15年7月に施行されたシックハウス規制を遵守した計画とする。
 - (7) 目的、機能、機種等が類似した機器は、できるだけ集約配置することにより、点検整備作業の効率化、緊急対応の迅速化が図れる計画とする。
 - (8) 日常点検作業の動線、補修、整備作業及び工事所要スペースを確保した計画とする。
 - (9) 本施設の諸室で外部（外壁・屋根等）に面した部分からは自然光を有効に取り入れ、昼間は照明を点灯することなく作業できる環境を最大限取り入れた計画とする。
 - (10) 地下に設置する諸室は、分散配置を回避し、室数は必要最小限にとどめる。また、地下に接する諸室の壁は、漏水対策（居室等の場合は二重壁）を行うこと。
 - (11) 建物は臭気、防音、防振、保温対策について十分配慮した計画とする。また、内外部の出入り口扉は、セミエアータイト（SAT）・エアータイト（PAT）をその部屋の機能性に応じて設置すること。
 - (12) 昇降機設備は、職員の作業動線及び見学者の移動動線に配慮した最適な位置に計画する。
 - (13) 屋根は、管理が容易にできるように屋上までの階段を設置すること。また、屋根頂部には転落防止対策を考慮すること。
 - (14) 外壁、窓等のメンテナンス用に吊フック又は丸環（SUS316）等を必要な箇所に設置すること。
 - (16) 本施設のサイン（室名札、各階案内板、階数表示板、ピクトサイン等）については、サイン計画図を作成し、デザインを統一するとともに、組合と協議のうえ決定するものとする。
 - (17) 法規・基準・規則は、第1章12.1及び第2章1.6によるほか下記規準・同解説等を遵守すること。（最新版に準拠）
 - ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
 - ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
 - ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
 - ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事監理指針
 - ⑤国土交通省大臣官房官庁営繕部監修機械設備工事監理指針
 - ⑥国土交通省大臣官房官庁営繕部監修電気設備工事監理指針

- ⑦国土交通省大臣官房官庁営繕部監修官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ⑧国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準詳細図
- ⑨国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築構造設計基準
- ⑩国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築設備設計基準
- ⑪日本建築学会煙突構造設計指針
- ⑫日本建築学会建築基礎構造設計基準・同解説
- ⑬日本建築学会鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説
- ⑭日本建築学会鉄骨鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説
- ⑮日本建築学会鋼構造設計基準
- ⑯日本建築学会鋼構造接合部設計指針
- ⑰日本建築学会鉄筋コンクリート柱・鉄骨梁混合構造の設計と施工
- ⑱日本建築学会鉄筋コンクリートのひび割れ対策（設計・施工）指針・同解説
- ⑲日本建築学会鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
- ⑳日本建築学会鉄骨鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説
- ㉑日本建築学会コンクリート施工指針・同解説（各種コンクリート）
- ㉒日本建築学会非構造部材の耐震設計施工指針・同解説及び耐震設計施工要領
- ㉓日本建築学会建築物の振動に関する居住性能評価指針・同解説
- ㉔日本建築学会室内の臭気に関する対策・維持管理規準・同解説
- ㉕日本建築学会環境負荷低減に配慮した塗装・吹付け工事に関する技術資料
- ㉖日本建築学会ホルムアルデヒドによる室内空気汚染に関する設計・施工等規準・同解説
- ㉗CASBEE京都
- ㉘その他関係法令の仕様・基準・解説・要領等

2.1.2 工場棟平面計画

工場棟は、ごみ焼却施設固有の特殊な機器や設備を収容し構成されるため、必要な設備室、管理室、その他諸室は機器、設備配置の流れに沿って設けること。これに付随して各設備の操作室（中央制御室、クレーン操作室（ごみ・灰）等）や職員のための諸室（休憩室、湯沸室、更衣室、便所等）、見学者用スペース、換気空調のための機械室、倉庫、防臭区画としての前室及びその他必要な各諸室有効に配置する。これらの諸室は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類の占めるスペースや機器の保守点検に必要な空間を含め、立体的なとらえ方でその配置を決定する。

また、1階にはメンテナンス車両が進入できるよう配慮すること。

1) 受入供給設備

(1) 進入退出路

- ① 一方通行を原則とし、勾配は10%以下とする。
- ② 路面舗装は〔コンクリート〕舗装とし、滑りにくい仕上げとすること。幅員は、対面通行に必要な〔7〕m以上とすること。

(2) プラットホーム

- ① プラットホームは臭気が外気に漏れない構造・仕様とする。
- ② プラットホームは適切な有効幅とし、搬入車両の操車障害となることなく、ごみ投入作業ができる構造とする。
- ③ 搬入車両の安全確保のため、入口から出口までを一方通行とする。
- ④ 床面はコンクリート舗装とし、耐摩耗性に十分配慮するとともに、1.0%程度の水勾配をもたせる。投入扉手前には高さ20cm程度の車止め（切込みを入れ、投入扉が閉鎖時にごみピット側ごみが排出できるようにすること。）を設けること。ピット周辺については、人・車両の転落防止対策（停車誘導用ライン引き、バック誘導時の退避場所の確保など）を講じること。
- ⑤ プラットホーム床面には、散水等迅速に排水できる排水溝及び会所柵を設け、SUS製グレーチング蓋（重車両用、ボルト止め）を設置すること。
- ⑥ 投入場所の指示を行う安全標識や信号装置等〔信号機〕を設置すること。
- ⑧ ごみクレーン及びバケットの点検又は場外搬出・積み替（交換）用スペースを設けること。
- ⑨ プラットホームは窓及びトップライト等から自然光を取り入れ、昼間は照明を点灯することなく作業ができる環境とし、明るく清潔な雰囲気を保つこと。（床面で200～300ルクス程度を原則確保すること。）
- ⑩ 排気ガスと粉じんに対する換気について、十分配慮して計画すること。
- ⑪ プラットホーム出入口床面及びシャッター付近には、一旦停止文字やラインを記載し、プラットホーム床面にはごみ投入扉位置や進路等がわかるライン引きを行うとともに、ロードミラーを設置するなど、車両事故防止のための対策を施すこと。
- ⑫ プラットホーム床面のコンクリート舗装表面は滑り止め仕上げを行い、将来滑り止めの研磨再生ができるよう、十分な厚みを持たせ、伸縮目地についても研磨を考慮しておくこと。

(3) ごみピット、灰ピット、飛灰ピット

- ① ごみピットは水密性の高いコンクリート仕様とすること。また、灰ピットは有害物質を含む灰を貯留するために、ごみピット同様水密性の高いコンクリート仕様とし、飛灰ピットは灰ピットと同仕様とする。いずれのピットとも無機質浸透性防水剤を塗布すること。
- ② ごみピット、灰ピット、飛灰ピットの内面は、汚水等からの保護とクレーンバケットの衝

突やバケットの爪による引っかきを考慮し、鉄筋の被り厚さを大きくとること。また、底面に十分な排水勾配をとり、無機質浸透性防水剤を塗布すること。

- ③ ごみピット、灰ピット、飛灰ピット内面には、貯留目盛を設けること。また、ピット上部柱の隙間及び梁等にごみ・焼却灰・飛灰が溜まり難い構造とすること。
- ④ 各ピットの汚水槽は、有害ガス発生等に対処した構造及び換気設備等を設置し、容易に点検できるものとする。
- ⑤ 照明器具は、電動昇降装置付とし、高耐久性（25,000時間以上）ランプ等を設けること。
- ⑥ 投入口のシュートには鋼板を貼ること。また、将来容易に貼り替えできるような構造とすること。
- ⑦ 休炉時の臭気が外部に漏れないよう密閉性を高めるとともに脱臭設備を設置すること。
- ⑧ 各汚水ピット内側には内分泌攪乱物質（環境ホルモン物質）を含まない防水防食性能を持つ材料の塗布を行うこと。

性能は以下の性能を有すること。（下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル参照）

- イ) コンクリートと一体化した防食被覆層を形成すること（コンクリートとの接着安定性）
- ロ) ひび割れ（クラック）追従性を有すること。
- ハ) 耐久性を有すること
- ニ) 防水性を有すること。
- ホ) 優れた施工性を有すること。（湿潤状況下でも施工できること。）

- ⑨ ごみピットは窓及びトップライトから自然光を取り入れ、均等に分散された採光を確保し、明るく清潔な雰囲気を保つこと。ただし、窓やトップライトの位置は、クレーンの運転等に支障のない配置を計画すること。
- ⑩ ごみピットの部屋は、臭気が漏れない構造・仕様とすること。
- ⑪ ごみピットは仕切りのある2ピット方式を採用してもよい。

(4) ホップステージ（ごみピット）

- ① ホップステージには、予備バケット置場及びクレーン保守整備用のコンクリート作業床を設け、防水を施工すること。
- ② バケット置き場は、バケットの衝撃から床を保護する対策をとること。
- ③ ホップステージへの出入口には、前室を設けること。
- ④ ホップステージは鉄筋コンクリート製とし、落下防止用手摺と要所に清掃口を設けること。
- ⑤ ピット火災対策として放水銃等をクレーン運転室で操作できるようにすること。
- ⑥ バケットが水洗いできるように水栓を設置すること。
- ⑦ ホップステージへの出入口扉は、安全対策としてクレーン運転とインターロックをとること。

と。

(5) プラント用受水槽・冷却水槽等

- ① 水槽は水密性の高いコンクリート仕様とすること。内側に樹脂を貼り付けるなど防水を施工すること。
- ② 管理が容易な位置にマンホール、ポンプピット、床には勾配を設けること。

(6) プラットホーム監視室

- ① 監視職員〔 〕名程度が常駐するために必要な広さを考慮すること。
- ② 併設して便所〔 〕、洗面所〔 〕を設置すること。

監視職員以外にも収集車作業員等が便所を利用することを想定し、便器、洗面台の数量を適切に計画すること。

2) 炉室（燃焼設備室・燃焼ガス冷却設備室）

- (1) 歩廊は階高を統一し、保守、点検時の機器荷重にも十分耐える安全な構造とすること。
- (2) 炉室は十分な換気を行うとともに、トップライトや窓を設け、自然光を有効に取り入れ明るく清潔な雰囲気を保つように計画すること。また、トップライト部分には、換気モニタを設置し、自然対流による換気効果のあるものとする。
- (3) 騒音、振動に対しては必要な対策を講じ、出入口扉・給排気口は防音に配慮すること。
- (4) 主要機器、装置は屋内配置とし、要所にマシナッチ及びホイストクレーンを設け、点検整備、補修のための十分なスペースを確保すること。
- (5) 機械基礎は必要に応じ、建物と切り離し、独立して設けること。
- (6) 炉室床面は、迅速に排水できる排水溝を設置すること。

3) 排ガス処理設備室（ろ過式集じん器、触媒脱硝装置等）

- (1) 排ガス処理設備室は、必要により排水溝を設置し、防臭対策を考慮した排水柵を設けること。

4) 排水処理設備室（汚水槽類等）

- (1) 建物と一体化して造られる水槽類は、系統毎に適切な位置に設け、悪臭、湿気、漏水の対策を講じること。
- (2) 酸欠の恐れのある場所・水槽等は、入口又は目立つ所に注意喚起の標識を設けるとともに、作業時十分な換気を行える換気設備を設置すること。
- (3) 処理槽・水槽は躯体防水構造とし、水密性の高いコンクリート仕様とすること。内側に内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン物質）を含まない防水防食性能を持つ材料の塗布を行うこと。詳細仕様は、ごみピットに準ずること。
- (4) 処理槽・水槽は、水密性の高いコンクリート仕様とすること。詳細仕様は、ごみピットに準ずること。
- (5) 管理が容易な位置にマンホール、ポンプピット、水槽底部には勾配を設けること。

- (6) 水槽は 48 時間水張り試験を行うこと。
 - (7) 排水処理室の床は塗り床とする。
- 5) 通風設備室（押込・誘引送風機等）、非常用発電機室
- (1) 誘引送風機等の送風機等は、専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講じること。必要に応じ、機械基礎は独立して設けること。また、機材搬出入の為の必要な開口部を設けること。
 - (2) 各室には、機器排熱を考慮し、機械式給排気設備を設置すること。給排気口を外壁面に設ける場合は、意匠デザイン及び防音対策を考慮すること。
- 6) 電気室関係（配電盤室・受変電室、受電室）
- (1) 床は、原則としてフリーアクセスフロア（耐重荷重タイプ）とすること。
 - (2) 機材搬出入口は、将来の改修等を考慮した扉開口部を設けること。（必要に応じてレール、ホイスト等を設置すること。）
 - (3) 配電盤、受変電設備から発生する熱対策として、空調及び換気設備にて対応すること。
 - (4) 電気室は点検スペースや将来の改修等を考慮した広さを確保すること。
 - (5) 電気室の上階に水を使用する部屋及び機器を配置する場合、電気室の上階床には必要な防水処置をすること。
- 7) 灰出設備室
- (1) 原則として、他の部屋とは隔壁により仕切ること。
 - (2) 騒音・振動が建物に伝わらない構造とすること。
 - (3) 柱の隙間及び梁等に飛灰が溜まり難い構造とし、臭気が外部に漏れない構造とすること。
 - (4) 床洗浄に伴う排水溝を設けること。
 - (5) 床のコンクリートには、灰汚水から表面保護及び浸透を防止する目的で、内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン物質）を含まない無機質浸透性防水剤を塗布すること。
 - (6) 飛灰等の漏れ出しを考慮し、集じん機及び機械式給排気設備を設置すること。給排気口を外壁面に設ける場合は、意匠デザイン及び防音対策を考慮すること。
 - (7) 隣接する別室から灰積込み作業を確認できるように、はめ込み式の窓を設置すること。
- 8) 余熱利用設備室（発電機・蒸気タービン等）
- (1) 内部構造体及び仕上げが腐食しないよう必要な措置を行うこと。
 - (2) 容易に床洗浄が行える防水・保護コンクリート打設、塗り床を施し、排水溝及び防臭対策を考慮した排水枡等の設備を設けること。
 - (3) 定期点検等が容易にできる広さを設けること。また、メンテナンス用のホイストを設けるため、吊り荷重を考慮した計画とする。
 - (4) 発電機の基礎は、振動の影響を遮断するため独立基礎とし、エキスパンジョイントにより完全に分離した構造とすること。

- (5) 発電機のメンテナンス用として大扉を設けること。
- (6) 非常用発電機室は、その利用等に配慮して配置すること。

9) 中央制御室

- (1) 中央制御室は、工場棟の管理中枢として、各主要設備と密接な連携を保つ必要がある。各主要設備、電気関係諸室とは緊急対応時の動線を考慮し、距離的にも短く連絡される位置に配置すること。
- (2) 中央制御室は、プラントの運転、操作、監視を行う中枢部であり、常時運転員が執務するので、照明（調光式）、空調、居住性等について十分考慮すること。
- (3) 中央制御室は主要な見学場所とすることから、見学者が中央制御室に立ち入ることなく窓等を介して運転状況等が目視できるものとする。また、見学の動線を考慮し、見学者が混雑せずにゆったりと見学できるように、中央制御室前面のスペースは広く設けるようにすること。
- (4) 中央制御室の床面は、一般床高と同一高さとし、床下が自由に配線できるフリーアクセスフロアとすること。
- (5) 中央制御室に併設して便所（大1小1、洗面台1個）及び湯沸室を設けること。
- (6) 中央制御室に隣接して電算機室を設けること。

10) クレーン操作室（ごみ・灰）

- (1) ごみクレーン操作室は中央制御室内又は隣接して設置すること。灰クレーン操作室は灰ピットに隣接して設置すること。
- (2) クレーン操作室の床は、一般床高と同一高さとし、床下が自由に配線できるフリーアクセスフロアとすること。
- (3) クレーン操作室の窓は、ごみ等が付着しないように表面加工されたものとし、自動窓清掃装置を設置すること。
- (4) ごみクレーン操作室は見学場所とすることから、見学者がごみクレーン操作室に立ち入ることなく窓等を介して運転状況等が目視できるものとする。また、見学の動線を考慮し、見学者が混雑せずにゆったりと見学できるように、ごみクレーン操作室前面のスペースは広く設けるようにすること。
- (5) クレーンの動力制御盤等は、専用の電気室を設け、クレーン操作室と別室とすること。
- (6) 操作窓は、ピットに面してはめ込み式とし、窓面に影反射のないように考慮する。
- (7) ごみクレーンの手動運転時、運転員が極力姿勢を変えることなく、プラットホームの状況（投入扉の開閉状況、搬入車両の状況など）がわかるよう、運転席周辺に小型液晶モニターを設置すること。なお、灰クレーンも同様とする。

12) 工作室

- (1) 工作室〔 〕 m^2 以上とし、工具キャビネット、工作台、棚を設け、修理、溶接、加工等が

容易に行えるものとする。

- (2) 工作室での作業に伴い、粉じん等に考慮した換気設備を設けること。
- (3) 外部に面する部屋とし、自然光を有効に取り入れること。

13) 見学者通路・ホール（展示及び見学者用）

- (1) ごみピット、ごみクレーン操作室、中央制御室、タービン発電機室及びプラットホーム、その他主要機器の見学が処理ラインの工程順に見学できるように適切に配置した見学者通路・ホール（展示及び見学者）等を設けること。
- (2) 見学者通路の有効幅員は〔 〕m 以上とすること。両側に2段の手摺を設けること。また、車椅子等が何ら支障なく進入でき、車椅子利用者が姿勢を大きく変えることなく見学できるよう配慮すること。
- (3) 見学者窓の高さは、小学生でも安全に見学できるものとする。また、窓のガラスは耐衝撃性ガラス及びごみ等が付着しないように表面加工されたものとする。
- (4) ごみピットの見学窓は、自動窓洗浄装置を設置すること。
- (5) ホールは〔 説明用ボード及びモニター等 〕を設置した場合に施設の説明ができる広さとする。
- (6) 各室には、天井吊り下げ式ピクチャーレール及び展示棚等説明用備品を設置すること。十分な照度を有すること。

14) その他関係諸室

- (1) その他必要な、倉庫・予備品収納庫〔 〕m²以上、油脂庫〔 〕m²以上、消臭剤装置室、薬品庫、熱源供給室等を適切な位置に必要な広さで設け、必要備品についても協議のうえ全て設けること。倉庫は、目的別に必要な面積で各階に設けること。
- (2) 復水器置場、空調機室外機、機器冷却水冷却塔置場等は、隔離された部屋とし、防音対策を講じること。また、各機器からの排水に必要な、排水溝を設けること。床には必要な防水処置をすること。なお、復水器等からの熱風がリサーキュレーションを起こさないように考慮した構造とすること。
- (3) 便所は必要な各階に設けること。また、適切な場所に多目的トイレを1ヶ所以上設置すること。
- (4) 作業員等の粉じん等除去を目的にクリーンルーム（エアシャワー装置及びシャワー設備、空調換気設備）を設置すること。クリーンルームは、居室とプラント室の境界に設置し、必要な備品類を全て設置すること。設置場所は、焼却設備室、燃焼ガス冷却設備室、排ガス処理設備室、灰出設備室等の最適な場所に必要数〔 〕ヶ所以上を設けること。
- (5) クリーンルームの適切な場所に足洗い場（SUS製）を設けること。
- (6) その他仮眠室、点検整備関連業者控室などを適切に配置すること。

2.1.3 管理棟（工場棟と合棟）平面計画

1) 玄関・ホール

- (1) 玄関は、組合職員（10名程度）専用と一般来場者（見学者100名程度を考慮）専用を別々に設け、それぞれ下足箱を設置すること。一般来場者専用については、必要な広さを確保するとともに風除室を設け、扉はSUS製自動開閉式とし、定礎石（花崗岩、700×500×厚50、本磨き、鋼製裏箱を含む。）を設置すること。なお、一般来場者専用玄関には雨天対策として必要な大きさの庇を設置すること。
- (2) 風除室には、くつふきマットを内外に設け、排水目皿により排水するものとする。
- (3) 玄関ホールには、各階案内板を設置すること。
- (4) 床には身体障害者用のスロープ、手摺を設けること。

2) 事務室、応接室、書庫、更衣室

- (1) 事務室は10名程度が執務を行い、キャビネット、書架、応接セットを設置できるスペースを考慮した余裕のある広さとすること。
- (2) 事務室には、掲示板（W4000×H1200程度）、洗面化粧台及びうがい器を設置すること。
- (3) 事務室の一般来場者専用玄関ホール側に、ガラス窓付受付用カウンター及び郵便受箱（前入後出タイプ）を設置すること。
- (4) 事務室に近接して応接室を設けること。
- (5) 応接室は10名程度が同時に会して利用できる広さを確保すること。
- (6) 事務室に近接して書庫を必要な広さで設けること。なお、書庫は耐火構造とすること。
- (7) 更衣室は男子〔 〕名程度、女子〔 〕名程度を必要な広さで設け、ロッカーを人数分設置できるよう計画すること。
- (8) 更衣室には、洗面化粧台及びタオル掛けを設置すること。

3) 休憩室、給湯室

- (1) 事務室に近接して〔 〕名程度が休憩できる和室〔 〕畳程度（押入れを含む。）を男女別に設けること。
- (2) 給湯室を休憩室に近接して設け、流し台、吊戸棚、コンロ台（ビルトインタイプ、上部フード付）、食器棚等を設置すること。また、冷蔵庫が設置できる広さを考慮すること。
- (3) 休憩室は仮眠に使用できることも想定すること。

4) 会議室

- (1) 中会議室〔 〕名程度、大会議室〔 〕名程度を設けること。
- (2) 中・大会議室には机・椅子等を収納できる倉庫を併設すること。
- (3) 大会議室（見学者案内時に使用するため、遮光ブラインドを設置すること。）の天井高さは一般の居室より高く計画すること。
- (4) 大会議室は、可動間仕切り壁等で、2分割できるように配慮すること。

5) 倉庫

- (1) 倉庫は各階に、目的別に必要な面積で設け、棚についても目的別に必要な面積で設けること。
必要備品についても協議のうえ全て設けること。

6) 便所、洗面所（男女）

- (1) 各階に設け、用途に応じた広さで計画すること。
- (2) 便所と洗面所は区画し、掃除用流しを設けること。
- (3) 多目的便所（見学者用で1ヶ所以上）を一般来場者専用玄関ホール及び見学者通路の必要な箇所に設けること。
- (4) 男女便所の出入口は扉なしとし、廊下側からの視線に配慮した位置とすること。
- (5) 必要な箇所に温水洗浄便座を設置すること。

7) 運転員関係緒室

(1) 事務室、控室、食堂

- ① 職員〔 〕名程度が執務を行い、書類の保管庫、〔 〕名程度の小会議室を設置できるスペースを考慮した余裕のある広さとする。また、事務室には、掲示板（W4000×H1200程度）及び洗面化粧台を設置すること。
- ② 食堂は控室に近接して設け、職員〔 〕名程度が利用でき、調理台、流し台、吊戸棚、コンロ台（上部フード付）、食器棚、手洗い及び掲示板（W1800×H1200程度）を設置すること。
- ③ 休憩室は、和室〔 〕畳程度の余裕のある広さとし、押入れ・板畳等を設けること。

(2) 更衣室、浴室・脱衣室

- ① 更衣室は、運転員用と運転員以外用を個別に設け、運転員用は男子用〔 〕名程度、女子用〔 〕名程度、運転員以外用は男子用〔 〕名程度、女子用〔 〕名程度が利用できる広さとする。また、化粧洗面台及びタオル掛けをそれぞれ設置すること。
- ② 浴室・脱衣室は男女別に設けること。
- ③ 浴槽は一度に〔 〕名程度が入浴でき、洗い場は〔 〕名程度が同時に利用できる余裕のある広さで計画すること。
- ④ 脱衣室は必要かつ余裕のある広さを設け、洗面カウンター、脱衣棚等を設置すること。
- ⑤ 洗濯室、乾燥室及び必要な広さの物干し場を設けること。
- ⑥ 洗濯室には、洗濯パン及び洗濯用流しユニットを設置すること。
- ⑦ 乾燥室には、SUS製吊パイプを設置すること。

8) その他共通

(1) 階段

- ① 有効幅は1.8m以上とし、蹴上げ（160mm）以下・踏面（300mm）以上とし各階の寸法は統一すること。

- ② 手摺は、両側に2段設けること。
- ③ ノンスリップは工場棟及び管理棟ともにSUS製（タイヤ入れタイプ）とすること。

(2) 廊下

- ① 主要な廊下の幅は、有効寸法が〔 〕m以上とすること。
- ② 手摺は、両側に2段設けること。

2.1.4 煙突

- (1) 外筒は高さ平均GL+59m以下で工場棟建屋と一体化し、調和の取れたデザイン及び仕上げとすること。
- (2) 時計を設置すること。なお、山城総合運動公園から見えやすい位置に設置し、必要に応じ複数設置すること。ただし、煙突は山城総合運動公園から極力離すこと。

2.1.5 計量棟（工場棟と合棟）

- (1) プラットホームの入口に搬入室を設置し、計量機は搬入室内に設置すること。
- (2) 計量機に隣接して計量事務が行える部屋を整備すること。
- (3) 窓の配置、構造は、搬入車両運転手等が原則下車することなく会話が行えるよう、考慮したものとする。
- (4) 計量台から屋根最下端の高さは4.5m以上とすること。

2.2 構造計画

2.2.1 基本方針

- (1) 焼却プラントの特殊性を踏まえた構造計画とすること。
- (2) 建築物は上部、下部構造とも十分な強度を有する構造とする。原則として、建物本体とプラント設備の積載荷重が大きい各設備室等主要機器の基礎及び架構は、建物本体と完全に切り離れた独立構造とし必要な強度、剛性を保有すること。
- (3) 振動を伴う機械は独立基礎とし十分な防振対策を考慮する。また、ごみピット・灰ピット用クレーンの振動・騒音が管理部居室に伝わらない構造とすること。
- (4) 建築非構造部材の耐震安全性の目標として、大地震時において、外装材や内装材、建具等の脱落、破損が生じないように考慮し、家具等の什器備品の転倒防止にも考慮した計画とすること。また、二次災害の防止や避難経路の確保に配慮した建築計画上有効な措置を行うこと。
- (5) 建築設備の安全性の目標として、重要度の高い機器は、機器本体の耐震仕様及び据付部の設計用耐震標準震度の扱いに留意すること。また、建屋内への引き込み部等の通過配管、配線は十分な変位吸収対策を施すこと。
- (6) 本施設は、様々な機械設備等を設置する建築物であるため、必要な構造と十分な強度を確保

すること。特に、地震による地盤沈下等に十分配慮を加えた計画とすること。

2.2.2 基礎構造

- (1) 盛土地を踏まえた基礎構造計画とし、地盤沈下などへの対応を考慮すること。
- (2) 建築物は地盤条件や建築物の性質上どうしても同一の支持条件にできない場合もあるため、建設された後の長期間にわたる沈下、建物施工により次第に増大していく荷重による沈下、短期の沈下も考慮に入れて検討し、構造体に不同沈下による障害が生じないように考慮すること。また、エキスパンションジョイントを設置する等、地盤条件に応じた基礎構造とすること。
- (3) 杭基礎がある場合、工法については、荷重条件、地質条件、施工条件を考慮し、地震時、風圧時の水平力をも十分検討して決定すること。
- (4) 土木工事は安全で、工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。

2.2.3 躯体構造

- (1) 鉄骨造、RC造及びSRC造を各施設の機能に応じて採用すること。
- (2) 重量の大きな機器を支持する架構及びクレーンの支持架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時にも十分安全な構造とし、クレーン架構まではSRC造とすること。
- (3) 万一の爆発など、不慮の事故を考慮した強度、剛性等を兼ね備えた構造とすること。
- (4) 特にごみピット・プラットホームスラブ・ピット周りの外壁等については、耐侯性を考慮し水密性の高いコンクリート仕様とすること。

2.2.4 一般構造

1) 屋根

- (1) 屋根は耐久性の確保に努めるとともに、美観に配慮すること。プラットホーム、ごみピット・灰ピット室の屋根は、気密性を確保し悪臭の漏れない構造とする。また、プラットホームの屋根はトップライトより自然光を有効に取り入れること。
- (2) 建屋内に雨が浸入しないよう、雨仕舞するとともに、効率よく雨水採集できる構造とすること。
- (3) 屋外機器を設置する屋根は防水のうえ、保護コンクリートを打設すること。
- (4) 屋根葺材は十分な強度を確保するとともに、強風により、めくれたり、飛散しないように留付けること。

2) 外壁

- (1) 構造耐力上重要な部分及び遮音が要求される部分は、原則としてRC造とすること。非耐力壁については〔コンクリート・ALCパネル・押出成型セメント板・サンドイッチパネル（フッ

素樹脂塗装鋼板) + 下地断熱材又は硬質木毛セメント板] 等とする。また、塗装吹付け材は、超耐久・低汚染型水性弾性樹脂塗材同等とすること。

- (2) プラットホーム、ごみピット・灰ピット室の外壁は気密性を確保し、悪臭の漏れない構造とする。
- (3) 耐震壁、筋かいを有効に配置し、意匠上の配慮を行うこと。

3) 床

- (1) 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、小梁を有効に配置して構造強度を確保する。
- (2) その他機械室の床は必要に応じて清掃、水洗等を考慮した構造とすること。
- (3) プラットホームの床は、収集車の通行と日常の洗浄にも長期にわたって耐えうるものとする。また、水勾配は 1/100 以上をとること。床板の厚さは 200 mm 以上とし上筋には十分なコンクリートのかぶり厚さをとること。
- (4) 地下室及び基礎施工後、埋戻等による沈下の影響を受けない構造とすること。

4) 内壁

- (1) 各室の区画壁は、要求される性能や用途（防火、防臭、防音、耐震）を満足するものとする。
- (2) 不燃材料、防音材料などは、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸音性など他の機能も考慮して選定すること。
- (3) 構造上重要な部分は RC 造とすること。
- (4) 通風機等の騒音を発生する機器を収容する部屋は、RC 造又は防音構造とし、さらに吸音処理を行うものとする。

5) 建具

- (1) 外部に面する建具は、台風、降雨を考慮した気密性の高いものとする。
- (2) 防臭、防音を要求されるものについてはエアタイト型とし、防音扉は、内部吸音材を充填、締付けハンドル等は遮音性能が十分発揮できるものを選定すること。
- (3) 一般連絡用扉はストップ付ドアチェック（法令抵触部は除外）、シリンダー一本締錠を原則とする。なお、マスターキーシステムとし、詳細は協議による。機器搬入用扉は開放時に使用する煽り止めを取り付けること。
- (4) 鋼製建具及び屋内用鋼製軽量建具（LSD）は原則としてフラッシュ扉とすること。
- (5) 重量シャッターは〔スチール製〕とし、電動式とすること。
- (6) 木製の建具（扉）を使用する場合は、メラミン樹脂化粧板等の仕上げとすること。
- (7) 建具（扉）は必要に応じ、室名表示、注意換気表示等を行うこと。
- (8) 窓は原則としてアルミ製とする。また、窓枠は全て光触媒コーティング材を塗布すること。
- (9) ガラス及びトップライトは十分な強度を有し、台風時の風圧（基準風速 50m/s 以上）にも耐

えるものとする。管理棟は紫外線カット機能を持つ断熱ペアガラスとし、その他プラント諸室については騒音対策が必要な部屋は防音ガラスとすること。また、見学者等、人が頻繁に通行する部分については耐衝撃性ガラスとすること。

(10) 外部に面するプラント機械室、諸室で、人が清掃できない部分のガラスは、全て光触媒コーティング材を塗布すること。

(11) 見学者通路、居室等の外部ガラス部分については、清掃メンテナンスができるようにすること。

7) 階高

(1) 機械設備等を考慮のうえ、階高を決めること。

8) 階段（基準法上の避難階段のみ）

(1) 有効幅 [1800mm] 以上

(2) 傾斜角 けあげ [160mm] 以下

踏面幅 [300mm] 以上

各階段のけあげ、踏面幅は原則として統一すること。

(3) 手摺 高さ [1100mm] 以上(屋内については木製の物を両側に2段設けること。)

(4) ノンスリップ 材質 SUS製（タイヤ入れタイプ）

9) その他

(1) 主要な廊下の有効幅は1.8m以上とすること。

2.3 建築仕様

2.3.1 工場棟

1) 構造 SRC造を基本とし、一部RC造、S造とする。

2) 外壁 [ALCパネル、PCカーテンウォール、サンドイッチパネル（フッ素樹脂塗装鋼板）など]

腰壁：RC造 高さ [各ヤードH=3.0m以上、その他1.5m] 以上 打放しのうえ超耐久・低汚染型水性弾性樹脂塗材同等

3) 内部間仕切り壁 構造上重要な部分（特にごみピット）はRC造とする。

4) 屋根 瓦棒葺き [フッ素樹脂塗装鋼板] などによる。下地断熱材、コンクリート陸屋根の場合は露出高耐久性断熱防水とする。また、各種機器を設置する場合は、必要な保護対策を行うこと。鳥対策が必要な部分には、バードネット（エキスパンドメタル SUS316）を設置すること。

5) 建具

(1) 扉 鋼製建具

(2) 窓 アルミ製建具（管理部分は断熱タイプ）

防音の必要な部分は二重サッシ等とする。

(3) シャッター

電動スチールシャッターとすること。

(4) その他

出入り口部分には、雨水をシャットアウトできるデザインに配慮した庇を設置すること。必要な箇所には、組合と協議のうえ、網戸（網：SUS）、ブラインド、ブラインドボックス等を設けること。

6) 堅樋

屋内設置を基本とする。

外部設置の場合は、SUS製又はカラーVPとし、外観上のデザインの工夫に配慮すること。

7) 軒樋

金属板加工とし、耐候・耐久性を有する材料とすること。また、雨水受入開口部には枯葉等の〔SUS製〕侵入防止ネットを設置すること。外観上のデザインの工夫に配慮すること。

8) 建屋規模

(1) 建築面積 [] m²

(2) 延床面積 [] m²：地下水槽類は除く

(3) 軒高 [] m

2.3.2 管理棟（工場棟と合棟）

1) 構造 []

2) 外壁 []

3) 内部間仕切り壁 []

4) 屋根

瓦棒葺き〔フッ素樹脂塗装鋼板〕などによる。下地断熱材、コンクリート陸屋根の部分は露出高耐久性断熱防水とする。また、各種機器を設置する場合は、必要な保護対策を行うこと。

5) 建具

(1) 扉

ステンレス製（フッ素樹脂塗装）玄関ホール
鋼製建具（上記以外）

(2) 窓

アルミ製建具（断熱タイプ）
ステンレス製（フッ素樹脂塗装）受付カウンター窓のみ
防音の必要な部分は二重サッシ等とする。

必要な箇所は紫外線カット断熱ペアガラスとする。

(3) その他

出入り口部分には、雨水をシャットアウトできるデザインに配慮した庇を設置すること。必要な箇所には、組合と協議のうえ、網戸（網：SUS製）、ブラインド、ブラインドボックス等を設けること。

6) 堅樋

屋内設置を基本とする。

外部設置の場合は、SUS製又はカラーVPとし、外観上のデザインの工夫に配慮すること。

7) 軒樋

金属板加工とし、耐候・耐久性を有する材料とすること。また、雨水受入開口部には枯葉等の〔SUS製〕侵入防止ネットを設置すること。外観上のデザインに配慮すること。

8) 建屋規模

- (1) 建築面積 [] m²
- (2) 延床面積 [] m²：地下水槽類は除く
- (3) 軒高 [] m

2.3.4 煙突（工場棟建屋と一体型）

1) 外筒構造 [] 高さ平均GL+〔59〕m

2) 外面仕上げ []

3) 床(頂部) 耐候・耐食性防水
裏側 結露防止断熱材処理
点検ハッチはステンレス製とすること。

4) 内部階段 S造(溶融亜鉛めっき処理仕上)

5) 壁樋 屋内設置を基本とする。

6) 建具

(1) 扉 鋼製建具

(2) 窓(換気ガラリ) アルミ製建具

(3) その他 換気設備を考慮すること。〔自然換気方式及び機械換気方式〕

タラップはステンレス製(保護ガード付き)とする。

時計を設置すること。なお、山城総合運動公園から見えやすい位置に設置とし、必要に応じて複数設置すること。ただし、煙突は山城総合運動公園から極力離すこと。

2.3.5 その他

(1) 室内仕上については、機械設備は原則として建屋内に収納するものとし、事務室、見学者通路、騒音・振動の発生が予想される室、発熱のある室、床洗の必要な室等は必要に応じて最適な仕上を行うこと。また、温度・湿度等の環境条件にも十分配慮すること。また、天井点検口(エアタイトタイプ)は組合と協議のうえ決定し必要な全ての部分に設置すること。

(2) 建物の外壁部分・床等(温度差の有る部屋等も含めて)について、結露対策を講じること。

表 2.3.4. 内部仕上表

室名	仕上			床面積 (m ²)
	工場棟	床	壁	
プラットホーム	コンクリート押え 研磨仕上げ			なし（屋根裏面断熱）
プラットホーム監視室	ビニル床シート等	クロス貼又は塗装		岩綿吸音板
ごみピットなど	コンクリート金ゴ テ押エ 無機質浸透性塗布 防水	コンクリート打放 シ 無機質浸透性塗布 防水		なし（屋根裏面断熱）
ホッパーステージ	コンクリート金ゴ テ押エ 無機質浸透性塗布 防水			なし（屋根裏面断熱）
プラント受水槽	モルタル防水	モルタル防水		
冷却水槽	樹脂シート防水	樹脂シート防水		
炉室(燃焼・燃焼ガス 冷却設備室)	コンクリート金ゴ テ押エ			
排ガス処理設備室	コンクリート金ゴ テ押エ			なし（屋根裏面断熱）
排水処理設備排水槽	コンクリート金ゴ テ押エ 樹脂シート防水又 は樹脂塗装	樹脂シート防水又 は樹脂塗装		樹脂塗装
排水処理設備室	コンクリート金ゴ テ押エ 塗り床			
通風設備室(押込・誘 引送風機等)	コンクリート金ゴ テ押エ	吸音材貼		吸音材貼
非常用発電機室	コンクリート金ゴ テ押エ	吸音材貼		吸音材貼
電気室関係(配電盤 室、受変電室)	フリーアクセス 帯電防止タイルカ ーペット			吸音材貼
灰出設備室	コンクリート金ゴ テ押エ			
蒸気タービン・発電 機室	コンクリート金ゴ テ押エ	吸音材貼		吸音材貼
復水器ヤード	アスファルト防水 コンクリート金ゴ テ押エ	吸音材貼		
冷却塔ヤード	アスファルト防水 コンクリート金ゴ テ押エ	吸音材貼		
室外機置き場	アスファルト防水 コンクリート金ゴ	吸音材貼		

	テ押エ			
中央制御室	フリーアクセス 帯電防止タイルカーペット	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
クレーン操作室（ごみ・灰）	フリーアクセス 帯電防止タイルカーペット	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
控室	ビニル床シート等	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
仮眠室	ビニル床シート等	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
休憩室、和室	畳	クロス貼	化粧石こうボード	
工作室	コンクリート金ゴ テ押エ 塗床			
廊下、見学者ホール	ビニル床シート等	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
便所	ビニル床シート、 タイル等	クロス貼又は塗装	ケイ酸カルシウム 板	
通路、前室	コンクリート金ゴ テ押エ 塗床		岩綿吸音板	
その他必要な諸室（倉庫、消臭剤装置室、油脂庫など）	コンクリート金ゴ テ押エ			

※ 水廻り塗装は、防かび塗装とすること。

室名	仕 上			床面積 (㎡)
	床	壁	天井	
風除室	タイル		岩綿吸音板	
見学者専用玄関ホール	タイル、ビニル床シート	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
職員専用玄関	タイル	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
事務室	フリーアクセス	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
応接室	タイルカーペット	クロス貼	岩綿吸音板	
更衣室（男・女）	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
休憩室（男・女） 和室	畳	クロス貼	化粧石こうボード	
食堂	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
詰所	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
小、中、大会議室	ビニル床シート	クロス貼	岩綿吸音板	
倉庫	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
洗面所（男・女）	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	ケイ酸カルシウム 板	
便所（男・女）	ビニル床シート又は タイル	クロス貼又は塗装	ケイ酸カルシウム 板	
多目的便所	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	ケイ酸カルシウム 板	
給湯室	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	ケイ酸カルシウム	

			板	
廊下、見学者ホール	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	岩綿吸音板	
階段室	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	化粧石こうボード	
脱衣室	ビニル床シート	クロス貼又は塗装	ケイ酸カルシウム板	
浴室	タイル	タイル	バスリブ	
その他必要な部屋				

※ 水廻り塗装は、防かび塗装とすること。

第3節 外構工事

3.1 構内道路工事

1) 計画

敷地出入口、工場棟への動線を考慮した計画とすること。範囲については組合と協議のうえ決定すること。なお、整備予定の事務所棟、山城総合運動公園への歩道への動線を確保すること。

また、事務所棟から本施設へは別事業で渡り廊下を増設する計画であることから、事務所棟から本施設内の見学者通路に直接アクセスできるような渡り廊下（有効幅 2.5m×有効高さ 2.5mを設定）を後付で設置できるように計画すること。なお、事務所棟は2階建てを想定する。（添付資料 4 工事計画図（想定） 参照）

2) 付帯

各種道路標識、カーブミラー、路面表示、ライン引き、案内板他は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律によるバリアフリー化とユニバーサルデザインを取り入れたものとし組合と協議のうえ必要な全ての設備を設置すること。

3) 構造

(1) アスファルトコンクリート舗装

① 巾員

イ) 主要動線 [6] m以上

ロ) 一方通行 4m以上

② 舗装(アスファルト)

イ) 表層 表層 蜜粒度アスコン（改質Ⅱ型） [50] mm

基層 再生粗粒度アスコン [50] mm

ロ) 路盤 上層 H.M.S [150] mm

下層 再生碎石 [350] mm

③ 路床 路床は沈下等が起こらないよう十分な施工を行うこと（H=1,000mm、セメント系配合（20kg/m³）。

4) 仕様

(1) 社団法人日本道路協会道路構造令によること。

(2) 交通量の区分 [] 交通

(3) 設計CBR []

5) 設計基準

(1) 施工時に現場CBR試験を行い、舗装構成を決定すること。

(2) サイン計画は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律によるバリアフリー化とユニバーサルデザインを取り入れたものとし、組合と協議のうえ必要な全ての設備を設置すること。

3.2 駐車場工事（場内歩道含む。）

1) 計画

職員用、一般来場者用の普通車、大型バス、車椅子使用者用を考慮すること。

2) 付帯

必要な箇所に路面表示、ライン引き案内板他を設置する計画とする。

3) 構造

構内道路に準拠する。

4) 仕様

道路構造令によること。

5) 必要台数

(1) 工場棟

① 職員用 [] 台

② 大型バス [] 台

③ 一般来場者用 [] 台（内車椅子使用者用 2台）

3.3 雨水排水工事

1) 計画

雨水排水側溝及び排水管路施設は、分流式とし雨水排水路へ排水すること。

2) 構造

ヒューム管、マンホール、U字側溝（浅型C側溝・可変側溝）、暗渠等とすること。

グレーチング溝蓋（溶融亜鉛めっき）はT-20、ノンスリップ、ボルト固定タイプとすること。

3) 設計基準

① 管内流速については、0.6～1.5m/s以内の範囲で計画すること。

② 雨水排水用二次製品は規格品とすること。

③ 雨水排水計画時の降雨量は既往最大値を採用すること。

④ 地盤沈下を考慮した必要な対策を行うこと。

3.4 門、囲障工事

3.4.1 門

- 1) 計画 全ての敷地出入口に設置する。(山城総合運動公園への歩道出入口にも設置すること。)
- 2) 構造 RC造
- 3) 数量 []ヶ所
- 4) 高さ 1.8m
- 5) 設計基準

(1) 場内施設のデザインと調和のとれたものとする。

(2) メインの門には、施設名称板を設置すること。また、施設名称銘板(300×1500程度)については、花崗岩、本磨きとすること。

3.4.2 門扉

- 1) 構造 電動式アルミ製横引き(通用門付)
- 2) 数量 []ヶ所
- 3) 高さ 1.8m
- 4) 設計基準

(1) レール内の排水を考慮すること。レール等はステンレス又は溶融亜鉛めっきとすること。

(2) 景観にマッチしたデザインとすること。金属部分は全て、ステンレス及び溶融亜鉛めっきとすること。

(3) 自動による開閉動作中、周辺に注意喚起できるよう、警告音又は発光装置を設けること。

(4) 自動開閉の途中、必要以上に作動力を要した場合は、自動停止するよう安全装置を設けること。

(5) 停電時、手動でも開閉できること。

(6) インターホンを設置すること。

3.4.3 フェンス

- 1) 構造 スチール製ネットフェンス(溶融亜鉛めっき処理)とすること。
- 2) 高さ 1.8m以上
- 3) 設計基準

(1) 景観にマッチしたデザインとすること。金属部分は全て、溶融亜鉛めっきとすること。

3.5 植栽工事

1) 計画

- (1) 植栽工事の範囲は、組合と協議のうえ決定すること。
- (2) 本施設完成後は、隣接公園側（北西から西）に植栽及び歩道で幅 5mを確保すること。なお、本施設の建設中に既存樹木を伐採することは可とするが、その場合は、公園側からの景観に配慮すること。
- (3) 仮設用として搬入出路を敷地東部に確保し、地形を改変する場合は、法面の緑化整備を行うこと。
- (4) 植栽については提案し、組合と協議のうえ必要な全ての工事も行うこと。
- (5) 自動散水栓を必要に応じ設置すること。
- (6) その他化粧ブロック張り、ベンチ等を計画すること。
- (7) 樹種については、組合の承諾のうえ決定すること。

2) 設計基準

- (1) 本施設の工期を踏まえ、施工時期を考慮すること。
- (2) 地形的特色の把握については、傾斜地勾配・方位・日照、地上部排水経路、気候、その他特徴等を考慮すること。
- (3) 建築・道路設備との関係については、近隣環境、敷地内外の高低差、窓の位置・大きさ、配管・配線・空調機器の室外機、外構設備等を考慮すること。

3.6 施設案内板

施設の総合案内板は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律によるバリアフリー化とユニバーサルデザインを取り入れたものとし、組合と協議のうえ必要な全ての設備を設置すること。

各駐車場誘導板、施設案内板、交通標識等、収集運搬車両、一般車両、見学者のそれぞれに対する適切な案内板等を設置すること。

3.7 駐輪場

駐輪場は屋根付とし、〔 10 〕台分程度を収容できるものとする。

3.8 スtockヤード

金属類、廃乾電池、廃蛍光管等を貯留するストックヤード（100 m²）棟を設置すること。ストックヤードは屋根付かつシャッター付とすること。

第4節 建築機械設備工事

4.1 給排水衛生設備工事

各設備の運転管理、省エネルギー・メンテナンス情報等の監視・制御方式は中央制御室で統括（一元）管理・分散制御方式の採用を考慮した計画とする。また、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律を遵守しユニバーサルデザインに配慮すること。

4.1.1 給水設備工事

本設備は、本施設の運用・運転に必要な一切の給排水衛生設備工事とすること。なお、用途毎に必要な流量を測定できるよう電磁流量計を設置し、中央監視盤に表示、データ取り込みを行うこと。

なお、組合と運営事業者のそれぞれの上水道使用量が算定可能となるようにすること。また、将来整備予定の事務所棟分として3m³/日（最大7 m³/日）を見込むこと。将来的に更新施設の給水管から事務所棟への給水管を分岐して引込むことを含めて計画すること。事務所棟での水道使用料金等は本事業に含まれない。

1) 計画

(1) 上水は、上水道幹線から道路より引き込むものとする。位置については、組合と協議のうえ決定すること。なお、現施設は、白川峠バス停付近に宇治市の水道メーター、一次受水槽、圧送用ポンプを別途設置し、敷地内の二次受水槽までポンプ圧送しているため、その点を考慮して受水槽、ポンプの更新などを含め計画すること。（添付資料5 ユーティリティ取り合い点位置図 参照）

(2) 本施設へ供給できる必要な設備容量を想定し計画すること。

2) 給・配水方式

〔受水槽＋高置水槽〕方式

3) 給水の用途

項目	用途
生活用水（上水）	飲料用、洗面・洗眼用、風呂用、洗浄便座用、空調用、消火用
雨水ろ過水	便器洗浄、植栽散水

※雨水ろ過水の補給水は、上水とする。

4) 給水量

生活用水	上水量
1. 工場棟	組合職員 10人程度、〔 〕ℓ/日 運転・点検職員 〔 〕人程度、〔 〕ℓ/日 外来者（見学者）〔100〕人、〔 〕ℓ/日 ※空調設備用水は空調計画による。

	計量担当職員 [] 人程度、 [] ℓ / 日 ※空調設備用水は空調計画による。
2. 消火用水	消防署との打ち合わせによる
3. その他	
合計 (m ³)	[] ℓ / 日

※プラント用水は第2部第2章第9節 給水設備による

4.1.2 衛生設備

1) 設計基準

- (1) 衛生陶器及び各種水栓等については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事標準仕様書（最新版）によること。
- (2) 各衛生陶器の必要器具個数の算定については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準（最新版）によること。
- (3) 工場棟の必要な箇所に給水栓、地流しを設置すること。
- (4) 工場棟の必要な箇所にウォータークーラー、うがい器、洗眼器を設置すること。
- (5) 便所は洋式とし、必要な箇所に温水洗浄便座を設置すること。（便座保温あり。）

4.1.3 排水設備工事

1) 計画

- (1) 生活系排水は下水道本管に接続すること。（添付資料5 ユーティリティ取り合い点位置図参照）
- (2) プラント排水（余剰分）は、下水道本管に接続すること。
- (3) 将来整備予定の事務所棟分として3m³/日（最大7 m³/日）を見込むこと。将来的に事務所棟の排水管を更新施設の排水管に接続することを含めて計画すること。なお、事務所棟での下水道使用料金等は本事業に含まれない。

2) 排水方式

[重力排水方式・ポンプ圧送]

3) 排水量

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 生活系排水(工場棟) | [] m ³ /日 |
| (2) プラント排水 | [] m ³ /日 |
| (3) その他 | [] m ³ /日 |
| 計 | [] m ³ /日 |

4) 設計基準

- (1) プラント及び建築設備との整合を図ること。
- (2) ポンプ圧送はできるだけ行わないよう計画すること。

5) 生活系排水処理設備仕様リスト

(1) 水槽類

名 称	数量 (基)	容量 (m ³)	構造・材質	備 考 (付属品等)
(例)排水槽			鉄筋コンクリート製	

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

※2 鉄筋コンクリート製の場合は建築工事に含む。

(2) ポンプ・ブロワ類

名称	数量 (基)	形式	容量		電動機 (kW)	主要部材質			備考 (付属品 等)
			吐出量 (m ³ /h)	全揚 (m)		ケーシング	インペラ	シャフト	
(例)排水ポンプ	基(交互 運転)								

※1 必要に応じて項目を修正・追加すること。

4.1.4 防災設備工事

建築基準法、消防法施行令に該当する設備を設置すること。また、詳細については、組合の指導を遵守すること。

1) 屋内消火栓設備

- (1) 消火栓 []
- (2) 消火栓箱 [音響装置、起動装置、位置表示、ホース、ノズル等]
- (3) 管材 [JIS G 3452、3454、3442 等]
SGP-VS (WSP041)
- (4) ホース・ノズル [日本消防検定協会認定品 1号、2号、易操作性1号]
- (5) 加圧送水ポンプ [(財)日本消防設備安全センター認定品]

本工事にて設置し、工場棟、管理棟、計量棟、その他等の全てに送水できる必要能力を有すること。消防署の指導により屋外消火栓加圧送水ポンプと兼用できる場合も可とする。

- (6) 水源用水槽・充水タンク [地下、地上、圧力、高置] タンク
- (7) ポンプ類仕様

名称	数量	形式	容量	電動機	主要材質	備考
----	----	----	----	-----	------	----

	(台)		吐出量×全揚程 (m ³ /h)×(m)	(kW) ×(V)	ケーシング	インペラ	シャフト	(付帯 機器 等)
屋内消火栓 ポンプ	{ 1 }							・圧力 計 ・その他

注) 高効率、省エネ型機種を比較し、選定すること。

2) 不活性ガス消火設備 (受変電室、電気室、中央制御室、電算機室など必要に応じて)

(1) 貯蔵容器 高圧ガス保安法に基づき、日本消防設備センター認定品

(2) 起動用ガス容器 高圧ガス保安法に基づき、日本消防設備センター認定品

(3) 管材 JIS G 3454 第2種シームレスSch80 (亜鉛めっき)

(4) 噴射ヘッド 放射圧 14kgf/m²以上

(5) 制御盤 20秒遅延

(6) 起動装置 { }

3) 連結送水管設備 { 送水管、配管、放水口 }

4) 消火器 粉末消火器 { 日本消防検定協会認定品 }
移動式 (第1種から第2種)

5) 消火器ボックス 見学者ホール、見学者通路、居室などは、あらかじめ消火器の配置を計画し、壁埋め込みの消火器ボックスを設置する。

機械室、電気室などは、壁露出型の消火器ボックスを設置する。

6) 排煙設備 自然排煙を基本とし、機械排煙設備はできるだけ設置しないよう計画すること。

7) 設置基準

(1) 消防法及び建築基準法、その他条例に基づく設置基準、機器仕様を遵守すること。

8) 設計基準

(1) 各種設計計算書を実施設計時に提出すること。

(2) 採用する材料、各機器及び器具は最新の製品を選定すること。

4.1.5 給湯設備工事 (民間事業者にて提案すること。)

1) 給湯方式

(1) 事務所系 { 中央式給湯方式 }

(2) プラント系・浴室等 { 中央式給湯方式 }

(3) その他 { 局所式給湯方式 }

2) 熱源

(1) 局所式給湯方式 { 電気式貯湯方式 }

(2) 中央式給湯方式 { プラント熱交換・貯湯方式・循環式、電気式貯湯方式 }

3) 給湯必要箇所 別表-2 のとおり

4) 条件

- (1) 給湯温度は洗面、湯沸室、浴室等〔混合水栓 60℃〕にすること。
- (2) 主要機器仕様については、仕様書を提出し組合と協議のうえ決定すること。
- (3) 浴室にはろ過機を設置すること。

5) 設計条件

- (1) 使用蒸気量を用途毎に管理し、省エネルギー化のデータ管理ができるようにすること。
- (2) 省エネルギー（CEW/HW）の計算・検討書を提出すること。

4.1.6 配管材料

- (1) 給水 SGP- VA・VD、HIVP
- (2) 給湯 Cu・SUS・HTVP他
- (3) 汚水 VP・DVLP他
- (4) 雑排水・通気 VP・DVLP他
- (5) 屋外排水 VP・ポンプ圧送部VLP
- (6) 冷却水 SGP- VB
- (7) 冷温水 SGP-W・SUS他
- (8) 蒸気 SGP他
- (9) 消火 SGP（白）他

4.2 空気調和設備工事

4.2.1 空気調和設備工事

本設備は、快適な居住・作業環境を作り出す一切の空調設備工事とする。

1) 設計用温湿度条件

項目	外 気		室 内		運転時間 (h)
	温度 (°C)	湿度 (%)	温度 (°C)	湿度 (%)	
夏 期	34.0	56	26	50	
冬 期	-0.9	48	22	50	

2) 計画

- (1) 工場棟で必要な箇所の空気調和設備は全て〔ヒートポンプ式〕とし、個別分散方式を採用し、熱源は電気とする。
- (2) 主要機器仕様については、仕様書を実施設計時に提出し組合と協議のうえ決定すること。

3) 設計規準

- (1) 空調ゾーニング（方位別、用途、使用時間別）は、建築プランの基本計画時に策定した省エ

エネルギー（快適性、経済性）を追求した設計とすること。

(2) 空調機器室、PS、DS等の配置も(1)に準拠すること。

(3) 管理棟は事務所扱いとし、省エネルギー（PAL、CEC/AC）の計算・検討書を実施設計時に提出すること。

(4) 屋外（屋上を含む。）に設置する材料、器具、機器等は、騒音や美観など周辺環境と調和の取れた設計、設置とすること。

(5) 電気室等電気機器を収納する部屋はこれまでの最高気温により設計すること。

4) 設置場所

別表-2を参照のこと。

4.2.2 換気設備工事

本設備は、快適な居住・作業環境を作り出す一切の換気設備工事とすること。

1) 計画

(1) 換気設備条件は、居室は建築基準法で定める人員算定による風量を確保し、その他の部屋は適宜換気回数を設定すること。

(2) 工場棟で空気調和設備のある室については、基本的に全熱交換式換気設備とし、煤塵、粉塵、臭気、熱等を発生する室については各々の機能にとって最適なものを選択すること。

(3) 炉室等については、機械換気設備を基本とするが、トップライトからの自然対流換気効果も考慮に入れ、換気設備シミュレーション図を作成し、組合と協議のうえ決定すること。

2) 設計規準

(1) ダクトの計画に当たっては、空気抵抗を大きく設定しないようにすること。

(2) 機器選定に当たっては過大仕様とならないようにすること。

(3) 給気設備には、費用対効果のあるフィルター等を選定すること。

(4) 屋外に設置する材料、器具、機器等は、最新の製品を選定すること。

(5) 各種設計計算書を提出すること。

(6) 管理棟は事務所扱いとし、省エネルギー（CEC/V）の計算・検討書を実施設計時に提出すること。

(7) 換気方式、正・負圧等の防臭区画計画を提出し、組合の承諾を得ること。

3) 設置箇所

別表-2を参照のこと。

4.3 昇降機設備工事

工場棟の必要な設備室に人荷用エレベーターを、管理棟に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に準拠しユニバーサルデザインを取り入れた、障害者

に配慮した見学者用エレベーターを設置すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 人荷用 [] 基
乗用兼車いす用 [] 基
- 3) 積載荷重 人荷用 [15] 人用
乗用兼車いす用 [15] 人用
- 4) 速度 [60] m/分
- 5) 停止階数 []
- 6) 制御方式 [VVVF]
- 7) 電動機 []
 - (1) 機種 []
 - (2) 出力 []
- 8) 設計基準

- (1) 火災時管制運転付、地震時管制運転付（S波）、停電時自動着床装置付、かご上にスピーカー付（非常放送用）、かごにトランク付、車椅子仕様付、視覚障害者仕様付、音声案内装置付、国土交通省仕様付、インターホン親機設置とすること。その他必要なものは、組合と協議のうえ決定すること。
- (2) 管理棟は事務所扱いとし、省エネルギー（CEC/EV）の計算・検討書を実施設計時に提出すること。
- (3) 人荷用エレベーターは、地階を含め、全フロアに行けるようにすること。

（別表－2） 各室の空調・換気・電気設備仕様

工場棟	給湯	空調		換気	電気設備			
		冷房	暖房		電話	TV	放送	時計
プラットホーム（監視室）	○	○	○	○	●	○	○	○
ごみピット、灰ピット	—	—	—	プラント	—	—	—	—
ホッパーステージ	—	—	—	プラント	●	—	○	—
受水槽・冷却水槽室	—	—	—	○	●	—	○	—
炉室	—	—	—	○	●	—	○	—
排ガス処理設備室	—	—	—	○	●	—	○	—
通風設備室（押込・誘引送風機等）	—	—	—	○	●	—	○	—
電気室関係（配電盤室、受変電室、電算機室）	—	○	—	○	●	—	○	—
灰出設備室	—	—	—	○	●	—	○	—
蒸気タービン・発電機室	—	—	—	○	●	—	○	—
中央制御室	○	○	○	○	◎	—	○	○
クレーン操作室（ごみ・灰）	○	○	○	○	●	—	○	○
控室	○	○	○	○	●	○	○	○

休憩室、和室	○	○	○	○	●	○	○	○
工作室	○	○	○	○	●	—	○	○
廊下、見学者ホール	—	○	○	○	—	—	○	○
便所	○	—	—	○	—	—	○	—
通路、前室	—	—	—	○	—	—	○	—
その他必要な諸室 (倉庫、油脂庫など)	—	—	—	○	●	—	○	—

電話〔●：固定、◎：停電補償付き〕プラント内はケース付

○ 各種必要部分

管理棟	給湯	空調		換気	電 気 設 備			
		冷房	暖房		電話	T V	放送	時計
風除室(来場者玄関の前室)	—	—	—	—	—	—	—	—
一般来場者専用玄関ホール	—	○	○	○	●	—	○	○
職員専用玄関	—	○	○	○	●	—	○	○
事務室	○	○	○	○	◎	○	○	○
応接室	—	○	○	○	●	○	○	○
更衣室(男・女)	○	○	○	○	—	—	○	○
休憩室(男・女) 和室	○	○	○	○	●	○	○	○
詰所、食堂	○	○	○	○	●	○	○	○
浴室(男・女)	○	—	—	○	—	—	—	○
脱衣室	○	○	○	○	—	—	○	○
小、中、大会議室	—	○	○	○	●	○	○	○
倉庫・書庫	—	—	—	○	—	—	—	—
洗面所(男・女)	○	—	—	○	—	—	○	—
便所(男・女)	○	—	—	○	—	—	○	—
多目的便所	○	—	—	○	□	—	○	—
給湯室	○	—	—	○	—	—	○	—
廊下、見学者ホール	—	○	○	○	—	—	○	○
階段室	—	—	—	—	—	—	○	—
その他必要な部屋				○				

電話〔●：固定、◎：停電補償付き〕

□ 緊急通報ベル 便所呼出装置

○ 各種必要部分

第5節 建築電気設備工事

本設備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、省エネ法並びに建築基準法、その他関係する省令・告示を遵守して計画・設計し、調和のとれた設備とする。各設備の運転管理、エネルギー・メンテナンス情報の監視は中央制御室にて総括(一元)管理するものとし、制御は分散制御方式を採用すること。

5.1 幹線設備

電気室に設けられた建築動力・照明用低圧主幹盤の主開閉器二次側から本設備各動力盤・照明分電盤の一次側までの一切の配管・配線設備とする。

1) 電気方式

- (1) 動力設備 3φ3W 200V、60Hz
- (2) 照明設備 1φ3W 200V/100V、60Hz
- (3) 保安用照明設備 1φ3W 200V/100V、60Hz
- (4) 保安動力設備 3φ3W 200V、60Hz
- (5) 非常用電源設備 3φ3W 200V、60Hz

2) 受電点 [電気室 建築動力・照明低圧主幹盤]

3) 配管・配線方式 [ピットアンドケーブル、ダクト（ラック）アンドケーブル]

4) 設計条件

- (1) 原則として幹線はケーブルとする。
- (2) ケーブル類についてはエコケーブルで計画すること。
- (3) 各々ケーブルには仕様及び発着点を記載した札を必要箇所に掛けること。
- (4) ケーブルサイズの決定根拠計算書を提出すること。

5.2 動力設備

本設備は、建築動力に係る一切の電気設備工事とする。

1) 監視・制御方式

(1) 統括（一元）管理・分散制御方式

ただし、プラントのシステムとは干渉を避ける為、別システムを構築すること。

2) 配電方式

(1) [コントロールセンター方式（JEM 1195）又は電磁制御盤方式（JEM 1265）]

(2) 設計基準

運転管理（メンテナンス含む）の観点から最適配電方式を計画・提案すること。

3) 操作方式

- (1) 機器類の運転操作は、中央制御室からの遠隔操作及び現場操作とする。
- (2) メンテナンス作業の安全性を重視した発停条件及びインターロック機構を計画すること。基本的に「現場優先」とする。

4) 盤構成

- (1) 動力配電盤 1 式
- (2) 動力制御盤 1 式
- (3) 現場制御盤 1 式
- (4) 現場操作盤 1 式

(5) [中央制御盤 (LCDコンソール又は壁掛形)] 1式

5) 設計基準

- (1) 中央制御室において各給排水設備、空調換気設備、照明設備の運転管理、メンテナンス情報の総括(一元)管理・分散制御ができるように計画すること。また、必要な機器のスケジュール発停、個別発停、照明設備のスケジュール点灯、遠隔点灯などが行えるようにするとともに、換気設備については火災停止制御も行うこと。
- (2) 運転員が必要な情報は固定電話、構内PHS、放送設備で得られるように計画すること。
- (3) プラント設備及び建築機械設備との整合をはかること。

6) 盤仕様 (共通)

盤の構造は第 11 節 電気設備 11.7 盤の構造 に準ずる。

5.3 照明・コンセント設備

本設備は、照明・コンセントに係る一切の電気設備工事とする。

5.3.1 照明設備

本設備は以下に留意して計画すること。

- 1) 照明設備 [] 照明方式の採用
- 2) 監視・制御方式 統括(一元)管理・分散制御方式の採用
- 3) 照明分電盤仕様 盤仕様(各設備共通)参照
- 4) 照度

必要照度はJIS Z9110 を準拠して決定すること。ただし、居室関係は事務所の基準をその他の箇所は工場の基準を採用して計画すること。

5) 照明器具

- (1) 高効率機器(ランプ、器具)、環境配慮形照明器具(ノンクロム、ノンハロゲン、リサイクル性)を採用すること。長時間点灯する器具(事務室、中央制御室及び誘導灯等)はLED器具を採用し省エネを図ること。
- (2) プラットホーム、ごみピット等はメタルハライドランプ灯を主照明とし、必要に応じ無電極ランプ、蛍光灯との組み合わせにより最適照明を計画すること。照明器具は防塵形(ガラスカバー付を原則とする。)
- (3) 工場棟はメタルハライド灯、蛍光灯で計画する。ただし、屋外に面した出入り口付近及びエアチャンバー室等は防虫防蛾対策としてカラードランプを採用すること。
- (4) 工場棟の地下室にメタルハライド灯を採用する場合は瞬時点灯形、アンナイト灯を検討すること。
- (5) 中央制御室はグレア対策を配慮すること。また、LCDへの映りこみ防止を配慮して配置計画

を行うこと。なお、クレーン操作部分は調光形を採用する。

- (6) 高所に取り付ける照明器具は電動昇降装置付とする。
- (7) 工場棟内の見学通路と居室の器具は埋め込み型（ルーバ付、ただし倉庫等は除く。）を原則とし、センサー分離形初期照度補正・自動調光形、初期照度補正形、熱線センサー内蔵形、熱線センサー内蔵自動調光形照明器具を主として採用すること。
- (8) 設置環境に応じて防塵形、防水・防湿形、耐食形〔SUS製〕照明器具を採用すること。
- (9) 建築基準法に従い、適宜非常照明（バッテリー内蔵形）を設置すること。

6) 制御等による効率化

- (1) 昼光利用（トップライト、採光窓）、時限制御を行うこと。
- (2) 人感センサー内蔵型照明器具（通路、前室、階段、多目的便所灯）、人感センサー一点灯自動調光型の器具（見学者通路、展示コーナー）を採用すること。
- (3) 屋外照明はソーラタイマー＋自動点滅器を使用し、季節及び操業時間に合わせた段階制御を行う。

7) 設計基準

- (1) 照明設備は、上記1)～6)を考慮して最適省エネルギー照明設計を計画すること。
- (2) 設置環境に応じた最適な照明器具を選定すること。
- (3) 工場棟照明の監視・操作は中央制御室、管理棟照明の監視・操作は事務所のリモコンスイッチで行う。必要により、現場にもリモコンスイッチ、タンブラスイッチを設ける。タンブラスイッチは位置表示灯・確認表示灯付ネームスイッチとする。
- (4) 汚染・腐食の恐れが予想される場所及び屋外器具には光触媒塗装（クリアー）を施すこと。
- (5) 分電盤類設置及び幹線配線・分岐の為、電気専用パイプシャフト（EPS）を計画すること。
- (6) 誘導灯及び誘導標識の基準の改正（平成13年8月17日消防庁告示第39号）に適合した誘導灯設計を計画すること。
- (7) 各作業エリア、室内の照度計算書、配光曲線を提出すること。

5.3.2 コンセント設備

1) 回路構成

- (1) 制御機器用コンセント回路
- (2) 一般コンセント回路
- (3) 非常用コンセント回路（G電源）
- (4) 保守用コンセント回路（中央制御室、電気室、発電機室）〔G電源〕

2) 設置箇所

組合と協議のうえ、必要個数設置すること。

3) 設計基準

- (1) 設置環境に応じた最適な器具を選定すること。
- (2) 電気方式（直流、交流、非常、電圧、相数等）及び分岐回路の種類が異なる場合は、コンセント及びプラグを形状、色別表示などにより誤使用の防止を図ること。

5.3.3 外灯設備工事

正門、職員専用玄関、搬入道路、施設内動線及び敷地フェンス沿いには屋外照明を計画すること。器具は防虫対策を配慮して計画すること。なお、防塵・耐塩仕様とすること。

また、植栽内にはハイブリッド照明器具（10時間点灯型）を計画すること。

点灯方法は自動点滅（自動点滅器＋ソーラタイマー）とするが、作業時間、季節により段階制御できるものとする。また、必要により強制点灯できるように計画すること。

本電灯制御盤の仕様は電気設備工事に準拠すること。

5.4 弱電設備

5.4.1 電話設備

1) 電話交換機

- (1) 型式 [デジタル交換機]
- (2) 局線パッケージ [] 実装
- (3) 内線パッケージ [] 実装
- (4) 構内PHSアンテナパッケージ [] 実装
- (5) ページング用パッケージ [] 実装
- (6) 端子盤 保安器（電気通信事業者設置） 1式
SPD [局線用、関連施設用、放送用] 1式
- (7) その他必要なもの 1式

2) 電話回線

- (1) 外線 [] 協議により施工時の最適方式を採用。 [] 本
- (2) 内線 [] 本

3) 電話機

- (1) 多機能停電保障付電話機 [] 台
- (2) 多機能コードレス電話機 [] 台
- (3) 多機能電話機 [] 台
- (4) 一般電話機 [] 台
- (5) 着信表示付電話機 [] 台

4) 構内PHS電話機

- (1) 台数 [] 台

- (2) PHS電話機により、組合職員や運転員が当施設の運用において本施設内の全ての箇所で通話できるように計画すること。PHSアンテナは本施設及び敷地内全てをカバーすること。PHS電話機の台数は施設管理者及び運転員の人数を満たすこと。また、メンテ時両手が使用できるようにヘルメットアタッチメント式の採用も考慮すること。

5) 付属機器

- (1) TA・DSU [] 台
(2) ルーター [] 台
(3) メディアコンバータ [] 台
(4) 光ケーブル用HUB [] 台
(5) その他必要な機器 1式

6) 設置位置 組合と協議のうえ決定

7) 設計基準

- (1) 電気事業者専用回線(局線の種類は電気事業者と協議により決定)中央制御室の操作卓に準備すること。
(2) エレベーターリモートメンテナンス用専用回線を準備すること。
(3) 光ケーブル(将来)に対応できる配管配線を計画すること。
(4) 中央制御室の操作卓に多機能コードレス電話機を設けること。
(5) 工場棟内の電話機は防塵ケースに収め、着信表示機能(ブザー、回転等)を設けること。
(6) 機種を選定に当たっては、最新機種で計画すること。

5.4.2 放送設備(一般・非常)

1) 増幅器型式

- (1) 形式 [ラックマウント型]
(2) 数量 [] 台
(3) 出力 [] W

2) スピーカ

- (1) 天井埋込型(メタルパンチング) 3W [] 台
(2) 壁掛型(AT付) 10W [] 台
(3) ソフトホーン(5、10、15W) [] 台
(4) トランペット型 [] 台
(5) マスト形スピーカー(トランペット型 30W×3台) 1台

マスト形スピーカーの配置、高さは外構の動線を配慮して計画すること。

3) マイクロホン

- (1) 型式(卓上、単一指向性) [卓上、単一指向性] 型

- (2) 数量 [] 台
- 4) リモートマイクロホン
 - (1) 型式 [卓上型、操作卓取付型]
 - (2) 数量 [] 台
 - (3) 設置場所 中央制御室の操作卓、管理棟事務室
- 5) その他の機能 [イコライザー、セレクター、ミュージックチャイム、BGM、AM/FMチューナー]
- 6) 設置位置 組合と協議のうえ決定
- 7) 設計基準
 - (1) アンプの出力は本施設全体の容量を満たすこと。
 - (2) 回路は操業形態にあわせ工場棟、見学者動線、事務所等に細分化すること。
 - (3) 一般と作業員用との放送回路は区分でき、同時放送が可能であること。また、非常時一斉放送が可能ないように計画すること。
 - (4) 固定電話機、構内PHS電話機によりページング放送ができること。ページングの回路数は協議により決定する。
 - (5) アンプは、オプティカルドライブ（CD、DVDなど）、メモリーカードスロット等を有するものとし、チャイムやラジオ体操、任意の放送内容など館内放送が行えること。また、任意に時刻設定し、定期的に放送が行えること。
 - (6) 非常放送用と一般放送用放送設備を兼用してもよい。非常放送優先とすること。

5.4.3 呼び出し設備（夜間受付用）

- 1) 型式 [親子式、相互式]
- 2) 数量 1 式
- 3) 設置位置
 - (1) 親機 中央制御室、事務室
 - (2) 子機 正門、本施設夜間通用
- 4) 設計基準
 - (1) カメラ付インターホンで計画すること。
 - (2) ドアホン設置箇所には訪問者が確認できるように照明器具を設けること。

5.4.4 便所呼出装置

- 1) 親機（埋込型、5局用） 中央制御室、事務室
- 2) 子機 多目的便所
- 3) 設計基準

- (1) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に準拠する。

5.4.5 電気時計設備

- 1) 親機 [FM放送受信ラジオコントロール方式]
- 2) 子機 プラットホーム (700φ、照光式)、その他 (300φ程度) なお、デザインは丸型を基本とする。
- 3) 設計基準
 - (1) 設置箇所は組合と協議のうえ決定する。(別表-2のとおり)

5.4.6 テレビ共聴設備

- 1) ブースター、分岐器、分配器 1式
- 2) 直列ユニット [2] 個用
- 3) 設計基準
 - (1) アウトレットの位置は組合と協議のうえ決定する。(別表-2のとおり)

5.4.7 自動火災報知設備

- 1) 受信機型式 [GR型+液晶パネル]
- 2) 副受信機型式 [GR型+液晶パネル]
- 3) 中継機 1式
- 4) 発信機 1式
- 5) 感知器型式 アナログ式、デジタル式:高所の感知器は差動分布形感知器(空気管・熱電対)、煙感知器、炎感知器とする。なお、工場棟の見学通路、居室の感知器は埋込型とする。
- 6) 設置位置
 - (1) 受信機 中央制御室
 - (2) 副受信機 事務室
 - (3) 感知器 消防署の指導による
- 7) 設計基準
 - (1) 防排煙設備及びガス漏れ火災警報(必要に応じ)の情報も計画すること。
 - (2) 必要により防爆型感知器の検討を行うこと。
 - (3) 高所の感知器はメンテナンス・施工性を配慮して選定すること。
 - (4) ごみピットの火災検知装置はプラント設備で設置する。

5.5 避雷設備

- 1) 受雷部 避雷導体（銅製）、避雷突針、建築工事のメンテパイプ等の組み合わせとする。
- 2) 接地極 単独接地極、基礎接地、総合接地
- 3) 設計基準
 - (1) 仕様はJIS A 4201:2003 建築物等の雷保護、建築基準法、「建築設備設計基準」（国土交通省大臣官房庁営繕部設備課監修）に準拠すること。保護レベルは地域性・施設の重要性を配慮して決定すること。
 - (2) 立ち下げ導線は鉄骨、鉄筋を利用し、鉄骨と鉄筋は専用材料で電氣的に接続すること。
 - (3) 支持金物は屋根材専用金物を使用し、雨漏りに注意すること。
 - (4) 避雷導体の耐風速は60m/s以上で計画すること。
 - (5) 現折居清掃工場には、直雷が多く発生していることに留意のこと。

5.6 配管・配線工事

配管・配線工事は第2部第2章第11節 11.10 電気配線工事 に準ずる。

第4章 現折居清掃工場の解体工事等

本要求水準書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備、又は性能を発揮させるために当然必要と思われるものについては、建設請負事業者の責任において全て完備すること。

また、本要求水準書に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び細目については、組合の指示に従うこと。

第1節 総則

1.1 計画概要

発注方式は、本要求水準書に基づき建設請負事業者が契約後に実施設計する「設計・施工付き性能発注方式」とする。

- (1) 工事名称 現折居清掃工場解体撤去等工事
- (2) 工事内容 現折居清掃工場及び管理棟の解体撤去工事及び跡地整備工事
- (3) 工事期間 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 建設請負事業者は、工事着手前に工事目的物を完成するため必要な手順や工法等について施工計画書を組合に提出しなければならない。
- (5) 建設請負事業者は、施工体系図を作成し、組合に提出するとともに、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
- (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に該当する対象建設工事については、法律を遵守し、特定建設資材の分別解体及び再資源化等に努めなければならない。また、その結果を再資源化等報告書にて組合に定められた書面にて報告すること。なお、工事を下請けに出す場合は、施工体系図で解体業者名及び解体業許可の記載をすること。
- (7) 建設請負事業者は、主任技術者を当該工事現場に専任配置しなければならない。
- (8) 品質管理資料、実工程表、工事写真及び、その他工事に関連する必要な資料については、検査時に提出しなければならない。また、これらについては工事施工途中においても常に整理し、組合より請求があった時には、直ちに提示しなければならない。なお、コンクリート等の主要資材については、材料に関する材料試験表・配合報告書等及び、施工に関する各種試験結果表等について、組合より請求が無くとも、事前又は各段階ごとに提示しなければならない。
- (9) 工事の施工にあたっては「建築工事安全施工技術指針」等に基づき、工事中の事故防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等が及ばないように十分に注意しなければならない。
- (10) 工事の施工にあたっては、工事の目的、工事期間、施工主体及び施工業者等に関する事項

を掲示した工事中標示板を設置しなければならない。

- (11) 建設請負事業者は、掘削工事にあたってはガス管・上下水道管・通信送電ケーブル等の地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行い、組合に報告するとともに、その所有者と工事施工の各段階において保安上必要な措置を協議のうえ、その対策を決定した後、実施しなければならない。
- (12) ダンプトラック等による過積載等の防止について、次の事項を遵守しなければならない。
- ① 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
 - ② 過積載を行っている資材納入業者から資材の購入をしないこと。
 - ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
 - ④ さし枠の装着、又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
 - ⑤ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
 - ⑥ 下請契約の相手方、又は資材搬入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの、又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
 - ⑦ 上記①～⑥のことにつき、下請契約における下請業者を指導すること。
- (13) 建設請負事業者は、安全教育（訓練）に関する講習会等について、工期が 1 ヶ月以上の場合は、月 1 回（半日）以上の頻度で、すべての作業員を対象に実施しなければならない。また、その内容を記入した記録表等を組合に提出するとともに工事日報にも記載しなければならない。
- (14) 建設請負事業者は、工事着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法及び処理業者等への委託内容について「廃棄物処理計画」を作成するとともに、「再生資源利用促進計画書」により搬出先及び搬出量等について、「再生資源利用計画書」により供給元及び利用量等について、組合に確認を得なければならない。（請負代金 500 万円以上の場合は施工計画書に含まれる。）また、解体を含む工事については、「解体工事に係る計画」により廃棄物の種類ごとの発生量予測、解体工事の施工方法、廃棄物の再資源化や適正処理の方法等について、組合に確認を得なければならない。
- なお、組合の確認後において、内容に変更がある場合にも再度確認を得るものとし、作成した再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書については、工事完成後 1 年間保存しなければならない。
- (15) 建設請負事業者は、廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許

可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。
また、契約締結後は、すみやかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを組合に提出しなければならない。

- (16) 産業廃棄物の処理委託の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」を使用しなければならない。また、運搬車両ごとに処分が済み次第、すみやかに返送されたA票、B2票、D票、E票の写しを組合に提出し、最終処分等については、確認出来次第、すみやかに確認資料(E票等)の写しを工事の完了に関係なく、組合に提出するものとする。
- (17) 建設請負事業者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。
- ① 建設請負事業者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
 - ② 建設請負事業者は、この契約による事務を処理するために組合から引き渡された個人情報記録された資料等を組合の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
 - ③ 建設請負事業者は、この契約による事務を処理するために、組合から提供を受け、又は建設請負事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、組合が別に指示したときは当該方法によるものとする。
 - ④ 建設請負事業者は、前3号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、すみやかに組合に報告し、その指示に従うものとする。
- (18) 工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月6日付け建設省厚発38-2号)において明確にされている総合・専門業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、代金支払い等、適正な施工体制の確立及び建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

第2節 工事概要

本解体撤去工事は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」及び平成17年3月30日付け環廃産発第050330010号添付の「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」(以下「技術指針」という。)に基づき施工すること。

なお、現折居清掃工場解体工事時期は本施設の稼働後であるが、本施設との取り合いで部分的な解体が必要な場合は、現折居清掃工場の運営に支障がないよう行うことを原則とする。

また、ダイオキシン類等の汚染物の調査は本工事で行うものとする。

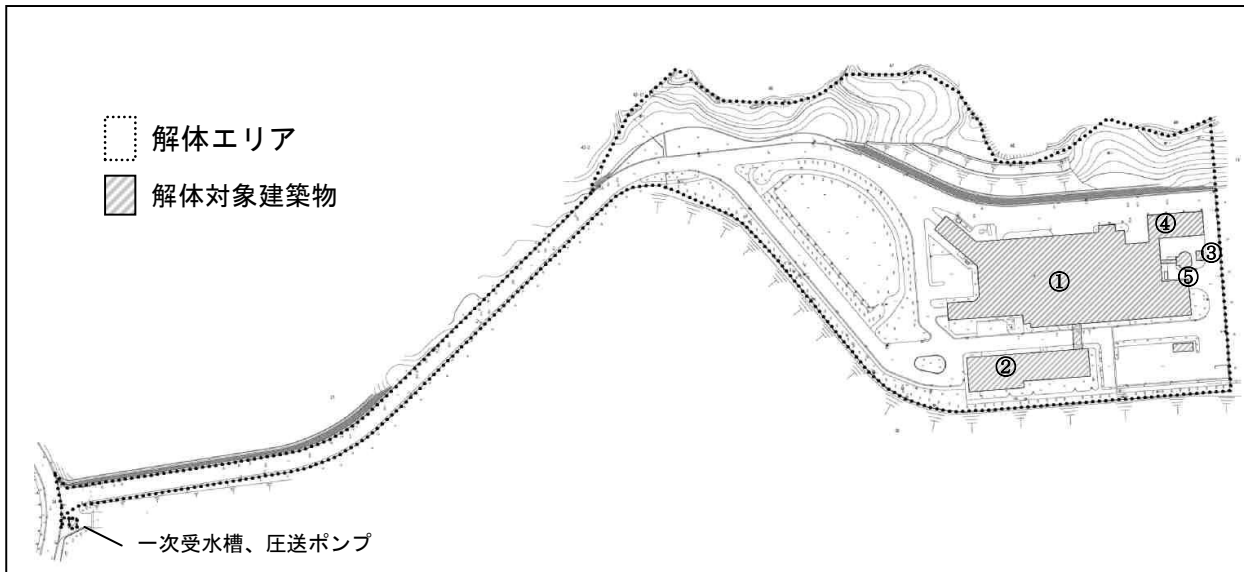


図 2-1 解体撤去工事の対象建築物

2.1 主要解体対象施設の概要

以下に主要施設の概要を示す。現折居清掃工場の設備一覧は添付資料 6 現折居清掃工場設備概要を参照のこと。

(1) 焼却施設（工場棟）（図 2-1①）

項 目	内 容
施設規模	230t/24h (115t/24h×2 炉)
炉形式	全連続燃焼式 (ストーカ炉)
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造
階数	地下 2 階、地上 4 階
建築面積	3,580 m ²
延床面積	8,159 m ²

(2) 管理棟（渡り廊下含む。）（図 2-1②）

項 目	内 容
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上 2 階
建築面積	821 m ²
延床面積	1,110 m ²

(3) 危険物貯留庫（図 2-1③）

項 目	内 容
構造	鉄筋コンクリート造
階数	地上 1 階
建築面積	12 m ²
延床面積	12 m ²

(4) 灰固形化設備棟（図 2-1④）

項 目	内 容
構造	鉄骨造
階数	地上3階
建築面積	276 m ²
延床面積	819 m ²

(5) 煙突 (図 2-1⑤)

項 目	内 容
構造	外筒：鉄筋コンクリート造 1本 内筒：鋼板製 2本
高さ	59 m

(6) 基礎杭

項 目	内 容
焼却施設 (工場棟)	PC杭 500φ 59本 450φ 16本 400φ 38本
管理棟	PC杭 500φ 46本 450φ 16本
危険物貯留庫	基礎杭なし
灰固形化設備棟	基礎杭なし
煙突	基礎杭なし

2.2 解体撤去範囲

本工事に定める解体撤去範囲は以下のとおりとする。

(1) 建築物・工作物等(基礎・基礎杭含む。)

焼却施設(工場棟)、管理棟(渡り廊下含む。)、危険物貯留庫、灰固形化設備棟、煙突等
解体エリア内建築物・工作物の全て。

(2) プラント・関連設備類

焼却施設(工場棟)等に係る機械設備及びダクト・配管類、電気計装類の全て。

(3) 外構関係

解体エリア(図 2-1)内の雨水排水溝、汚水排水管、舗装、路盤材、縁石、埋設電線、外灯、
植栽、フェンス等の全ての土木設備。

なお、原則、全ての外構を解体(補修)対象とするが、平成49年度まで本施設を運営する
に際し、継続使用が可能と判断されるものは組合と協議の上で、解体対象から除外する。

2.3 その他工事

その他として、以下の事項を行う。

(1) 事前調査

ダイオキシン類及びアスベスト等の汚染物の調査。

(2) 整地工事

解体跡地の整地。

(3) 跡地利用整備

① ごみ収集車の洗車場整備

※現折居清掃工場の解体工事中も洗車は必要であることから、必要に応じ、仮設の洗車場を設置すること。

② アスファルト舗装（駐車場用線引き）

③ 車庫棟整備

④ 緑地（芝張り）

⑤ フェンス設置工事、雨水排水溝工事等

第3節 事前調査

現折居清掃工場が稼働中のため、ダイオキシン類等の調査は行っていないが、解体工事に先立ち、管理区域及び作業員防護服等のレベルを決定するため、以下の設備で堆積物、付着物及び作業環境を測定するものとする。なお、数量は、以下を基本とし、詳細な位置は組合との協議による。

事前に調査要領書を組合に提出し、組合の承諾を得ること。

3.1 ダイオキシン類（付着物・堆積物）調査

番号	設備	内容	数量	備考
1	焼却炉	堆積物・付着物	2×2=4	○
2	ボイラ	堆積物・付着物	2×2=4	○
3	調温塔	堆積物・付着物	2×2=4	○
4	バグフィルタ	堆積物・付着物	2×2=4	○
5	IDF	堆積物	2×1=2	○
6	湿式洗浄塔	付着物	2×2=4	○
7	煙道	堆積物・付着物	2×2=4	○
8	煙突	付着物	2×2=4	○
9	灰ピット	堆積物・付着物	1×2=2	○
10	灰沈殿槽	堆積物・付着物	1×2=2	○
11	排水処理設備	堆積物	1×2=2	○
12	建物内梁等	堆積物	10	○
	合計		46 検体	

○はダイオキシン類の他に重金属類を調査するものとする。なお、重金属類の溶出試験項目は、産業廃棄物に係る判定基準の「金属類を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)の汚泥、燃殻、ばいじん、鉍さいの基準とし、その中の以下の項目(11項目)とする。

①アルキル水銀化合物、②水銀又はその化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機リン化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素及びその化合物、⑧シアン化合物、⑨ポリ塩化ビフェニル、⑩ベンゼン、⑪セレン又はその化合物とする。

3000pg-TEQ/g超の場合は、追加サンプリングを行うこと。また、解体作業中に新たな固形付着物等が発見された場合は、追加サンプリングを行うこと。

3.2 ダイオキシン類（残留排水）調査

番号	場所	採取場所	数量	備考
1	排水処理設備	凝集沈殿槽	1	○
2	湿式洗浄塔	洗浄水残り	1	○
	合計		2	

○はダイオキシン類の他に重金属類を調査するものとする。なお、重金属類の溶出試験項目は、重金属は「水質汚濁防止法の有害物質に係る排水基準」その中の以下の項目（11項目）とする。

①アルキル水銀化合物、②水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機リン化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素及びその化合物、⑧シアン化合物、⑨PCB、⑩ベンゼン、⑪セレン又はその化合物とする。

3.3 ダイオキシン類（作業環境測定）調査

番号	場所	内容	数量	備考
1	工場棟地下	ダイオキシン類濃度及び総粉じん濃度を測定	1	B1Fフロア 1か所
2	炉室	〃	4	1F～4Fフロア 1か所
3	誘引送風機室	〃	1	1か所
4	有害ガス処理室	〃	2	1か所
5	灰固化設備棟	〃	2	
6	灰ピット室	〃	1	
	合計		11	

※ 併行測定とする。数量は各社の管理区域の考え方によるが、上記の表を標準とする。

3.4 その他の調査

本工事では以下の調査をするものとする。

(1) アスベスト調査

※煙突内筒ライニングにアスベスト使用

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）調査

※使用していないことを確認しているが、調査を実施すること。

3.5 その他の残留物

現折居清掃工場は解体直前まで使用しているため、施設内には薬品、油脂、その他が残る可能性が高い。

以下の表に示す。なお、数量は各社の経験で想定するものとする。

番号	場 所	内 容	数 量	備 考
1	受入供給設備	可燃ごみ・ごみ污水		更新施設へ運搬
2	燃焼設備	灯油		産業廃棄物処理
3	燃焼ガス冷却設備	復水・純水		仮設排水処理で再利用
4	排ガス処理設備	薬品		産業廃棄物処理
5	灰搬出設備	焼却灰、飛灰		更新施設へ運搬
6	排水処理設備	薬品		産業廃棄物処理
7	排水処理設備	污水		更新施設へ運搬
8	排水処理設備	汚泥		産業廃棄物処理
9	排水処理設備	苛性ソーダ溶液		産業廃棄物処理
10	各種設備油脂類	作動油他		産業廃棄物処理
11	建物備品	机、ロッカー等		産業廃棄物処理
12	各種機器消耗品	パッキン、ガスケット他		産業廃棄物処理
	合 計			

第4節 ダイオキシン類等の解体作業管理区域

4.1 解体作業管理区域

1) 管理区域の考え方

前節の事前調査の結果より現折居清掃工場のダイオキシン類ばく露防止の管理区域を決定するものであるが、以下の表を標準として計画するものとする。

高濃度の汚染物が想定されるのは、建屋部分を除く全ての設備・機器とする。この想定区域に基づき、本施設内の設備・機器を第3管理区域とし、その他の建屋等は第3管理区域の対象外とすることを基本とする。

以下に管理区域と保護具レベルを記す。

表 3-1 管理区域と保護具レベル

名 称	管 理 区 域	保 護 具 レベル	備 考
建屋等 (管理棟含む)	一 般 解 体	な し	ダイオキシン類汚染外部分

炉室	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
誘引送風機室	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
有害ガス処理室	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
灰固形化設備棟	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
灰貯留場 灰搬出設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
焼却設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
燃焼ガス冷却設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
排ガス処理設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
余熱利用設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
通風設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
煙道・煙突	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分
排水処理設備	第3管理区域 (除染中)	レベル3 (除染中)	ダイオキシン類汚染部分

第5節 解体標準フロー (参考)

以下に解体の標準フロー (参考) を示す。

解体工事は、事前調査結果に基づいて解体作業に従事する作業者の安全確保、汚染物の飛散防止・流出による周辺環境への汚染防止及び廃棄物の適正な処理の作業計画を立案し、安全教育、汚染物除去、解体作業を実施する。

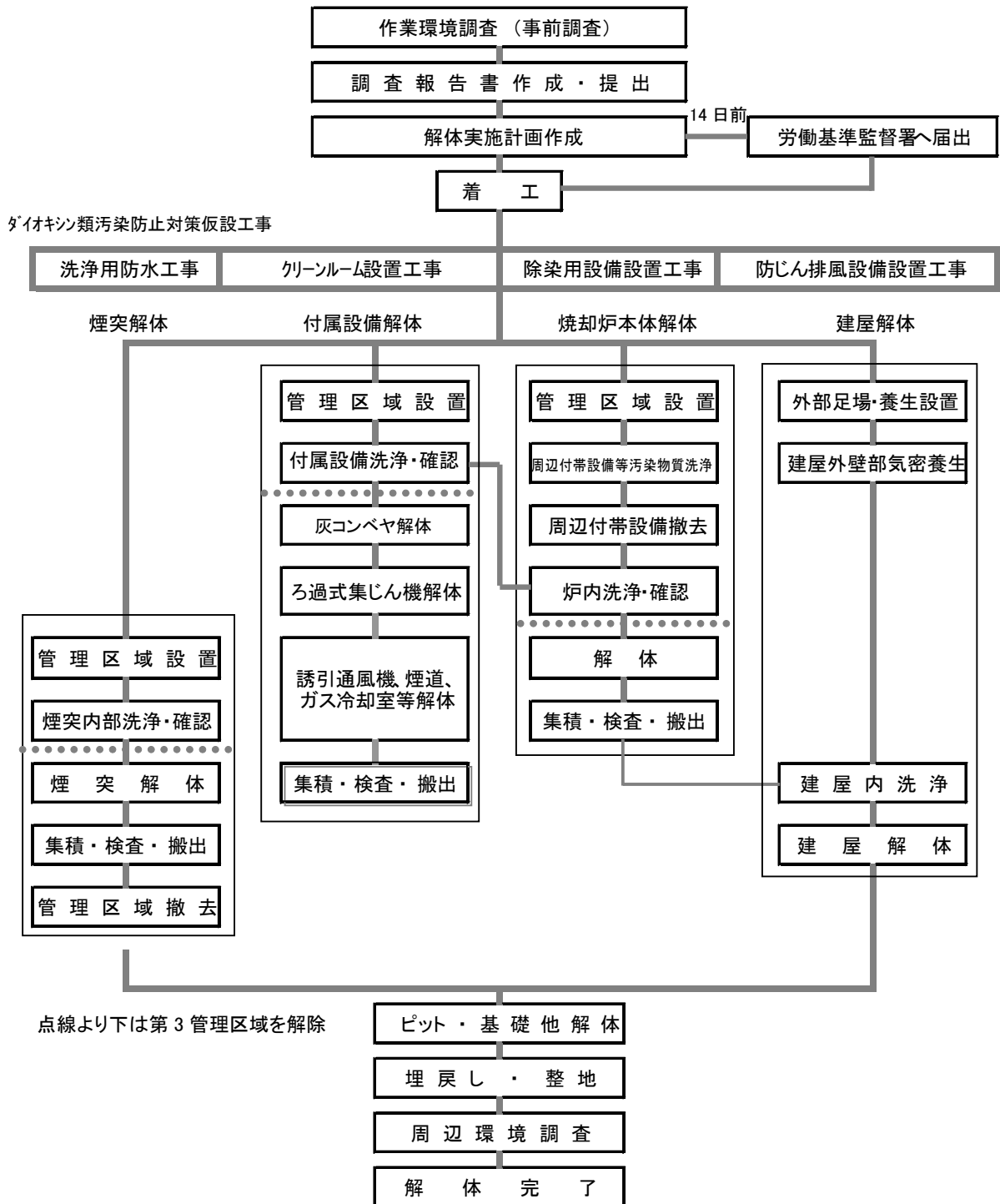


図 5-1 解体標準フロー図 (参考)

第6節 工事別仕様

6.1 一般仮設工事

- 1) 仮設電気 : 建設請負事業者にて用意すること。
- 2) 工事用水 : 建設請負事業者にて用意すること。
- 3) 仮囲い : 敷地 (解体工事エリア) 周辺に設置すること。なお、万能板を標準とする。

- 4) 現場事務所 : 敷地内の設置可、地代は無償とする。
- 5) 建屋外部足場 : 建屋密閉養生及び外部機器密閉養生の作業足場及び解体時の飛散防止用として設置する。枠組み足場とし、防災Ⅱ類のシートで養生すること。
- 6) 仮設洗車場 : 洗車方法は提案のこと。洗車後の残渣はごみピットへ投入するため、その方法も併せて提案のこと。

6.2 ダイオキシソ類対策仮設工事

足場及び解体ヤード等の仮設は建設請負事業者の任意であるが、以下の項目を遵守すること。

1) 建屋内部足場兼機器解体用外部足場

足場は、ダイオキシソ類汚染部に該当する部分での密閉養生の作業用として、またダイオキシソ類汚染物洗浄に使用し、単管又は枠組足場とする。

2) 区画密閉養生

ダイオキシソ類汚染部に該当する部分での建築物については、汚染物等が管理区域外に漏出しないよう、汚染区域を建屋の内外から密閉養生行うこと。焼却設備のパッキンの外、新たに機器や建屋の天井材、外壁材等にアスベスト等の使用が確認された場合には、「技術指針」及び石綿障害予防規則（平成 17 年 7 月 1 日施行）により適正に対処すること。

3) 流出防止工事

建屋内部の除染により、洗浄排水が管理区域から流出しないよう、ドア、床面の目地、亀裂及び排水溝を補修・遮断等すること。また、外部機器部分においては、土間コンクリート及び流出防止堤を設置し、洗浄水の流出防止対策を行うこと。

4) 解体ヤード工事

解体ヤードは、洗浄後の機器、煙突の解体物や耐火物の搬出、一時貯留、機器解体重機の出入り口、解体材の積込みヤードとし、外部扉は鋼製シャッターとする。また、土壌への除染水の浸透を防ぐため、土間コンクリート(t=10cm程度)を設置し、釜場を設けること。なお、負圧状態を保ち、換気回数は時間換気4回とすること。

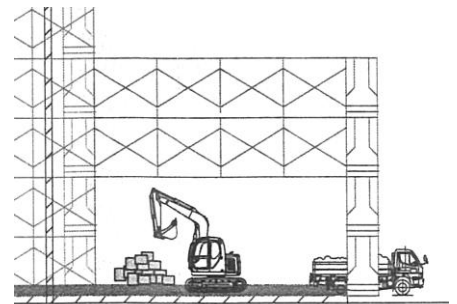


図 6-1 解体ヤードのイメージ

5) 仮設排水処理設備工事

(1) 処理装置

除染用の排水を処理する仮設排水処理設備（移動式も可）を設置すること。フローは建設請負事業者の仕様とするが、処理後再び洗浄水として再利用できる計画とし、場外への放流はないものとする。なお、以下のものを適切に処理できるものとする。

①油分処理

②重金属等不溶化

③ダイオキシン類処理（溶解性ダイオキシン類含む。）

処理後のダイオキシン類濃度は、公共用水域基準値以下（1pg-TEQ/L以下）とする。なお、除染水を特別管理産業廃棄物として処分する場合には、この限りでない。

(2) 配管設備

洗浄箇所から仮設排水処理設備までの配管及び除染箇所からの集水設備とすること。配管材は硬質塩ビ管又はサクションホースを標準とする。

(3) 薬品

上記(1)項の仕様で必要な薬品とするが、添加量などは試運転を行い確定すること。

(4) 運転管理

仮設排水処理設備が稼動中は常時運転管理を行うこと。水質のダイオキシン類濃度のモニタリングは、SSを10mg/L以下に維持することにより管理すること。SSの測定は、ポータブル計により行うものとし、常時モニタリングすること。除染完了後の除染水・汚泥は特別管理産業廃棄物として処分すること。

なお、管理場所は仮設排水処理設備の処理水排出口部とする。

(5) 流出防止堤設置

コンクリート土間を設置し、機器設置エリア周囲は防災シート囲いとすること。脱水汚泥を飛散させないこと。

(6) その他の事項

設置位置は配管等が長くならないようできるだけ解体する建築物の近くに配置すること。

6) 発生材仮置場

耐火煉瓦の仮置場は、工場棟内及び解体ヤードとする。それ以外の産業廃棄物は、コンテナでの一時仮置きとする。なお、廃棄物一時保管の表示を行うこと。

焼却炉耐火煉瓦、煙突耐火煉瓦は、それぞれ個別に分けて貯留し、荷姿はフレコンバッグとする。

汚泥、不定形耐火物は、防水型フレコンバッグに入れ保管すること。なお、特別管理産業廃棄物の保管姿は受入先条件によるものとする。

非飛散性アスベストは他の廃棄物と分別して保管（防水型フレコンバッグ）し、散逸しないようにシートを掛け、非飛散性アスベスト廃棄物であることを表示する。

使用した防護服、手袋、その他のものは専用の容器に入れ保管し、特別管理産業廃棄物として適正に処分すること。

発生材は、サンプリング調査結果に従い、所定の処分先で適切に処理すること。なお、耐火煉瓦などの固形物が処分先の基準を満たさない場合は再度洗浄することを原則とする。

7) 換気集じん設備

ダイオキシン類の管理区域から外部への排気は、ろ過材（プレフィルター、カーボンフィルター、HEPAフィルター等）を通して行い、外部環境への影響を極力抑制すること。なお、換気回数は時間4回を標準とすることとし、設備能力には十分余裕を持たせ、適切な換気能力を確保すること。また、除染工事中は24時間負圧状態を保つこと。また、必要に応じて局所集じんを行うこと。

8) クリーンルーム

クリーンルームの設備等は下表のとおりとし、必要な面積は、日常の作業員、下請業者、組合監督職員、監督補助員の合計人数分とする。また、解体作業中の作業箇所の温度に十分配慮した計画とすること。組合監督職員及び監督補助員の人数は、2人程度とする。

表 6-1 クリーンルームに必要な室と備品

用 途	必 要 備 品	備 考
1. 前室	足拭きマット（湿潤）	管理区域境界に設置
2. エアシャワー		管理区域境界に設置
3. 保護具脱着所	使用済保護具容器（密閉型）	短時間の休憩は、マスクのみを外し、ここで行う。
4. 保護具管理室	保護具専用ロッカー、乾燥機等	監督職員の専用保護具2
5. 更衣室	ロッカー等	監督職員の専用ロッカー2
6. 休憩室（喫煙所）	テーブル、椅子、冷水器	ただし工事全体の休憩所は別途設置
7. シャワー・洗面エット	温水シャワー	

9) 作業員保護具

各作業にあったレベルの保護具を装備すること。保護具はJIS規格品とすること。なお、緊急時及び組合監督職員及び監督補助員が立会い検査のために必要な保護具を専用に2人分用意すること。（保護服、保護マスク、保護手袋、保護長靴、大型ヘルメット）

6.3 除染工事

汚染エリアの除染作業は、管理区域に合わせた保護具レベルとすること。小配管など洗浄が難しい箇所は人力、機械を必要に応じて併用すること。洗浄は原則として高圧洗浄水とし、汚染レベルに見合った除去方法で計画すること。（下表参照）

但し、他の有効な方法があれば協議事項とする。また、事前に洗浄効果を現地で試験し（圧力等）効果を確認すること。

表 6-2 汚染レベルと洗浄方法

箇 所	方 法	管 理 区 域	保 護 具	備 考
管理区域内プレ洗浄	湿 潤 吸 収	第3管理区域	レベル3	
機 器 洗 浄	高 圧 水	第3管理区域	レベル3	

炉内耐火物洗浄	高 圧 水	第3管理区域	レベル3	
灰貯留場等洗浄	高 圧 水	第3管理区域	レベル3	
煙突・煙道洗浄	高 圧 水	第3管理区域	レベル3	
建屋ポスト洗浄	高 圧 水	第3管理区域	レベル3	

1) 管理区域内プレ洗浄

機器等の高圧水除染前に機器内部の残灰(焼却炉内、灰貯留場、灰搬出設備、煙道、煙突下部)が、飛散しないよう湿潤化しバキューム等で除去する。(プレ洗浄)また捕集した残留灰は、特別管理産業廃棄物として適正処理を行うこと。

2) 機器洗浄

洗浄は、原則人力での施工であるが、手の届かないところは機械での施工としてもよい。外部も洗浄すること。

3) 耐火物洗浄

焼却炉、燃焼室、ボイラ、スーパーヒータ、ガス減温塔等の耐火物洗浄は高圧水を原則とするが、強度が強く、表面の汚染物を削除することが困難な場合は、ブラスト等を使用して洗浄すること。

4) 煙道洗浄

洗浄水が流出しないように事前に措置し、排水は仮設排水処理設備にて処理するものとする。処理水は循環使用等を行い、施設外への放流は禁止する。

5) 建屋ポスト洗浄

機器解体撤去後、機器解体中の粉じんで再付着した汚染物を再度除染して、ダイオキシン類濃度(除染中のD値により換算)が大気環境基準値以下になるまで繰返し洗浄を行うこと。天井など高所作業は、高所作業車等を利用し除染すること。

6) 煙突洗浄

煙突耐火物は、原則として機械洗浄すること。また耐火物撤去後、コンクリート部分(内部)を再洗浄すること。

7) 使用資材洗浄

洗浄時に使用した保護具及びシート足場材などを洗浄すること。使用済み保護具の内、使い捨てのものは、特別管理産業廃棄物として適正に処分すること。

6.4 汚染物除去等の確認

汚染物除去等の確認は以下の測定が必要となる。

- (1) 除染後の付着物(ダイオキシン類及び重金属類)
- (2) 仮設排水処理設の処理水(ダイオキシン類及び重金属類)
- (3) 負圧集じん機出口での粉じん濃度連続測定及びダイオキシン類測定

- (4) 敷地境界での騒音・振動測定と外部表示
- (5) 施工中・施工後の作業環境測定（ダイオキシン類及び粉じん濃度）
- (6) 施工開始前・解体終了後の周辺大気測定（ダイオキシン類）
- (7) 施工開始前・解体終了後の周辺土壌の測定（ダイオキシン類）
- (8) その他の残留物（ダイオキシン類）

1) 除染後の付着物

機器及び建物に付着している汚染物が確実に除去されたかを確認するために、以下の表を基本とし、サンプリングを行い、ダイオキシン類の含有と重金属類の溶出の確認を行うものとする。その他の鉄類は目視とする。

なお、ダイオキシン類の確認における判定基準は、廃棄物処理法に定める「廃棄物焼却炉から発生する燃え殻などに係るダイオキシン類の処理基準（3ng-TEQ/g）」以下とする。

表 6-3 除染後の汚染状況確認

番号	設 備	採取箇所	数 量	備 考
1	焼却炉	炉壁（耐火物）	2×2=4 検体	○
2	ボイラ	壁（耐火物）	2×2=4 検体	○
3	調温塔	壁（耐火物）	2×2=4 検体	○
4	バグフィルタ	ろ材	2×1=2 検体	○
5	バグフィルタ	設備内	2×1=2 検体	○
6	煙突外筒	コンクリート	1×2=2 検体	○
7	煙突内筒	耐火物	1×2=2 検体	○
8	排水処理設備	汚泥貯留槽	1×2=2 検体	○
	合 計		22 検体	

○はダイオキシン類の他に重金属類の調査も行うものとする。なお、重金属類の溶出試験項目は、産業廃棄物に係る判定基準の「金属類を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 5 号）の汚泥、燃殻、ばいじん、鉍さいの基準とし、その中の以下の項目（11 項目）とする。

①アルキル水銀化合物、②水銀又はその化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機リン化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素及びその化合物、⑧シアン化合物、⑨ポリ塩化ビフェニル、⑩ベンゼン、⑪セレン又はその化合物とする。

2) 仮設排水処理設の処理水

ダイオキシン類と重金属類 11 項目を測定するものとする。

表 6-4 仮設排水処理設の処理水

サンプリング時期	対 象 物	数量（検体）	備考
----------	-------	--------	----

施工前	試運転用	1	
施工中	処理水	3	
施工後	最終残水	1	
合 計		5 検体	

重金属類の溶出試験項目は、重金属は「水質汚濁防止法の有害物質に係る排水基準」その中の以下の項目（11項目）とする。

①アルキル水銀化合物、②水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、③カドミウム又はその化合物、④鉛又はその化合物、⑤有機リン化合物、⑥六価クロム化合物、⑦砒素及びその化合物、⑧シアン化合物、⑨PCB、⑩ベンゼン、⑪セレン又はその化合物とする。

3) 負圧集じん機出口での粉じん濃度及び負圧管理

負圧集じん機出口での粉じん濃度を管理区域設定から管理区域解除までの間、連続で監視するものとする。管理区域内の空気中のダイオキシン類と粉塵濃度との相関で濃度監視と管理区域内の負圧管理を同時に行い、データを保持でき、リアルタイムに監督職員の事務所又は請負者の現場事務所で監視できるシステムとするものとする。なお、施工前・施工中に集じん機出口でダイオキシン類の測定を行うものとする。

4) 敷地境界での騒音・振動測定

工事期間中（解体終了まで）の騒音・振動を測定し、データを保持でき、提出できるシステムとする。

5) 施工中・施工後の作業環境測定

施工中（除染後）、施工後（機器解体後）に作業環境測定を行い、空気中のダイオキシン類濃度を測定する。なお、管理区域ごとであるため、解体方法によってその測定回数が異なるが、以下の表を標準とする。

表 6-5 作業環境測定

番号	サンプリング箇所	施工中	施工後
1	工場棟地下	1 回	1 回
2	炉室（各階）	1 回	1 回
3	誘引送風機室	1 回	1 回
4	誘引送風機室	1 回	1 回
5	有害ガス処理室	1 回	1 回
6	灰固形化設備棟	1 回	1 回
7	煙突内部	1 回	—
	合 計	7 回	6 回

6) 施工開始前・解体終了後の周辺大気測定

解体工事により環境へのばく露の影響の有無を調べるために、施工前、施工中、解体終了後に敷地境界の大気中のダイオキシン類濃度を測定するものとする。

表 6-6 周辺大気測定

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後
敷地境界	1回	1回	1回
計	4箇所	4箇所	4箇所

7) 施工開始前・解体終了後の周辺土壌測定

解体工事により環境へのばく露の影響の有無を調べるために、施工開始前に敷地境界に移入土を設置し解体作業終了後にダイオキシン類濃度を測定するものとする。

表 6-7 周辺土壌測定

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後
敷地境界	1箇所	なし	4箇所
計	1箇所		4箇所

※施工前の1箇所とは移入土を示す。

6.5 機器解体工事

機械（油圧式圧砕、せん断）工法等にて解体すること。大きさは受入先の条件を満たす寸法とする。

解体中は湿潤化を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。

機器解体中は、ダイオキシン類対策を行い、解体終了後、建屋内ポスト洗浄を行い、空気中のダイオキシン類を測定し、大気環境基準値以下であることを確認する。測定結果が基準値以下でない場合は再洗浄すること。

6.6 煙突解体工事

解体ヤードを負圧状況にして、残留飛灰をプレ洗浄した後、耐火煉瓦を洗浄する。洗浄後、ダイオキシン類含有量が処理基準（3ng-TEQ/g）以下であることを確認し、処理基準を上回っていた場合、再度洗浄し、確認をする。解体した耐火煉瓦は、煙突下部より引き出し、再洗浄して、フレコンバッグに詰込み一時保管とする。耐火煉瓦解体後、コンクリート部分を再洗浄して、ダイオキシン類分析のためのコンクリートのサンプリングを行う。また、空気中のダイオキシン類濃度を測定して、大気環境基準値以下であることを確認したのち、機械解体を行うものとする。

6.7 汚染部分・非汚染部分の建屋・構造物等解体工事

- 1) 建屋ポスト洗浄後の空気中のダイオキシン類濃度（粉じん換算）が大気環境基準値以下である

ことを確認したのち一般解体とする。

- 2) 非飛散性アスベストの解体は「技術指針」及び廃石綿等処理マニュアルによる。
- 3) 解体中は粉じんが飛散ないように散水しながら施工する。
- 4) 解体重機は低騒音型で排ガス規制対応型とする。
- 5) 地下部及び基礎は全て撤去すること。

6.8 外構等解体

外構等解体は、解体エリア内の構内道路、埋設配水管、電柱、外灯等とする。構内道路の解体は舗装、路盤材を含むものとする。

なお、平成49年度まで本施設を運営するに際し、継続使用が可能と判断されるものは組合と協議の上で、解体対象から除外する。

6.9 埋戻造成工事（整地）

1) 埋め戻し

掘削土は場内に仮置きとし埋戻土として流用する。

余剰分は、最終処分場（グリーンヒル三郷山）で覆土材として利用する計画であり、組合の指示に従い、運搬すること。また、不足分は客土以外に、本施設の施工に伴い発生した残土を流用してもよい。

施工は公共工事建築標準仕様書によるが、埋め戻し使用する土壌の品質管理は、社団法人土壌環境センターの「埋め戻し土壌の品質管理指針」による。

分析項目は特定有害物質 25 物質のうち、自然界に元素として存在する物質として環水土第 20 号別紙 1 に示される物質（砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム、セレン、六価クロムの 8 物質）の溶出量、含有量とダイオキシン類含有量とする。

2) 整地

解体跡地場内全般を発生残土にて整地すること。仕上げ高さは、現GLとする。

6.10 跡地利用整備

整地後の跡地利用として、以下の設備を設置すること。なお、ごみ収集車の洗車場整備は、本施設の建設と並行して整備できる場合は先行整備してもよい。

1) ごみ収集車の洗車場整備

- (1) ごみ搬入車両（最大 10 t 車：1 台あたりの洗車スペース：3.5m×5.0m）〔 4 〕台以上が洗車できる大きさを確保すること。
- (2) 設備は高圧水洗浄方式とする。
- (3) 洗車排水は油水分離槽を設置し、有機系プラント汚水槽へ送水し適正に処理すること。

(4) 洗車後の残渣はごみピットへ投入するため、その方法を提案のこと。

(5) 現折居清掃工場の解体工事中も洗車は必要であることから、仮設の洗車場を設置すること。

2) アスファルト舗装（駐車場用線引き）

第2部第3章第3節に準ずる。

3) 車庫棟

組合の所有車（普通車）を駐車する。

(1) 普通車〔8〕台以上を収納できる大きさを確保すること。

(2) 梁下〔4.5〕m（有効）以上とすること。

(3) 工場棟と調和する意匠で仕上げすること。

(4) 床排水は油水分離槽を設置し、有機系プラント汚水槽へ送水し適正に処理すること。

4) 緑地（芝張り）

第2部第3章第3節に準ずる。

緑地（芝生張り）は、現管理棟と南西部の現駐車場を除外した範囲全てにおいて整備することを想定すること。組合と協議を行い最終決定する。

5) フェンス設置工事、雨水排水溝等

第2部第3章第3節に準ずる。

6.11 廃棄物処理

解体で発生した廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「技術指針」に従って、適切に処理すること。なお、以下の廃棄物は記載のとおり処理とすること。

1) 焼却炉内耐火物→産業廃棄物

2) 煙突内耐火物→産業廃棄物

3) 残留灰→特別管理産業廃棄物

4) 使用保護具等→特別管理産業廃棄物

5) アスベスト含有製品→特別管理産業廃棄物

6) PCB含有製品→保管運搬

新たにPCB含有が疑われる製品が判明した場合は、建設請負事業者の責任で定量・定性試験を行い、梱包後、組合の指定する箇所へ運搬すること。運搬、保管に際しては、適切な漏洩防止措置を講じること。

7) 仮設排水処理設備（除染完了後の除染水・汚泥）→特別管理産業廃棄物

なお、工事着手前に廃棄物処理計画を提出し、組合の承諾を得ること。また、産業廃棄物、特別産業廃棄物を処理した際には、組合に産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写しを提出すること。

6.12 その他の安全対策

槽内への立ち入り等に関しては、有害ガスの事前調査を十分行い、換気設備、火気等の扱いには十分注意し施工すること。なお、調査結果等に関しては組合に報告すること。

第7節 その他の工事条件

その他の工事条件は、以下のとおりとする。

- 1) 工事時間は原則として、8:30～17:00 迄とする。なお、日曜日は作業を行わないものとする。
除染時期が夏季になる場合は、特に熱中症の対策を行うこと。
- 2) 工事内容により関係機関へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きを建設請負事業者はすみやかに行い、組合に報告すること。なお、手続きに際しては、あらかじめ組合に書類を提出し承諾を受け、遅滞なく行うこと。また、工事範囲において組合が関係機関へ認可申請、報告、届出を必要とする場合、建設請負事業者は書類作成等について協力し、その一切の経費を負担すること。
- 3) ダイオキシン類汚染除去作業中は、保護具によっては作業員の意志疎通が難しい場合があるので、以下に挙げるものあるいは同等以上の仕様で適切な伝達方法を計画し、作業員教育に組み込むこと。
 - (1) ハンドフリー型の無線装置を必要に応じて携帯すること。
 - (2) 共通合図により、非常時の避難方法を伝達すること。
- 4) ダイオキシン類汚染除去作業時の緊急避難計画について、表示版、非常警告灯の設置等を含んだ適切な計画を行うこと。（現場と現場事務所との連絡ができること。）
- 5) ダイオキシン類除去作業に伴う汚染物のばく露が確認された場合は、緊急措置を施した上で、汚染修復を速やかに計画し、実施すること。
- 6) 除染作業員は、原則として除染前、除染後に血中のダイオキシン類濃度を測定すること。
- 7) 仮設材、重機、建設副産物、産業廃棄物等の運搬に際して、第三者の安全を確保するために、必要に応じて、敷地内出入口に交通誘導員を配置すること。
- 8) 解体工事において発生した有価物（鋼材、雑金物等）は、その種別、数量等を整理し、組合の利益分として計上すること。
- 9) ごみピットに残っている可燃物は、更新施設に運搬すること。
- 10) 地元説明会への協力を行うこと。（資料作成、説明の実施）
- 11) 工事関係車両の周辺使用道路については別途指示する。
- 12) 打合せに必要な会議スペース（15 人程度が会議できるもの）を現場事務所に併設して確保すること。
- 13) 上記の会議スペースの他、組合監督職員室として10m²程度のスペースを確保の上、必要備品

を準備し、工事完了時まで撤去しないこと。

- 14) 貴重な動植物等を発見した場合は移植、保護又は工事期間の変更等を行うこと。また、オオキケイギク、ナルトサワギク等やセアカコケグモ、アルゼンチンアリ等の特定外来生物が侵入しないよう留意するとともに、必要に応じ駆除を行うこと。

第8節 提出図書

8.1 実施設計図書

本要求水準書に基づき、解体工事に先立つ事前調査による汚染物の測定後直ちに次の図書を提出すること。また、現場施工に先立ち、所轄の労働基準監督署に提出する解体作業計画書を作成すること。図書は必要に応じ図を用い、明瞭なものとする。また、図面の縮尺は画面内容に適した大きさとし、図面寸法は A3 版を標準とし、できる限り統一すること。また、図面は現場監理用に A4 版（A3 見開き製本）のものを提出すること。

1) 解体工事計画書

- (1) 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- (2) 解体等をしようとする焼却施設等の概要を示す図面
- (3) 工事用の機械、設備、建物等の配置を示す図面
- (4) 工法の概略を示す書面又は図面
- (5) 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- (6) 工程表

2) 工事計画書

- (1) 工事概要
- (2) 工程計画（全体工程表を含む。）
- (3) 調査計画
- (4) 工事方法
 - ① 工事順序及び工法
 - ② 準備工
 - ③ 仮設工事
 - ④ 除染作業（確認作業を含む。）
 - ⑤ 解体工事
 - ⑥ 発生材保管・処理・処分計画
 - ⑦ 使用機械・機器搬入計画
- (5) 現場管理計画
- (6) ダイオキシン類ばく露防止計画（教育用資料、チェックリスト等を含む。）

- (7) 緊急時対策等のその他必要事項
- (8) 住民説明用資料（工事概要説明用パンフレット 必要部数）

3) 工事内訳書

8.2 工事関係図書

工事に際し、次のものを必要部数提出すること。

- 1) 工事仕様書
- 2) 施工計画書（施工体制、安全管理、現場管理、仮設計画、搬入出計画、据付要領書、廃棄物処理計画）
- 3) 下請業者承認願
- 4) 安全管理指導事項及び指示事項
- 5) 月間工程表
- 6) 週間工程表
- 7) 工事日報（作業内容、特記事項及び出面集計等について記載）
- 8) 工事月報（主な工事内容、出来高等を記載し、工事写真を添付）
- 9) 工事費内訳明細書（循環型社会形成推進交付金の交付対象、交付率毎に対象内外を区分すること。）
- 10) 出来高内訳書
- 11) 試験検査要領書
- 12) 各種検査願
- 13) 工事完成届
- 14) 計算書・検討書
- 15) 打合せ議事録
- 16) 産業廃棄物処理に係るマニフェストの写し
- 17) その他指示する図書

8.3 完成図書

請負者は工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出すること。

- 1) 工事写真カラーアルバム製本 1部
 - 2) 竣工写真カラーアルバム製本 1部
 - 3) 竣工写真ネガフィルム等 1部
- （デジタルデータ（600万画素以上、JPEG形式）をCD-Rにて提出すること。）
- 4) 工事説明用パンフレット（A3両面1枚） 1,000部
 - 5) 測量図CADデータ（平面図、縦横断図） 一式

- 6) 打合せ議事録 2部（うち1部返却用）
- 7) 各官庁への届出書及び許可書等（写しを件名毎に製本すること。） 1部
- 8) その他必要な図書を指示する部数

第9節 関係法規及び規格

解体撤去工事の施工にあたっては、下記の関係諸法規及び規格の最新版を適用する。

- 1) 循環型社会形成推進基本法
- 2) 水質汚濁防止法
- 3) 土壌汚染対策法
- 4) 大気汚染防止法
- 5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 6) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 7) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 8) 建設リサイクル法
- 9) ダイオキシン類対策特別措置法
- 10) 労働安全衛生法及び施行令及び規則
- 11) 石綿障害予防規則
- 12) 廃石綿等処理マニュアル
- 13) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- 14) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011
- 15) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- 16) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（厚生労働省労働基準局化学物質調査課編）
- 17) PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- 18) 京都府関係条例、施行令、施行規則
- 19) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種標準仕様書
- 20) その他関係法令及び規格

第3部 本施設の運營業務

第1章 運營業務に関する基本的事項

本要求水準書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本要求水準書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な設備、又は性能を発揮させるために当然必要と思われるものについては、運営事業者の責任において全て完備すること。

また、本要求水準書に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び細目については、組合の指示に従うこと。

第1節 業務計画

1.1 各種要件の遵守

運営事業者は、20年間の運営期間中、本要求水準書等に記載された各種の要件を満足し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び臭気等の公害発生を防止するとともに、施設の延命及び事故防止を図り、適正に本施設の運営を行うこと。

また、「環境影響評価書」に記載の各種要件との整合を図ること。

1.2 運営前の許認可

本施設の運営に当たって運営事業者が取得する必要がある許認可は、原則として、運営事業者の責任においてすべて取得すること。ただし、取得に際して、組合が担う必要がある業務が生じた場合には、組合は協力するものとする。

1.3 労働安全管理・作業環境管理

- (1) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- (2) 整備した安全衛生管理体制について組合に報告し、安全衛生管理体制には、ダイオキシン類へのばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めること。なお、体制を変更した場合も速やかに組合に報告すること。
- (3) 安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (4) 作業に必要な保護具及び測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具及び測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- (5) 「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発0110第1号平成26年1月10日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- (6) 本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、

作業行動の安全を図ること。

- (7) 安全作業マニュアルは施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- (8) 日常点検、定期点検等の実施において、労働安全衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行うこと。
- (9) 労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、その結果及び結果に対する対策について組合に報告すること。
- (10) 従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- (11) 安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に組合に連絡し、必要に応じ、組合は参加するものとする。
- (12) 場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

1.4 保険等への加入

運営事業者は、第三者に対する損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、組合の確認を得ること。

なお、組合は財団法人全国自治協会の建物災害共済に加入する予定である。

1.5 緊急時の対応

- (1) 地震、風水害、その他の災害時においては、災害緊急情報等に基づき、人身の安全を確保するとともに、必要に応じて本施設を安全に停止させること。周辺環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑え、二次災害の防止に努めること。
- (2) 重要機器の故障、瞬時停電や自然災害による停電等の非常時においては、周辺環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるように配慮し、必要に応じて本施設を安全に停止させること。
- (3) 緊急時においては、緊急時対応マニュアル等に基づき、組合へ速やかに状況報告するとともに、事後報告(原因究明と再発防止策等)を含め、適切な対応を行うこと。
- (4) 緊急防災及び非常時を想定した対策訓練を定期的に行い、組合に報告すること。
- (5) 来場者に危険が及ぶ場合は、来場者の安全確保を最優先するとともに、来場者が避難できるように適切に誘導すること。

1.6 想定されるリスクの回避・緩和

運営期間を通じて想定されるリスクを解析し、その解消・緩和策を講じること。その検討結果を組合に報告すること。

1.7 省エネルギー

本施設の運転に関して省エネルギーに努めるとともに、処理にもなって排出される余熱を発電及び場内の蒸気供給等に活用し、環境負荷の低減を図ること。

1.8 地元雇用・地元企業の活用

地元雇用や組合構成市町内に本社所在地を有する地元企業からの工事や材料の調達、納品等について配慮すること。また、地域と一体となった運営を行うこと。

なお、地元とは組合構成自治体を指す。

1.9 搬入量変動への協力

本施設への搬入量は、「クリーン21長谷山」との連携のもとで調整を行う。クリーン21長谷山の修繕時等は、一時的に搬入量が增大するが、柔軟に対応すること。

また、災害時等には、計画処理量を上回る量を搬入する可能性があるが、その場合も積極的に協力すること。なお、具体的な受入れ方法等は組合と協議の上で決定する。

1.10 組合への協力

組合が、要求水準書等で規定した事項に係わらず、本施設に関する立ち入り検査等を行う時は、運営事業者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

また、事業計画地内及び周辺で組合が要求水準書等で規定した事項に係わらず、事業等を行う場合は、運営事業者は、組合の要請に基づき、積極的に協力すること。

1.11 建設請負事業者の協力

運営期間中の設備の故障、不具合等発生した場合において、運営事業者からの調整依頼等があった際には、建設請負事業者はこれに協力すること。

第2節 維持管理・運営体制

2.1 業務実施体制

本事業に係る組織として、以下により適切な組織構成を行う。

- (1) 本施設の運転管理体制について組合に報告し、組合の承諾を受けること。なお、整備する体制は、利用者・見学者の安全が確保されるとともに、事故等の緊急時に対応可能な体制とすること。
- (2) 特別目的会社（SPC）は運営開始の6ヶ月前までに設立すること。（運営委託契約時には特別目的会社（SPC）は設立していなくてもよい。）なお、特別目的会社（SPC）の本社所在地は、本施設内としてもよい。

- (3) 運営開始後 2 年間以上は、現場総括責任者として、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者で、一般廃棄物を対象とした施設規模 100t/日以上が発電付き全連続式焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する者を配置すること。
- (4) 運転管理体制を変更した場合は、速やかに組合に報告し、組合の承諾を受けること。

2.2 本施設運営のための人員等

本施設を運営するために必要な資格と経験を有する者を配置し、施設の運営を行うものとする。人員には以下に例示する施設運営のために必要な有資格者が含まれるものとし、責任をもってこれらを選任し、確保するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）
- (2) ボイラー・タービン主任技術者
- (3) 電気主任技術者
- (4) クレーン・デリック運転士免許の資格を有する者
- (5) 危険物取扱者乙種第 4 類又は甲種の資格を有する者
- (6) ボイラー技士 1 級又は 2 級の資格を有する者
- (7) 電気工事士第 1 種又は第 2 種の資格を有するもの
- (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (9) エネルギー管理員
- (10) 安全管理者
- (11) 衛生管理者
- (12) 防火管理者
- (13) 有機溶剤作業主任者
- (14) 第 1 種圧力容器取扱作業主任者
- (15) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- (16) ガス溶接作業主任者
- (17) 特定高圧ガス取扱主任者
- (18) 公害防止主任管理者・公害防止統括者・各代理人

2.3 連絡体制

平常時及び緊急時に組合等への連絡体制を整備すること。また、体制を変更した場合、速やかに組合に報告すること。

2.4 教育訓練

運営事業者の従業者に対して、建設請負事業者が行う教育訓練を受講させ、円滑に本業務を開

始できるようにすること。

また、教育訓練のほか、運営事業者の従業者をして、本業務の履行に際して必要な教育訓練を受講させること。

第3節 運営計画等の作成、更新

3.1 運営マニュアル及び運営業務実施計画書の作成、更新

- (1) 運営事業者は、建設請負事業者の協力を得ながら、運営計画書及び運営マニュアルを作成し、組合へ提出すること。なお、運営計画書及び運営マニュアルは、要求水準書の内容を遵守したうえで、本事業の事業者選定時に提出した事業提案書類と齟齬がない内容とし、組合の承諾を得ること。
- (2) 運営業務を進めるうえで、運営計画書又は運営マニュアルの修正等が生じた場合は、適宜更新し、組合の承諾を得ること。また、常に最新版を保管するとともに、更新の都度、変更された部分を組合に提出すること。
- (3) 組合は、運営計画書又は運営マニュアルについて、補足、修正又は変更が必要な箇所を発見した場合は、運営事業者に対して適宜変更・修正を求めることができる。
- (4) その他、本施設の運営に当たって変更の必要が生じた場合は、組合と契約する運営委託契約に定める条項によるものとする。
- (5) 運営マニュアル及び運営計画書の記載内容には、以下を含めること。

① 運営マニュアル

運営事業者は、本業務の実施に先立ち、運営期間を通じた業務遂行に関し、公害防止基準等を遵守する等、要求水準書等に示された要求水準に対して、民間事業者が提案した事項（水準）を反映したマニュアルを作成し、運営業務の開始3ヶ月前までに組合に提出すること。

ただし、維持管理業務に関しては、施設稼働後30年間で作成するものとし、計画的な修繕や機能回復工事の実施の計画についても作成すること。また、計画的な修繕や機能回復工事の実施の計画は、本事業期間終了後も5年間は、本事業期間終了後の運営を担当する事業者（又は組合）が、適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態となるようにすること。

運営マニュアルには、以下の内容を含めること。

- ・業務実施体制及び連絡体制
- ・運転管理マニュアル（各種管理値（要監視基準等）と超過時の対応を含む。）
※建設請負事業者が作成する運転マニュアルに必要事項を追加して作成しても可とする。
- ・維持管理マニュアル（主要設備の交換サイクルを含む。）

※環境省「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」に準じた内容とすること。なお、主要機器については予防保全を基本とすること。

※年度毎の修繕・更新内容、保守点検（法定点検含む。）内容及び工事費（30年間）を含むこと。

※運営期間を通じた修繕・更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新すること。

- ・定期点検・検査マニュアル（検査要領書を含む。）
- ・安全作業マニュアル（安全衛生管理体制等を含む。）
- ・緊急時の対応マニュアル及び緊急時連絡体制（自主防災組織体制、防火管理体制等を含む。）
- ・事業収支計画（事業期間）
- ・運營業務実施計画書提出要領
- ・日報、月報、年報、財務報告の提出要領（様式を含む。）
- ・その他業務（情報管理業務、運営事業終了時の引継業務、安全管理及び警備業務、環境影響評価の事後調査、施設見学対応等）実施マニュアル

② 運營業務実施計画書（年度毎に提出）

運営事業者は、各業務に係る業務実施計画書を作成して、毎年度9月30日までに次年度計画を提出する。なお、月間運転計画は、毎月20日までに翌月計画を提出する。

運營業務実施計画書には、以下の内容を含めること。

- ・各業務（計量業務、運転業務、用役管理業務、維持管理業務等）の実施計画
- ・当該年度の修繕・更新内容、保守点検（法定点検含む。）内容及び工事費
- ・運転計画（操炉計画）（月間運転計画、年間運転計画）
- ・点検・修繕等の実施スケジュール及び実施後の検査方法等
- ・運転員等の教育計画

3.2 建設請負事業者提出の取扱説明書及び運転マニュアルの更新

運営事業者は、建設請負事業者から提出された取扱説明書及び運転マニュアルに基づき、本施設を運転すること。

運營業務を進める中で、修正等の必要性が生じた場合は、組合と協議のうえ、適宜更新し、組合の承諾を得ること。また、常に最新版を保管するとともに、更新の都度、変更された部分を組合に提出すること。

第4節 事業期間終了時の取扱い

4.1 運営期間終了後の運営方法の検討

組合は、運営期間終了の 36 ヶ月前から運営期間終了後の本施設の運営方法について検討する。運営事業者は、組合の検討に協力すること。

組合が運営期間を延長すると判断した場合、運営事業者は、運営の継続に関して組合と次に示すように協議に応じること。

- (1) 組合と運営事業者は、本事業の延長について協議を開始する。運営期間終了日の 12 ヶ月前までに、組合と運営事業者が合意した場合は、合意された内容に基づき本事業は延長される。
- (2) 本事業の延長に係る協議において、組合と運営事業者の合意が運営期間終了日の 12 ヶ月前までに成立しない場合は、運営期間終了日をもって、運営業務は終了する。

4.2 修繕・更新計画と実績の検証

運営事業者は、本事業の民間事業者募集段階で提案した事業提案を基に、運用開始から 30 年間（目標稼働期間）の施設・機器の耐用年数及びコストを含んだ詳細な修繕・更新計画を策定する。（運営マニュアルに含む。）

運営事業者は、運営業務開始前に作成した修繕・更新計画と運営期間終了の 36 ヶ月前までの修繕実績と比較し、乖離がある場合は検証及び計画の再策定を行い、その結果を速やかに組合に報告すること。

4.3 運営期間を延長する場合の協議

組合が運営事業者と運営期間終了後の運営の継続について協議する場合、運営期間終了後の運営業務に関する委託料は、運営期間中の委託料に基づいて決定する。

運営期間中の次の事項に関する費用明細及び組合との協議により定めた延長期間の諸実施計画（年度内訳を含む。）を当初の運営期間終了の 12 ヶ月前までに提出すること。

- ① 人件費
- ② 運転経費
- ③ 維持補修費（点検、検査、修繕・更新費用）
- ④ 用役費
- ⑤ 財務諸表
- ⑥ その他必要な経費

4.4 本事業終了時の対応

長期安定運転の実現性向上のため、事業期間終了時点において、以下の事項を適正に行うこと。

1) 第三者機関による全機能検査の実施

- (1) 本施設が事業期間終了時点において、終了後も 5 年間は、本事業期間終了後の運営を担当す

る事業者（又は組合）が、適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態であることを確認するために、第三者機関による全機能検査を実施すること。全機能検査とは、精密機能検査に加え、プラント施設の性能、耐用度等を全般にわたって確認する検査をいう。なお、当該検査結果に加え、組合が以下項目の状況を確認・承諾した時点で、次期運営事業者へ引継を行うことができるものとする。

- ① プラント設備が、当初の完成図書において保証されている基本性能を満たしていること。
- ② 建物の主要構造部等に、大きな汚損又は破損がなく、良好な状態であること。
- ③ 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損又は破損がなく、良好な状態であること。

※上記については、安全な継続運転に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除くものとする。

※運営開始当初において、本事業の民間事業者募集段階で提案した事業提案を基に、施設・機器の耐用度の確認方法（主要機器の余寿命診断の方法等）を策定し、その方法によって事業期間終了時にその耐用度を確認すること。

- (2) 運営事業者は、全機能検査の実施に当たって、検査要領書を作成し、組合の承諾を得ること。
- (3) 本施設に関して運営事業者に起因する性能未達や著しい損傷が指摘された場合には、運営事業者は事業期間終了後 1 年の間に、自らの費用で改修等必要な対応を図り、再度組合の確認を受けなければならない。
- (4) 事業期間終了時における全機能検査の一連の費用は運営事業者の負担とする。

2) 長寿命化計画の検証

事業期間終了時において、それまでの修繕及び維持管理実績を考慮し、建設請負事業者が策定した長寿命化計画を見直し（再策定）のうえ、組合に提出し、承諾を得ること。

なお、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を組合に報告すること。

3) 次期運営事業者への引継ぎ等

運営期間終了後の本施設を運営する組合又は組合が指定する者（以下「次期運営事業者」という。）に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。

なお、教育方法等は、運営開始当初において、本事業の民間事業者募集段階で提案した事業提案を基に運営事業者が策定し、組合の承諾を得ること。

また、組合は、本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。

4) 計画書等書類の提出

事業期間終了時において以下の他、次期運営事業を円滑に行う上で必要な各種報告書及び計画書等書類を組合に提出し、承諾を得ること。

なお、次期運営事業者を公募などの方法により選定する場合は、新たな運営事業者の選定に際して、以下の資料の開示を先行して要求する場合がある。

- ① 本施設の運転、維持管理に必要な図面、維持管理マニュアル、維持管理履歴、トラブル履歴、取扱説明書、備品等調達方法 等
- ② 機能検査報告書、精密機能検査報告書、全機能検査報告書等
- ③ 修繕・更新計画
- ④ その他長期安定運転の実現性向上に必要なもの

5) 予備品及び消耗費等の補充

本施設の運営に必要な用役を補充し、規定数量を満たした上で、引き渡すこと。また、予備品や消耗品などについては、6ヶ月間使用できる量を補充した上で、引き渡すこと。

6) 特定部品の供給に関する協定の締結

建設請負事業者は、特定部品の供給に関する製造期間や費用等を記載した協定書を作成し、組合と協定を締結すること。

7) 事業期間終了後の対応

事業期間終了後5年の間に、本施設に関して運営事業者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達成が発生した場合には、運営事業者は、自己の費用により改修等必要な対応を行うこと。

第5節 関係法令等の遵守

運営事業者は、20年間の運営期間にわたり本施設の運営を行うものとし、次に示す法律を含む関係法令、関連規制等を遵守すること。なお、関係法令等の遵守は、運営事業者の負担と責任において行うこと。

5.1 関係法令等の遵守

運営事業者は、「第2部第1章第12節 関係法令等の遵守」に記載する関係法令を遵守すること。（最新版に準拠）

5.2 関係官公署の指導等

運営事業者は、事業期間中、関係官公署の検査、指導等に対して誠実に対応すること。施設の維持管理・運営に関して、関係官公署より報告や記録等の提出を求められた場合は、速やかに対応すること。なお、関係官公署からの求めについては、組合の指示に基づき対応すること。

第2章 施設運営に関する要件

本要求水準書、事業提案書類、施設計画図書等を遵守し、適切に業務を行うこと。

第1節 受付管理業務

1.1 受付管理

- (1) 処理対象物、薬剤等及び処理残渣等を搬入及び搬出する車両を計量機において計量し、記録・確認等の受付管理を行うこと。
- (2) 運営事業者は、搬入される処理対象物をごみピット等の受入設備にて受入可能である限り、受け入れるものとする。なお、受入可能量を超える恐れがある場合、直ちにその旨を組合に報告し、組合の指示に従うものとする。

1.2 受入れ時間

受入れ時間は、原則として、以下のとおりとする。

なお、受入れ時間に変更等があった場合には組合と協議し、積極的に協力すること。

種別	受入れ時間	料金徴収
家庭ごみ収集車両	午前9時～午後4時	なし

- ① 土曜日、日曜日及び年末年始(12月31日～1月3日)は原則受入れを行わない。なお、組合が認めた場合は、受入れを行うこと。
- ② 上記表に示す受入れ時間外においても組合が事前に指示する場合は、受付業務を行うこと。

第2節 運転管理業務

本施設の各設備を適切に運転し、搬入される廃棄物を関係法令、公害防止条件等を遵守した上で適切に処理すること。また、経済的運転に努めること。

2.1 運転条件

以下に示す運転条件に基づき、本施設を適切に運転管理すること。

1) 計画搬入量

第1部第2章第2節参照。

2) 計画ごみ質

第1部第2章第2節参照。

3) 公害防止条件

第1部第2章第2節参照。

4) 年間運転日数及び運転時間

施設の年間運転日数は以下の条件を満たすものとする。

- (1) 搬入される処理対象物を滞りなく処理するものとする。ただし、偏った運転計画とはせず、効率的な運転に努めること。
- (2) 施設の運転時間は24時間/日とする。
- (3) 1系列90日以上連続運転に努めること。

2.2 搬入管理

- (1) 安全に搬入が行われるように、プラットフォーム内及び本施設周辺において、要員を配置して、ごみ搬入車両を誘導・指示する。また、必要に応じ、ダンピングボックスへの誘導及びダンピングボックスの操作を行うものとする。
- (2) 本施設に搬入される処理対象物について、善良なる管理者の注意義務を持って搬入禁止物の混入を防止し、混入されていた場合には排除すること。
- (3) 搬入された廃棄物等の中から搬入禁止物を発見した場合、組合に報告し、組合の指示に従うこと。
- (4) 搬入禁止物は、組合が外部に処理・処分を委託する。運営事業者は、組合が搬入禁止物を指定する業者へ引き渡すまで場内にて適切に保管する。なお、場内にて組合が指定する業者への積み込み作業までを業務範囲とする。
- (5) 組合は、不定期に搬入車両に対して、プラットフォーム内のダンピングボックスにて展開検査を行う。運営事業者は、組合が実施する展開検査に協力すること。

2.3 搬入物の性状分析

本施設へ搬入された廃棄物の性状について、定期的に分析を行うこと。分析項目・方法・頻度は第4部第2章第2節2.8を参照のこと。

なお、他の焼却施設のごみ性状分析と合算して組合全体で分析することを想定した分析とする必要があり、組合の指示に従うこと。

2.4 適正処理

- (1) 搬入された廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- (2) 本施設より排出される飛灰処理物等が関係法令、公害防止条件を満たすように適切に処理すること。なお、処理後、貯留された焼却灰及び飛灰処理物は、運営事業者が積み込み、組合が最終処分場まで運搬し処分する。
- (3) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

2.5 災害発生時等の協力

震災その他不測の事態により、要求水準書に示す災害廃棄物を含む計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、運営事業者はその処理に協力しなければならない。

具体的な協力内容は、組合と協議の上で決定する。

2.6 運転教育の実施

運転教育計画書（運營業務実施計画書として組合に提出）に基づき、運営事業者が自ら確保した従事者などに対し、適切な教育訓練を行うこと。

運営開始に際しては、本施設の試運転期間中に建設請負事業者より本施設の運転に必要な教育訓練を受けること。

2.7 試運転期間中の運転管理

建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡性能試験において、これらの実施にかかる業務については、運営事業者がこれを建設請負事業者から受託して行うことができる。なお、その際の責任分担等は運営事業者、建設請負事業者の協議により決定し、組合の確認を受けるものとする。

2.8 施設運転中の計測管理

次表に示した計測管理を実施すること。なお、計測機器については適切な状態に保つこと。ただし、次表は運営事業者が行うべき計測管理の最低基準を示したもので、運営上必要な項目については、項目を追加又はより詳細な計測を行うこと。

なお、各計測管理項目については、本施設が稼働初期から安定操業期に入ると一部項目の分析頻度を低減させることができるように定めている。稼働初期は瑕疵担保期間(2年)を想定しているが、この稼働初期から安定操業期への移行の時期については、分析データの経時変化をもとに、組合と運営事業者が協議の上、決定するものとする。

また、本施設に搬入された処理対象物の性状が計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。

かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て運営事業者の費用において実施すること。

本施設の運転に係る計測管理項目

区分	計測地点	項目	頻度	
			稼働初期	安定操業期

ごみ処理	ごみ質	受入れ・供給設備	種類組成、三成分、発熱量、単位容積重量 バイオマス比率 ^(※))	1回/月	1回/月
			元素組成	1回/年	1回/年
	搬入量	受入れ・供給設備	日量	都度	都度
	処理量	燃焼設備	日処理量	都度	都度
	温度	燃焼設備	燃焼ガス温度	連続	連続
排ガス処理設備		集じん器入口ガス温度	連続	連続	
ばいじん・灰	飛灰処理物	飛灰処理設備	日発生量	都度	都度
			重金属含有量(3項目：総水銀、カドミウム、鉛)	4回/年	2回/年
			溶出試験(7項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン)	4回/年	2回/年
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
	焼却灰	焼却灰貯留設備	日発生量	都度	都度
熱しゃく減量、水分、未燃分、不燃物、灰分測定			1回/月	1回/月	
ダイオキシン類			4回/年	2回/年	
重金属含有量(3項目：総水銀、カドミウム、鉛)			4回/年	2回/年	
溶出試験(7項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン)			4回/年	2回/年	
環境	排ガス	煙突	流量	連続	連続
			ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素	連続	連続
			ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素	1回/2月	1回/2月
			ダイオキシン類	4回/年	2回/年
	作業環境	炉室	ダイオキシン類	4回/年	2回/年
			粉じん	4回/年	2回/年
	放流水	排水処理設備 (有機、無機)	流量	連続	連続
			カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物(溶解性)、マンガン及びその化合物(溶解性)、クロム及びその化合物、ダイオキシン類、アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質質量(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)、ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)、窒素含有量、燐含有量、温度、沃素消費量	温度・水素イオン濃度：1日1回以上 生物化学的酸素要求量：14日1回以上 その他の項目又は物質：7日1回以上	温度・水素イオン濃度：1日1回以上 生物化学的酸素要求量：14日1回以上 その他の項目又は物質：7日1回以上
	騒音	敷地境界		4回/年	2回/年
	振動	敷地境界		4回/年	2回/年

悪臭	敷地境界		4回/年	2回/年
	排出口		4回/年	2回/年

※ごみ質調査は、固定価格買い取り制度に対応すること。

2.9 各種基準値を満足できない場合の対応

1) 要監視基準と停止基準

公害防止基準等を満足しているか否かの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。

(1) 対象項目

要監視基準及び停止基準の項目は、排ガスのばいじん、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類を原則とする。

なお、必要に応じて組合と運営事業者の協議により項目を追加する。

(2) 基準値

停止基準の基準値は、第1部第2章第2節における管理基準値とし、要監視基準及び運転基準値は、民間事業者提案による。

なお、運転基準値については、その超過などが発生した場合でも、是正勧告、委託料の減額の対象としない。

物質		運転基準値	要監視基準		停止基準（管理基準値）	
			基準値	判定方法	基準値	判定方法
ばいじん	g/m ³ N			1時間平均値が基準値を超過した場合、本件施設の監視を強化し改善策の検討を開始する。	0.01	1時間平均値が左記の基準値を超過した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
塩化水素	ppm				20	
硫黄酸化物	ppm				20	
窒素酸化物	ppm				80	
一酸化炭素	ppm			瞬間値のピークを極力発生させないように留意する。	100	1時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
					30	4時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	—		定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準を逸脱した場合、直ちに追加計測を実施する。この2回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本件施設の運転を停止する。

※ダイオキシン類の要監視基準は0.05 ng-TEQ/m³N以下とすること。

2) 要監視基準を満足できない場合の復旧作業

要監視基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。

- (1) 再度計測し要監視基準を満足しているかを確認する。
- (2) 基準を満足できない原因を把握し、組合に報告の上、対策を施す。
- (3) 継続して計測を行いながら平常通りの運転状態へ復旧する。一連の結果をとりまとめ、組合に報告する。

3) 停止基準を満足できない場合の復旧作業

停止基準を満足できない場合は、次に示す手順で復旧を行う。なお、長期の停止により処理ができない場合は、運営事業者の責任において他の処理方法を検討すること。

また、周辺住民や関係機関への説明又は組合の左記への説明の同行助言など必要な協力を行うこと。

- (1) プラント設備を即時停止する。
- (2) 基準を満足できない原因を把握する。
- (3) 復旧計画書（復旧期間のごみ処理を含む。）を作成し、組合の了解を得る。
- (4) プラント設備の改善作業を行う。
- (5) 改善作業の終了を報告し組合は検査を行う。
- (6) 試運転を行い、その報告書について組合の了解を得る。
- (7) 継続して計測を行いながら平常通りの運転状態へ復旧する。一連の結果をとりまとめ、組合に報告する。

4) 要監視基準、停止基準以外の性能未達成（事業提案書類未達成を含む。）の場合の復旧作業

要監視基準、停止基準以外の性能未達成の場合は、次に示す手順で復旧を行う。なお、長期の停止により処理ができない場合は、運営事業者の責任において他の処理方法を検討すること。

なお、性能未達成の対象が焼却灰又は飛灰処理物の場合は、組合は引き取らないため、運営事業者の責で再処理等を行うこと。場内での再処理が困難な場合には、運営事業者の責で場外処分を行う。

- (1) 組合の判断によりプラント設備を停止する。
- (2) 停止を行わない場合は、要監視基準を満足できない場合の復旧作業に準ずる。
- (3) 停止を行う場合は、停止基準を満足できない場合の復旧作業に準ずる。

5) 組合の確認

組合は、復旧計画書の承認、試運転報告書の確認等において専門的な知見を有する有識者等にアドバイスを運営事業者の負担で求めることができるものとする。

2.10 設備が故障した場合の修理、調整及び再発防止のための設備更新

1) 設備故障時の原因解明及び対応策検討

運営事業者は、本施設の設備（建屋等を含む。）に故障、不具合等が生じた場合、1次対応を行うとともに、原因の究明に努め、対応策等を検討すること。

2) 再発防止、機能保持のための設備改修・更新

運営事業者は、設備の故障、不具合等の再発防止や機能保持のために、運営事業者の責任において改善計画を作成、提案し、組合の承諾を得ること。

設備の故障、不具合等が運営事業者又は建設請負事業者の責により発生した場合は、運営事業者が自らの責任において建設請負業者と調整し、設備等を改修、更新すること。なお、設備の改修や更新は、組合と十分な調整を行うこと。

3) 組合の確認

組合は、改善計画の承認、試運転報告書の確認等において専門的な知見を有する有識者等にアドバイスを運営事業者の負担で求めることができるものとする。

第3節 用役管理業務

3.1 用役条件

第2部第1章第2節。

3.2 用役の調達・管理

運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、燃料及び薬剤等について本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達する。また、調達した用役を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

3.3 用役の調達費用の負担

運営事業者は、本施設の稼働に必要な用役の調達に関する費用（電気、水道、下水道の基本料金、使用料金等を含む。）を負担すること。

第4節 維持管理業務

運営事業者は、搬入される処理対象物を関係法令、管理基準等を遵守し、適切な処理が行えるよう本施設の基本性能を確保・維持するため、必要となる適切な維持管理業務を行うこと。

4.1 備品・什器・物品の調達・管理

運営事業者は、施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、備品・什器・物品等について本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達する。また、調達した備品・什器・物品を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるように適切に管理する。なお、備

品は組合と協議の上で、リースを可とする。

運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、組合の事務室、更衣室及び休憩室を除く全ての範囲とする。

なお、事業期間終了時にこれら備品類の財産処分については、組合と協議する。ただし、組合は、これらの買取りは予定していない。

4.2 点検・検査

1) 点検・検査計画

運営事業者は、点検・検査計画を本施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように計画すること。（運營業務実施計画書として組合に提出）

- (1) 点検・検査計画は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（各年度、運営・維持管理期間を通じたもの）を作成すること。
- (2) 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し、計画する。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うものとする。

2) 点検・検査の実施

- (1) 点検・検査は点検・検査計画に基づいて実施すること。
- (2) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。
- (3) 組合が指示する場合、速やかに臨時の点検・検査を実施すること。

4.3 修繕・更新

1) 修繕・更新計画

運営事業者は、修繕・更新計画を本施設の運営に極力影響を与えず効率的に実施できるように計画すること。（運營業務実施計画書として組合に提出）

なお、修繕・更新計画は、本施設を 30 年間にわたって使用すること及び事業期間終了時点において、終了後 5 年間は、次期運営事業者が適切な点検、補修等を行いながら使用することが可能な状態で引き渡すことを前提として計画すること。

2) 修繕・更新の実施

- (1) 運営事業者は、点検・検査結果及び補修計画に基づき、本施設の基本性能を確保・維持するために、修繕・更新を行うものとする。
- (2) 修繕・更新に際しては、工事施工計画書を組合に提出し、承諾を得るものとする。
- (3) 運営事業者が行うべき修繕・更新の範囲は以下のとおりである
 - ① 点検・検査結果より、設備の基本性能を確保・維持するための部分取替、調整

② 設備が故障した場合の修理、調整

③ 再発防止のための修理、調整

補修の範囲（参考）

作業区分		概要	作業内容（例）	
補修工事	予防保全	定期的な点検検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう。）	部分的な分解点検検査 給油 調整 部分取替 精度検査 等	
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修理又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が急激に著しく劣化した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

※：表中の業務は、プラント設備、建築設備、土木・建築のいずれにも該当する。

4.4 施設の保全

運営事業者は、本施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うものとする。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うものとする。

4.5 技術革新

運営業務期間中に、プラント設備等の機能が向上となるような技術革新が予想されるため、更新する際に新たな技術を採用することについて、組合及び運営事業者のそれぞれが提案することができるものとし、その技術の採用の可否や費用の負担（増額分は組合の負担）を決定したうえで、更新業務を実施すること。

4.6 精密機能検査

- (1) 運営事業者は、自らの費用負担により、本施設の設備及び機器の機能状況、耐用性等について、3年に1回以上の頻度で、第三者機関による精密機能検査を実施すること。
- (2) 運営事業者は、精密機能検査の終了後、遅滞なく、精密機能検査報告書を作成し、組合に提出すること。
- (3) 運営事業者は、精密機能検査の履歴を運営・維持管理期間中にわたり電子データとして保存

するとともに、本件事業終了後、組合に無償で譲渡するものとする。

- (4) 精密機能検査の結果を踏まえ、運営・維持管理対象施設の基本性能を確保・維持するために必要となる点検・検査計画及び修繕・更新計画の見直しを行うこと。

第5節 余熱利用管理業務

5.1 発電

運営事業者は、処理に伴って発生する余熱により発電を行い、施設の所内で利用するとともに売電を行うこと。

なお、蒸気、電力等による余熱利用の優先順位としては、場内での利用を優先し、余剰電力が発生する場合については、売電を行うことを基本とする。

5.2 電力の取り扱い

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じ、安定した電力の供給を行うため電気事業者と本施設の買電に係る契約を締結する。
- (2) 売電契約は組合が行い、余剰電力の売電収入は組合に属する。(契約先は入札により決定する。)
- (3) 時間帯区分別に電力量が把握できるようにすること。

5.3 場外供給

- (1) 運営事業者は、場外給湯用設備で発生した温水を隣接する山城総合運動公園へ供給するとともに、供給に関わる公園への連絡を行うこと。

第6節 搬出管理業務

6.1 焼却灰、飛灰処理物、金属類等の貯留・保管

- (1) 運営事業者は、本施設より回収される焼却灰、飛灰処理物、金属類を本施設内に貯留・保管するとともに、関係法令、公害防止基準等を満たすことを定期的に確認すること。
- (2) 運営事業者は、本施設に搬入された搬入禁止物を本施設内に貯留・保管すること。
- (3) 運営事業者は、本施設に搬入された廃乾電池、廃蛍光管等を本施設内に貯留・保管すること。

6.2 施設外への搬出

運営事業者は、焼却灰、飛灰処理物、搬入禁止物を組合又は組合が指定する業者に引き渡すものとする。なお、運営事業者は、焼却灰、飛灰処理物、搬入禁止物の積込み作業までを行う。

なお、ストックヤードに貯留されている廃乾電池、金属類、廃蛍光管等の運搬処分は組合が別途委託して実施するが、運営事業者は、積込み作業の補助を行う。

なお、搬出する車両は、計量機で計量後に場外に搬出する。

6.3 搬出物の性状分析

本施設より搬出する焼却灰等の性状について、定期的に分析・管理を行うこと。分析項目・方法・頻度は第4部第2章第2節2.8を参照のこと。

第7節 情報管理業務

7.1 運営記録報告

本施設の運営に関するデータを整理し、日報、月報、年報として取りまとめ、組合に提出する。また、これらの運営記録に関するデータは運営期間中保管すること。

なお、日報、月報、年報には、以下の内容を含めること。詳細は、組合と運営事業者の協議のうえで決定する。

また、運営記録に関するデータの操作、管理に対するセキュリティ保護を行うこと。

(1) 日報（翌営業日に組合に提出）

- ・当該日の業務実施概要

(2) 月報（翌月の営業日10日以内に組合に提出）

- ・受付管理業務報告（搬入量 等）
- ・運転管理業務報告（処理量、搬入管理、搬入物の性状分析、停止作業、運転教育、各種計測結果 等）
- ・用役管理業務報告（電気、水道、燃料、薬品等の使用状況や調達状況 等）
- ・維持管理業務報告（点検・修繕状況、故障記録、備品等の調達 等）
- ・余熱利用管理業務報告（売電量、省エネルギー（消費電力変動） 等）
- ・排出管理業務報告（搬出量、各種計測結果 等）
- ・情報管理業務報告（組合への報告状況、データ保管状況、情報発信 等）
- ・その他業務報告（安全管理及び警備、施設見学対応、清掃 等）

(3) 年報（翌年度5月末以内に組合に提出）

- ・月報の集計（搬入量、処理量、用役量、各種計測結果 等）

※修繕・更新により本施設に変更が生じた場合、建設請負事業者が作成した機器履歴台帳を改訂し、図書類と併せて組合に提出する。

- ・委託業務毎のまとめと考察
- ・運営事業者の経営状況（事業収支）

※公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3ヶ月以内に、監査報告書を提出する。

- ・当初計画との比較

7.2 施設情報管理

- (1) 本施設に関する各種マニュアル、各種計画書、図面、施設台帳等を事業期間にわたり、組合と協議の上適切に管理すること。
- (2) 修繕・更新等により、本施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、各種計画書、図面、施設台帳等を速やかに変更すること。

7.3 その他管理記録報告

- (1) 本施設の設備により管理記録可能な項目、又は運営事業者が自主的に管理記録する項目で、組合が提出を要望するその他の管理記録について、管理記録報告書を作成すること。
- (2) 組合が要望する管理記録に関するデータを運営期間中保管すること。
- (3) 事業期間終了後に、作成した管理記録等は組合に提出すること。

第8節 その他の業務

8.1 情報発信

運営事業者は、運営事業者自身のホームページを開設し、運営期間中これを管理すること。運営事業者は、運営期間を通じて当該ホームページにより、本施設に関する運転データ等を公開すること。なお、公開するデータの詳細は、組合と運営事業者で協議を行い、決定する。

8.2 清掃業務

清掃の範囲は、工場棟内では組合の居室関係を除き、事業者の業務範囲とする。周辺は植栽管理を除き、事業者の業務範囲とする。

本事業範囲内の清掃計画（運営業務実施計画書として組合に提出）を作成し、施設内を清潔に保つこと。特に見学者等の第三者が立入る場所は常に清潔な環境を維持すること。

また、植栽、建設用地内の駐車場、場内道路及び関係する施設の美観及び品位を維持し、周辺環境の向上に貢献すること。

8.3 防災管理

- (1) 消防法等関係法令に基づき、対象施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。
- (2) 整備した防火管理体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合も速やかに組合に報告すること。
- (3) 日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、

本施設の改善を行うこと。

(4) 特にごみピット等については、入念な防火管理を行うこと。

8.4 施設警備・防犯

- (1) 場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 整備した施設警備・防犯体制について組合に報告すること。なお、体制を変更した場合も速やかに組合に報告すること。
- (3) 場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。なお、組合の業務時間外の敷地出入口の警備も含むものとする。
- (4) 運営事業者は、夜間、休日の来訪者について、必要に応じて対応を行う。

8.5 周辺住民への対応

- (1) 運営事業者は、運営期間を通じて、本施設の適切で地域と一体となった運営を行うことにより周辺住民の信頼と理解及び協力が得られるよう努めること。
- (2) 住民等による意見等を運営事業者が受け付けた場合には、速やかに組合に報告し、対応等について組合と協議を行うものとする。

8.6 施設見学者対応

本施設の見学者対応は、組合が実施するが、組合の要請に応じ、積極的に支援すること。なお、施設見学は、本施設稼働開始（現折居清掃工場解体撤去等工事中を含む。）から開始する。

8.7 施設見学以外の住民の施設利用

住民への会議室の貸し出しなど施設見学以外の住民の施設利用の対応は、組合が実施するが、組合の要請に応じ、積極的に支援すること。なお、施設見学以外の住民の施設利用の対応は、本施設稼働開始（現折居清掃工場解体撤去等工事中を含む。）から開始する。

8.8 環境影響評価の事後調査

環境影響評価の事後調査を実施する。調査項目は「大気質」、「騒音」、「景観」、「温室効果ガス」、「廃棄物」を想定するが、実際は環境影響評価書を順守して行うこと。

調査箇所、調査方法は、環境影響評価に基づいて実施すること。

第9節 組合によるモニタリングの実施

9.1 運営状況のモニタリング

組合は、運営事業者による運営業務の状況が、基本契約書、運営業務委託契約書及び本要求水準書に定める要件を満たしていることを確認するために、常時モニタリングを行うので、協力すること。

トラブル発生時は、組合は必要に応じ、関係資料の提供を求める。運営事業者は、組合の要請に対し速やかに対応すること。また、トラブル発生時に組合が立会いを要請した場合には、運営事業者は協力すること。

なお、組合がモニタリングを実施するにあたり、第三者の協力を求める場合がある。

9.2 周辺環境モニタリング

組合は、自らの負担により、必要に応じて本施設の周辺環境モニタリングを行う。運営事業者は、組合が行う周辺環境モニタリングに協力すること。

9.3 組合との定例会議への参加

- (1) 組合は、月報及び年報の確認において、定例会議を開催し、その内容を確認する。運営事業者は定例会議に出席し、資料説明を行うこと。また、運営事業者は当該会議の議事録を作成し、組合に提出すること。定例会議の詳細は、組合と運営事業者で協議を行い、決定する。
- (2) 定例会議は毎月1回の開催を基本とし、組合と運営事業者で協議により開催回数を増減する。
- (3) 定例会議には組合と運営事業者が協議の上、関連する企業、団体、外部有識者等を参加させることができるものとする。

【添付資料一覧】

- 添付資料 1-1 現況実測平面図
- 添付資料 1-2 基準点座標
- 添付資料 2-1 地質調査報告書
- 添付資料 2-2 地質調査巻末添付資料
- 添付資料 3 搬入道路図
- 添付資料 4 工事計画図（想定）
- 添付資料 5 ユーティリティ取り合い点位置図
- 添付資料 6 現折居清掃工場設備概要
- 添付資料 7 搬出入車両寸法調査表
- 添付資料 8 ごみ量・ごみ質の実績